

平成27年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第1号

平成27年6月2日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 3号 平成26年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について
報告第 4号 平成26年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 報告第 5号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6号 平成26年度かすみがうら市土地開発公社事業決算及び清算結了について
- 日程第 4 議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について
- 議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 3号 平成26年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 4号 平成26年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6号 平成26年度かすみがうら市土地開発公社事業決算及び清算結了について
- 日程第 4 議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について
- 議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について
- 追加日程第1 議案第49号 かすみがうら市副市長の選任について

開 会 午前10時00分

○議長(藤井裕一君)

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

ただいまから平成27年かすみがうら市議会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(藤井裕一君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、11番 佐藤文雄君、12番 中根光男君、13番 鈴木良道君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月18日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付をいたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中の所管事務調査として、各常任委員会から調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、順次委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成27年第1回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成27年5月20日に委員会を開催いたしました。

委員会では、1、小学校教育及び中学校教育に関する事項として、かすみがうら地区統合小学校スクールバス運行について、2、福祉行政に関する事項として、平成27年度ひとり親家庭等学習応援事業について、執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。

以上で、文教厚生委員会委員長の報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

次に、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の調査の経過並びに結果につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、平成27年第1回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成27年4月17日に委員会を開催いたしました。

委員会では、商工業の振興に関する事項として、消費喚起プレミアム商品券の発行について執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに請願第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願を受理し、お手元に配付いたしました請願文書表に記載のとおり、所管である文教厚生委員会へ付託いたしましたので、ご報告をいたします。

陳情等3件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんをいただきたいと存じます。

次に、平成27年第1回臨時会並びに第1回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用を願います。

次に、監査委員からの地方自治法第235条の2第3項の規定による平成27年2月から平成27年4月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 報告第3号ないし報告第6号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、報告第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書についてないし報告第6号 平成26年度かすみがうら市土地開発公社事業決算及び清算終了についてまでの4件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました報告第3号から報告第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、報告第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書につきましては、継続費としてお願いしておりました教育費における美並小学校施設統合環境整備事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙の計算書のとおりご報告申し上げます。

次に、報告第4号 平成26年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第5号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、それぞれの会計におきまして別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

次に、報告第6号 平成26年度かすみがうら市土地開発公社事業決算及び清算終了につきましては、かすみがうら市土地開発公社の解散に伴い、その残余財産を出資団体でありますかすみがうら市へ引き渡し、清算が終了いたしましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙事業決算報告書及び清算報告書のとおり報告するものです。

内容といたしましては、平成26年12月12日の解散時には、資産合計1002万2309円、負債合計ゼロ円、差し引き負債資本合計1002万2309円となりました。

この解散時財産が預金で1002万2309円であり、3月時点での精算処理により発生をいたしました残余財産は1003万7554円となりました。

なお、この残余財産につきましては、かすみがうら市土地開発公社定款第25条第2項の規定に基づき、かすみがうら市に3月17日に帰属しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、報告第3号ないし報告第6号の報告を終了いたします。

日程第 4 議案第 4 5 号ないし議案第 4 8 号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定についてないし議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更についてまでの4件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第45号から議案第48号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定につきましては、かすみがうら市総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

次に、議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4095万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ180億4095万4000円とするものです。

次に、議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更につきましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約を変更するに当たり、地方自治法第286条第2項の協議につきまして、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、順次、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案集第7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定につきましては、総合計画の策定に当たりましては、地方自治法の規定の基本構想部分につきまして議会の議決を得ることとし

ておりました。この地方自治法の改正により当該条文が削除をされたため、改正後につきましては、各自治体の判断に委ねられてきたところでもございます。総合計画につきましては、行政運営の総合的な指針でもあり、今後も従来どおり総合計画を策定していくこととして条例を新たに制定するものでございます。

ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ4095万4000円を追加し、総額を180億4095万4000円とするものです。

その中で総務費につきましては、マイナンバー制度の事業推進にかかるシステム改修費用のほか、自治総合センターの宝くじ助成金を受け入れて逆西9区が実施をいたしますコミュニティ事業でもございます。

民生費では、昨年度実施をいたしました臨時福祉給付事業並びに子育て世帯臨時給付事業の確定に伴います返還金の内容でございます。

また、新たな事業といたしまして、ひとり親家庭等学習応援給付に取り組む予算を計上してございます。

商工費につきましては、プレミアム商品券事業を進める中におきまして、茨城県と連携をして進めていきますキッズカード並びにシニアカードの割引等に関する予算を計上してございます。

消防費におきましては、東消防署の空調設備の修繕並びに消防団員の退職にかかわる報償金の予算でございます。

繰越明許につきましては、今年度から2カ年をかけて策定を予定しておりますかすみがうら市総合計画策定にかかわります繰越明許を設定するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

次に、保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定の趣旨をご説明いたします。

介護保険法の改正に伴い、政令及び省令で定める基準に従い、市の条例を改正するものです。

改正の内容につきましては、平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行うことから、保険料軽減の対象者及び軽減幅を定めるため、かすみがうら市介護保険条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行は公布の日からとして、平成27年度以降の保険料からの適用とするものです。

以上、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次に、土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

議案概要書10ページをお願いいたします。

議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更についてご説明をいたします。

本案は、平成27年9月24日、土浦市役所庁舎が土浦市大和町9番1号へ移転することに伴い、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の運営に関する協議書に基づき、組合事務所も同様に移転することから、地方自治法第286条第2項の協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、施行期日につきましては平成27年9月24日でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第45号ないし第48号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の6月8日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時19分

再 開 午前10時20分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

ただいま市長から、議案第49号 かすみがうら市副市長の選任についてが提出されました。

お諮りをいたします。

議案第49号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第49号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

追加日程第 1 議案第49号 かすみがうら市副市長の選任について

○議長（藤井裕一君）

追加日程第1、議案第49号 かすみがうら市副市長の選任についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第49号 かすみがうら市副市長の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、横瀬典生氏をかすみがうら市副市長として選任することについて議会の同意をお願いするものです。

横瀬氏は、行政職員として長年勤務をし、また土浦農業協同組合の常勤監事も経験されるなど、その豊富な行政経験に加え、市政情報にも精通していることから、副市長として最適任者と判断をし、提案をさせていただくものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第49号 かすみがうら市副市長の選任についてご説明をいたします。

本案は、かすみがうら市副市長として横瀬典生氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

任期は本年6月3日から4年間となります。

略歴につきましては、資料を添付させていただきましたので、お目通しをいただきたいと思います。

ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず最初に、3月の定例議会で副市長の提案があるというふうに聞いておりましたが、今回になったということですが、なぜ今回の提案になったのかご説明できますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

前回は適任者が見つからないといいますが、そういった中で、検討中の中で前回は見送りました、今回、横瀬氏が最適任者というようなことでお願いしましたので、そういった形で今回提案するものでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

前の副市長は県からの方でございましたが、県からの打診というのはなかったのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それぞれ適任者、どういった方を選ぶかについては非常に一長一短あるかと思えますけれども、県からにつきましては、今回はございません。打診はいたしませんでした。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

打診はしなかったということですから、前は恐らく県へ打診して副市長に選任したということだと思います。いずれにしても、県とのパイプを強くなるというけれども、結果的には逆に県のパイプから吸い上げられたというような感じを私持っていますが、今回の選任は私もよく知っておる方で、非常に優秀な方だというふうに私思っております。そういう意味では、今回の人選の決定的な理由というのは何かあるのでしょうか。人選でかなり迷ったみたいですが、見送りして今回に至った決定的な理由についてお答えできましたらお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

やっぱり先ほど説明申し上げましたように、行政経験が長いということの中で、これまでの行政経験を私も以前見ておまして、判断力であるとか、それから非常に情報量であるとか、それから人格的な人間性であるとか、そういった総合的な判断の中で今回最適ではないかということで、私は今回提案をさせていただきました。

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第49号については、先例及び会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は人事案件でありますので、先例により討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りをいたします。

議案第49号 かすみがうら市副市長の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第49号 かすみがうら市副市長の選任については、これに同意することに決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日6月3日、定刻より一般質問を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時30分

平成27年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

平成27年6月3日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 櫻井繁行 議員
- (2) 川村成二 議員
- (3) 宮嶋謙 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 櫻井繁行 議員
- (2) 川村成二 議員
- (3) 宮嶋謙 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	櫻井繁行	1. 地方創生について
		2. 公共交通について
		3. 防災無線の整備・運用について
(2)	川村成二	1. 介護保険制度の周知を積極的に取り組むことについて
		2. サイクリング環境の整備と魅力発信について
		3. 市街地における子育て・教育環境の充実策について
(3)	宮嶋謙	1. 果樹生産および販売促進のための「フルーツ外交」について
		2. 総額132億円のごみ処理場新設計画について
		3. 市内防犯灯6,000余基のLED化について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に先立ち、出席説明員の紹介をいたします。

本日、横瀬典生副市長が就任をされましたので、ご紹介を申し上げます。

横瀬副市長。

○副市長（横瀬典生君）

改めまして、ご苦勞さまでございます。おはようございます。

それで、ただいまご案内いただきました横瀬でございます。ご挨拶を申し上げます。

昨日、議会においてご同意を賜りまして、本日、朝の9時、坪井市長から辞令をいただきました。

副市長の辞令をいただいて初めて感じているところでございまして、この後、たくさんの困難が待ち受けているとは思いますが、皆様のご協力で何かとそれらを解決していきたいというふうに思っているところでございます。

特に坪井市長が掲げる政策について、私の役割としては、補佐をして、その実行について、あるいは課題について洗い出しながら遂行をしていくという役回りだというふうに感じております。その実行のためには、市民の皆さんを初め、そして議員の皆様、そして、さらに関係者の皆様の

さらなるご指導、ご支援、ご協力がなければ成果として成り立ってこないというふうに思うものでございます。何とぞ、これからの市政の全般についてご協力とご支援を賜りたく、この席をおかりしてお願い申し上げます、甚だ粗辞ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞ今後よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

(拍手する者あり)

○議長（藤井裕一君）

ありがとうございました。

横瀬典生副市長におきましては、市長からの出席報告により、本日から議会へ出席することとなりますので、ご承知おき願います。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、5月14日の議会運営委員会において決定したとおり、一部事務組合に関する質問はできないことになっていることから、市の一般事務の範囲を超えないように注意して質問することを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をされるようお願いをいたします。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

1番 櫻井繁行君。

[1番 櫻井繁行君登壇]

○1番（櫻井繁行君）

皆様、改めましておはようございます。櫻井繁行でございます。

私は、このかすみがうら市平成27年第2回の定例会において、初めてこうして市議会議員として一般質問をさせていただき、そのような場を設けさせていただきました。こういう機会を与えていただきまして、まずは先輩諸兄の議員の皆様方、そして同期議員の皆様方に改めて感謝、御礼を申し上げますとともに、常日ごろご支援をいただいている市民の皆様方、また、きょうはこうしたお足元の悪い中、多くのご支援、ご協力いただいている皆様方に傍聴にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。重ねて厚く御礼を申し上げます。

今後、若さと情熱、そして気概と覚悟を持って地域発展の一助を担わせていただきたいと思います。また、高校1年の娘、中学校1年の息子がいる、そんな親世代、責任世代として

の感性も忘れることなく今後とも邁進をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、改めまして一般質問通告に沿って私から質問をさせていただきます。

まず最初に、地方創生についてお伺いをさせていただきます。

安倍総理は、「豊かで明るく元気な地方の創生」を最重要課題とし、人口減少や地域経済の活性化に取り組む、いわゆるまち・ひと・しごと創生本部を設置し、長期ビジョンと総合戦略を取りまとめております。国と地方が一体となって人口減少を抑え、地域活性化の実現を図るための地方支援策を含めた諸政策でございます。

先週、私は、日本自治創造学会の議員研修に参加をさせていただきましたが、その中での、地方創生をテーマにした講演、ディスカッションが行われておりました。量より質が問われる時代、自治体独自の創意工夫が必要である、自治体みずからが情報を取りに行くことが大切である、そのような議論がなされました。そして、地方創生特区に指定をされた3区域の事例も紹介をされておりました。

地方創生特区に指定をされているのは、秋田県の仙北市、宮城県の仙台市、愛知県、この日本では3カ所でございます。秋田県の仙北市に至っては、人口2万7000人の市でございます。改めて、自治体みずからが情報を取りに行く、そのような重要性を感じずにはいられませんでした。

当市においても、第1回定例会において坪井市長よりお示しいただいた施政方針の中に、「ピンチをチャンスに変える」「自治体主導の成長戦略」と記載されておりますが、まさにそのものが地方創生であり、現在スピード感を持ってかすみがうら市の地の利、アイデンティティーを生かした施策の取りまとめを進めていると聞いております。この事業は、市民の皆様、そして行政、議会と一体となり、まさに協働で取り組んでいかなければならない施策であると私自身考えております。

そこで、坪井市長にお伺いをさせていただきます。

1つ目に、坪井市政の掲げる地方創生の概要、取り組みについてお伺いをします。

2つ目に、かすみがうら市は、つくば銀行、JTB関東、市観光協会の3者と市の地方振興に関する協定を締結いたしました。地域活性化等具体的な取り組みをお伺いします。

3つ目に、この協定により今後期待される効果についてお伺いをさせていただきます。

次に、2点目の市の公共交通対策についてお伺いをいたします。

近年、乗客数の減少により公共交通機関が路線を廃止するなどの事態に陥っております。特に、厚生労働省が毎年発表する合計特殊出生率も1.4%台と、理想、目標としている2.08%にはまだまだほど遠く、今日の少子高齢社会が進む中では、交通弱者の移動手段として交通形態の重要性がますます問われるところでもあります。よって、市民の移動手段を確保することが極めて重要であると考えております。これまで市では、コミュニティバスを運行し、コミュニティバスがカバーできない地域についてはデマンドタクシーを運行するなど、市民生活の利便性の向上に努めてきたところであります。

そこで、1つ目に、これまでの公共交通であるコミュニティバスやデマンドタクシーの運行実績を踏まえ、これまで5カ年の公共交通事業をどう検証するのか、お伺いをさせていただきます。

次に、今年度の公共交通会議の予算の中には、公共交通の連携計画の策定予算が盛り込まれて

いるという説明がございましたが、当市の場合、霞ヶ浦地区については、行方市から土浦駅までの国道354号線を通る路線、千代田地区については、国道6号線の石岡駅から土浦駅の路線、石岡市柿岡から中志筑を經由して土浦駅までの路線、同じく石岡市柿岡から石岡駅までの路線が現在構築をされております。しかし、この路線では、残念ながら多くの乗客が見込めるまでには至らず、JR神立駅を中心として来年3月に移転、開院するおおつ野地区の土浦協同病院の路線と、両庁舎間、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎でございますが、それを結ぶ路線があれば乗客が見込め、市民にとって大変利便性が向上するものと考えております。

そこで、2番目に、今後の神立駅を中心とした公共交通計画についてどのように考えるか、お伺いをさせていただきます。

先ほど質問の中にも触れさせていただきましたが、全国的にも乗客数の減少により路線バスの縮小や廃止となった路線が多数あり、公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあると認識しております。しかしながら、少子高齢社会の進展により、ますます公共交通の必要性は高まってくるものと思われまます。そこで、3つ目に、かすみがうら市における今後の公共交通のあり方について、公共交通連携計画をどのような考えを持って策定をしていくのか、お伺いをさせていただきます。

続いて、3点目の防災行政無線の整備・運用についてお伺いをさせていただきます。

未曾有の大震災である東日本大震災から4年余りが経過をいたしました。昨年8月には、広島県で発生をした集中豪雨による大規模土砂災害、そして、ここ最近では震度5強の地震など、私たちが経験をしたことのない大きな被害が、異常気象、また竜巻、突風、そのようなことが全国各地で起こっております。

災害が起きたとき、市民の皆様が一番必要とするものは正確な情報であります。何が起きたのか、規模はどの程度か、どこに避難をすればよいのかなど、情報を迅速かつ的確に伝達することが重要であります。

そこで、まず1つ目に整備状況についてですが、霞ヶ浦地区に続き、千代田地区においても防災行政無線が整備をされましたが、現在どのような整備状況となっているのかお伺いをいたします。

続いて、2番目に、現在の運行状況について、防災行政無線の放送内容についてはどのような基準となっているのか、また災害時の情報伝達手段としてどのように位置づけられているのかをお伺いをさせていただきます。

そして、最後に3番目、今後の整備計画として、かすみがうら市総合計画実施計画の中で防災無線整備計画事業を位置づけておられますが、その内容についてお伺いをさせていただきたいと考えております。

以上、私からの1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

櫻井議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、地方創生の概要と取り組みにつきましてのご質問にお答えいたします。

地方創生とは、東京一極集中を是正し、地方における安定的な雇用を創出し、地方へ人の流れをつくることで、将来にわたりまして活力ある社会の形成を維持していくことを目的としております。

本市の現在の取り組みといたしましては、庁内におきまして、私を本部長とした本部会議、そして市職員による専門部会を開催、また、市民や職員からの施策のアイデアを募集しているところでございます。

そして、これらの提案につきましては、さまざまな見地から意見・助言をもらうこととして、5月に有識者会議を立ち上げ、現在、第1回目の開催に向けまして準備を進めているところでございます。

これからの作業といたしましては、本市が取り組むべき課題の整理を行い、今後5カ年の目標や基本的な方向、そしてアイデアを盛り込んだ具体的な施策をまとめ、戦略の策定へと進めてまいります。特に、本市といたしましては、より暮らしやすいまちづくりを目指していく中で、空き家の有効活用などを含めた移住・定住の促進、そして、6次産業化を含めた地場産業の活性化による雇用の創出を進めていきたいと考えておるところであります。

次に、1点目2番、市の地域振興に関する協定について、1点目3番、協定に期待される効果及び2点目1番、これまで5カ年の公共交通の検証について、同じく2番、今後の神立駅を中心とした公共交通計画につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目3番、かすみがうら市におけます公共交通のあり方についてお答えをいたします。

人口減少・少子高齢化によります社会構造の変化によりまして、公共交通の果たす役割はさらに重要性が増すものと考えております。

本市の公共交通は、路線バス、乗り合いタクシーによって、通勤通学や買い物、通院など、市民の暮らしに欠くことのできない交通手段となっております。しかし、現状では市民ニーズに十分に応え切れていない部分もあり、幾つかの課題があることも認識をいたしております。本年度中に策定を予定しております「地域公共交通網形成計画」では、こうした課題解決を含め、土浦協同病院や土浦市内の高校などを経由する広域バス路線の拡充や新規路線の計画、さらには、デマンドタクシーを効果的に運行するための調査検証を行い、利便性・効率性の高い公共交通体系を確立していくこととしております。

公共交通の維持は交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくりを初めとするさまざまな分野に影響をもたらすものでありまして、それらの求められる役割を十分認識をしながら取り組んでまいります。

次の、3点目、防災無線の整備・運用につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

1点目2番、筑波銀行、JTB関東、市観光協会の3者と「市の地域振興に関する協定」、また、地域活性化等具体的な取り組みとあわせ、1点目3番の協定による今後期待される効果については関連をいたしますので、一括してお答えをさせていただきます。

4者の協定につきましては、それぞれが保有する資源や情報を有効に活用するという事で、本市の交流人口の増加あるいは観光振興、そして地元製品の消費拡大など地域の活性化につながる有効な手段でもあるというふうに考えております。また、地域の発展及び振興を図っていくという目的をいたしまして、4月2日にこの協定を締結しているところでもございます。

また、本市においては、地方創生における先行型事業をいたしまして、空き家の有効活用による移住・定住を目的とした空き家バンク制度を利用した方に対し、リフォームの補助制度を始めております。そして、筑波銀行におきましては、この補助制度にあわせて低利な融資の制度を創設していただいているところでもございます。

このほか、JTB関東や市観光協会と密な連携をとっていくということは、本市の観光あるいは地場産業を広くPRし、交流人口の拡大を図っていく上で大変重要なものであるというふうに考えております。具体的な施策につきましてはこれからとはなりますが、これら協定締結によるさまざまな取り組みが相乗効果として、地方創生の目的でもあります将来にわたって活力ある社会の形成の維持、さらには本市への移住・定住や地域の活性化に寄与できるものと大きく期待をしているところでもございます。

2点目、公共交通につきましてお答えをいたします。

まず1番、これまでの5カ年の公共交通の検証についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本市の公共交通につきましては、市民の移動ニーズに配慮し、民間の既存バス路線を補いながら地域を効率的に網羅できるよう努めてまいりました。

平成21年3月に霞ヶ浦地区の民間路線バスが廃止され、暫定的な代替交通として乗り合いタクシーの運行を開始してございます。平成22年10月からは、デマンド型乗り合いタクシーへとサービスを拡充させ現在に至っているところでもございます。その結果、利用者も年々増加傾向にあり、移動手段を持たない交通弱者に配慮をしたサービスとして、市全域に浸透をしているというところでもございます。

一方、バス路線につきましては、平成22年度から、地域公共交通総合連携計画に基づき、これまで運行をしておりましたコミュニティバスを廃止し、あじさい館と土浦駅を結ぶシャトルバスと観光シャトルバスを導入いたしました。これらにつきましては、平成22年度から23年度の実証実験で運行を終了し、平成24年6月からは、玉造駅から土浦駅を結ぶ霞ヶ浦広域バスの運行を開始したところでもございます。この広域バスは、国の支援及び沿線自治体の補助により運営を行っており、平成26年度の利用実績は1日当たり約70人まで伸びている状況でもあります。

このように、地域公共交通総合連携計画をもとに有用な改善方策を見出しながら計画を推進してきたところですが、社会情勢の変化に伴い公共交通への市民ニーズは高まっておりますが、今後、この5カ年の実績と成果あるいは課題をさらに検証をした上で、市民の皆さんの移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に2番、今後の神立駅を中心とした公共交通計画につきまして、どのように考えるかという

ご質問でございます。JR神立駅は、乗降者数が1日平均約1万1000人となり、市民の主要な駅となる存在でもございます。神立駅を起点とした市全域の運行系統が乏しい状況にある中で、また、駅前開発が進んでおります。神立駅を核とした地域振興がますます重要になってございます。駅を利用する通勤・通学者を初め、来訪者の移動手段を確保する交通網整備は不可欠であるというふうにご考えてございます。

平成28年度からを計画期間とする「地域公共交通網形成計画」におきまして、こうした神立駅の重要性を考慮しながら、土浦市とも連携を図りながら、計画を策定してまいりたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

櫻井議員の質問にお答えをいたします。

3点目1番、防災行政無線の整備状況についてお答えをいたします。

東日本大震災の際、千代田地区への情報提供に課題を残したことから、市では、新たな災害に備えるため、千代田地区への防災行政無線設備の整備を進めてきたところでございます。

整備におきましては、平成23年度に、霞ヶ浦庁舎親局装置より発信されるアナログ波をデジタル波に変換し再送信する中継装置及び無線装置の整備を行っております。また、避難所等の建物内での情報受信に必要な戸別受信機30台の整備も行っております。平成24年度からは、3カ年での屋外拡声子局の整備を進めております。1年目は、避難所等の敷地に親局装置と相互連絡可能なアンサーバック機能つき屋外拡声子局を21基整備し、2年目には、屋外拡声子局26基、3年目には、屋外拡声子局46基を整備しております。平成26年度で全ての工事が完了いたしまして、現在千代田地区には、デジタル波に対応する屋外拡声子局93基と戸別受信機30台が設置され、平成27年3月より各種情報の放送を開始したところでございます。また、霞ヶ浦地区には、アナログ波に対応する屋外拡声子局115基と戸別受信機38台を整備しております。

3点目2番、現在の運用状況についてお答えをいたします。

防災行政無線の放送につきましては、市防災行政無線運用マニュアルに基づき、定時放送と臨時放送の2種類の放送を行っております。

定時放送につきましては、子局の動作確認のため、千代田地区では、毎日午後5時にメロディーを放送しております。霞ヶ浦地区では、これまでの経過を踏まえまして、毎日午前6時、午前11時30分、午後5時の3回、メロディーを放送しております。朝の放送につきましては、10月から3月は冬時間とし、午前6時の放送を30分遅い午前6時30分に変更しております。

臨時放送につきましては、災害情報や火災情報、市民の人命にかかわる緊急情報などを24時間対応で放送しております。主な放送内容といたしましては、地震情報、特別警報情報、警報情報、事故状況情報、火災情報、行方不明情報、断水情報、停電情報等となっております。

また、災害時の情報伝達手段としての位置づけにつきましては、市地域防災計画におきまして、災害時の市民への主要な伝達手段として位置づけをしております。ただし、屋外放送の性格上、気象や地形などの条件によりまして聞き取りづらい場合も想定をされますので、通話料無料の防

災無線テレフォンサービスを導入するとともに、市のメールやツイッターなど、多様な情報伝達手段を活用することといたしております。

3点目3番、今後の整備計画についてお答えをいたします。千代田地区のデジタル防災行政無線整備に引き続き、今後は霞ヶ浦地区のアナログ防災行政無線設備をデジタル防災行政無線設備へ更新してまいりたいと考えております。

霞ヶ浦地区のアナログ防災行政無線設備につきましては、防衛省の補助制度を活用して、昭和58年度に整備をいたしまして、平成14年度に放送機器の更新を行ってきたところでございます。しかしながら、屋外拡声子局の支柱や基礎は整備当初のままでありまして、整備から30年以上が経過をし、老朽化による安全性の低下を来しております。

かすみがうら市総合計画実施計画では、平成28年度に実施設計を行い、平成29年度から平成32年度までの4カ年計画で、親局、子局115基、戸別受信機38台の更新を図りたいと考えているところでございます。この更新には相当の事業費が見込まれておりますので、防衛省補助の活用等、有効財源の確保と事業費の縮減などを行いながら、可能な限り早い時期に整備ができますように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

それでは、私から2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、地方創生についてでございますが、私も商工会青年部、また青年会議所という青年団体を通して地域のまちづくりを勉強させていただきました。その中で、この地方創生は国の地方に対するあり方が大きく変わってくるように思っております。国が直接、地方、地域にてこ入れをしていく、直接支援をしていくということでございますが、私は今まで以上に地域間の格差が出てくるのではないかと思っております。いわゆるやる気のある、実行力のある自治体については積極的にこれから国は支援をしていく、そして、地方が成長をする活力を取り戻して地域の誇りを再考する。さらに、人口減少を克服し、住民が安心して働き、希望どおりに結婚をし、子育てができて、地方に人の流れを創出する、つまり交流人口を上げていくということでございますが、このような形がこれまでの政策とは違うところであると考えております。

そういった中で、坪井市長は、スピード感を持って多様な施策を進められておりますが、新たな次の一手といたしますか、次の施策を打って出る必要があるのではないかと私は思っております。市長として、今現在どのようなお考えをお持ちなのか、またどのような構想をお持ちなのか、お伺いさせていただければと思っております。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、櫻井議員の私の次の施策といたしますか、地方創生に向けました考え方につきましてのご質問でありますので、お答えしたいと思います。

まず、櫻井議員には、以前から青年会議所等を通しまして大変なる活躍をいただいております。

て、大変敬意を申し上げたいと思います。

現在の総合戦略につきましては、基礎的な作業に向けましての準備中でございます。そういう中で、具体的なことにつきましては十分に納得のいく答えはできませんけれども、この動きしっかりと捉えまして、地方、市の重点施策としてやっていきたいという、そういう思いで今進めているところであります。

先ほど議員からもご指摘がありましたように、国の考え方も、単なるばらまきではなくて、それぞれのアイデア、あるいはまた、やる気、志、そういった自治体に国が支援していくという、そういう考えでありますので、私もその気持ちで、日本一強い気持ちを持って頑張っていきたいと思っておりますので、いろんな意味でご支援とご指導を賜りますことをお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

それでは、再度質問をさせていただきます。

4月の統一地方選挙において、その中でも大きな論点となったところでございます地域創生でございますが、私は地方を創生する、再生をするのではなく創生をする、すなわち新しいものを生み出す、新しいものをつくり出すということだと思っております。これがやっぱり再生とは格段に違うところであり、それがすなわち創生であるというふうな認識を私はしております。

この地方創生に関しましては、市民の皆様方も非常に興味を持っておられると思っております。市民の皆様方への周知、さらには市民の皆様方からの事業の提案等、アイデアの募集等、そのようなことは市としてどのようにお考えになっているのか、まずは伺いさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいま、櫻井議員のほうからご質問がありました。いかにその市民の皆さんの関心度を高めていくかという点でもございます。また、地方創生の考え方等についてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどの質問にありましたように、地方創生につきましては、いかにその人口減少をこの維持をしていくかというところが一つ大きな点でもございます。また、その地域に人の流れをつくっていくということが2番目でもございます。今のご質問にありましたように、再生ではなくて新しいものを生み出す、つくるというようなご指摘をいただいたところでもありますが、そういう点においては、私も市民の皆さんに大変こう、関心度が高い事業の一つではなかろうかというふうには思っております。そういう点も踏まえながら、いかにその情報を伝えることができるか、要するに、その伝えるだけではだめだと、伝える方法をどうするかという点に今一番頭を、一番その課題を克服していきたいというようなことでもございます。そういう点を配慮しながら、市民の皆さんにこの事業のあり方、創生の目的というものを周知してまいりたいというふうに考えてございます。

また、1点、市民の皆さんからの事業の推進のアイデア等につきましては、ある一定のルール、要望ではなくて、いろんなその市民の皆さんが持っている関心、あるいはアイデア等がございます。そういうものも、ルールをつくりながら受けとめてまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

現在、地方創生ということで、新聞の紙面を、近隣市町村のほうでも、まち・ひと・しごとの創生本部というものを立ち上げて、さきに、つくばみらい市であったか、ちょっと市町村は忘れましたが、市民の意見を吸い上げて、その市民の皆様が行政の執行部、また議員、また有識者に対しましてプレゼンテーションを行っている、具体的にもうそのような市町村も出てきているのが事実でございます。ぜひともこの機会をピンチをチャンスに変えるような、そのスピード感を持って行っていただきたいというふうに思っております。そして、ぜひとも、行政サイドから見た市民協働にならないように、ぜひとも市民の皆様アイデアをしっかりと醸成をし、地方創生につなげていただければと考えております。

次に、2点目でございますが、筑波銀行とJTB関東、また市観光協会の地域振興に関する協定について再質問をさせていただきます。先ほど公室長から、この協定による取り組みと期待される効果について答弁をいただきましたが、その中で市の特産品、その販路拡大についての取り組み、そのようなことにつきまして詳しくご答弁をいただければと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいま、先般の地域振興協定についてのご質問でもございます。いかにその販路の拡大についてというご質問をいただきました。

現在、協定締結による販路拡大策につきましては、筑波銀行等が提携をしている地方銀行のいろんなその提携銀行といえますか、そういう協定を結んでいる銀行との中で地域産品を対象とした企画商談会、いわゆるそのバイヤーが入ってきて、それで、それぞれのその地域の特産品を買い受けるというような商談会でもございます。既にこれまで2回ほどこの企画商談会に参加をさせていただいて、1区画こうブースを出展しながら、地域のそれぞれのその季節に合った特産品あるいは加工品を出展をした経緯がございます。これは、市が市のPRを含めて、いかにそのかすみがうら市を情報発信していくかという点が大きな目的でもあり、また、その中で地域産品が取り上げられればそれにこしたことはないというような、まずはその第1段階は進めてきたということでもございます。これらにより、大手スーパーマーケットと契約農家が出ているというのは現状でもございます。市産品の単品契約を市内の農家の方が既に契約しているということでもございますので、そういう点では大きな効果があらわれてきているという考えはございます。

今後もしろんなその、やっぱり企画商談会あるいはブースを設けて出展をするということは、

先ほど議員のほうからもご指摘がありましたように、いかにその情報発信を市がやっていくんだという気概を持って今後も対応させていただければという考えでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

先ほど公室長のほうからご答弁をいただきましたが、とりわけ、かすみがうら市というよりもこの茨城県、また茨城県内の市町村も含めて、全国に対してのPR、それは観光も含めてかもしれませんが、それが特段、僕から見ると非常に下手くそといたしますか、せっかくいいものがあるのに要はそのセールスポイントをうまくアピールができていないというのは、これは茨城県全体の問題かもしれませんが、ぜひとも、かすみがうら市が先頭を切って、有効なPR、また地域産品のPRをしていっていただきたいというふうに思っておりますし、この協定を締結したということでは、先ほどご答弁いただいたところから感じますと、大きな効果というか、成果が上がっているというところは、私から評価をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、個人農家の方々だけでは、まだまだ適切な6次産業化による地域の雇用の創出、また市全体の販路の拡大、そして拡充には至っていない、そのようには言えないというふうに思っておりますが、このあたりのお考えについてお伺いさせていただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

確かに議員のご指摘のとおり、個人の農家だけの契約という点では、当面その第1段階の評価をいただこうというようなことでもございます。やはり、今後は市全体として、この市の産品等をどういうふうに販路を拡大していくかということは重要な施策であるというふうに考えております。

市長の公約の中にも、6次産業の実現化という点があります。また、地方創生の目的の一つは、やはり農業振興あるいは6次産業の拡大という点が大きな目的の一つでありますので、さらに本市の向かうべき方向性をきちっと地方創生の中でも議論をしながら見出していければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

6次産業化という言葉も最近紙面、またメディア等で騒がれておるといふか、にぎわっているところでございますが、きのうの新聞でしたか、6次産業化について重要なことは、地域資源をよそ者目線によそ者の視点で見ることが必要であるとも言われております。地域資源を最大限PRをする機会を今後も多くつくっていただければと思っております。

それでは、その次に、もう一つ協定を結んだJTB関東との関係についてはいかがですか。こちらもお伺いをさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

JTB関東につきましては、ご承知のとおり日本を代表する旅行業者でございます。また、そういう点では、いろいろなその観光あるいは旅行等に関する情報は、大きな情報源を持っているというようなことでもあります。

一つには、旅行情報誌といわれる「るるぶ」の出版というものがあるかなというふうに思います。これまでさきに協定を結んでいる例えば石岡市であっても、「るるぶ」の発行等をしてございます。そういう本市の観光、特にこれからの観光情報といった点、あるいはそれを市外、あるいは首都圏の方々にいかに情報発信をしていくかという点が大きな有効な手段でもあるという考えでもございます。

既に今年度補正予算でご承知をいただきましたように、サイクリング事業の観光スポットの実証実験というものも既に事業化に入っております。1年をかけて市内の観光拠点を検証しながら、それをさらにJTBのほうで情報発信をしていただくと、1人でも多くの方にかすみがうら市へ訪れていただくという点を重点的に取り組んでまいりたいという考えでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

今、公室長から「るるぶ」というご答弁がありました。僕は先週の週末、ちょっと大洗のほうに研修というか、視察に行ってきたんですけども、やっぱりその「るるぶ」をつくっておいりました。こちら1ページ目に、こう、大洗町長のご挨拶が入っていて、それは先ほどご答弁でもあったように、石岡市、また多分龍ヶ崎市なんかでもさきにこの「るるぶ」を活用した事業のPR等が行われているようでございますが、この大洗につきましては、復興支援にかかわる総括的提携協定に基づいて、大洗町、また大洗観光協会、そしてJTB関東、そして筑波銀行によって制作をされているようでございますが、このような近隣市町村といえますか、県内のモデルケースなんかもしっかりとよく見ていただいて、有効に活用していただければというふうに思っております。

まさに今、地方創生とは、先ほど何度もお話出ておりますが、地域に雇用を生み出して人口の流出を避ける、そして地域の、地域地域の地の利といえますか、持ち味を生かしてまちづくりを行っていき、交流人口を増加させ、定住人口の増加につなげていく、そのようなことであると考えております。まさに共に働く協働のまちづくりを構築するためにも、施政方針のほうでも坪井市長も挙げられておりますが、ぜひスピード感を大事に取り組んでいただければというふうに思っております。

次に移らせていただきます。

公共交通対策についてでございますが、やはり高齢社会を迎えた中でいかに高齢の方々の外出をする機会をつくっていくか、また、これにより介護を必要とする方々を抑えていく、少なくしていくという施策も必要かと私は思っております。先ほど市長より、今年度策定をする「地域公共交通網形成計画」の中で課題解決も含めた新たな公共交通の再編を調査、検証していくという

ようなご答弁がございましたが、具体的に再度どのようなものを行っていくのかということをお聞かせ願えればと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど来、現在の公共交通のあり方、また進め方、これについてご答弁をさせていただきました。

先ほど議員の質問の中にもありましたように、現在の路線等を質問の中でも問われておりましたけれども、その運行路線以外の、例えば時間外あるいは運行路線以外の部分につきましては、現在、デマンドタクシーで対応しているということをご承知かと思っております。また、そのデマンドタクシーの利用もふえているという現状でもございます。その中で、現路線の拡充をしていくには、やはり公共交通会議の中で大きな議論をしていかなければならないと、これは重々ご承知かと思いますが、やはり公共交通を拡大していくということについては、やはり限りある財源がございますので、その財源を生かしながらいかにその公共交通を進めるか、交通弱者と言われる方の交通手段を確保していくということでもございます。ある程度その利用者の方には時間等も踏まえた中でご理解をいただかなければならない考えでもございますが、今後の公共交通会議の議論、あるいは行方市、あるいは土浦市ともお互いに連携を図りながら、ひとつの公共交通形成計画というものをつくっていきたいというふうに考えてございます。

また、先ほど来協同病院のお話が出ておりますが、路線的には民間バスが運行するというようなお話も聞いております。この民間バスの営業といいますか、そこをやっぱり支障を来すようではいけませんので、その辺との調整を図りながら、新たな路線をこの計画の中で策定をしていくということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

デマンドタクシー等をよく有効活用をして、運行距離の増加等もしっかりと見込めると思いますので、その点もよく考慮をして、近隣市町村とも連携をとっていただけて行っていただきたいというふうに思っております。先ほど来の答弁でもございますが、少子高齢化が進む今だからこそ、交通弱者と言われる方々へのきめ細かいケアが僕は必要だと思っております。

また、公室長の答弁の中にごございましたが、神立駅を起点とした周辺の運行系統が乏しい現状にあるのは事実であると認識を私もしております。神立駅周辺には高校を含めて、そのような子どもたちの交通の流れもございます。また、皆さんもご存じだと思いますが、常磐線も3月14日に東京駅、品川駅に乗り入れが開始をされました。そして、ご答弁にもありましたように、来年3月には、おおつ野地区に協同病院が移設、開設をいたします。神立駅周辺の運行系統の拡大、そして拡充が必要不可欠であると私は考えます。ぜひとも市として、子どもに優しい、そして市民に優しい、そのような交通形態を構築していただきますよう、私から強く要望をさせていただきます。

それでは、次に、防災無線について再度お伺いをさせていただきます。

部長のご答弁の中で、かすみがうら市内の整備状況についてご答弁がございましたが、現在千代田地区にデジタル波で93基ですね。そして、霞ヶ浦地区にアナログ波にて115基設置をしてあるとございましたが、今後両地区において、これは、かすみがうら市全域でお考えをいただいて結構でございますが、その防災無線の拡大と申しますか、設置拡大、そのご予定はあるのか、まずお伺いさせていただきたいと思っております。それと追記をして、戸別受信機についてでございますが、千代田地区には30、そして霞ヶ浦地区には38基と設備をされているというご答弁がございましたが、具体的にどのような場所に設備をされているのか、一緒にお伺いをさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

現状では、設置をしてございます防災行政無線の子局数で十分に両地区を網羅しているというふうに考えているところでございますけれども、新たな住宅の建設等による居住地域の拡大ですとか、諸条件の変化により聞き取りづらくなった地域からの要望等も考慮をいたしまして、検討をしていきたいと考えております。

また、霞ヶ浦地区で計画をしておりますデジタル化に向けた防災行政無線設備の更新時には、音響調査を再度行いまして、難聴地区がないように必要に応じて子局数の増設も含め整備手法を検討していきたいと考えてございます。

また、戸別受信機につきましては、避難所や避難場所のほか、土砂災害警戒区域の指定を受けている行政区の区長のお宅にも設置をしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

ご答弁いただきましたが、現在かすみがうら市全域では、防災無線がそれでは208基、そして戸別受信機は区長宅等を含めて68基設備をされているということでございますが、やはりこれだけの情報網で全ての市民の皆様方に迅速に、そして正確な情報が伝わるのかというところはまだまだ不安が残るところであると思っております。ぜひとも、さらに、日々時代が変化をしますので、再度検討をしながら進めさせていただければというふうに思っております。

次に、先ほど部長の答弁でもございましたが、屋外放送の性格上……。すみません、その前にもう1個だけ、運用状況の質問をお聞きしますが、東日本大震災が4年前、3.11ございました。この当時の防災無線の運用状況、まずはお伺いをさせていただきます。

私の認識ですと、その発生当時は多くの地域によって大きな停電が起り、非常に生活も不便を感じたところでございますが、その停電のときの運用状況、停電のときの対応なども含めてご答弁をいただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

東日本大震災時の運用でございますけれども、当時は霞ヶ浦地区においては防災行政無線が整備をされておりましたが、J-A L E R Tが運用前でありましたことから緊急地震速報等の放送は行っておりません。したがって、当時の放送内容といたしましては、飲用水の配給のお知らせや計画停電のお知らせを放送した経緯がございます。

また、千代田地区では未整備でしたので、同様の情報については広報車を活用した周知を行っておりました。現在はJ-A L E R Tが整備をされておりますので、県南地区で震度5弱以上の地震が予測された場合については、緊急地震速報が自動放送される設定としてございます。

次に、停電時の対応でございますけれども、停電時においては5分の放送で55分待機、このような使用方法で24時間放送することが可能となっております。この5分の放送時間を短縮するなど、使用方法を変更することで数日間は使用可能な状況であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

先ほど部長の答弁のほうにもございましたが、屋外放送の性格上、地形、そして気象の変化により情報が聞きづらいところ、またそういう地域があるという声は、そういう生の声を私も市民の皆様からお伺いしております。そこで、改めてもう一度、聞きづらい場所等への市としての対応をお伺いします。

また、先ほどの話の中で、定時放送については千代田地区と、そして霞ヶ浦地区において現在異なった放送が流れているという答弁がございましたが、今後、定時放送の運用について、この霞ヶ浦地区、千代田地区の統一をするようなお考えがあるのか、この辺2点をお伺いさせていただければと思っております。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

聞き取りづらい地域に対する対応でございますけれども、こちらは業者による保守点検を行ってございまして、その中で音響の状況を確認いたしまして、もしハード的な問題がありましたら、そのような対応をするなど検討をしております。

また、それとあわせて、通話料無料の防災無線テレフォンサービスのご利用もご案内をしております。防災無線テレフォンサービスにつきましては、今後とも広報誌やホームページ等でも周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、定時放送の運用でございますけれども、先ほど来申し上げましたように、千代田地区と霞ヶ浦地区で放送の時間帯が違うというふうな状況もございます。これまでは慣例を踏まえまして運用をしておりましたが、昨年度の千代田地区の供用開始以来、市民の皆様から運用の統一を図ってみてはというような意見も頂戴をしております。先日の区長会の総会の際にも、いろいろ

ご相談を申し上げたところでもございます。今後とも、そのような意見を検討させていただいて、協議をしていきたいというふうに考えてございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。約10分間の休憩とします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時15分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番 櫻井繁行君。

○1 番（櫻井繁行君）

ありがとうございます。それでは、再開をさせていただきます。

部長のご答弁の中でもございましたとおり、ぜひ、住民からの要望を待つのではなくて、定期的に、職員みずからその聞きづらい場所等をしっかりと巡回していただいて、地域地域にしっかりと足を運び現状を確認する、そのような作業を怠らないようにしていただきたいと思っております。

続いて、昨今多発しておる農機具、そして建設重機、また自動車等の盗難、そして、にせ電話詐欺に関する被害防止対策、また、お悔やみの連絡を霞ヶ浦地区においては行っていたということをも市民の皆様方からお伺いをさせていただきました。今後、防災無線行政としてどのような対応をしていくのかということをお伺いさせていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

運用方法についてのお尋ねでございますけれども、盗難ですとか詐欺の被害防止対策、またお悔やみの連絡等ということでございますけれども、このお悔やみ放送につきましては、以前霞ヶ浦地区において行っていたところでございますけれども、負のイメージが強いというようなことで忌避する意見も寄せられておりました。そういった中、お悔やみ情報の新聞への掲載が普及をいたしまして確認が容易であること、また、近隣の土浦市においても平成23年3月に廃止にした経緯があることなどを踏まえまして、本市においても平成24年6月29日をもって廃止をさせていただいたところでございます。

このような経過を踏まえまして、また盗難や詐欺の被害防止対策への対応も含めまして、放送がうるさいというような苦情もございますので、そういった苦情にも配慮をしつつ、関係機関などとも協議しながら慎重に検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

1 番 櫻井繁行君。

○1 番（櫻井繁行君）

きょうの茨城新聞の記事にもありましたけれども、にせ電話詐欺の被害が土浦市でもあったと

いうこと、これは電子マネーを使った被害が未然に防げたというところでしたが、連日のように紙面では、にせ電話詐欺に関する事件の内容が目飛び込んでまいります。そういった事件、重機等の盗難を未然に防ぐというためにも、ぜひ防災行政無線を有効に活用していただければと思っております。

最後に、今後の整備計画についてでございますが、霞ヶ浦地区において平成32年度までにデジタル防災行政無線への更新をしていくということがございましたが、総事業費についてまずお伺いさせていただきます。

そして、防衛省の補助金等の制度を活用をしていくということがございましたが、そちらの進捗状況についてもお伺いをさせていただければと思っております。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

総事業費のお尋ねでございますが、約8億円というふうに見込んでございます。

また、補助制度の活用、その進捗状況ということでございますけれども、霞ヶ浦地区の機器の更新に活用できる補助制度といたしましては、防衛省所管の民生安定施設整備事業がございます。こちらは、補助率は10分の7.5ということで、大変有利な補助制度であると考えてございます。現在、平成28年度百里基地周辺無線放送施設設置助成事業ということで、予算の概算要求の資料を防衛省北関東防衛局に提出をしているところでございます。7月には、北関東防衛局長への陳情も予定をしておりますので、議会におかれましてもご理解とご協力を賜りたいと考えております。よろしくお祈りをいたします。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

今の総事業費についてですが、約8億円ということでございます。防衛省の補助金を10分の7.5、実質市の予算支出に関しましては2億円程度になるというふうに思っております。しかし、デジタル無線になればノイズ等が減少をし、情報等も聞きやすくなるというメリットも市民の皆様方にはあると思っております。ぜひとも霞ヶ浦地区においても、早急に整備がされることを強く望んでおります。

私も25歳のときに消防団に入団をして、本年15年目を迎えます。これまで火災現場、そして台風等の自然災害に直面するたびに災害の恐ろしさ、そして自然の驚異を実感しております。であるからこそ、できる準備を怠ってはいけなないのであらうと私は考えております。

また、防災無線のテレフォンサービス、市のメール、ツイッターなどのSNSを活用して情報提供をしていくというご答弁がございましたが、このような媒体を活用してしっかりと情報提供をしていくということでございますが、広く全ての年層、年代の市民の皆様方に周知徹底をしていただければと思っております。

かすみがうら市のスローガンには、「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」とございます。また、坪井市長の施政方針の中では、上杉鷹山の「為せば成る、為さねば成らぬ

何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」という言葉を引用されておりました。なし遂げようという強い意志を持って行動すれば、何事も達成に向かうという意味合いがあると私は解釈をしております。これからは強い信念を持ち、今の時代にしっかりとリンクをした強くしなやかなかすみがうら市をつくる、創生をしていかなければなりません。また、そのような時代のターニングポイントに来ていると私は実感をしております。私自身も、この住み暮らす、愛してやまないかすみがうら市の地域発展の一助を今後も担わせていただきたいと思います。また、そして、この地域に対し誠実に、そして真摯に向き合うことをこの場でお誓い申し上げるとともに、本日もこうしてこの時間を共有させていただいた全ての皆様に感謝御礼を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時25分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
続いて、発言を許します。
5番 川村成二君。

[5番 川村成二君登壇]

○5番（川村成二君）

まず初めに、横瀬氏の副市長就任を心より歓迎いたします。緊張された中で厳しさが伝わることが挨拶でしたが、かすみがうら市の発展に寄与できるチャンスを得られたことを前向きに捉えていただき、活躍されることを期待しております。私も精いっぱい協力させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成27年第2回定例会に当たり、既に通告の内容に従い一般質問をさせていただきます。

1番目に、介護保険制度の周知を積極的に取り組むことについて、2点お伺いをいたします。

かすみがうら市内の病院ではありませんが、当市に隣接する土浦市神立東の日立製作所が開設しています土浦診療健診センタから、介護保険制度等への対応についてアドバイスがございました。

土浦診療健診センタは、内科、外科、小児科など総合病院に近い施設を有し多くのかすみがうら市民の方が利用しています。中でも内科におきましては、かすみがうら市民の受診比率は約55%と高く、一月当たり約1,200名の方が受診されているようです。

そうした受診者の中には、症状の経過等により今後介護が必要になる危険性のある方々も見受けられることから、患者さんが居住されている各自治体の介護制度などを早い段階から理解され、早期に適切な対応ができれば、重症化を未然に防ぐことも可能ではないかと、病院関係者の方々は感じていたということです。

そうしたことを思案している中で、その対応策の一つに、対象となる患者さんは、多くは決められた曜日に集中して診察に来られるので、そのタイミングに行政が市民の相談に応じる臨時相談窓口を病院内に開設してはどうかとのアイデアを思いつきました。そこで病院の関係者は、かすみがうら市や土浦市の行政へ、そのアイデアを実現できないかと、相談の電話を入れたそうです。

土浦市では、電話で丁寧な対応をしていただき、後に打ち合わせをする機会が設けられたとのことでしたが、かすみがうら市は、電話で概要を聞いた段階で、マンパワー不足で対応できないと打ち合わせを行う姿勢すら示すことなく話を終わらせたとのことでした。病院と一緒に頑張って市民のためにできることはないか、真剣に検討してからでも断ることはできたと思います。このような対応のまま終わるのは大変残念なことです。今回の病院のアイデアについて、検討できないか質問に取り上げました。

病院側が提案しているのは、病院内に行政の臨時窓口を開設してほしいというものですが、毎日や一日中など長時間の開設ではなく、受診者が多い曜日に数時間程度の短時間だけ臨時窓口を設け、病院に来られた市民の方が気軽に自分が住む地域の介護制度等について相談に応じていただきたいというものです。包括支援センター等へ法令に準拠した人を配置することも当然ですが、介護制度等の広報の周知に人力を生かすことも大切であり、そうしたことが医療費軽減につながるものと考えます。

こうしたことから、1点目に、介護が必要になる危険性のある方々が事前に介護保険制度を知り、理解することは、早期介入で重症化を防ぎ、医療費の低減につながると考えます。市民が多く訪れる市内外の病院に臨時窓口を開設することについて、対応する考えはないのかお伺いいたします。

もう一つ、土浦診療健診センタから提案がございました。それは、近隣自治体から介護制度等について情報提供してほしいというものでした。

介護制度に関しては、ことしが3年に一度の介護保険料の改正の時期に当たることから、平成27年度版の「介護サービスマップ」や「介護保険の手引」など新しい資料が作成されました。こうした新規に資料作成するタイミングに合わせ、有効活用のため視野を広げて積極的に周知に努めていただきたいと願うわけですが、周知の仕方を調べてみましたが、おおむね問い合わせや相談を待つ、従来どおりの受け身の対応で、行政から足を運んで積極的に市民や病院等へ行動するなどの新しい取り組みは、残念ながら見受けられませんでした。

土浦診療健診センタの提案のように、病院サイドでも近隣自治体の介護制度等について説明を聞きたい、また資料を病院に配置することなどを求めているということがわかりました。比較的多くの市民の方が行くであろう近隣市の病院等にも、当市の介護制度や医療制度の関連資料の説明を適宜行うことや、広報資料を定期的に配布することも必要と思います。

そこで基本に戻り、介護制度等の広報の周知のあり方はどのようにあるべきかを考えていただき、改善に努めていただきたいとの思いから、2点目に、当市の介護制度を市内外の病院等まで広範囲に周知すべきと考えますが、広報のあり方についてどのように考えているのかお伺いいたします。

続いて、2番目にサイクリング環境の整備と魅力発信について、2点お伺いいたします。

茨城県のサイクリング環境の取り組みについては、県の5月号広報誌に「日本一のサイクリング環境を目指して」と題し、筑波山や霞ヶ浦などの恵まれた自然環境を生かし、ハード面とソフト面の整備を総合的に実施していくことが掲載されていましたので、多くの方は既にご承知のことと思います。

そして、かすみがうら市では、5月7日にかすみがうら市、土浦市、行方市、潮来市の4市で構成され、坪井市長が会長を務めます「霞ヶ浦大規模自転車道建設促進期成同盟会」の2015年度総会が開かれ、「土浦市と潮来市を結ぶ霞ヶ浦北岸を走る霞ヶ浦自転車道、約40キロの早期整備を目指す話し合いが行われた」という記事が5月8日付常陽新聞の記事に掲載されていましたので、一部の方は知ることができたと思いますが、茨城県のサイクリング環境整備の取り組みにかすみがうら市がどのようにかかわり、市の事業計画として具体的にどのように取り組んでいるかが、広く市民へ知らされていないのが現状ではないかと思えます。

かすみがうら市では、2012年から自転車耐久レースとして「かすみがうらエンデューロ」を市の独自企画で開催し、年々参加者がふえ盛況な大会となっており、サイクリング熱も盛り上がりサイクリストがかすみがうら市を訪れる機会がふえています。県を挙げてのサイクリング環境の整備に取り組むことで、多くのサイクリストがかすみがうら市を知り、訪れることになれば新たな観光事業ともなります。

そこで、1点目に、日本一のサイクリング環境を目指す茨城県に相呼応し、本市を含めた4市で取り組んでいる「霞ヶ浦大規模自転車道建設促進期成同盟会」の取り組み状況と今後の見通しについてお伺いします。

続いて、本市独自のイベントで年々盛況になっています自転車耐久レース「かすみがうらエンデューロ」についてお伺いいたします。

坪井市長の施政方針並びに茨城新聞にも掲載されました当市の今年度の予算特集記事にも、「かすみがうらエンデューロ」についてイベント内容の充実やサイクリングのメッカとして地域の魅力を発信していきますと強くアピールしていることから、新たな方策を実施する行政の積極的な取り組みに大きな期待をしているところです。

現在は、ことし10月の開催に向け綿密な計画が立案され、考え方が整理されてきた時期ではないかと思えますので、2点目に、4回目を迎えるサイクルフェスタ「かすみがうらエンデューロ」のイベント内容のさらなる充実策と魅力発信策について、どのように取り組むのかお伺いいたします。

続いて、3番目は、市街地における子育て・教育環境の充実策について、2点お伺いいたします。

かすみがうら市全域では人口減少傾向ではありますが、住宅が密集する市街地においては、新たな宅地造成が進み人口が増加している傾向にあります。特に下稲吉地区では、平成16年から平成26年の10年間の推移を見ますと、世帯数では633世帯増、約23%増となっており、人口では1,118人増、約15%も人口はふえています。このように人口増加傾向にある市街地の市民の方から、子育てや教育環境の充実策の一つとして図書館の改善を求める声がありました。

当市の図書館は、あじさい館にある本館図書館と千代田分館図書館があります。市街地の市民から聞こえてくる声は、距離的に近い位置にある千代田分館図書館の改善を求めるものです。

図書館の現状を私なりに分析してみました。平成26年3月31日時点の蔵書数は、あじさい館本館の約10万冊に対し千代田分館は約3万冊と3割程度の少ない数となっており、図書の貸し出し数を平成15年度から平成25年度までの10年間の推移で比較してみますと、あじさい館本館図書館の貸し出し数は6,000冊ふえ、約8万2000冊にまで伸びています。しかし、千代田分館は、貸し出し数は3,500冊減少し、5,700冊程度の水準にまで下がっており、減少率は約40%にもなっています。さらに図書館の入館者数にあっては、あじさい館本館は人数カウントし状況把握していますが、千代田分館にあっては人数把握すらしていないが実情です。当然ながら本の種類にも大きな差があり、図書館自体の広さ、テーブルや椅子の数など読書環境についても大きな格差があることは皆様ご承知のとおりです。この状況を見ると、千代田分館図書館の閉鎖も視野に入れているのではないかと疑問に思ってしまう。

しかし、当市の総合計画には、生涯学習の充実策の一つとして市立図書館の貸し出し場所の拡大、利用拡大、蔵書の充実をうたっています。先ほど申し上げました図書館の利用状況の推移や市の実態データの把握の仕方などを見る限り、千代田分館図書館の拡充はほど遠く、言い換えれば「眼中にない」のではないかと思えてなりません。市立図書館のあるべき姿をどのように描き、千代田分館図書館を今後どのように拡充していこうとしているのか、その方向性は今後の市街地の市民イメージにも大きな影響を及ぼすだけでなく、新たな転入者を拒む要因にもなりかねないと不安になります。

そこで、1点目に、下稲吉中学校区内の周辺は人口増加傾向にあり、教育環境の充実を求める声がありました。その一方策として、千代田分館図書館の整備拡充について、どのような考えを持っているのかお伺いいたします。

続いての質問ですが、市街地における宅地造成の状況については、行政は十分に把握され、認識されているものと思います。そこで、防災という面で市街地を考察した場合、避難所とは異なり避難場所の確保は市街地のエリア配置を早い段階で計画し、まちづくりを進めていくことが求められます。そうした防災面での避難場所としての公園設置も、人口増加する市街地においては必要なことと考えています。

かすみがうら市総合計画には、計画的な土地利用の推進施策として、「住宅地については、周辺の住宅開発計画との調整を図り、快適性や防災機能を充実させながら、良好な生活環境の維持と居住環境の創出に努める」と書かれており、また、公園や緑地の施策では、「都市化の進む中で、うるおいと安らぎを与える空間として、自然環境が残る良好な緑地を積極的に保全します」とうたっています。

また、総合計画には、公園・緑地の目標値が記載されています。内容は、市全体で平成22年度末現在市民1人当たり8.3平米の実績を平成28年度には8.5平米にするとしています。市の都市公園に関する条例では、市全体で市民1人当たり10平米以上を標準とすると明記されていることと比較しても、不十分な状況にあると言えます。

さらに、都市公園に関する市の条例には、市街地に対する基準も明記されています。市街地における都市公園の基準は、市民1人当たり5平米以上としています。その実績値及び目標値は総合計画には明記されておりません。そこで現状を調査したところ、市街地における都市公園の面積は、市民1人当たり1平米未満であることがわかりました。条例の基準5平米以上を大幅に

下回っている水準であることから、市街地において市民が公園設置を切望する感性は至極当然と言えます。

東日本大震災を経験して、現在の避難所や避難場所の配置で十分なのか、避難経路は効果的に確保されているのかなど、市街地の人口増に耐え得る環境整備については、市の総合計画の中の重要課題として常日ごろから念頭に置き、熟慮断行する時期を模索することが必要です。さらには、住宅が密集する市街地における公園は、良好な都市環境、安全性を向上させ災害から市民を守り、市民の活動の場、憩いの場を形成し、豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠であり、このことは、現在全庁を挙げて取り組む地方創生の総合戦略事業にもつながるものと考えます。

そうしたことから、2点目に子育て環境の充実策として、市街地に小さな子どもから高齢者まで三世代が憩うことのできる公園が必要と考えます。市街地における公園の必要性について、どのように考えているのかお伺いします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

川村議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、臨時窓口につきまして、同じく2番、介護保険にかかわる広報のあり方につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目1番、霞ヶ浦大規模自転車道建設促進期成同盟会の取り組み状況と今後の見通しにつきまして、お答えいたします。

この同盟会につきましては、平成11年に設立をされまして、現在、土浦市、行方市、潮来市及び本市で構成されておりまして、霞ヶ浦沿岸の自転車道建設促進に向けました要望活動や自転車道のPR等を行っている団体でございます。具体的な活動内容につきましては、建設主体であります茨城県への陳情活動の実施、自転車道のパンフレットを作成し、PR・周知活動を行うほか、先進事例の調査研究を行っているところであります。

茨城県におきましては、つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道を含む霞ヶ浦湖岸の道路を一体的なものとして、総延長約180キロのサイクリングロードを設定するなど、総合的な整備に取り組んでいるところあります。

また、県の平成26年度の補正予算におきまして、地方創生先行事業として休憩施設の整備、それから案内標識の設置などが措置をされまして、サイクリング環境の充実に取り組んでいるところであります。

今後についても、4市で連携を図りながら、整備促進につきまして関係機関に働きかけるとともに、本市におきましても、霞ヶ浦の魅力発信と、全国有数のサイクリング環境を生かしながら、地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

次の、2点目2番、「かすみがうらエンデューロ」のイベント内容の充実化と魅力発信策につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目1番、図書館千代田分館の整備拡充につきましては教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の、3点目2番、子育て環境の充実策の市街地におけます公園の必要性につきましてお答えいたします。

現在、市街化区域には5施設の街区公園（都市公園）と38の開発公園が存在をしまして、その合計面積は2万6000平米となっております。市街化区域内人口がおおむね1万9700人であることから、1人当たりいたしますと1.3平米となりまして、これは都市公園法で定める市街化区域におけます面積基準1人当たり5平米を満たしていない状況でございます。

ご質問の公園の必要性につきましては、市の総合計画や都市計画マスタープランにおいても憩いの場、コミュニティ形成の場として公園の整備を進めることとしていることや、都市公園法において都市公園の分布の均衡を図りながら、かつ防火避難等災害時防止等に資することを目的に整備を図ることとされていることから、現在事業を進めています。神立停車場線、駅前区画整理地域等を中心にしまして、人口の集中化が予測されますので、その周辺への整備の必要性は十分に認識をいたしているところでございます。

その一方、「公共施設等マネジメント計画」の基本計画が示されまして、本計画における公園につきましては、維持管理費の縮減を図り、利用実態に合わせました適正配置を現在検討していることから、今後、これらの検討結果を見定め、既存の公園施設の取り扱いも含め、子どもから高齢者までが集える公園整備を市の施策として検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

川村議員さんの1点目、「介護保険制度の周知を積極的に取り組むことについて」のご質問にお答えをいたします。

まず、1番の「市内外病院への臨時窓口の開設について」ですが、介護保険制度の周知につきましては、介護予防の推進はもちろんのこと、医療費の軽減にもつながるものとして、重要なことと認識をしているところでございます。

また、地域包括支援センターの事業としまして、毎年、65歳になる方を対象に、また、3年に一度は65歳以上の方を対象にしたチェックリスト方式による二次予防事業対象者、いわゆる要支援・要介護に陥るリスクの高い方を把握し、チェック方式の調査により実施し、その対象者に健康教室や介護予防教室の参加を呼びかけるなど、介護予防等の啓発に努めているところでもあります。

ご質問にある電話対応の件につきましては、ご相談をいただいた方がご指摘のようにとられた対応に対しまして、おわびを申し上げます。今後はそのようなことがないように、指導等を徹底してまいりたいと思います。改めて、そのご意向等を確認させていただき、その必要性等につきまして調査を進めたいと考えております。

いずれにいたしましても、臨時窓口の開設につきましては、他の医療機関等との関係、さらに

は行政の体制等、さまざまな課題も想定されますので、臨時窓口の開設だけにとらわれず、市民の方はもとより関係機関等への周知の強化について、今後の課題とさせていただければと思います。

次に、2番、「広報誌のあり方について」でございますが、介護保険制度の周知につきましても、65歳を迎えられた方への介護保険証送付時に小冊子の介護保険ハンドブックを同封しているほか、介護保険の手引冊子、また介護サービス等の提供事業所のわかるマップなどを作成し、その活用により、わかりやすい介護相談等に努めているところでございます。

ご指摘の市内外の病院等への広範囲の周知につきましても、現在は実施していないのが実情でございます。既存資料等を活用した周知等について、検討をしてみたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目2番の4回目を迎えるサイクルフェスタ「かすみがうらエンデューロ」のイベント内容のさらなる充実策と魅力発信策についてお答えいたします。

ご質問の「かすみがうらエンデューロ」については、ご存じのとおり、本市の恵まれた自然環境やすぐれた特産品を全国に向けて発信しようと自転車ブームの追い風に乗って、全国の方々を対象とした自転車レースを展開するもので、多くのサイクリストや観戦客が来場しております。参加選手は初年度が756名、25年度が976名、26年度が1,301名で半数以上が県外からの参加となり、年々増加傾向でございます。また、同時開催する霞ヶ浦まるごとグルメフェスは、霞ヶ浦周辺自治体からえりすぐりの名物が売り出され、大会の魅力を高める企画として、本市はもとより霞ヶ浦周辺地域のPRにも大きく貢献しております。

このように、参加したサイクリストから好評を得ている「かすみがうらエンデューロ」ですが、さらなる充実策としましては、前回、市民の皆様にもレースを体感してほしいとの思いから、気軽に参加できる「ママチャリCUP」を地元参加枠として10組限定で企画したところ、大変好評だったことから、第4回大会においても枠数をふやし、市民参加型のサイクルイベントとして盛り上げていきたいと考えています。

また、盛大に大会を開催するために他のサイクルイベントの会場や関東近郊の自転車ショップ等にチラシを設置してきましたが、今年度は、4月に市の地域振興に関する協定を結んだ株式会社JTB関東の店舗や近隣の大型スポーツ店、水郷筑波サイクリングコース沿いにある自転車サポートステーション等にもチラシを設置し、新たな参加者層を募り、多くの観戦客が来場してくださるよう努めたいと考えております。

「かすみがうらエンデューロ」は、自然豊かな湖沿いを爽快な気分で景観を楽しみながら走ることができ、また、地元の魅力ある食資源を活用したグルメフェスを同時開催することによって本市の魅力を十分に堪能していただけることから、観光事業の目玉として位置づけ、観光の発展につなげていきたいと考えておりますので、どうぞご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、川村議員の3点目、「市街地における子育て・教育環境の充実策について」の1番「下稲吉中学校区周辺は人口増加傾向にあり教育環境の充実を求める声がある。その一方策として、図書館千代田分館の整備拡充について伺う」、こちらにつきましてお答えをいたします。

ご承知のとおり、合併特例債を活用しまして、千代田地区にも図書館をという計画がございまして、それを踏まえた平成18年度策定、総合計画の前期計画では、「市民の生涯学習・交流の拠点として図書館・市民交流施設の整備・検討を進めます」という施策が記載されておりました。その後、千代田地区の図書館・市民交流施設の計画が凍結されたことから、平成23年度策定の後期計画におきまして、「図書館千代田分館においては、ミニ文庫を継続して行い、図書館の利用促進を図ります」と変更された経緯がございまして。

現在は、その後期計画の施策に従いまして、本市の図書館業務は、あじさい館内の市立図書館と千代田公民館内の市立図書館千代田分館、そして、働く女性の家と下稲吉郵便局に設置されております2つのミニ文庫で運営をしておる状況でございます。図書館担当課といたしましては、今年度は図書整理日を定期的に設けるようにしたり、ブックスタート事業を地区ごとに行うようにしたりして、ミニ文庫の箇所数をふやす可能性を探るなど、小さなところからではございますが、サービス向上のためのソフト的な拡充を図っております。

しかしながら、川村議員ご指摘のとおり、あじさい館内の図書館と比較した場合、千代田分館の施設内容はもちろん十分であるとは言えず、担当課といたしましては、ファシリティマネジメントを生かしての既存施設の空きスペース有効活用や、次期総合計画の際の位置づけなどについて、今後関係部署と協議を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の介護保険制度の周知を積極的に取り組むことについての1点目ですが、病院からの電話に対して簡単な形で断ってしまったということについては、反省の弁もありましたし、指導してまいりたいという話がありました。その後、その意向を確認させていただき調査を進めたいという答弁でございました。このことは、土浦診療健診センタへ出向いて話を聞いて、それに対して十分な検討を進めていくという答弁と捉えてよろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんご指摘のとおり捉えていただいて結構でございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

今回のこの病院の提案といいますか、話を聞いて、私なりにまた介護の周知の仕方、行政がどのように取り組んでいるかということ調べたところ、やはり市民、そして病院や介護施設、そういう施設、それと行政、この3つがうまくつながらなければいけないのかなと感じたところです。ところが、行政と病院は全くのつながりがなかったということがはっきりしました。

かすみがうらいいき長寿プランというのが策定されて、発行されています。この中にその地域包括ケアシステムの姿ということで、こういうイメージ図が載っております。この中には、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防等あるんですが、行政というのは見えないんですね。こういうことからしても、これは厚労省の資料から持ってきているんですが、トップダウンでやることはやる、やっているからいいよというふうに、こう、どうしても見えてしまうんですね。ですから、かすみがうら市として、ある意味医療過疎に近い、入院施設がない。病院はありません、かすみがうら市には。そういう地域の特性をちゃんと把握して、行政としてこう、できることは何かということを検討していくことが必要ではないのかなということで、改めてこの病院からの意見というのは非常にプラスになることだと思うのですが、部長としてはいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんご指摘のとおりと考えます。今後、ますます医療機関、介護施設との連携を図る事業が推進されていく中では、大変重要なものと捉えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひ、考え方を改めて取り組んでいただきたいんですが、1回目の答弁の中に、要支援、要介護に陥るリスクの高い方の把握をチェックの方式により調査をしていると、アンケートに近い形でやっているということなんですが、そのチェックシートを私、見せていただきました。ところが、このチェックシートはその病院、例えばかかりつけ医はありますかだとか、どのような病院に行っていますかと、その病院に関するチェックがないんですよ。そうすると、市民の方はどの

ような形で自分のその医療に関する意識を持っているかというのがつかめないのではないかなという気がしました。ですので、やっぱりこのチェック項目も、もう少し内容を見直すことも今回の病院の指摘を受けて考えるべきかなと思います、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんからご指摘をいただいた内容の調査項目が25項目ほど挙げてございます。これにつきましては平成25年度より、そういうふうな記録をデータ化してございますので、今後もデータ化をしていくという捉え方の中では、議員さんご指摘のように、その調査の内容についても見直し、検討を行った上で今後進めていきたいというようなことで考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひ進めていただきたいんですが、そのデータ化を進めているということで確認をしたいのですが、この調査によって健康教室、介護予防教室の参加を呼びかけているということですが、このアンケートは記名式で誰が書いたというのがわかるはずですね。そうすると、経過観察をすることができると思うんですよ。「予防教室に行ってください」と声をかけたけれども、教室に行ったのか、行った方はどういう経過をたどって健康を維持されているのか、あるいは悪くなって介護が必要になったのか、そういうその経過観察ができると思うんですが、そういうところまでのフォロー、確認等はそのデータベースを活用して行っているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在は、そのようなことは行っておりません。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

午前中の櫻井議員の質問に対して公室長は、情報発信ということを盛んに発言されていましたが、やはり情報発信するためには、情報がなければ発信できないんですね。せっかくアンケートで集めたデータ、情報をやはり管理して運用しなければ、結局毎年ゼロにリセットされてしまう。それは非常にもったいない話ですので、ぜひそのデータのあり方、活用の仕方も部内で協議していただいて、改善して行っていただきたい。ですので、病院に今度出向いて聞いた話も、今度はほかの病院に対してもアプローチをしていただいて、情報収集を積極的に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そのように今後進めてまいりたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それでは、1点目の2番、広報のあり方についてですが、部長の答弁の最後は検討してまいりたいということで、ちょっと前向きではないなというふうに捉えてしまいます。ぜひ、まずは土浦健診センタに行くときに広報資料も一緒に持って行って、全てを見ていただいて、向こうが必要なものを判断するというのも必要ですので、情報提供をぜひやっていただきたいと思います。それは大丈夫でしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんご指摘の件につきましては、現在3種類のハンドブック等がございますので、これらに記載している内容で診療所側で求めているものが記載等がされていればよろしいかと思うんですが、それ以外のものについては、また改めての検討をさせていただいて、広く広報に努めてまいればというようなことで思っているところです。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それで、私も今回、広報資料をいろいろこう、集めてみました。1点、この「介護保険ハンドブック」という、こういう冊子があるんですが、これは65歳になられた方へ介護保険証の送付と同時に一緒に送ると。その介護保険証のサイズに合わせているということなんですが、見るからにちっちゃいですよね。65歳の方ですよね。今は、年齢的には、こう、精神年齢も含めて若くなってはいますが、これは余りにもこう小さくて、とても家庭で保存するような保存版とは言いがたい気がするんですよ。こういうのも、もっと市民目線に立って、家に保存できるような、誰でも、高齢者が見ても見られるようなハンドブックにすべきだと思うんですが、これについては、なぜこのようなサイズで終始こう行われているんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

当初の始まりについてはちょっと承知していない部分がございますが、その新たに保険証を発行するに当たりまして、介護保険についての制度を知るためのきっかけづくりというようなことで捉えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひ改善していただきたいと思います。

それから、介護保険料については、40歳以上が支出しているわけですよね。ということは、多くの市民の方は介護制度に何らかでかかわっているということになりますので、やはり市内全家

庭に介護はこんなものだよというのがわかるような資料をこう、配布すべきだと思うんですけども、現在のその介護、この資料は全戸配布のものは一つもないですよ。その辺は全戸配布する考えはないのか、今後検討していきたいということなのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今後、全戸配布に向けた検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

あと1点、ちょっとこれは、こういう場で言うていいのか、ちょっと考えたんですが、介護保険料が今年度改定になりましたね。3年に一度。ところが、かすみがうら市のホームページに記載されているパンフレットは、前のままなんです。まだ変わっていないんですよ。もう6月です。これは誰が管理するのかわかりませんが、その制度改正にあわせてこういう資料がつくられたら、市のホームページは真っ先にチェックして、改善すべきものだと思います。これは答弁は要りませんが、ぜひ確認していただいて改善をしてください。よろしくお願いします。

続いて、サイクリング環境の整備と魅力発信についてお伺いします。

市長答弁で、同盟会は要望する側だという話がございます。ですが、どの程度まで進捗されているのか、進捗度合ですね。100%完了するのはいつなのか。その辺は何か、その概略でもよろしいんですが、現在は何%まで工事が進んでいて、残りはいつまでにやる予定だというのがわかりましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えいたします。

霞ヶ浦自転車道期成同盟会につきましては、先ほど市長から答弁がありましたように、県が整備を進め、その利活用については構成市のほうでいろいろなその活用方策をつくりながら取り組んでいるというようなところでもございます。今現在、川村議員さんのほうからご指摘がありました、その、どのぐらいの延長という点につきましては、総延長を140キロにしていきたいと。霞ヶ浦沿岸から、さらに土浦から桜川、真壁までの40キロをつけ加えた中での総延長を140キロにしたいというような状況でもございます。場所によっては、まだ土浦地内においては、道路との平面交差、一般道との平面交差等も整備をしているという状況でもあります。その辺の整備に、何年度を目標にということはある現在のところ数字は持っておりませんが、構成市の要望といたしましても、県のほうには早期完了の整備を求めて、いろいろその要望等、陳情等を行っているというような状況でもございます。詳しい総延長につきましては、後ほどまた、ご案内をさせていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

そうしますと、その180キロというサイクリングロード、これは道路としてはつながっているけれども、サイクリング道路として適している部分が140キロぐらいしかない。残り40キロを改善が必要だということなんでしょうか。それとも、新たにサイクリング道路をつくって180キロにするということなんでしょうか。その辺が今の話ではちょっとよくわかりませんが、よろしくお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

再度お答えをいたします。

現在のかすみがうら市沿岸の総延長距離が140キロでございます。訂正させていただきます。

土浦からさらにその真壁地区までが40キロということで、総延長180キロのこの霞ヶ浦の西、湖岸一周りんりん道路というものを整備をしていくということでもございます。

それから、その整備につきましては、霞ヶ浦から土浦駅を抜けた道路、それで、新治地区のそのりんりん道路へ向かうところがまだ一部未整備ということでもありますので、ここの部分は早期完成を目指して、構成市ともあわせて要望活動を行っているというところでもございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

要望活動をすることもいいんですが、かすみがうら市としては、地域環境を生かしてサイクリングのメッカにするという市長の方針もございます。かすみがうら市独自でそのサイクリング環境の整備に寄与できる独自の方策というのも一部、市長答弁にもございましたが、それをさらに積極的にこう、市がやっていくというその計画はほかにあるんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど、市の取り組みといたしましては、「かすみがうらエンデューロ」というような、ことし4回目の大会を迎えるということでもございます。また、別な視点、例えば観光交流人口の拡大、あるいはその市との都市間との交流人口の拡大点ということにつきましては、先ほど櫻井議員さんのほうにもお答えをしたとおり、市内の観光拠点、例えば季節季節ごとの観光の拠点をレンタサイクルで結ぶような、そういう利活用の仕方を考えながら市の交流人口というものを拡大していければなというふうには考えております。まだ、実証実験に入ったばかりなものですから、今年度中にその検証結果が出て、来年度からはその進め方ができればというふうには考えております。

また、市以外、例えば構成市としても、先般、しまなみ海道、これは日本一と言われる愛媛県から広島尾道までの自転車道ですが、これは日本一と言われております。そういうところにも県の担当職員、あるいは構成市の担当職員が視察研修を行いまして、どういふその利活用を進めていくかということについての視察研修を行っております。そういったものを取り入れながら、こ

のかすみがうら自転車道、本市の利活用等についてもいろいろ考えていければというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

かすみがうら市の広報誌5月号に、その「日本一のサイクリング環境を目指して」という記事が載っております。この地図を見る限り、かすみがうら市内におけるサイクルステーションあるいは休憩所、トイレが非常に少ないんですね。ですので、かすみがうら市独自でできるものはあると思いますので、それはそれで積極的にやっていくということも一つの方策かなと思います。

そこで、今年度は坪井市長が同盟会の会長ということでございますので、もう少しそのPR活動を積極的にやっていただきたいなど。要は、何をやっているのかわからない、今後どうなるのか、どのような姿になるのか、青写真もよく見えないので、例えば同じような同盟会、これは国道6号バイパス、これはしっかりしたこういう広報誌を発行して計画を表に出しております。これと同じような形でも結構ですので、市民にわかるような広報をやっていただければ、サイクリングに対してかすみがうら市は力を入れているんだということで、さらにサイクリストを呼べるのではないかなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ご指摘のとおり、先ほど来、情報発信の仕方についても、一番やっぱり市の取り組み等も含めまして、どんどんその利活用等についても進めていかなくちゃならないということでもございます。現在、広報事業あるいは情報発信等含めて、今年度中で対応させていただければというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

続いて、2点目の「かすみがうらエンデューロ」の充実策と魅力発信策について、再質問をさせていただきます。

先ほどの環境経済部長の答弁ですと、充実策としては、「ママチャリCUP」の枠をふやすという話がありました。それだけなんですか。充実というぐらいですから、もっといろんな策があってもいいのかなという気がするんですが、いろいろ検討された結果、これだけに今落ちているということなんですか。それともまだ、さらに今後何か策を立てる予定なんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

お答えした充実策ということは、現在のところそういうことでございますけれども、大会運営

とかそういうものについては、やはり視察的な研修も大事と考えておりますので、より発展的なものが需要という場合には、前向きに視察等を行い、研修を進めていきたいと思っております。

また、それにより当市エンデューロの足りないもの、そういうものが発見できましたらば、それを糧に日本でも有数の大会になりますよう推進していきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

特にないという答弁になってしまうかなと思っておりますが、その充実策をどの目線で策を立てていくかということになると思うんですね。この「ママチャリCUP」の枠をふやす、これは非常によいことだと思います。私も市民の方から、「出たいと思ったんだけど、出られなかった」と、「枠をふやしてほしい」というのがありましたので、これについては非常によろしいのかなと思っております。

あとは、参加者の目線で見たときに、コースの整備をする等も、これは充実策の一つになると思うんです。ですから、その参加者に対してどういうそのアプローチをするかということも一つの方策ですので、積極的に、その改善をしたなら改善をしたことをアピールすることも必要だと思いますが、そういったその道路整備、コース整備、その辺については何か今回に向けてやる予定はあるんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

コースの現況のそういうものについては、昨年も調査をしておりますけれども、毎年調査を行いまして、安全対策とか大会運営につきまして、それに見合うような形での補修、整備等が必要と考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

やはり充実策を検討するにも、やはり職員が意識を持たなければいけないと思っております。先ほど部長が、いろいろなところに視察することもあり得るような発言をされておりました。

「かすみがうらエンデューロ」のイベント会社、ウィズスポですが、そこはいろいろな地域でやはりイベントを開催しております。例えば、もう、ことし2015年でいきますと、3月に千葉県千葉市、5月には石川県加賀市、第3戦になるんですが、7月には埼玉県熊谷市、それから山形県、長野県、そしてかすみがうら市、そして鳥取県、栃木県、静岡県と、年間を通して9戦こういった自転車の大会がとり行われております。ぜひ、その職員をそういった大会へ派遣していただいて、よいところをどんどんこう、吸収してくるということが必要だと思います。そういうことに、実際に派遣して職員を教育するという考えがあるという先ほどの答弁なんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

派遣というよりも視察というようなことでお答えいたしましたけれども、視察等を含めまして、必要に応じてそういうことも検討していきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それから、魅力発信ということにつきましては、パンフレット等の配布先をさらに広げるという話が先ほどございました。JTB関東の店舗を利用する、あるいは大型スポーツ店、そういったことをやるということは非常によいことだと思います。やはり、どうせやるなら日本一のサイクルフェスタを目指していただきたいと思いますが、担当部署としては、目指すものは日本一なんでしょうか。ぜひ、日本一を目指していただきたい。その決意をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

先ほどもご答弁したんですけれども、遠慮しまして、日本でも有数のということでお答えいたしましたけれども、目指すところはやはり日本一を目指すような形で、大会の運営とか魅力発信について推進していきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひ、頑張っていたきたい。一緒にやりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、3点目の市街地における子育て・教育環境の充実策について、再質問をさせていただきます。

1点目の千代田分館図書館、これの整備、拡充についてですが、教育部長からいろいろな取り組みをしているという話がありました。ミニ文庫あるいはブックスタート事業。ですが、実際に千代田分館の活用率というのは低下傾向にあります。改善が進んでいない。今のやり方ではやはり不十分なのかな。どうせやるなら、やっぱり大なたを振るう必要があると思っておりますが、分館を移す、そういう気持ちがあるのかどうかお伺いしたいんですが。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいま、千代田分館の取り組みに関して再度のお尋ねがございました。

分館を移すのかというお尋ねがございましたが、今の段階で分館、いわゆる図書館機能を移すということに関して、確定したものはございません。ただ、いわゆるその利活用といたしましうか、既存したその利活用ということで一部考えているものがございまして、今現在は状況を申し上げますと、下稲吉小学校の中央校舎と東校舎を改築中でございます。こちらは27年、28年度の

2カ年計画で実施をしておるわけですが、現在、その北校舎がございまして、その北校舎は現在1年生4クラスが普通教室、特別教室として利用しております。一連の改築工事が完成しますと、RC校舎にこの1年生が移ることになります。いわゆる鉄筋コンクリート造の校舎。話がちょっと長くなるんですが、そうしますと、この北校舎が、構造的に言いますと軽量鉄骨の2階づくりなんです。1階が4部屋、2階が大広間といいたいでしょうか、2室なんですけれども、これの多目的利用ということが可能になるということでございます。学校敷地内でありますので、こちらとのすみ分けができれば地域の交流施設としての利用が可能となってくるという状況がございまして、何より学校と地域との連携を深めるというような上でも有効な手段というように思われますので、現在進めているファシリティマネジメント事業の中で、では一体その利活用をどこまでできるのかと。当然、その保健福祉部が進めますいわゆる学童保育、放課後児童クラブ等々との連携も考えなくては行けないし、いろんな活用方法がございまして。当然、職員の配置といったこともございまして、今端的に申し上げることはできないのですが、この1年、FMは今年度末に一つの確論を出していくということでもありますので、そういった中で一つの形をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

今の下稲吉小学校の整備に伴う北校舎の活用、これは私も提案しようと思っていたんです。整備計画によっては、新しい校舎ができることによって教室の効果的配置がされることが想定されますので、北校舎を何らかの形で活用できるのかなという気はしておりました。ですが、それをどのように使うかというのは学校教育の関係ですので、そのFMの中には具体的な形として入っていないので、なかなか、こう、提案しづらいなとは思ってはいたんですが、アイデアとしては私も持っていたので、その辺については検討していただければいいのかなと思います。

私が千代田分館図書館を移す気がないのかと言ったのは、基本的な考え、最善策は何かということ。最善策としては、いや、図書館はやっぱりつくるべきだと考えているのかどうかの確認をしたかったわけです。その最善の策を目指しながら、次善の策をいろいろ手を打っていくというのがいろんなその事業のやり方だと思うので、聞かせていただきました。

北校舎の話が出たので、図書館を新たなところに移して拡充整備するという考えはお持ちだということが理解できましたので、ぜひ検討を進めていただきたいのですが、公室長にお伺いしたいんですが、公共施設のマネジメント計画、要はファシリティマネジメントで、全体をやはり把握されているのは公室長だと思いますが、そういった中で、図書館として活用する施設、あるいは別の形でもいいですけども、活用する施設に図書館機能を入れる、そういったその、何かこう、マネジメント計画の中でいろいろな模索をすることができるのかどうか。何かお考えがあればお聞きしたいんですが。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど来教育部長から答弁がありましたが、そういった図書館の整備の考え方については、や

はり市の方向性として大きな議論をしていかななくちゃならないというふうには考えております。その中で、今ご質問にありました図書館の機能あるいはコミュニティセンター、ファシリティマネジメントという大きな整理をしていかななくちゃならないかなというふうには思っております。これから市の魅力の発信あるいは、その中でも地方の創生、あるいは市の総合計画の策定の時期でもありますので、その辺については庁内でも意見、議論をしながら、方向性はつくっていかなくちゃならないかなというふうには思っております。それは、遠い将来的な考え方であると、先ほど議員さんもおっしゃったものですから、まず、その前段で何ができるか、図書館の機能、市民の方々に図書を利用してもらう、利活用をしてもらう、じゃ、今後どういうふうに進めていくかという点もあろうかと思えます。

例えば、私の考えであります、これは佐賀県に武雄市ございますが、ご自宅においてその図書のシステム化を進めて、それで各市民の方に配送方式、要はデリバリー方式をつくって、それで、全国どこからでも例えば500円の金額を出せば、その図書館において本を借りられるというような状況でもございます。以前、そのような検討をしたということでもありますので、まずはそういうところから、小さな議論から進められればなというふうには思います。ですから、2つの方策につきまして、いろいろ今後とも議論を進めていかななくちゃならないという考えでもございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

佐賀県武雄市の扱いについては、私もいろいろ調べた結果、非常によいシステムだなと思いました。ただ、そうなってくると、市の図書館は要らなくなってしまう可能性も出てきます。国の大きな図書館からものを借りてくれば済んでしまうようなことになってしまいます。そこで、最善策ではないですが、次善の策として今できることはないかということで、私なりに考えてみました。

今、かすみがうら市の図書館はホームページで図書の図書品目がチェックできるようになっています。そしてまた、予約もすることができるようになっています。それをさらに発展させて、貸し出しをそのホームページで予約できないかなと。その借りる場所をふやしてほしい。今は、あじさい館の図書館本館か千代田分館でしかないわけですね。今回、この千代田分館図書館の改善を求めた市街地の人からすれば、近い場所に欲しいということです。ですので、ミニ文庫等を扱うという話を先ほど答弁されましたように、働く女性の家で借りること、返すことができれば、非常に利便性は上がってくると思います。インターネット図書館で架空の市立図書館ができてしまうわけです。そうすると、すごく利便性が上がります。これは、早い段階で実現できるのではないかなと思います、そういったやり方も一つの方策だと思いますが、これは公室長はいかがでしょう。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

システム上はできないことはないかと思えます。ただ、その配送方式をどういうふうにするか。

例えば、じゃ、委託にするのかとか、それとか、どこまで本を返却するのかというような、そういうその形づけとか、そういったものが立証できれば不可能ではないというふうにはしております。

以前にも、そういう提案があったという話は聞いておりますので、配送方式だけ少し検討させていただければなという考えです。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひ、前向きな検討をしていただきたいと思います。

続いて、2点目の市街地における公園についてですが、まず確認したいんですが、私の1回目の発言では、市街地の公園面積は1人当たり1平米以下、これは都市公園に限った数値で話をさせていただきましたが、市長からは、38の開発公園も含めて1.3平米あるということで、1人当たり面積で、ちょっとここの表現に差があります。私が言ったように1平米以下という数字は正しいと思いますが、その辺については正しいという認識でこの先の話を進めてよろしいのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

市の条例で位置づけをされてございます都市公園につきましては4公園で、1人当たりの面積は現在0.8平方メートルということになってございますので、ご指摘のとおりでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

0.8平米とすれば、やはり条例の基準でいう5平米以上ということからすれば、大幅に少ないという状況になります。

そこで、これまでの公園に対するかすみがうら市の対応状況ですが、市の負担軽減、経費削減というものもありますが、特に先ほど話された開発公園については、市民に管理を委託して、遊具等はできれば撤去、なるべく新設しないような対応になっていて、使わない都市公園が非常にふえてきています。要は楽しくないんですね、その公園自体へ行っても。そういう状況になっていると思うんですが、本来の公園のあり方からすれば、それは単なる空き地になっているような気がしてならないんですが、市としてはその公園を、38ある開発公園、これを市として何とか整備してよりよいものにしていきたいのか、それはもうそのままにしていこうと考えているのか、公園に対する考えというのはどのようなお考えなんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

これまでの開発行為における公園整備につきましては、地域にとって適正な公園計画に基づき行われ建設されるのではなく、偶然その地域で行われる民間開発の開発面積に応じた公園が整備をされてきたわけでございますけれども、先ほど市長のほうからも答弁がございましたように、公共施設等マネジメント計画等の検討課題とさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

公園につきましては、都内の足立区は非常に小さな公園が数多くある、非常に都内でも有名な区でございます。そこにはいろいろな遊具がいっぱい設置されています。設置されている実態もありますので、そういうところも調査しながら、かすみがうら市内の公園に設置できる遊具をぜひ検討して、設置をしていただきたいということと、やはり公園自体が少ないので新たな公園を考えていただきたい。これについては市長から、公園整備を市の施策として検討したいという前向きな答弁がありましたので、私はこれに対して大きな期待をしておりますので、公共施設等マネジメント計画の中で、さらに地方創生の総合戦略の中に公園の整備等も盛り込んでいただいて、前向きな取り組みをしていただきたいということで要望をして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、果樹生産及び販売促進のための「フルーツ外交」についてでございます。

茨城県の農業におきましては、その生産力は全国1、2を争う高さでございますが、旬の時期、すなわち一番たくさんとれて値段が安い時期に出荷の最盛期を迎えるという厳しい現実もございます。収入を上げるために収穫量をふやす努力をするものの、つくればつくるほど値段が下がってしまうという悪循環があります。この状況を断ち切らなければ農家の経営は楽になりませんし、もうからない農業には新しい担い手を見つけることも容易ではないと思います。

当市におきましては、基幹産業である農業、中でも果樹生産については、国内有数の生産量と品質を誇っております。また、果樹観光においても、首都圏を初め全国から観光客が訪れ、その魅力の高さは皆様ご承知のとおりです。しかしながら、後継者不足やTPPなど、今後の環境変化に対応していくためには、積極的に打開策を講じていくことが必要だと考えているところでございます。

そこで、1番目の質問でございますが、当市の果樹生産について、近年の生産・販売の推移と、今後の見通しについてお伺いをいたします。当市の果樹生産について、生産農家数や面積、生産量、販売量などの統計数字、あるいは農家の動向などがわかるものがありましたら教えてください。また、今後どのような推移が予想されるのかお聞かせいただきたいと思います。

近年、生産者の高齢化とともに後継者不足が言われています。大切な梨や柿の木を泣く泣く切

り倒して、生産を断念する事例も少なくないと聞いております。今、当市の果樹生産の状況はどうかになっておりますでしょうか。市の把握しているところをお聞かせいただきたいと思っております。

2番目の質問として、当市はこれまでどのような果樹産業の振興策を行ってきたか、また、今後行う予定であるか、お聞かせください。

3番目の質問として、世界市場においても高い競争力が見込まれる当市の果樹について、国内のみならず、国外からの観光客の誘致や、輸出に向けた取り組みを市が積極的にリードしていくべきだと思いますが、そのお考えがありますか、ご答弁をお願いいたします。

私は、かすみがうら市の果樹生産は、その恵まれた地域性と生産者の高いノウハウに支えられており、他の地域にはかえがたい、非常に強い競争力があると思っております。一農家では難しい市場の開拓、それとブランド化を組織的にバックアップすることができれば、「もうかる農業」の代表選手となり得る素養があり、後継者不足に悩む状況からも脱却することが可能であると考えています。

友好都市協定を結んだベトナムのビン市の訪問団が2013年11月に当市に訪れた際には、柿や梨のおいしさに皆さん非常に感動されたそうです。お土産に柿を何十キロも持ち帰られたというお話も聞いております。日本のフルーツ、中でもかすみがうら市のフルーツの質の高さは、まさに世界レベルであることを示すエピソードではないでしょうか。

県内においては、下妻市の梨、鉾田市のメロンがマレーシアへの輸出が新聞報道されました。ぜひ、当市においても積極的に「フルーツ外交」を展開し、世界の市場開拓、また観光客誘致に動いていただきたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

2点目の質問は、総額132億円のごみ処理場新設計画についてです。

皆様ご承知のとおり、当市の一般家庭ごみについては、新治地方広域事務組合環境クリーンセンターで焼却されています。この施設は、平成7年竣工で、まだ20年しか経過しておりませんが、平成32年か33年までには132億円の巨額を投じて新しいごみ焼却場を、茨城町、小美玉市、石岡市と共同で建設しようという計画が進められております。

坪井市長は、就任翌月の昨年8月には、早々とごみ焼却場新設の方向性を打ち出しました。市長のご答弁では、「熟慮の結果」とのことでしたが、現在使用している環境クリーンセンターがどのような状況であるのか、将来どんなメンテナンスを施せばどれくらい使用できるのかなどの調査は一切なされていないことが判明しています。

そこで、1番目の質問です。ごみ処理場の新設を判断するためには、現在使用している環境クリーンセンターの現状や今後の耐用年数について、専門家を交えた調査チームによる調査・分析が不可欠だと思いますが、お考えを伺います。

去る3月定例会で、新・霞台厚生施設組合への加入が議会で承認されましたが、そのことで市民が新規建設にお墨つきを与えたわけではありません。市民の大切な財産である環境クリーンセンターを、できるだけ大切に末永く使用することが市当局の責務だと思います。市長がおっしゃるように、どうしても新規建設が必要であるというのであれば、納税者に納得いただける根拠、すなわち、しっかりとした調査と説明が必要だと思います。市長の見解をお聞かせください。

2番目の質問として、省エネルギーとの整合性についてお伺いいたします。

3月の委員会での説明では、新規建設を想定しているごみ焼却場は、発電装置付きの全連続運

転型焼却炉とのことでした。今後は、さらなる人口減少、省エネ意識の向上、リサイクル率の向上によって、ごみの減量化が進むことが考えられます。巨大な24時間運転の発電装置付焼却施設の新設は、この流れに逆行することになりますが、どのようにお考えでしょうか、市長の見解を伺います。

売電収益を織り込んだ運営計画を前提とした焼却施設は、ごみが減ったからといって、とめるわけにはいきません。つまり、ごみが減っては困るという状況が起こるのです。

今、地方公共団体は率先して省エネに努めることが求められています。本市として、市民に対し、省エネルギー意識の醸成や、ごみの分別によるリサイクル率の向上などを積極的に推進する意思はないのでしょうか。もしあるとしたら、想定している発電装置付全連続型焼却炉の健全運営とそごを来すことになりませんが、どうお考えでしょうか。

3番目の質問として、広域化の考え方について伺います。ごみ処理の広域・連携は、警察、消防、水道、農協、生活圏などとの関連性、さらには合併を含めた地域の将来像を見据え、総合的に判断すべきであると思いますが、お考えをお聞かせください。

当市もオブザーバーで参加している土浦市とつくば市との合併勉強会は、今後も継続して検討していくことになりました。県南の大きなプロジェクトの実現に向けて、さらに盛んな議論が期待されるようですが、一方、県都の水戸市では、従前より、60万人規模の中核都市を目指した積極的な動きが見られ、今回のごみ処理場新設問題の参加自治体の一つ、茨城町は、水戸市の合併構想の中に入っています。市民生活に不可欠かつ重大な影響を及ぼすごみ処理の問題は、こうした合併を含めた包括的な連携と連動することが、将来の市民生活をより安心・安全なものにすると思います。今回のごみ処理場新設問題は、そうした市の将来像とどういう関連を持っているのでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

大きな項目の3点目は、市内防犯灯6,000余基のLED化についてです。

当市におきましては、本年度より、ESCO事業という方式によって、市内防犯灯6,071基のLED化の計画がスタートいたします。電力消費量が従来の蛍光灯より格段に少なく、しかも長持ちするというLEDの活用は、市民生活の安全強化に大きく貢献すると思います。しかし、その事業内容について、まだ十分に市民に伝わっていないとの懸念があります。また、今後の管理・運営について不安を抱いている市民の方もいらっしゃる聞いております。そこで、このESCO事業による市内防犯灯のLED化について、わかりやすくご説明をいただきたく、質問をさせていただきます。

1番目として、ESCO事業という方式のメリットとデメリットについて伺います。ESCO事業はどのような方式なのか、また、それ以外の方式と比べ、どんなメリットがあり、デメリットが考えられるのでしょうか。また、当市がなぜESCO事業を採用したのか、その理由をお聞かせください。

2番目として、LED化のスケジュールについて伺います。

ある市民の方から、現在故障している防犯灯について市に修理の相談をしたところ、「LEDにかえる予定があるので待ったほうが良いといわれたのだが、いつまで待たされるのだろうか」との話を聞きました。どんなスケジュールで交換工事が進んでいくのかがわかれば、各行政区においても今後の計画が立てやすいと思います。事業全体のスケジュールもあわせ、お聞かせくだ

さい。

3番目として、市内防犯灯の管理運営について、これまでの方法と今後の方法との違いを伺います。これまで防犯灯は、市が管理するものと行政区が管理するものとに分かれていました。E S C O事業で導入した新しいL E D防犯灯は、誰がどのように管理を行うのでしょうか。また、追加新設をする場合、どのような対応になりますでしょうか。さらに、E S C O事業期間が経過した後の対応など、管理・運営全般についてお聞かせいただきたく思います。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時38分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、果樹生産及び販売促進のための「フルーツ外交」及び2点目1番、専門家を交えた調査・分析並びに同2番のごみ処理場の建設とごみの減量化の流れにつきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目3番、ごみ処理の広域連携における市民生活圏との関連性、広域合併などの将来像を見据えた判断の必要性についての質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、生活関連機関とごみ処理の広域連携は同一であることが望ましいとのご意見もありますが、現状を見ますと、必ずしも一致するものとは言えません。

今回のごみ処理の枠組みにつきましては、近隣自治体の状況等を踏まえながら、広域連携により生じます経済面でのスケールメリットなどを勘案いたしまして広域化を模索してきたもので、現在の新治地方広域事務組管内人口が約7万8000人に対して、広域化後は約20万人の規模になることから、建設はもとより運営に関しましても、経済性が大いに高まることが期待できます。

また、各種委任事務に関しましては、共同処理を開始した時期、規模、その事務の特性、地域性などがあることから、本市に限らず一致しない例が多く、共通の課題があると認識をいたしております。

次の3点目、市内防犯灯約6,000灯のL E D化につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目1番、「果樹生産及び販売促進のためのフルーツ外交について、①国内有数の品質を誇る市内果樹生産について、近年の生産・販売状況と今後の見通しについて伺います」のご質問についてお答えいたします。

農地面積や栽培経営体数につきましては、2005年、2010年と5年ごとの農林業センサスによりますと、作物や品種によって違いはあると思いますが、茨城県全域及び本市におきましては、全体的に減少傾向となっております。今後におきましても、生産者の高齢化、担い手の不足などから減少していくことが見込まれるものと考えております。

続いて、1点目2番、「果樹生産の活性化策について、どのような方針のもと、どのような施策を行ってきたか、また、今後の展開について伺います」のご質問にお答えいたします。

市内の果樹生産は、特に梨や栗の産地として長い歴史を持ち、現在、梨に関しましては、霞ヶ浦・千代田の両地区ともに、県の銘柄産地または銘柄推進産地の指定を受けており、また、その他にもブドウ・柿・イチゴ・ブルーベリーなどの栽培が盛んで、千代田地区には多くの観光果樹園も広がっております。

そうした果樹産地としての生産力等を維持向上のため、市といたしましては、先進的な園芸農業への取り組みや新作物に位置づけられるような永年性作物の作付経費に係る補助を行ったり、また、そうした栽培技術や生産性の向上や普及に取り組む関連団体への支援や連携を図っているところです。また、梨、ブドウ、栗、柿、イチゴ、ブルーベリーと、季節に応じて、年間を通じた果樹栽培が行われているという特色を生かしながら、観光果樹の関連団体とも、各種イベントにてPR活動をするなど、観光果樹園の集客も図っているところです。

今後も、こうした取り組みや関係団体等との連携を強化しながら、かすみがうら市産の果樹生産の活性化について支援してまいりたいと思います。

1点目3番、「本市の果物は世界市場についても高い競争率が見込まれることから、今後は国内のみならず、国外からの観光客の誘致や輸出に向けた取り組みを市が積極的にリードしていくべきだと思いますが、その考えがあるか伺います」についてお答えいたします。

本市は果樹生産が盛んで、梨、ブドウ、栗、柿、ブルーベリー、イチゴなど数多くの果物が生産され、また、観光果樹園も盛んで、果物狩りなども体験することができるとして広く知られております。このようなことから、本市に訪れる果樹観光客のみならず、外国人観光客が訪れても安心して楽しい観光が体験できるよう、これまで以上の環境の整備を初め、受け入れ体制等を含め検討してまいりたいと思います。

また、平成26年6月に独立行政法人日本貿易振興機構の茨城貿易情報センター、ジェトロ茨城が開設され、農産物輸出などをサポートする体制ができました。

農産物の輸出については、一定の生産量の確保が大きな課題となるため、まずは、農協などの関係機関や生産者と連携しながら、この課題について検討が必要になるかと思っております。一方で、輸出に係る体制整備についても、どこまで支援が可能であるかについてもあわせて検討してまいりたいと思います。

次に、2点目、総額132億円のごみ処理場新設計画について、1番、現在使用している新治広域クリーンセンターについて、専門家を交えた調査チームによる調査・分析が不可欠ではとのご

意見について、本市の状況を踏まえながら答弁させていただきます。

新治広域クリーンセンターにつきましては、平成7年に建設され、一般的に焼却炉が更新されている年数を25年くらいと考えますと、平成32年にその時を迎えることとなります。施設更新工事は数年間の時間が必要となりますことから、今後も、安全に安心してごみ処理を行っていくために、現時点で施設の長寿命化もしくは建てかえを決断する必要があるございました。また、一部事務組合は、私たちかすみがうら市のほか、周辺市町村と共同処理にて運営しておりますことから、他市町の意見も尊重しながら決断する必要があるございます。

既にご案内のとおり、土浦市は単独でごみ処理を模索しており、周辺市町村である石岡市、小美玉市、茨城町は広域化を目指して検討が進んでおりましたことから、かすみがうら市としては、単独で新治広域クリーンセンターの長寿命化を行うか、周辺市町村とごみの共同処理を行うか、いずれかを選択する必要があるございました。

工事費のみを見た場合は、新治広域クリーンセンターの長寿命化の設備のほうに投資したほうが安くはなりますが、交付金やより有利な地方債の活用をすることが不可能となります。このようなことから、他市町と連携して施設の建設を行ったほうが金銭面における住民負担が軽減されますので、新治クリーンセンターの分析等に投資はせず、広域化を選択させていただきました。ご理解賜りますようお願いいたします。

2点目2番、人口減少、市民の省エネ意識向上により、ごみの減量化が予想される中で、132億円規模の巨大な施設が建設されることに対するご意見について、ご答弁申し上げます。

まず初めに、施設の建設費用、規模等につきましては、今後、霞台厚生施設組合にて、新しい施設の基本構想や設計等を検討していく中で精査されていく予定でございます。また、物価の変動等により、変更される場合もございます。

次に、132億円の事業費についてでございますが、国が示した循環型社会形成推進交付金の申請時に使用する事業費として、見積額、設計額、同様の施設整備の直近の落札事例のいずれかを用いることとされておりますので、ひたちなか市、東海村の事例を参考に試算させていただきました。

また、人口減少や省エネ意識向上等を反映した施設規模のあり方についてでございますが、構成市町で事前に策定した一般廃棄物処理基本計画において、将来の人口減少を見据えたデータ、減量化に対する期待値等を加味して、ごみ処理量を試算しているところでございます。

以上のことから、議員のご指摘のとおり、人口減少や省エネに関する取り組みも勘案しながら事業費、施設規模が検討されることとなります。事業費につきましては、132億円ありきではなく、経費節減できるものは節減してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、今年度以降策定されます施設整備基本構想や基本設計で検討されることとなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

宮嶋議員の質問にお答えをいたします。

3点目1番、ESCO事業のメリットとデメリットについて、同2番、LED化のスケジュールについて、同3番、市内防犯灯の管理運営について、お答えをいたします。

初めに、3点目1番、ESCO事業のメリット、デメリットについてお答えをいたします。

防犯灯のLED化につきましては、平成26年第3回定例会で川村議員からご提案をいただき、検討を進めまして、平成27年度新規事業としてESCO事業によるLED化を当初予算に計上させていただいたところでございます。

ご質問のESCO事業につきましてはESCO推進協議会が進めておりまして、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し受益者の利益と地球環境の保全に貢献する事業ということでございまして、省エネルギー効果の保証等によりメリットの一部を報酬とするというものでございます。

本事業は、市内の全ての防犯灯の改修並びに10年間の維持管理に係る費用を電気料と保守管理費等の削減分で賄う事業となっております。事業につきましては、ESCO事業者が、今年度1年間で市内全ての防犯灯をLED化いたしまして、完成後10年間維持管理を行うということとなります。

メリットといたしましては、民間資金を活用して一斉に防犯灯をLED化でき、イニシャルコストがかからずに、またランニングコストも削減ができ、11年目からはさらに大幅な削減となります。さらに、CO₂排出量や消費電力が大幅に削減できるというものでございます。また、本年度中に一斉にLED化を実施しますが、委託料については10年間一定の金額を支払うということになりますので、来年度から早速電気料の削減に効果があらわれることでございます。また、まとめて発注することで器具等のコストの削減も期待をされるところでございます。

デメリットとしては、特にないものと考えておりますが、事務局としましては、各行政区所有のものとし、市所有のものとし、再度確認するなどの作業が発生しまして、行政区にもお手数をおかけすること、また工期について、本年度中で市内全部の防犯灯改修を計画しているために、忙しいスケジュールとなることなどが考えられると思っております。

2番のスケジュールでございますけれども、去る5月27日の区長会総会においてLED化の概要についてご説明を申し上げ、各行政区から6月末を期限として参加申請書をいただいているところでございます。今後、7月にプロポーザル方式で発注を行い、業者を決定し、基本契約を締結後、8月以降、行政区所有並びに市所有の防犯灯について業者が確認作業を行い、順次工事に入る予定でございます。平成28年3月までに工事を完了し、4月までには本契約を締結して10年間の維持管理の委託業務を開始する予定としております。

3番の今後の管理・運営方法ですが、現在は、総務課防災安全室にご連絡をいただきまして、市の所有か、行政区の所有化かを確認した上で、市の所有する防犯灯については市で修理を行い、行政区の所有する防犯灯については、行政区に連絡して修理をお願いいたしております。

今回の事業実施後は、対象の防犯灯については、10年間の維持管理委託の期間中、修繕等の必要があれば委託業者によって行うこととなります。電球がつかないなど修繕の必要がある場合は、行政区等から事業者のコールセンターに電話をいただき、速やかに修繕の手配をしていただく計画でおります。

ただし、今回の事業対象外の防犯灯であります既にLEDとなっている防犯灯や対象外となる

防犯灯につきましては、これまで同様、行政区等により維持管理を行っていただくこととなります。また、追加、新設につきましては、これまで同様、補助制度で対応をすることとしております。

既にLED化になっている防犯灯の管理につきましては、今回の事業では一括して改修を行いまして、維持管理まで委託するという中で、既にLED化されている防犯灯については対象外となります。既存の防犯灯のLEDへの改修に対する補助がないかという要望にお応えする形で事業化しているものですから、その点についてはご了承をいただきたいというふうに考えております。

また、10年間、このESCO事業期間が経過した後の対応でございますけれども、LED防犯灯については、一般的に13年間はもつというふうに言われております。その後の対応につきましては、現時点では決定しておりませんが、器具の状態などから判断をいたしまして、少しでも有利な手法を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、果樹生産について、ご答弁の中で、農林業センサスに2005年、2010年、5年ごとの農林業センサスによると減少傾向にあるというお話をいただきましたが、かすみがうら市独自の農業者数や耕作面積、生産量、販売量等がわかるデータ、こういったものはありますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

答弁で申し上げましたけれども、数字的に確認しておりますのは、継続的に比較できるようなものは現在ない状況でございます。ただ、センサスにおいては、2010年の農業センサスということで数字をご説明いたしますと、市の果樹関係ですと、2005年が約819ヘクタール、2010年が745ヘクタールということで減少しております。また、経営体につきましても、2005年が850、2010年が720ということで、いずれも減少しているということで、この答弁でも減少しているという状況でお話をいたしました。

また、こぼこぼの面積等につきましては、茨城園芸等のホームページ等で、果樹の関係で梨とか栗とか、そういうものについての面積は記載がございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

当市の基幹産業として農業を位置づけられております。また、その中でも果樹に関しても、非常に大きなウエートを占めた産業であるということで、サポートもこれまででもしてこられたと思

いますし、これからもやっていくわけですね。その際に、やっぱり市が独自に、今どれぐらいの農家さんがどれぐらいの面積で何をつくられているのか、それが減っているのか、ふえているのか、そういうデータはぜひ継続的にとっていきべきだと思うんです。最近、ちょっとぐあいが悪いということでお医者さんに行っても、いきなり薬を処方したり、注射を打ったりはしないわけで、日ごろの体温と比べてどうだとか、血液がどうだとか、そういう通常の状態把握があって正しい処方ができる。市のサポートに関しても、やはり今どういう状況なのか把握をして、それに対応するサポートをする必要があると思いますので、ぜひとも市独自でも継続したデータをとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

千代田地区、霞ヶ浦地区というような地区分けをいたしますと、やはり、千代田地区においては果樹観光組合というふうに、直接販売的なものが多いと思います。また、旧霞ヶ浦におきましては、やっぱり農協の販売というような形でございます。そういう中で、一貫しての面積の把握とか、販売金額とかは、なかなか一貫しては統計的になかなかつかめないところはございますけれども、ただ、その二重構造の中で、それぞれの中でのつかみといいますか、そういうものについてはできると思いますので、そういうことで進めていけるものと思います。また、聞き取りのようなこともまずあると思うんで、その辺がなかなか難しいと思いますけれども、それに努めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

実際、経営の内容まで立ち入ったお話というのは、正確に把握するのは難しい面も当然あるのかと思いますが、アンケートなのか、どういう形なのかわかりませんが、継続的に同じ手法でもって動向がわかるものをぜひとっていただければ、例えば何か支援をしたときには、その効果測定もできると思いますので、何とかやっていただきたいと思います。

続いて、販売促進策についてですが、先ほど部長のほうからも少しお話がありましたが、茨城県のホームページに「茨城の園芸」というページがあって、平成20年度版によりますと、かすみがうら市の果実の出荷量については、梨は県内4位、栗は1位、ブドウ3位、柿2位、梅4位と、こういう状況のようです。これは平成20年度版ですが。県内においても非常に出荷量も多く、また内容についても非常に高いものがあるということでございます。

私は、この農林水産課と観光商工課が、もっとこの連携を持って積極的な市場開拓みたいなこと、あるいはブランド化みたいなことを展開していただきたいというふうに思うんです。農家さんからこれをやってほしいんだ、あれをやってほしいんだというご要望があって、それにお応えするというのも一つ大きなお仕事であります。全体を見渡した中で、一農家ではなかなかできにくい市場開拓とか、そういったものを庁舎内の垣根を越えて連携をとっていただきたいと思

ますが、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

観光商工課、農林水産課、同じ部でございますので、その中で連携ということございまして、ブランド化の関係とか新作物とか、新作物では近年で言いますと、ブルーベリーとかそういうものでジュースをつくったりとか、そういうこともありましたけれども、全体の状況といたしますと、やっぱり高齢化が進んでいるとか、そういうもので栽培面積とかそういうもの、また経営体も減っているというようなことなんで、そういうものを本当に打開するようなものが必要とは感じますけれども、なかなかそれが見出せないというのが現状かと思えます。ただ、補助事業とか、そういうものも予算化してございますので、そういう中で推進していけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

続いて、外国のお客様をもっと迎える策を打ったらどうかと。あるいは輸出に関しても、積極的に展開していくべきだというお話をさせていただきましたが、例えば、2020年には、ご案内のとおり東京オリンピックが行われまして、世界中からお客様が日本にいらっしゃるわけですね。メディアにも、日本が世界中に発信される一大イベントになるかと思えます。この絶好の機会を捉えて、例えば果樹に関しては、例えば、同じ時期にフルーツオリンピックを当市で開催するとか、何かイベント的に世界中の人に千代田、霞ヶ浦のフルーツを味わっていただくような企画をぜひ立てて、実行していただきたいなというふうに思うんですが。これに限らずオリンピックに向けた何か施策のご予定はございますでしょうか。お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

現在のところ、具体的な計画とか、そういうものはございませんけれども、先ほど議員さんからのご指摘のように、下妻市の梨とか、銚田市のメロン、また茨城県においても輸出に向けての試験的な、貯蔵試験とか、そういうものを行っている中で、やっぱり、相手がアジア圏内ということでございますけれども、そういう中でやはり今からの輸出、そういう関係については、やはりアジアの富裕層に向けての輸出が必要だと考えております。

また、オリンピック等についてのフルーツオリンピック的なものでございますけれども、これについては、農協、また関係機関と検討して今後考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

お話に出ましたジェトロ茨城さんでは、これまで世界20カ所で商談会の実績があるそうです。日本の、茨城の生産者、あるいは農協関係者かもしれませんが、各地に出向いて実際に商談に動いているところが多数あるということでございます。また、国外の旅行会社さんを招いて、ツアーの中に入れていただくような工夫もされているようでございます。ぜひ、当市においてもそういったものを積極的に活用していただいて、当市のフルーツ、果樹はもう食べ物の宝石といえますか、非常に他にかえがたい強みのある商品でありますので、市がリードして今後も市場開拓等を行っていただきたいとお願いいたしまして、果樹に関しては以上とさせていただきます。

続きまして、大きな項目2つ目、ごみ処理場建設についてですが、これまでご答弁をいただいた内容を簡単にまとめますと、平成32年ごろには、現在使っている新治広域環境クリーンセンターが耐用年数を迎えるというのが1つ。そこで、単独で長寿命化工事をするか、周辺自治体と共同で新規建設をするか、二者択一が迫られているということが2つ目。3つ目として、周辺自治体と共同で建設をしたほうがコスト的に安いということで、新規建設の計画を進めるに至ったと。簡単にまとめると、その3つだろうと思うんですね。

ただ、私が思いますのは、この3つ、それぞれについて、なかなか理解を得るには難しいんじゃないかと思うところがございまして、まず、平成32年で耐用年数を迎えるというお話ですが、これは、5月8日発行の茨城新聞に当市の企画広告が全面で掲載されまして、坪井市長のお話がいろいろと施策内容が載っているんですが、その中でも「環境クリーンセンターの焼却施設が平成32年をめどに耐用年数を迎えます」というふうにお話しされておりました。ただ、この耐用年数が32年に来るといふ根拠が、これが非常に疑わしいというのが私の見解でございます。

これは、確かに今までの他の例を見ると、25年程度で使うのをやめて新しいのを建設したという事例が多いというのは事実だと思うんです。ただ、それをもって環境クリーンセンターの耐用年数が25年なんだという結びつきは、ちょっと乱暴なような気がいたします。やはり、実際には、例えば茨城美野里のクリーンセンターは、新設が施設に移行したとしても、平成三十二、三年までには三十四、五年を使うことになるわけで、今使っている施設の耐用年数は実際は調べていないわけですね。ところが、こういう広報の新聞でもって、茨城新聞などを活用して、25年で耐用年数が来ちゃうという広報をするというのは、市民に大きな誤解を与えるように思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

32年でですね、これで全て使えなくなるという意味ではございません。ご承知のように、共同処理をしている施設でございまして、31年にその共同処理の協定、契約が切れるということでございます。その後は、また新たに何らかの形で使っていくか、大規模修繕をして使っていくか、長寿命化するか、廃止をするか、そんなことでございまして、使えないということではございません。そういう意味でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

今、明確にご答弁をいただきました。32年以降どうするかについてはまだ決まっていないというお話でございましたので、ぜひとも、その後の活用についてもしっかりとご検討をいただきたいと思います。

それで、2つ目、単独で長寿命化工事をするか、周辺自治体と共同で新規建設をするか、どちらかを選ばなくちゃならなかったんで、この決断をしたんだというご説明ですが、もし、一つ、単独でやらなきゃいけないかどうかということも決まっていないし、長寿命化工事をしなきゃいけないかどうかということも決まっていないわけですよ、調べていないわけですから。ですから、このことも非常に無理があるご説明ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど申し上げましたように、31年で契約が切れます。それで、土浦市、石岡市がそれぞれの方角に進む中で、単独は、選択肢の一つとして単独でやらなくちゃならない。現在、新治広域、6億5000万の予算がかかっています。そういったものを全てではございませんけれども、単独では難しいという判断の中で一つは考える。それから、もう一つは、石岡市、それから小美玉市、茨城町が新たな施設で動き出しました。そういう中で私どもの市も、このままでは取り残されるという中で今回の判断になった次第でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

もう一つ、今6億何がしかの金額のことが出まして、それは、現在使っている新治広域の運営費だと思うんですが、単独でなった場合はどうなるかという試算もきちんとはされていないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[「暫時休憩」「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時15分

再 開 午後 3時24分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

どうもすみませんでした。

それでは、単独になった場合の経費についてご説明いたします。

平成25年度の決算におきましては、全体の運営費が約6億3500万ということでございます。それで、当市の負担金が約2億5900万ということでございます。これは、単独になった場合の管理運営費とか、そういうものを計算してみますと、単独運営費となりますと、やはり広域関係の分担金よりは割り増しになりまして、計算では3億3800万程度になるということでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

私は、単独でずっとやったほうがいいというふうに申し上げているのではないですよ。きちんと調べてから判断をしていただきたいというお話をしているんです、まず前提として。

それで、今、単独の運営費の概算をお答えいただきましたが、例えば単独になった場合でも、単独になると総務部は要らなくなるんですね。給料計算から何から、そういう管理部門は、現場の管理以外は全部本庁舎でできるわけですね。だから、人件費もすごく安く上がりますし、業務管理をするなりしっかりさえすれば運営可能になるわけで、今のやっている形をそのまま一新、縮小してこれだけがかかるという数字は、説得力がないと思うんです。単独では、単独なりの最適なやり方が選択ができるわけですし、そういうものも含めてきちんと情報を明らかにしながら検討を進めていただきたいというお願いでございます。

続いて、省エネルギーとの整合性についてです。新しい施設の恐らくはリサイクル率の先々の予測も踏まえて建設されるであろうというご答弁だったと思いますが、実際に東京都などでは、発電つきの大きな炉が、ごみが足りなくてとまっちゃって、収入が減っちゃっているという事態も起きて、一時話題になったことがございました。やはり発電装置がつくと、24時間運転しなくちゃいけないと。一方でごみを減らしてリサイクルを進めなくちゃいけないと。これは、二兎を追うのは非常に難しいと思うんです。ごみが足りなくなると運営費が減っちゃうんで、計算が狂っちゃうから減らさないでほしいと。そうすると、プラスチックも何もまぜこぜでできればもらったほうが、ごみ処理場にとっては都合がいいという話になってしまう危険性が非常に多いと思います。

その件について市長のお考えとして、ごみ処理場がとまるような事態になった場合、リサイクル率の向上を一旦停止させるのか、どちらを優先させるのか、基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

こういったことにつきましては、広域の事務組合の運営上のことですので私が判断する立場ではございませんけれども、ただ、今回の事業規模ですが、ご承知のように3つの施設を1つにするわけでありまして、3つの施設は300何トンになっていると思います。それを220トンですから、

相当縮減をする。さらに、これから基本計画をつくって、ごみを減量化する方向の中でさらに精査をすることになっていると思いますので、そういった中でつくっている施設でございますので、あらかじめ大きくしてどうのこうのということではないと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

私、伺いましたのは、当市はごみのリサイクルをどんどん推進していくお立場を優先するのか、ごみ処理場の運営費を優先するのか、基本的な考えを伺っています。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的には、ごみはないほうがいいわけでありますから、減量化の方向で努力する必要があると思います。また、そうしていきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

それと、広域合併との関連性についてもお伺いしたいと思いますが、つくば、土浦を中心とした合併の勉強会が継続になりましたけれども、当市としては、坪井市長のお考えとしては、このかすみがうら市をもちろん含めた合併連携についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時31分

再 開 午後 3時35分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

合併の勉強会ですが、これについては、ご承知のように引き続いて枠組みに入って、オブザーバーとして研究していきたいというふうに考えています。

ごみ処理につきましては、現実的な中で今回検討するものでございまして、その合併の方向とは、先ほどお話しのように一致すれば一番理想ですけれども、なかなかその現実的には難しいところがありまして、そういった中でごみ処理施設については考えているということでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。一致すれば一番いいというのは、私も同じ意見です。

土浦市は長寿命化工事を行うことになりまして、平成四十二、三年まで使うという方向になったかと思いますが、もし、今の我々が使っている施設もメンテナンスをしてそこまで使い続けることが、私は十分にできると思いますが、できることがわかったら、更新時期が同じになるわけですね。そうすれば、今よりも技術革新は進むと思いますし、ごみも減っていると思いますので、もっと今よりもいい選択がきつとできると思うんです。それをまずは基本にして、いろいろ調べて、でもそこまではもたないよとか、あるいはもちそうだからそれでやってみようとか、そういうご判断があるのがあるべき姿だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

前の議会でもお話しさせていただきましたが、このごみ処理につきましては、一日たりとも欠くことができないライフラインでございます。そういう中で、市民の皆さんにとって一番コストが安くて、そして将来まで安心して処理できる方法はないかということの中で、そういった総合判断の中で今回は震台のほうに加入をする方向で決断させていただいたというのが経緯でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

事前にA4の紙の資料をお配りしたかと思いますが、これは現在の可燃ごみの量と処理能力を一覧にしたものでございまして、現在、茨城美野里クリーンセンターと霞台環境センター、新治広域環境クリーンセンター、3つ合わせて概算ですが、8万1060トンの処理能力があって、実際には6万3290トン、これは年間ですが処理をしているというのが現状ですね。それで今、そもそものお話として、茨城美野里クリーンセンターが古くなったんで建てかえるというところから始まったかと思うんですが、もしその茨城美野里クリーンセンターが操業をとめた場合どうなるかを足し算、引き算したものが右側の表で、新治地区のごみを土浦市が引き取ると、現有の2施設、処理能力を合わせると6万2860トン。ごみの量が6万650トン。十分間に合っちゃうんです。だから新設しなくても、石岡市外のごみを両施設で上手に分担し合えば、新しく建てる必要は今ないという、そういう計算なんです。これが、じゃ、どこまで続けられるのかというのは、調査が必要になるところだと思うんです。もし、大切にメンテナンスをすることであと15年先までこの現有の2施設で乗り切れるのであれば、それが一番お金がかからない、市民のための選択になるんじゃないかと思うんです。これも選択肢の1つとして、案としてご提示したもので、私はこれが全てとは言いませんが、こういう方法もあるんだということです。

ですから、お願いとしましては、震台、新しく加入した組合の例えば管理者会議ですとか、あるいは議会においても、広域処理の形も新設だけではなくて、新設しないで広域処理を続けるという選択肢もあるということ、これをもとに検討を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまの提案につきましては、私が判断できる立場ではありませんけれども、ご意見としてお伺いいたしまして、管理者会議のほうにはお伝えをしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。この素案も、現有施設の調査がなければまるっきり意味をなさないものでございますので、ぜひとも調査をして賢明なご判断をしていただきたいと、皆様にご討議いただきたいと思います。

ごみ問題に関しては以上で、続いてLED化について、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

ESCO事業というのは、簡単に言うと、リース形式みたいな形で導入をして、10年間の維持管理に関してはその業者さんをお願いするという内容だと思うんですが、例えば、同じLED化をするにしても、3年とか5年くらいの時間をかけて、一般会計等市の予算でもって順次LED化をしてくという方法も考えられると思うんです。そうすると、直接業者さんに市が発注することになって、手間はかかったとしても中間の業者がないわけですから、節約にもなるという考えも一つあるかとは思いますが、それと比べてESCOを採用したそのメリット、この辺をもう一度教えていただければと思ひまして、お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えします。

このESCO事業者にまとめて発注をした場合ですけれども、先ほども申し上げましたが、本年度全ての防犯灯をLED化するということになると、来年度から早々に電気料を安くすることができます。このような効果を早く享受することができるということもございます。また、この改修を単年度で行うということが、その大幅な削減につながっているということもございしますが、それと、もう一つ、この器具につきましても、今回の形式でまとめて発注をすることで、相当な額安く仕入れることができるというような調査もございます。このことによって、その契約額を抑えて負担を軽減すると、こういうような効果もございますので、そのようなことを十分検討いたしまして、今回この方式に踏み切ったところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。LEDに関しては、冒頭申し上げましたように、広報の部分もこれからぜひ力を入れていただいて、どういう状況で明るくなっていくのか、市民の皆さんにわかりやすく今後もお知らせいただきたく思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日6月4日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時44分

平成27年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

平成27年6月4日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君		

欠席議員

16番 藤井裕一君

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 田谷文子 議員
- (2) 中根光男 議員

(3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 田谷文子 議員

(2) 中根光男 議員

(3) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	田谷文子	1. 空き家対策について
		2. 千代田地区の小学校の統廃合及び小中一貫校についての方針スケジュールについて
(2)	中根光男	1. 地域の福祉団体育成について
		2. 子育て支援について
		3. 教育の充実と向上について
		4. 悪質詐欺被害防止事業について
		5. マイナンバー制度について
(3)	佐藤文雄	1. 広域ごみ処理場建設問題について
		2. 総合的な子育て支援について
		3. 介護保険制度について
		4. 国民健康保険について
		5. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)

開 議 午前10時00分

○副議長（加固豊治君）

ただいまの議員数は、14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、本日は議長から欠席届が出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、5月14日の議会運営委員会において決定したとおり、一部事務組合に関係する質問はできないことになっていることから、市の一般事務の範囲を超えないよう注意して質問することを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお

願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○副議長（加固豊治君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。

昨日は、横瀬副市長さんが執行部に加わりまして、一段と力強さが増してきたように思われます。必ずや明るい、そして前途洋々の坪井市政が実現するものと確信いたしますし、また、ご期待しております。横瀬副市長さん、ご就任まことにおめでとうございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成27年第2回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

我が国は、少子高齢化が進み、既に人口減少時代に入っております。このまま政策的な努力をしなければ、2060年時点で1億人を大きく割り込み8000万人台に突入するというのが従前の予測でありますし、これに対して政府は現在1.4を割り込んでいる合計特殊出生率を2.07に回復させることなどを通じて、1億人を維持することを目標に打ち出しておるわけです。それには、私たち女性が安心して子どもを産み、育てやすい環境を整備しなければなりません。大きな大きな力を尽くして、そして、力強い国政を運営してほしいと切に希望するものでございます。

また、それとは裏腹に住宅の供給過多と人口減少とを背景に、全国的に増加傾向が続いている問題が空き家対策でございます。最近特に一面トップに、また、大きな見出しをつけて市場をにぎわしていることは、皆様ご存じのとおりでございます。崩壊のおそれや衛生上の問題がある空き家について、市町村が所有者に撤去や修繕を勧告、命令できる空き家対策特措法が5月26日施行されました。命令違反には50万円以下の過料を科し、強制撤去も可能としたものです。勧告を受けた物件は固定資産税の優遇を受けられず、税額が最大6倍となるものです。自治体の権限が法的に位置づけられ、対策が本格化するものと思われませんが、急激な人口減少の中、今後も大幅な増加が見込まれる中、本市としては抜本解決に向けた対応はどのように取り組みをなされるのか、お考えをお伺いいたします。

まず、1点目として、空き家対策について。

空き家等の適正管理に関する条例及び空き家情報登録制度実施要綱制定後の成果と課題について

て、既に空き家となっている住宅対策についてお伺いいたします。

空き家の問題については、ことし2月の総務省統計局より平成25年の住宅土地統計調査報告により、空き家率とその空き家件数増加の統計調査が公表され、全国の空き家率13.5%、それは約七、八件に1件となっております。820万戸で、5年前に比べ63万戸、8.3%ふえて、過去最高となったとの報道がありました。

また、新聞等によりますと、人口減少だけではない日本の空き家がふえ続けている理由があるとの問題提起がされております。この主な理由の概要としては、1968年から住宅数が世帯数を上回るようになり、その後も住宅数の伸びは世帯数を上回って伸び、空き家の割合もふえてきたこと、都市部、特に首都圏への人口流出、核家族化に加えて、ひとり暮らしの若者や高齢者世帯がふえたことも大きな要因と考えられること。さらには、2019年をピークに世帯数も減少することから、ますます空き家が多くなるとの懸念が示されています。ある大手民間の研究所、富士通総研の話では、このままのペースでいくと15年後には4件に1件が空き家になってしまうとの試算があります。

こうした状況から、全国的に空き家等の適正管理に関する条例や空き家情報登録制度実施要綱などの制定による対策が進められております。平成26年10月現在で401自治体が、この対策を進めておられるようです。本市としても、平成25年12月、既に空き家となっている住宅について空き家の適正管理に関する条例及び空き家情報登録制度実施要綱の制定により、対策をとってきたところですが、一昨年制定した条例、要綱によるこれまでの実績、成果及び課題についてお伺いいたします。

また、過去10年間の本市の空き家状況の推移及び課題に対する対策の考え方があればお伺いいたします。

空き家の大きな要因の1つとして、若者が進学や就職などで都会に出てしまい、親から引き継がれる使用されていない家がふえているとの事例が多くなっているとの分析もされておりますが、今後の対応として、地域の活性化を初め、少子化対策、子育て支援の観点からも人口流出を食い止める施策は必要ではないかと私は考えておるところでございます。例えば2世帯、3世帯に対する支援体制、例えば住宅の固定資産税の軽減や住民税の軽減などを充実させることにより、空き家住宅の増加に歯どめをかける一助となるのではないかと考えております。これは最近になって国の施策としても3世帯同居、近居を希望する者に対する環境整備を図る優遇政策も打ち出されていることから、裏づけられるものと考えますが、本市としての今後の施策の1つとして取り上げる考えがあるかどうかお伺いいたします。

2点目として、空き家情報登録制度実施要綱制定後の空き家の有効活用を通じて、良好な住環境の確保及び定住促進による地域活性化を図るための制定後の成果及び今後の課題についてお伺いいたします。過去10年間の空き家率の推移もあわせてお伺いいたします。

3点目として、新たな空き家をつくらないための本市の方針と具体的対策についてお伺いいたします。

先ほども申し上げましたが、空き家となる主な理由は人口減少だけではなく、首都圏大都市への人口流出、核家族化、ひとり暮らしの若者や高齢者世帯の増加等が大きく影響していると言われております。これらの空き家となる主な要因については、本市としての実情はどうか、要

因を把握し、解決の手だてを十分に検討することが必要ではないでしょうか。また、考えられる対策を計画的に実施することが求められているのではないかと考えます。本市の今後の方針と具体的な対策の考え方についてお伺いいたします。

次に、千代田地区小学校統合及び小中一貫校についての今後の方針スケジュールについて。

4 小学校統合のこれまでの経緯と課題並びに今後の方針及びスケジュールについてもお伺いいたします。

霞ヶ浦地区が来年度統合による新たな開校を迎えることとなる一方、千代田地区4小学校、志筑小、新治小、七会小、上佐谷小については、昨年より統合の協議が棚上げとなっていることについては、地域の皆さんの大きな懸案、不安となっております。昨年2月5日の学校統合だよりによりますと、千代田中地区の小学校については現行の志筑小学校への増築する案と千代田中学校へ小学校を併設する案について、各地区で検討した結果を持ち寄って継続して協議することとなりましたとの回覧がありましたが、それ以降、市民に説明されないまま、協議が中断され、棚上げとなって1年以上が経過しております。このことについては、一般市民への説明が何もされていなかったこと。市民の皆さんから、いつになったら協議が進められ、結論が出るのか、また、どこへの統合となるのかなど、不安な声を聞く機会が多くなってきております。

また、地域の皆さんの不安な声を耳にする中、今回の協議が進まない原因の大きな理由として、志筑小学校の建てかえ、移転整備の選択の問題が持ち上がった当時、志筑小地区の地域の皆さんの意見は、将来の少子化を見込んで建てかえで足りるのではないかと多くの意見が多く出されたと聞いております。こうした地域の意見に謙虚に耳を傾けることなく、行政サイドで移転整備の事業を一方的に進めてきたことが、この小学校統合の問題につながっているように思われてなりません。

いずれにいたしましても、こうした市民の皆さんのさまざまな不安を払拭するために、今回の一般質問をすることに私は決めたのであります。

さて、これまでの志筑小学校移転整備にかかわる建物の設計委託発注、平成19年6月になされましたが、茨城県からは小中学校適正規模指針が平成20年4月に示されており、この時点で小学校の統合をにらんだ対策が必要ではなかったのでしょうか。現に平成19年11月9日、平成20年3月6日、平成20年3月27日、平成20年12月1日と4回の志筑小学校の移転整備の実施設計業務に変更があったわけです。4回もあったことは、まことに私も不思議でなりません。

また、志筑小学校移転整備にかかわる総額は、総工費約17億円という大変大きな経費を投入した大事業でありました。この建物の設計委託発注の時点で、市は市民に対し、十分な説明とパブリックコメントを含めた地域の皆さんの意見に対し、謙虚に耳を傾けることが必要ではなかったのでしょうか。また、この大事業の建てかえが移転整備の選択の判断及び茨城県からの小中学校適正規模指針が示された時期に統合の問題に対し、当時の議員の皆様からも素朴な意見があったと伺っております。

これらの疑問を念頭に置いて、志筑小学校の建てかえ、移転整備計画の選択、4小学校統合の計画時期、当時からの経緯と現在ネックとなっている課題は何かを明示していただき、この課題を解決するため、市民に開かれた積極的な討議検討を前提に、今後の進め方の方針スケジュールについて市民の誰にもわかるように、理解できるようにわかりやすく答弁願いたいものでござい

ます。

次に、小中一貫校教育に対する本市の考え及び千代田中地区4小学校統合計画との連動性並びに今後の方針スケジュールについてお伺いいたします。

小中一貫校教育については、文部科学省の義務教育制度の改革の方向としても取り上げられていることを初め、新聞等でもその成果が上がっているとの報道が示されております。また、新聞報道によりますと、小中一貫校の制度化、6・3制を5・4制など、柔軟運用も可能にする制度改革が近い将来行われるとの報道もあり、国の文部科学省の義務教育制度の方向を初め、近隣自治体の実施状況においても、小中一貫校の教育事業を積極的に推進し、小学校統合を契機に計画的に実施しようとしている自治体、近隣ですと、土浦市や小中一貫校教育への移行を全市的に計画、実施しようとしている自治体、つくば市などもあるなど、市民意識の醸成も含め、小中一貫校教育推進への環境整備が整いつつあり、義務教育の潮流は小中一貫校教育の方向へと大きく転換しつつあります。

そこでお伺いいたしますが、本市としてはこうした状況を踏まえ、今後どのような方針で臨もうとしているのか。また、4校統合計画との連動性、統合とあわせて実施による経費削減の観点からは考えているのか、これらのスケジュールについてもあわせてお伺いいたします。

次に、3点目として市民に対する説明責任についてお伺いいたします。

4校統合の課題については、先ほども触れましたように志筑小学校の建てかえではなく、移転整備の選択をしたことに及んだ特殊な要因によるところが大きいこと、市のアンケートの結果では、志筑小学校を除く3小学校区域の大多数の市民の意見は千代田中隣接新校との考えであるとの結果が報告されていますが、志筑小学校のこれまでの経緯や地域の皆さんの思いを考えると、多数決で総合事業を進めることは現時点では困難であり、問題があるとの判断だろうと思います。このことについては、市は志筑小学校の校舎等の老朽化に伴う整備計画について、建てかえではなく移転計画を選択し、さらに建物を設計する時点で総合計画の説明を十分にすべきところ、十分な説明がなく事業を進めた結果、現在の状況が生まれてしまったことに対し、皆さんで共通した認識を持って課題に取り組むためにも、市はこれまでの事業の進め方を改め、各小学校区の地域の皆さんに対し、これまでの単なる説明ではなく、課題を整理した上で市としての考え、方針を示しながら市民の意見に謙虚に耳を傾け、課題を1つずつ解決しながら計画的に進めなければならない時期に来ているのではないかと思います。

こうしたこれまでの事業の進め方をパブリックコメントより充実した進め方に改め、一日も早く課題を解決するためにも、市民に対し、再度十分な説明を要する時期に来ているのではないかと再度思っているところでございます。行政としての説明責任の観点から、今後の方針、計画についてお伺いいたします。

4点目として、千代田中地区4小学校区内の児童数減少と都市計画法による規制との因果関係並びに本市の今後の取り組み方針・対策についてお伺いいたします。

本市の千代田中地区の人口減少、児童数の減少については、市街化区域内の下稲吉中地区に対比し、大きな隔たりが見られます。特に最近10年以内に限って市の資料を提供させていただきましたところによりますと、児童生徒を比べた場合でも、平成18年において市街化区域内の下稲吉中地区の児童生徒数は1,830人、小学校児童数が1,279人、中学校生徒数が551人に対し、市街化

調整区域内の千代田中地区の児童生徒数は643人です。小学校児童数413人、中学校生徒数230人です。9年後の平成27年には、下稲吉中地区の児童生徒数1,750人、小学校児童数1,162人、中学校生徒数588人に対し、千代田中地区の児童生徒数488人、小学校児童数327人、中学校生徒数161人となって、千代田中地区の児童生徒数は下稲吉中地区に比べ大きく減少し、千代田地区全体の児童生徒数に占める割合が26%から21.8%へと激減している状況が見えます。また、人口についても平成19年度、下稲吉地区1万7538人に対し、千代田中地区9,427人、その後7年後には千代田中地区1万8301人に対し8,877人となっており、下稲吉中地区の763人人口増に対し、千代田4地区、千代田中地区の551人減少としております。また、千代田地区全体の人口に占める千代田地区の割合は千代田中地区の割合も35%から32.7%へと大きく減少しております。

こうした状況は都市計画法上の制限、昭和46年3月15日以降によって市街化調整区域に指定された千代田中地区の区域は、いわゆる分家住宅以外は住宅を新たに建築することができなくなってしまったことが大きく影響していることは明らかです。こうした都市計画法上の制限に対し、本市として都市計画法上の制限による因果関係がどれだけ将来のまちづくりの阻害要因として市民が不安を覚えているかということに対し、どのような認識をし、この課題の施策としての取り組み方針と対策についてお伺いいたします。

定住人口をふやすためには、どなたでも住宅を建築できるような対策が急務なのではないかと私は思われてなりません。また、この課題を解決するための今後の方針、方策についての喫緊の課題として取り組む計画があるかお伺いいたします。

以上で1回目の私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（加固豊治君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、条例制定の成果と課題につきましては総務部長から、次に、同じく2番、いわゆる空き家バンクの成果と今後の課題、同じく3番、新たな空き家をつくらないための本市の方針と具体的対策につきましては市長公室長から、次に、2点目、千代田地区の小学校の統廃合及び小中一貫校につきましてはの方針スケジュールにつきましては教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

1点目1番、空き家の適正管理に関する条例制定後の成果と課題についてお答えをいたします。

市では、近年増加しつつある管理不全な状態の空き家等に対処するため、平成26年7月1日に、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例を制定いたしました。

条例制定後の成果と課題でございますが、平成26年度の成果といたしまして、市民からの相談件数が18件となっております。現地調査や改善要請等をお願いしたところ、所有者により適正な管理が行われた空き家が3件、また1件についてはブロック塀が倒壊するおそれがあったため、市が応急措置として短管パイプによる補強工事を実施をいたしました。

本年度におきましては、固定資産税納税通知書に空き家等の適正管理をお願いするチラシを同封いたしまして、周知をいたしましたところ、3件の相談がありまして、現在、所有者を確知させるために通知を発送したところでございます。

今後の課題といたしましては、いかに所有者を確知し、適正な管理をしていただくか、また、所有者を確知できない場合はどのように市がかかわって周辺の住民に迷惑がかからないように対策をとっていかにあると思っております。

また、確知ができません所有者や相続人が県外等に居住するため管理不全となるケースですとか、固定資産税の住宅用地特例となっていたことから自発的な空き家の撤去を遠ざけているという現状もございます。

議員ご指摘のように、空き家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日に全面施行となりましたので、この法律に沿って市条例を見直すことも視野に、今後とも管理不全な空き家の解消に向けて対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目2番の良好な住環境の確保及び定住促進により地域活性化を図るための制定後の成果と、3番目の新たな空き家をつくらないための対策については、関連性がありますのであわせてご答弁を申し上げます。

ご承知のとおり、本市におきましては定住化促進の一環として空き家バンク制度を推進しております。このたび、全ての登録物件のうち全件が成約をしたという状況でもございます。

また、先ほど総務部長からお答えをしたとおり、空き家を活用した定住化策といたしまして、制度の内容等についてもそれぞれの方法で周知を図り、登録物件数をふやす方策に現在取り組んでいるところでもございます。

さらには、この制度を利用して移住した方を対象に、1件当たり20万円を上限としたリフォームの補助金を今年度から事業化したほか、本市と筑波銀行、JTB関東、観光協会の4者による締結をいたしました地域振興に関する協定の中でも、空き家バンク支援リフォームローンなども商品化をされているところでもございます。今後とも制度利用に際しての利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、空き家率の推移について申し上げますと、過去10年間の空き家率の推移につきましては、単年度ごとのデータはございませんが、5年に1回、住宅・土地統計調査を実施しております。その調査のデータによりますと、直近の平成25年調査におきましては本市の空き家率は14.5%、平成20年は13%、平成15年、これは合併以前になりますが、旧町を合計いたしますと約9.5%と

なっております。この統計上から見てもわかるように、年々空き家の増加件数はふえているというような状況でございます。

市といたしましても、地方創生の先行メニューとして制度化をしたリフォーム補助を初めとする制度を定期的に見直ししながら、1件でも多く空き家バンクの利用を促進するとともに、空き家をふやさない方策にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは2点目1番、4校小学校統廃合における、これまでの経緯と課題並びに今後の方針及びスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

まず、経緯について申し上げます。

先ほどのご質問で20年からの県の指針からの経過のお話でしたが、確認の意味で申し上げますと、平成20年4月に公立小中学校の適正規模、これは指針、これは茨城県の教育委員会から出されたものがございました。こちらを受けまして、平成21年2月、市の学区審議会を開催、さらに8月に開催、そして24年1月の学区審議会におきまして、4校を統合することが望ましいとの答申がございました。

その選定理由、ちょっと詳しく申し上げますと、「統合後の学区は南北に長くなることから、おおむねその中心となる場所に新たな小学校を置くことが最も望ましいと考えるが、志筑小学校は平成23年9月に新耐震基準に基づいて開校した校舎であることから、次善の策として、新たな小学校の候補地は現在の志筑小学校とすることが有効である」というものでございました。

この答申を踏まえまして、市では、平成24年8月に小・中学校適正規模化実施計画（案）作成にかかる意見交換会を、保護者を対象に各小学校で開催をいたしました。続いて、同12月に学校統合についての地域説明会を千代田中学校で開催をし、保護者や地域の皆さんのご意見を伺っております。翌平成25年3月には、市内小中学校の統廃合計画であります、小中学校適正規模化実施計画を策定しております。この計画では、「統合校の位置は、平成23年9月に新耐震基準に基づいて開校した校舎であることから、志筑小学校とします」としまして、霞ヶ浦地区の小学校と同じく、平成28年4月の開校を予定するという内容となっております。

平成25年6月には、各小学校区の区長さん、学校協力員、PTAの代表者と学校関係者で構成します統合委員会を組織しまして、統合に関する協議を開始をし、統合小学校の施設基本計画についてご協議をいただきました。この協議の中で、統合校は志筑小学校ではなくて千代田中学校の敷地内に統合校を整備すべきというご意見が多く出され、統合校の位置について意見が集約できないということから、翌平成26年3月に開催をしました第5回の統合委員会におきまして、統合委員会を一時休止にすることが決定された次第でございます。

以上のようなことから、千代田地区4校の小学校統合の課題としましては、統合校の位置をどうするかという点にあるものと認識しております。

また、今後の方針につきましては、それぞれの地域の皆さんが納得した中で統合校の位置を定

めることができますよう、なるべく早い時期に保護者や地域の意見調整を進めていきたいと考えております。スケジュールにつきましても、意見調整の状況を踏まえ、検討させていただきたいと考えております。

続きまして、2点目2番、本市の小中一貫校教育に対する考え方及び4小学校統廃合との連動性並びに今後の方針スケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

小中一貫教育につきましては、全国的にも注目をされておりました、近隣においても、議員ご指摘のように、つくば市や土浦市で取り組みが進められております。また、国では、小学校と中学校の義務教育9年間を弾力的に運用できる小中一貫教育を制度化するための学校教育法の一部を改正する法律案が第189国会、ただいまの国会ですが提出をされまして、平成28年4月の施行を目指すと言われております。今後の義務教育に大きく影響を及ぼすものと認識しているところでございます。このような状況を踏まえまして、本市においても、市全体として小中一貫教育をどのように考えるか検討する必要があることから、今後、本市に見合った小中一貫教育のあり方について、法律改正に伴う他の自治体の動向等も注視しながら、対応を検討していきたいと考えております。

なお、4小学校統廃合との連動性でございますが、統合校を千代田中学校に併設する場合は、小中一貫校を望む意見も出されてはおりますが、この小中一貫教育に関しましては、他市の事例からも単一の学校を対象とするものではなくて、やはり市全体での小中連携を図る意図をもって行われることが望ましいというふうに考えているところでもございます。

次に、2点目3番、市民に対する再度十分な説明責任を要する時期と思えるのご質問にお答えをいたします。

今年度において、統合予定校の耐震化工事や空調施設工事を行うことから、この4小学校の統合は実施しないことになったというようなご心配をされている市民の方がいらっしゃるというふうにお聞きをしました。両工事とも現行の学校生活上、必要最小限の整備を行うものでございまして、必要に応じて今後、統合日より等で説明するようになりたいというふうに考えております。

また、今後の方針等につきましては、先ほどの繰り返しで大変恐縮ではございますが、市民の皆さんにご理解をいただけるように整理をした段階で、改めて説明をさせていただければというふうに考えております。よろしくお願いたします。

最後に、2点目4番、千代田地区4小学校区域内の児童数減少と都市計画法による規制との因果関係並びに本市の今後の方針・対策について、このうち児童数減少に関してのご質問にお答えをいたします。

先ほど児童数であるとか、あるいは用途区域に区分けをした人口のという数字の説明がございましたが、私からは児童数の推移につきまして申し上げますと、この4小学校区内の児童数の推移につきましては、平成18年には412名ということでございましたが、平成27年度は327名で85名減少しております。今後も減少傾向にありまして、現在の学年進行による推計では、6年後の平成33年度には302名に減少することが予測をされております。

このようなことから、適正規模化を進める必要があるものと考えておりました、引き続き、統合及び小中一貫教育について検討を進めるとともに、当面は小学校同士の連携を図りながら、教育成果を上げる工夫に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願

いたします。

○副議長（加固豊治君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

田谷議員さんのご質問にお答えをいたします。

2点目4番、千代田地区4小学校区の児童数減少と都市計画法による規制との因果関係並びに本市の今後の方針・対策についてお答えをいたします。

4小学校地域の用途区分は、議員さんご指摘のとおり市街化調整区域となり、都市計画法の定義としては市街化を抑制すべき区域となります。原則とはなりますが、開発行為や都市施設の整備も行われず、一般の住宅でも農林漁業を営む人以外は住宅を建てたり改築することはできません。

児童数減少との因果関係についてでございますけれども、都市計画法に基づく用途区分決定から既に40年が経過をいたしております。積極的に整備開発を行う市街化区域を除く他の用途地域においても、児童数の減少は全国的な傾向であります。

なお、本年10月からの権限移譲により、当該調整区域に新たな住宅での住宅建設の要件の1つとして、区域指定制度を設けることの検討に着手をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

それでは、私からの2回目の質問をさせていただきます。

1点目の適正管理に関する条例制定後の成果と課題についてですけれども、不動産協会との協定を結びましたということですが、当市は要は売却物件とか賃貸物件とか、そういう物件というのはどのぐらい登録されましたか。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

空き家バンクのご活用についてのご質問かというふうに認識をしてお答えをさせていただきます。

これまで空き家バンクの登録につきましては、いろいろな周知方法等を考えてまいりました。その1つに、先ほど総務部長からお話のありましたように、一番その所有者、物件を持っている所有者の方々に固定資産税納税通知書の中には、空き家バンクの登録等についての利活用の周知をしているところでもございます。これまで4件の空き家バンクの登録があり、先ほどお答えをしたとおり、4件全部成約をしたという状況でもございます。その取り組み等につきましては、空き家バンクの登録があれば成約ができるものであるというふうに成果として捉えたわけでもご

ざいます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

先ほど来、調査をしました結果、相談が18件ありましたということと、4件の調査をして、そちらが成約されて登録されましたというご意見はいただきましたけれども、その危険な状態になっている物件、住宅については実件数ほどのように把握しているんですか。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

危険な空き家の件数でございますけれども、平成25年8月にこの今後の施策の基礎資料とするためということで、具体的にはこの空き家条例の制定に向けての調査でございますが、行政区長にご協力をいただきまして、空き家の件数、状況等の調査を行っております。この調査の結果は216件の空き家が報告をされました。空き家条例施行後に相談があった空き家と合わせますと、現在、市内全域で224件の空き家を把握しております。

空き家の状態として主なものは、居住が可能な空き家が94件、修繕が必要な空き家が48件、倒壊のおそれがある空き家が17件、剥落のある空き家が14件、剥落飛散のある空き家が9件、飛散のある空き家が3件、このような内訳となっております。

状態別で申し上げますと、居住可能な空き家は両地区とも47件、同数であります。倒壊のおそれがある空き家ということで千代田地区1件、霞ヶ浦地区16件ということになってございます。この調査は、あくまでも、その条例設定の基礎資料にするということでお伺いをしたものでございますが、こちらの17件につきましては外観調査ということで担当者が出向きまして調査を行った経過がございます。

今後はその先ほどご指摘のありましたように、法に基づくガイドラインが示されておりますので、そういったものの中で倒壊のおそれ等を確認をしていく、そういう作業を進めたいと考えております。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

きのうの新聞、お読みになった方も多数おられると思うんですけれども、空き家を壊さずに、そして、シェアハウスに改修して、そして、若い人たちを呼び込むような、そういう施策をしているという横須賀市に山合いの民家のことが、谷戸地区という地区らしいんですけれども、この記事が載っていましたがけれども、かすみがうら市当局としては、今、先ほど総務部長さんのほうから件数をご提示されましたけれども、その中に壊さずに再生できるような、そのような住宅があれば不動産協会とか、いろいろ提携を結んで、そして若者、あるいは困窮世帯や、あるいは父子家庭、母子家庭とか、そういう人たちを安い家賃で入れてあげられるような、そういう施策を

する、そのようなことは考えておられますか。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

空き家の利活用というような点でのご質問かと思えます。

まず、空き家をいかに登録物件をふやすかという点におきまして、まずご答弁をさせていただきたいと思えます。

これまで行政区長さん、あるいは先ほど申しましたように固定資産税の納税通知書内でのチラシの周知等を行っていくと、区長さんに対しましては、この2月にふるさと回帰センターからの講師をお呼びをして、今、首都圏から地方へ移り住むというような方が大変多くなってございます。そういうことも踏まえまして、空き家物件の登録をしていただければという周知をしているところでもございます。

また、空き家に対する問い合わせ、これは移住をしたいという希望者でございますが、その問い合わせは非常に多くなってございますので、先ほどの成約状況から見ても、いかにその登録物件をふやしていくか、そうすれば成約が可能であるという実感を得たものですから、まず登録物件を1件でも多くふやしていきたいという取り組みをしているところでもございます。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

登録物件をふやしていただいて、そしてリフォームをして、利活用していただけるような、そのような方向性をもって空き家バンクに対して突き進んでいただきたいなって私は思っているところです。

それと、3世代同居家庭とか、うちも6月から3世帯同居になりましたんで、3世帯同居には助成をしてくれるようなひたちなか市みたいな、きのうの新聞に載っていましたがけれども、先ほど来、リフォームですと20万円の助成があるということをお話し聞きましたけれども、この3世代家庭、あるいは親世帯と近くに住んでくれるような、そういう世帯に対して助成は、かすみがうら市としては考えておられますか。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

この20万円の補助、あるいは銀行等の低金利の融資という一つの定住化策でもございます。移住策として、移り住んでいただくというようなその取り組み策として、今回は20万円の補助を設定をしたということでもございますので、現在、議員ご指摘のとおり3世代、あるいは2世代の同居の中で外、首都圏、あるいは市外へ流出がしないようなその方策というのは、今後の課題とさせていただければというふうに思っております。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

前向きに、早急に取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、もう一つ、きのう、大分空き家のことに関して新聞紙上ににぎわしていましたので、参考になればと思ってちょっとお話しさせていただきますと、常陸太田市と県建物宅地業協同協会というんですか、空き家バンク登録物件を媒介にして、それで協定を締結して定住促進に向けてお互いに情報を交換しようということの提携をなされたということで新聞紙上ににぎわしておりましたので、やはり地方都市の活性化に役立つのではないかと思いますので、かすみがうら市のほうも、まだ県では4件目なそうですけれども、いち早く宅建協会と提携をなさって、そして、空き家バンクに登録して、定住するための促進に強化していただけたらと思うんですけれども、私の要望とさせていただきます。

次、2点目として、千代田地区の小学校の統廃合について質問をさせていただきます。

今、ご答弁いただきましたけれども、25年2月に統合委員会がなされてからの経緯は私も存じ上げております。その前のことが私はよくわからなくて、今回、資料を取り寄せたりお聞きしたりして私の質問書をつくったようなわけですけれども、この志筑小学校が統廃合に至るまでの経緯が、どうして4回も設計が変更されたりしたのかなというのが、私はすごく危惧するところがございますので、そちらのほうももう一度私にわかるように、あるいは市民の皆さんにわかるようにご答弁いただきたいなと思いますが、よろしくお願い致します。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

4回の設計変更についてのお尋ねでございます。

お尋ねの設計変更は、19年6月は当初ですね、19年11月、20年3月、20年12月、3月は6日と27日と、都合4回の変更についてのお尋ねかと思えます。

まず、19年6月22日に当初の設計がございましたので、この工期は20年3月10日というような状況でございました。第1回目の19年に、当時建築基準法の改正及び都市計画法の改正によりまして、地質調査並びに雨水排水計算計画ですね、こちらの検討作業が追加で必要になったという事情があったようでございます。まず、こちらの変更と、それから、これを策定に要する期間の延長、さらに、県に申請する期間の延長等を行いまして、都合4回、期間的には最終が21年3月19日でございますので、4回の変更で約1年間期間を、変更の期間を延長した内容でございます。

いずれにしても、法の改正に伴う追加の作業が発生したというふうに理解をしております。以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩します。約10分間の休憩とします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

[川村議員 入場]

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

4回のおくれたことはよくわかりました。ですけれども、この茨城県から小・中学校適正規模指針が平成20年4月に出されましたね。それ以降も何回か設計業務の変更ということでおけているわけですが、この指針が出された以降は、どういうふうな対応をなされたんですか、教育委員会として。すみません、よろしくお願いします。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

学校の建築等に関することに関しては、特段変更したであるとか、そういったことはございません。その年度、年度の予算に応じて工事を進行させていったという内容でございます。

ただ、周りの状況的なものをちょっと申し上げますと、その適正規模化に関する近年の経過について、改めてちょっとご説明させていただきますと、20年4月に県が指針を出したわけですが、その後、かすみがうら市はどうしたかといいますと、翌年の21年2月、同年度でございますが、21年2月に市の学区審議会を開催してございます。この学区審議会は3回行いますが、まずその1回目の21年2月につきましては、これは基準づくりを行いました。どういうことかと申し上げますと、例えば小学校ですと6学級未満は合併することが望ましいというような、いわゆる基準をご審議いただきました。2回目に、21年8月になるんですけれども、こちらの審議会では検討を要する学校のご審議をいただきました。ですから、個々の学校とは具体的なこの学校というような検討を行って、最後の3回目が24年1月でございますが、こちらが統合の組み合わせのご審議をいただいております。こちらで、先ほども申し上げましたが、千代田地区は旧千代田地区のその4校が統合することが望ましい、霞ヶ浦地区においては7校を2校にとというようなご審議をいただいたということでございます。それが25年3月の適正規模化実施計画の策定、これは議会でも、これはご存じだというふうにおっしゃっていただきましたが、議会でもご審議をいただいた小中学校適正規模化実施計画、我々教育委員会事務局としましては、こちらに基づいて、この適正計画に基づいて志筑小学校へ統合するというようなことで、地域の説明を行ってまいりましたが、地域の中では、そうではなくて千代田中に併設をすることがよろしいのではないかというようなご意見もあったものですから、その中で意見の集約ができなかったと、そのような経過があったということでございます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私、23年1月に市議会議員としておるんですけれども、23年6月に志筑小学校開校前に見学しました。すばらしい学校でした、本当に。このような学校で勉強ができる子どもたちは幸せだなんて思いました。そのときに、昇降口の脇に統廃合をしたときのための、要は私ちょっとよくわからないんですけれども、下地と申しますか、そういうものができていたんですね。それはいつ

ごろ設計が変更なされたのか、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、よろしくお願ひします。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

志筑小学校のその設計のお話でございますが、要するに今のお尋ねは、いわゆる増築ができるような意味で、増築ができるということの設計に変更されたのではないかというようなお尋ねかと思いますが、私も設計はつぶさには見てないんですけども、聞くところによりますと、当時、幅広に対応ができるようにというようなことで、つけ足しができるというようなことではないんだそうですが、基本的に改築も可能であるようなスタイルで設計をしたというふうには伺っております。ただ、まだ審議は統合の決定には至っておりませんでしたので、いわゆる工事の手戻りがないようにということだったと思うんですが、単体での運営にも支障がないように、あるいは後年、後年度にそこへいわゆるつけ足すというようなことになっても対応ができるようにというような、その設計内容ではあったというふう聞いております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

おかしな話ですね。だって、平成20年4月に茨城県からは統廃合を見越した小・中学校適正規模化指針ができていますよ。そして、それに増築ができるように、私はそのときに見学をしましたときに、統廃合を予定して増築ができるように設計をしましたし、また、そういう地盤とか基礎ができていと伺いました。ですので、その間、志筑小学校に統廃合をするということが内々にあったのかなというふうに、私はそのとき感じたんです。

どうして、そういうことを申しますかといいますと、要は市民にもそのとき、私はまだ21年のころは本当に市民の1人でしたので、統廃合がそこにいくことも知らずじまいでございました。ですので、私の耳からも目からも統廃合をするという、そういうふうな、かすみがうら市で統廃合が志筑小学校に統廃合をするんだよという、そのようなことは私には聞こえてきませんでしたので、それは議会にもきちんと発して、議会の承諾を得て、そしたら市民にきちんと周知するのが本来の姿ではなかったのでしょうか、お答え願ひします。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

経過をもう少し申し述べますと、志筑小学校が開校したのが23年のたしか9月でございました。学区審議会は、その前は21年8月に2回目の答申がありました。これが、いわゆる検討を要する学校と、ですから、その段階では確かに統合を検討する学校に指定といひましようか、名前が挙がっていたということであろうかと思ひます。さらに、その翌年の1月に、ですから、志筑小が開校した1月には市の学区審議会の答申で組み合わせが決まったわけです。当然、そういった議論は多少あったかと思ひます。ただ、いずれにしても決定をしない限りは、我々としても統

合ということに関しては、いわゆるゴーサインは出せませんので、事務局としても出せませんので、志筑小への統合というものは、その後の25年3月の適正規模化実施計画で決定されたものです。ですから、当然23年9月、志筑小がオープンするときには、志筑小への統合をというような意見もあったと思います。またさらには、違う考え方もあったかも知れません。さらに、これは計画でありまして、これを地域住民の方が受け入れていただけない以上は、いわゆる実施ができないわけでございますので、そういったことを勘案して後々手戻りにならないような設計であったというふうに私は理解しております。ですから、単体でも、仮に志筑小学校へ統合がならなかった場合でも、それは志筑小学校は単体でも運営していける、あるいはその後の議論が変更になりまして、志筑小学校へ統合だということになっても、いわゆるそのカットして、もう一度つけ直すというような手戻りにならないような、そういう幅広に捉えた設計であったというふうに理解をしております。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

お話がおかしいでしょう、だって、今、子どもたちがだんだん少なくなって、人口減少で子どもたちも少なくなっている中、最初から志筑の小学校のためにだけ増築するのに、そちらのそういうふうな用地を確保したんですか、おかしいでしょう。だって、先ほど学区審議会で中心として、要は統合する場合は千代田地区の中心としたところにするのが望ましいと考える、次善の策として志筑小とすることにしました、そういうふうに申し述べているにもかかわらず、増築するためのスペースを既に設けておいたというのはおかしい話じゃないですか。だって、子どもが少なくなる、人口が少なくなる、そういう中で23年6月に私は志筑小学校を見学に行った際に、ここは統廃合のための増築のスペースで基礎ができておりますって、そういうふうにお聞きしました。それは昇降口の南側にあります増築スペースで基礎もきちんとできておりましたし、そのことも踏まえて、おかしいなって私は思っただけで質問をさせていただいているわけです。

ですけれども、平成18年にこの志筑小学校の建築は着工しているわけでしょう。そして、19年から正式にスムーズに取り運んだというふうに聞いております。そして、19年の着工ということになりますと、今現在、坪井市長さんが志筑小学校、いろいろもろもろありました。いろいろなものが出て、設計も変更になり、あるいはいろいろな意味で遅延をしましたが、着工したのは、ここにおいで坪井市長さんと私は伺っておりますし、そのように確信しております。

それで、増築するためのスペースを既につくっておいて、子どもが減少するのに、おかしい話じゃないですか。どこかで、そういうふうな志筑小学校を統廃合するためにつくった小学校だと、そういうふうに私から初め、誤解されても仕方のない問題だと思いますけれども、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまの増築するためにスペースを確保した、あるいは基礎ができていたというふうなお尋ねがございましたが、増築するためのスペースを設けたということではなくて、あらかじめの用

地の中で学校の建屋の配置を決めたということだと思います。

それから、その増築する予定である場所に基礎があるというようなお話ですが、基礎は私はないと思います。ただ、配置、いわゆる敷地の中の建物の配置の関係で、十分に余裕がとれるというようなそういう配置は設計で配慮されていたと思うんですけども、であるからこそ、どういふふうになっても利用できる、統合になっても利用できる、統合でなくても利用できるというような、その全体の敷地の中の学校の建屋の配置であったというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

何度お話ししても平行線のままでございますので、市民の皆様方には、このことをよく踏まえて、ご理解していただいて、このように千代田地区の統廃合がもろもろ今、混雑して、そして遅延していることをおわかりいただきたいなと思って、こちらのほうは次に進めさせていただきます。

そういうわけですので、次善の策として志筑小を統廃合の小学校として位置づけたということであるかと思うので、小中一貫校のことも連鎖性を考えて、千代田中あたりにと市民の皆様方の大いなるご意見は、今はそれが決断に至らないということであるかと思っておりますので、次、3番目に市民に対する十分な説明責任をもう行う時期かと思っております。

坪井市長さんは、もうご就任になって間もなく1年となるわけですけれども、休会になりましたから1年以上過ぎました。そして、旧霞ヶ浦町に私が行きましても、千代田中はどうなっているんだって、こっちはもう来年の4月から統廃合になるよというようなお話で、同じかすみがうら市の児童生徒でありながら、まだ片方は何の芽も出ないような、そのようなところで右往左往しているわけですけれども、どなたに相談するでもなく、ご自分の意思、ご自分の英断で決断しても市民は拍手喝采するんじゃないかなと私は思うんですよ。坪井市長さん、どのようなお考えでおられるか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

さまざまな議論をしてきたところでありますが、私の考え方は、大変な少子化の中で統合につきましては大変必要なことだというふうに認識をいたしております。そういう中で、やはり統合するに当たっての視点は、やはり子どもたちの教育をどうしていくかということと将来の見通し、そこを判断して統合するべきだというふうに考えています。

ただ、今、部長がいろいろ経過を説明してきましたように、市民の皆様方のご意見が割れる中で、少し整理をして方針を出していきたいという、そういった中で現在の段階ではその方向につきましては、まだ表に出せない状況でございますので、十分に検討して子どもたちの将来と、それから、将来の見通しを軸にして判断していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

まだ明確なお答えは答えていただけないということでご理解してよろしゅうございますか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

合併の手法につきましては、まだ結論は出していません。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

同じ問題提起を大山教育長さんにお答え願いたいと思うんですけれども、やはり子どもたちが一番でございますので、子どもたちを教育する最高責任者として、大山教育長さんはこの問題に関して十分な説明責任を、もう要する時期にかかっていると思われまますので、大山教育長さんのご判断をお願いします。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えします。

私も先ほど教育部長がお答えしましたように、非常に志筑小にするのがよろしいのか、千代田中のところに新たに開設したほうがいいのかということについては、まだ市民の合意形成が図られていないというようなこととして認識しております。そういった中で、やはり先ほど市長が述べましたように、教育長の立場でこういうようにしたいということについて明確に述べることにについては、もう少し時間がかかるのかなというように認識しております。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

明確なお答えがお聞きになれないということで、答えていただけないということでご理解していただいていいですか、理解したいんですけれども、いいですか。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの時点でははっきりこうしますということについては申し上げられないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

まず、机に乗せないことには、ずるずる後に送っても仕方ないと思うんですよ。いつまで送るんですか、これ。明確に、蒸し返すようですけども、統合委員会をいつまでに立ち上げて、スケジュールを文書で私たち議員に明確に示していただけるようなことで回答していただけますか、よろしくお願いします。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

教育委員会事務局としましても、統合委員会がこのまま、休止なんですけれども、休止をしているというままでの状態は好ましいものではないというふうに考えております。ただ、千代田地区の統合に関しましては、議会からも昨年たしか5月の臨時会であったかと思うんですけども、全会一致の意見書で要望が提出されているかと思えます。第3番目、市の教育方針については、千代田地区の教育方針については住民の合意形成に誠心誠意努めることというようなご意見をいただいておりますことから、性急に進めるということはいかなるものかというふうに考えています。極力市民の方の理解を得られるような、そういった形で進めていきたいという中で、なかなか答えが出ないというのも実態でございますが、もう少しお時間をいただく中で、いい姿に持っていければというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

もう少しって、どのぐらいのことを言うんでしょうね。日本語って、本当にわからないし、明確じゃないなと思うんですけども、人選とかはなさっているんですか、もう。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

統合委員会の委員さんの人選というお尋ねかと思うんですけども、統合委員会につきましては、いわゆる解散をしたわけではございませんで、休止をしているという実態でございます。ですから、再開する場合には、今までの委員さんにご説明をして、再度集まっていただくような、中には職域といいましょうか、その出身母体が区長とか何とかということで上がっている方もいらっしゃると思いますので、そういった方々はその出身母体の関係で改選ということがあろうかと思うんですが、基本的には我々としましては当時の委員さんを統合委員会の委員というふうに理解をしておりますので、人選ということでは考えているものではございません。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

時間だけが過ぎていきまして、明確なお答えもいただけないし、きちんとしたスケジュールもまだそろっていないようですので、4点目にいかせていただきます。

都市計画法による規制との因果関係なんですけれども、県からこの都市計画法に精通した係官がおいでになっているとのことをちょっとお聞きしたんですけども、調査分析して、具体的な

誘致施策とかというのは、もう既にいつごろまでという、そういう具体的なスケジュールはお決まりになっているんですか。

○副議長（加固豊治君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

千代田地区における区域指定の調査業務委託につきましては、本年度から2カ年の継続事業として実施をいたします。さらに、今月の末に入札によりまして業者が決定をされますので、来月から調査に入るといようなことでございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

来月から調査に入るといことよろしく願いいたします。

それから、前後して申しわけない。1つだけちょっとお伺いしたいのは、先ほど部長さんのほうからエアコンを3校につけてしまうと、統廃合はもうしないんじゃないかといような、そういう市民の皆さんのお声もお聞きしているんですけれども、それに関して、本年度中に設置されることが、もう決まったわけですが、整合性はとれているんですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

いわゆる千代田地区の小学校で統廃合がまだ実現できない学校の子どもたちの現状の生活を考えて、必要最小限度のエアコンをといこと本年度工事を行うといことを、これまでも再三ご説明をさせていただいたと思うんですけれども、いずれにしても、当初は統合ができるのであれば、そういった工事は確かに必要はなかったわけですが、今現在、決定に至っていないといところから、現在の学校に通う子どもたちのことを考えて最低限度の整備はしようといことでやっているものですから、統合とは切り離して考えていきたいといふう思っております。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

そういうことありがとうございます。これで、統廃合のことは5回ぐらい私、質問させていただいたわけですが、明快なお答えが聞けなくて申しわけないと思っております。ですけれども、統廃合の問題は一番に子どもたちのことを思っ、市長さん、教育長さん、そして、教育に関する部署においでの方も考えていただきたいと思っ、早急に委員会を立ち上げて、時代に乗りおくれなような、そのようなかすみがうら市にしてほしいと切に願っする次第でございます。

また、昨日の新聞報道によりますと、小中学校の耐震化率が報道されておりました。お読みになっと思っんですけれども、当市は後から3番目と不名誉な結果となっ、さぞかし工事も急ぐよう要請する書簡が届いておることと思っんですけれども、坪井市長さんのもとに、

最近大きな地震も頻繁に起こっており、小中学校は災害時に地域住民の避難場所にもなっており、完了に向けて取り組んでいただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

このたび市副市長に横瀬副市長が就任されましたこと、本当におめでとうございます。心よりお祝い申し上げますとともに、かすみがうら市の発展のために、さらに尽力していただきたいことを切にお願いいたしまして、平成27年度の一般質問をさせていただきます。

最初に、地域の福祉団体育成についてお伺いいたします。

本市の福祉活動については、福祉団体などの連携のもとに、全ての市民の協力を得て助け合い運動や募金運動を初めとする地域福祉活動を推進してきましたが、市民の主体的な地域における日常継続的な福祉活動は十分なものとは言えない状況にあります。生活様式の多様化や就業構造の変化が進み、市民の連帯感や地域福祉意識が薄れつつある中で、高齢化社会の到来など、福祉需要はますます増大するものと予想されることから、地域福祉意識のより一層の啓発に努め、連帯感ある地域福祉活動を促進することが重要であります。

今後、あらゆる分野で地域住民の福祉需要に応えるためには、公的機関の社会福祉意識の啓発高揚に努めながら、自主的な参加などによる民間の福祉団体や福祉ボランティアの活動を十分に生かした、自助、共助、公助の連携による地域福祉活動をさらに推進し、福祉団体の育成に取り組まなければなりません。

その観点から、現在の課題と取り組み状況について。

2、福祉団体の育成と支援策についてお伺いいたします。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

小学校1年生が背負うランドセルを無料で贈る自治体が今春、県内で2校ふえて10市町となりました。石岡市、利根町の担当者の声を直接伺いました。「保護者の負担軽減を目的とした事業は大変に好評であり、ほとんどの人に喜んでもらっております。同じランドセルを使うことの安心感がある」とのコメントをいただきました。石岡市は、1個1万円半ばで、品質は一般の店頭で販売されているランドセルと同等と伺っております。また、5色から選べる内容になっており、利根町においては男女で4種類、計36色を用意し、贈り、喜びの声が寄せられているところでございます。

当市といたしましても、小学校入学時、ランドセルの無償配布について。

2、今後の対応と取り組みについてをお伺いいたします。

次に、教育の充実と向上についてをお伺いいたします。

児童生徒の確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な学習の定着や一人一人の習熟度に合わせた主体的な学びを引き出す教育が必要であります。さらに、教職員の資質向上を図るため、

各種研修事業の充実と積極的な参加、ALTなどの内容の充実と継続配置の推進も重要であり、ICTなどの専門知識を備えた教職員の配置による教育内容の充実を推進していくことも重要な課題でございます。

さらに、児童生徒の創造性や活力をいかに引き出して、特色のある教育ができるかが鍵でございます。

①現在の課題について。

2、教育方針の計画案と今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、悪質詐欺被害防止事業についてお伺いをいたします。

急増する詐欺電話から高齢者を守ろうと、名古屋市におきましては今年度、悪質電話被害防止事業を開始を間もなくいたします。同事業は、各地域の消費者行政の充実などを支援する、国の地方消費者行政交付金を活用し、設置される装置は2種類あり、1つについては、電話をかけてきた相手に「通話内容は振り込み詐欺などの犯罪被害防止のため自動録音されます」などの警告メッセージを流した上で通話内容を録音する。ただし、あらかじめ登録した電話番号には着信時に音声警告が流れないように設定できるような内容になっております。もう一つは、過去に詐欺事件で使われた番号など、不審な電話番号からの着信を自動的に判別をし、危険度を知らせるランプが点灯するなどの機能を備えております。対象につきましては、65歳以上のひとり暮らし、日中の在宅が高齢者のみの世帯で、市から委託される業者が対象世帯を訪問して機器を設置し、その後も定期的に電話をかけて注意を喚起する内容でございます。

①当市の詐欺被害状況について。

2、今後の新規事業導入について。

3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

来年1月から運用が始まる社会保障・税番号マイナンバー制度の利活用に向けた議論が本格化をしております。同制度は、国民一人一人に12桁の個人番号を指定し、所得や年金支給額などを効率的、かつ正確に名寄せし、複数の機関に存在する個人情報と正確に連携できるようにする内容でございます。利用範囲は社会保障、税、災害対策に限り、今年10月、国民に個人番号を通知、来年1月以降、申請書を送るなどして個人番号カード、顔写真つきでICカードを受け取る内容になっております。

同制度は、公平な社会保障制度の基礎となることから、低所得者に対する社会保障の充実や行政事務の効率化、行政手続の簡素化が期待され、生活保護の不正受給防止や脱税防止などにも役立つ内容になっております。

一方、制度導入に当たっては、個人情報の漏えいや不正利用への懸念も指摘されております。このため、2013年5月に成立したマイナンバー法では、独立性の高い第三者機関特定個人情報保護委員会を設置、特定個人情報、個人番号を含む個人情報の取り扱いを監視、監督し、必要があれば行政機関への立入検査権限などを付与いたしました。

さらに、個人情報保護法改正案では、個人情報保護委員会の設置が規定されております。

①制度の周知徹底と相談窓口の設置について。

2、今後のスケジュールと取り組みについてお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○副議長（加固豊治君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、地域の福祉団体育成の現在の課題と取り組み状況につきましてお答えいたします。

市民の皆様が、住みなれた地域の中で安心して生活していくためには、公共的な福祉サービスも必要なものでありますが、地域住民の支え合い、助け合いも不可欠なものであると考えているところであります。

地域住民が協力をしながら、よりよい地域づくりのための取り組みは地域福祉の推進につながるものであり、そのために住民同士の個々のつながりが重要であると同時に、地域の福祉団体の活動も重要であると考えているところであります。

市といたしましても、地域福祉の推進のため、社会福祉協議会など、関連福祉団体への事業活動支援やボランティアなどの人材の発掘や育成を図りながら、それぞれの自助に沿った事業を推進をしているところでございます。

また、地域住民によります自主的活動を支援・促進をするため、社会福祉協議会を中心とします支援体制の強化を図るため、新たな地域福祉の担い手の発掘・連携協力を進めているところであります。

次の1点目2番、福祉団体の育成と支援策につきましては保健福祉部長から、次に、2点目の子育て支援につきましては教育部長から、3点目、教育の充実と向上につきましては教育長から、次に、4点目、悪質詐欺被害防止事業につきましては総務部長から、次の5点目、マイナンバー制度につきましては市民部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

3点目1番、現在の課題について、同2番、教育方針の計画案と今後の具体的な取り組みについてのご質問にあわせてお答えいたします。

本市では、毎年、市の学校教育指導方針を策定し、学校教育の充実に努めているところであります。平成27年度の方針では、人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図ることを市の学校教育目標とし、その目標を推進するために、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康や体力の向上、社会の変化への対応及び自立と社会参加の4点を学校教育推進の柱として取り組みを進めているところであります。

このような中、現在の課題についてでございますが、学校教育推進の柱の中では、県と同様に

「学力の向上」が課題であると認識しております。

そのため、具体的な活動として、学習課題や授業展開の工夫、ICT機器の積極的な活用、話し合い活動の充実、振り返り活動の充実のための板書の工夫等を教職員が授業の中で効果的に実施できるよう、訪問指導や研修会等の充実を図っていきたいと考えて取り組んでいるところであります。

また、今年度から、県の事業を活用し、これまで小学校4年、5年生を対象として行っていた算数の学力向上を狙いとした、学びの広場サポートプラン事業を、中学1年、2年生にも導入し、数学の基礎学力の確かな定着と学力向上に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員の1点目2番、福祉団体の育成と支援策についてお答えをいたします。

福祉団体につきましては、高齢福祉、児童福祉、障害者福祉などの団体やボランティア団体等、多岐にわたり多くの団体がございます。各団体とも住民福祉の向上や生活環境の充実のため活動されているものとございます。また、連合会等の大きな組織の中の下部組織という形で地域で活動をされている団体も多数あり、活動を行っているところでもございます。

市といたしましては、地域での団体活動や地域福祉を推進する上で中心的団体である社会福祉協議会などの機能の充実・強化と、地域に一番身近な民生委員・児童委員の相談・指導活動の充実のため、各種事業や研修経費の一部について支援を行っておるところでございます。

また、児童館を中心としました母親クラブまたは家族会といった団体、自主福祉活動に取り組む団体などへの情報提供を行うなど、団体活動を支援しております。

今後も引き続き、支援を行い、また、活動においては団体間の連携や協力も必要であると考えられますので、協力体制を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、中根議員の2点目1番、小学校入学時、ランドセルの無償配布について及び2番、今後の対応の取り組みについてとのご質問にお答えをいたします。

新入学児にランドセルを無償配布することにつきましては、保護者にとって負担軽減となり、また、児童にとっては同じランドセルを使うことにより、みんなと一緒という統一感、さらには公平性を育む一助になると思われまます。しかし、実施に当たりましては、毎年、約350名の新入生に対し支給する財源の確保も必要となってまいります。一方では、平成27年4月、本年の4月現在でございますが、県内の市町村において、議員さんご指摘のとおり10市町村がランドセルの

無償配布を実施している状況もありますので、今後につきましては、それらの市町村の支給実態や近隣の状況などを踏まえながら、慎重に検討していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

4点目1番、本市における詐欺被害状況についてお答えをいたします。

にせ電話詐欺につきましては大きな社会問題となっているところでございまして、現在も昨日、土浦市で不審電話が6件発生をいたしまして、土浦警察署から予兆電話警戒警報が発令をされているところでございます。

ご質問の本市における被害の状況でございますが、土浦警察署の認知件数でございまして、平成25年度における詐欺被害については5件で、被害額については3600万円となっております。内訳につきましては、オレオレ詐欺が3件で1800万円、金融商品取引詐欺で1件、こちらが1400万円、名義貸し被害1件、400万円となっております。また、26年度における被害については、架空請求詐欺1件で200万円の被害となっております。

なお、県内の状況ですが、平成26年度における茨城県内の詐欺被害につきましては、300件で被害額が14億3121万5000円、平成25年度と比較しますと10件増加するものの、被害額では1億5803万4000円の減というような状況でございます。

4点目2番、今後の新規事業の導入についてお答えをいたします。

議員ご指摘の名古屋市で導入をされている機器でございますが、茨城県警察でも昨年10月から、先ほどご紹介のありました機種の中の1つでございますけれども、通信事業者と連携をいたしまして、にせ電話詐欺など、迷惑な電話を見抜き、着信を拒否したり警告したりする機器「迷惑電話チェッカー」と言いますけれども、これを約350世帯に無償貸与する実証実験を開始しているところだということでございます。この機器は、警視庁や茨城県警など、10都県の警察や各自治体から情報提供を受けた約2万6000件の迷惑な電話番号からの電話を警告する機器となっております。登録された番号から着信があると音声で警告をするほか、電話機の着信を鳴らさないなどの機能がございます。県警といたしましては、県内の65歳以上の高齢者のみの世帯などに10月から2年間無償貸与し、機器の効果を確かめることとしているということでございます。

4点目3番、今後の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

市といたしましては、警察署の対策に協力をするとともに、市としても今後詐欺被害を防止するため、広報紙等による防止周知活動を徹底し、被害がないよう呼びかけを行っていきたいと考えております。

具体的には、被害に遭うのは高齢者が多いことから、老人クラブや高齢者大学等において、警察官によるにせ電話詐欺等の講演、また消費生活センターでは、相談事業や啓発活動並びに出前講座などを実施してまいりたいと考えております。市の広報紙等にも積極的に被害防止対策を掲載したいというふうに考えてございます。

また、通話機器の導入につきましては、茨城県警察の実証実験の効果などを伺いながら、今後

検討をしていきたいと考えております。

今後とも住民の皆様が安心して生活できるよう詐欺防止対策を考えていきたいと考えておりますので、議員の皆様にもご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、私のほうからは5点目の1番、マイナンバー制度の周知徹底と相談窓口の設置について、同2番、今後のスケジュールと取り組みについてお答えいたします。

中根議員ご質問の中で、制度の説明をされていまして、一部重複する部分がありますが、住民票を有する全ての方、一人一つの番号を付して、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であることの確認を行う基盤としまして、この制度が進められており、社会保障や税制度、そして、災害対策の分野で効率よく情報を管理し、きめ細やかな社会保障制度の設計を目指しているものでございます。

この制度の周知につきましては、かすみがうら市ホームページや広報紙においても、シリーズマイナンバー制度と題しまして、毎月テーマを設け、制度の説明をしている状況にあります。また、各庁舎の窓口にて啓発ポスターの掲示や必要に応じて市のお知らせ版等で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

相談窓口の設置につきましては、社会保障・税番号制度の問い合わせにつきましては、市の情報広報課、また通知カード及び身分証明書や証明書のコンビニ交付印鑑登録証として利用できるマイナンバーカードにつきましては、市民課で対応してまいりたいと考えております。また、国におきましても相談窓口を設置しておりますので、こちらも活用してまいりたいと考えてございます。

交付申請書が住民の方に発送されることから、問い合わせ等がふえることが予想されますので、千代田庁舎市民課に臨時職員を置きまして対応のほうに当たる予定でおります。

2点目の今後のスケジュールにつきましては、平成27年10月に地方公共団体情報システム機構より、市民の皆様へ12桁の番号を付した「通知カード」及び「マイナンバー交付申請書」が郵送されます。マイナンバーカードを希望される方は、交付申請書を返送すると平成28年1月以降、市民課窓口におきまして通知カードと引きかえにマイナンバーカードを受け取ることができます。

なお、平成28年3月1日より住民票と印鑑証明書のコンビニ交付を予定していることから、これらもマイナンバーカードが必要となってまいります。

取り組みとしましては、庁内に社会保障・税番号制度の導入に係るワーキングチームが置かれておりますので、各課と連携をとりながら今後とも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきますが、非常に丁寧な説明をいただきましたので、2回目の質問は簡潔にさせていただきたいと思いますので、短時間で終了させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

それで、最初に、地域の福祉団体育成については、これは細かく具体的に進めておりますので、2回目の質問は割愛させていただきます。

2番目の子育て支援についてなんですが、やはりいろいろな情報を私は見まして、やはりランドセルの無償提供、これはかなり市民の皆様から要望なり提言が私もいただきました。そういう中で10市で今、実施している内容でありまして、来年も新たに5市のほうで今、検討中であるという確認もしておりますので、市長として今後どのように対応していくのか、市長の考えを伺いたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

子どもたち、それから、家庭にとっては大変ありがたい、いい話ではありますけれども、財源のこともあります。それから、親の責任ということもありますので、近隣市町村の状況と、それから、これからの教育と市の支援のあり方も含めまして検討させていただきたいと考えています。

○副議長（加固豊治君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加固豊治君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時40分から再開いたします。

休 憩 午後 0時07分

再 開 午後 1時40分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、再度質問をさせていただきます。

2番目の子育て支援について再度質問をいたしますけれども、やはり先ほど坪井市長が財源の関係、それから、この近隣市町村の状況を鑑みて、とりあえず対応していきたいという答弁をいただきましたけれども、私は何でも無料にすればいいという考えではなくて、やはり財源の裏づけ、そして、やはり財源でも限りある予算の範囲の中での実施になっていくかと思っておりますので、やはりそういう中での自主財源が非常に今、乏しくなっているような、そういう状況の中で、この無料配布というのは非常に大変な事業になるのかなど、私はそのように推測いたしますけれども、しかしながら、この近隣市町村でも44市町村ある中で10市が既に実施している。そして、

来年はまた4校ないし5校が検討中であるという、そういう状況を見た場合に、やはりほかの市でこの子育て支援に対しての例えば1年生に入学するといっても障害があったり、いろいろな状況でなかなか入学できないというお子さんもいらっしゃると思うんですが、そういうお子さんの手だても含めた中でのこれは検討が必要なのかなというように、私はそのように細かい配慮も含めて大事なのかなということを感じているところなんですけれども、そういう中で、私、今すぐ実施していただきたいとか、そういうふうな私は内容ではございませんでして、この近隣市町村の創意工夫の中でどのように実施していったのか、経過も踏まえて調査をしていただきたい。そして、限りある財源の中で、やはりいかにして実現していくか、これは財源の範囲内での実施になっていくかと思えますけれども、そういう中で近隣市町村の動向をよく調査して、お願いしたいと思えますので、これは要望として申し上げておきますので、担当部課長につきましては、近隣の状況をよく把握していただきたいと思えます。そういう中で段階的に、やはり実現できれば実現していただきたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

次に、3番目の教育の充実と向上についてなんですけれども、やはり教育関係について私は常に学校に赴いて、そして、担当の先生、そして、校長先生、また実際に子どもさんたちの声、そういう声を集約して常に私は努力をしているわけでごさいます、やはり未来を担うこの子どもさんたちの学力の向上というのが非常に今、問題視されている、そういう状況下の中で、これは新たな視点で学力の向上に取り組んでいかないと、やはり大変な状況になるのかなというふうに思っています。

それで、教育長のこれは自分の思いで結構ですけれども、答弁お願いしたいと思うんですが、国のほうでは、文科省のほうではゆとり教育というのを一つの方向性として示した中で、このゆとり教育をずっと実施している中で教育長が感じているメリット、デメリットというのを、自分の思っていることで結構でございますので、再度答弁をお願いしたいと思えます。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまゆとり教育の実践の状況を踏まえて教育長の考えをというご質問にお答えいたします。ゆとり教育の前は、いわゆる詰め込み教育ということで、その詰め込み教育の弊害として、荒れる中学校とか荒れる高等学校ですか、そういうような状況が背景にあるのではないかというようなことで、もっと生徒にゆとりを持たせた、そういう教育をすべきではないかというようなことでゆとり教育が導入されたかと思えます。ところが、そのゆとり教育を進めている間に、その日本の児童生徒の特に数学の学力というものが国際的に年々低下してくるような状況が見られるということで、やはり日本は貿易立国として、技術革新を常に進めながら、対外的な関係を保ちつつ国の発展に結びつけていくというのが、やはり日本国のあるべき姿であろうというようなことから、やはりこのまま放置しておく、やはり産業界にとっても大変な将来痛手になるであろうというようなことで、やはり学力低下ということについて非常に危機意識が産業界、教育関係者ばかりでなく、産業界からもそういう声が出まして、やはり特に理数系の教育にもっと力を入れるべきだというような、そういうような提言がなされるようになって、現在そのゆとりの教育を見直しまして、やはり先ほど中根議員さんがおっしゃったように学力向上というものを、やは

り大事に考えて教育に当たるべきであろうというようなことになりまして、現在はどちらかというのと、ゆとり教育の見直しという視点で現在はその学力向上、特に理数系の教育に力を入れていくべきであろうということで、現在、特に小学校4年生、5年生あたりについては学びの広場サポートプランという事業で、算数、特に中学校におきましては今年度から中学1年生、2年生を対象に数学の学力向上というものを図るべきであろうというような観点で、そういうことが進められてきているというような状況でありますので、本市にとりましても、今後とも学力向上を先ほどの質問にお答えしましたように、学力向上を第一の課題として取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ご答弁ありがとうございます。私も今、教育長が話された内容はひしひしと感じている状態でございます。

それで、やはり今、危機感がささやかれている、この学力低下問題ですね、それもやはり毎年、毎年低下しているというゆとり教育の中で、今、見直しがされているということが、今、教育長から話さされましたけれども、本当にこの世界の中で生き残りをかけていく、そういう中でやはり優秀な人材の輩出、そして、やはりこのいつも私が話している、この人間教育プラスこの学力の向上という両輪が必要であると私は思っています、また、皆さんもご存じのように、いじめにしても過去最高、昨年、ことしも含めてですね、それから、ひきこもりも過去最高の状況、そういう状況の中で、やはりこれから本当に強い子どもの児童生徒の育成、強いというのは、別にけんかが強いという意味ではなくして、やはり世界の競争の中で勝ち残れる、そういう能力、力、それを養うための教育というのがベースになれば私は本当の教育ではないのかなと、ただ学力向上と言っても総合的な学力向上でなければいけないと私は思っているわけでありまして。

そういう中で、私が今、感じていることは、この地域、それから、家庭教育との連携というのも非常に大事なのかなと思っているところでございまして、やはり子ども会などの地域活動とか児童館における集団活動もありますよね。学校と離れた児童生徒の活動、それから、地域社会の交流とか、この世代間での交流を通じた社会性とか秩序ある集団的行動力を図っていく。そして、総合的な教育の充実向上が私は必要じゃないかと、このように思っているところであります。

それから、やはり今、社会環境が非常に変化している。グローバルの時代になっている中で、それぞれの家庭環境に応じた地域社会及び家庭における教育の推進も、やはり創意工夫をしなくちゃいけない時代に突入していると思うんですね。それから、さらなる教育の充実に取り組んでいただきたいと思っております。

それから、これは直接この教育の向上とは関係ないかと思うんですが、これは要望として申し上げておきたいと思うんですが、やはり今、各学校をずっと歩いておまして、やはり先生が非常に帰りが遅い。もう考えられないような時間にまだ残っている。やはりもっと先生も余裕を持った、やはり雑務が多いという話も聞きますけれども、なるべく早く帰って、次の日の授業のやはり充実した教育をするためには、早目に帰っていただいて、きちっと準備をしていくことが大

事なのかなと。ただ、いたずらに時間が遅いということであっては私はならないと思いますので、いろいろこの教員の環境の整備もしてあげないと、やはり大変なのかなという状況を私は現場に行って感じます。そのことも十分配慮していただいて、先生のそのような健康管理も含めた充実した教員の指導、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。これは要望としてお願ひをしておきます。

次に、悪質詐欺の被害防止事業について、先ほど話、具体的な答弁もなかったんですが、やはり25年、26年度の詐欺の実態が数が紹介ございましたけれども、そういう中で26年度は非常に200万という、非常に少ない被害でございまして、市でもいろいろな手だてをしていたということもありまして、大分減ったのかなという私は印象を受けましたけれども、それにかえまして、今年度の27年度のきょう現在までのこの被害状況をもしも把握していれば答弁お願ひしたいと思いますが。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

27年度になって、これまでのところ実際の被害に遭ったというような情報は私のほうには把握はしておりませんが、先ほどご紹介しましたように、昨日来、市内では6件の予兆電話があったということでございます。この件につきましては、市内にも2件ほどあったというようなことで、警察のほうから情報をいただいております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

私のほうに寄せて、何人かから問い合わせの電話がありましたけれども、これまだ被害には遭わなかったんで、未然に防止ができたんですが、一応私のほうにも本年になって3回ほど電話がございました。というのは、やはり未公開株の購入の勧めがありまして、それで間もなく上場すると、今の3倍ないし4倍のこの上場した場合には値段が初値でつきますんで間違いないと、それだけならよかったんです。ところが、要するに、劇場型のそういう詐欺なんです、今、考えてみますとね。同じその詐欺グループだと思うんですが、Bさんという人から1時間ぐらいしたら、また電話がかかってきました。というのは、その未公開株を、あなたは何か今回購入するという話を伺ったんですが、ぜひとも私たちにそれを購入したら譲ってくださいと言うんですよ。そして、買った値段の倍で引き取りますと、こんなうまい話はないですよ。それで、間違いなく私たちが引き受けますから、ぜひとも譲ってください。これは同じ詐欺グループのメンバーが劇場型の演出をしているわけですよ。それで、締め切りが、あと2週間後だと言うんですよ。だから、あんたはこういう場面に遭遇したというのは宝くじに当たったよりもすばらしいことなんだ、いかにも説得力がある、そういう話内容なんで、ちょっとわからない人は乗っちゃう可能性があると思うんです。だから、うっかりしたら市内でも未公開株で届けは出ていなくても被害に遭っている方がいるのかなという、私はそういう推測がされます。

そういうことも含めて、やはりこの未然に防止していくという、この名古屋市の一つの例、これは国のほうの補助金を活用しての事業でありますから、だから、市の負担はほとんどないと思います。そういう中で、ひとつこういうふうな補助金を活用して、市でもある程度試験的に、こういう特に認知症に近いような人、65歳以上の人、ひとり暮らしとか、また昼間65歳の家族が留守でいないという、そういうところもモニターのやはり設置して、そして、いろいろと試験的に実施をして、それがいろいろ効果、要するに、抑止力も含めて、そういう効果があるのであれば、私はぜひとも国のほうの補助金を活用して、ぜひとも事業を導入していただきたいと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時57分

再 開 午後 1時57分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

地方消費者行政推進交付金の活用についてということでお答えいたします。

今後の計画ではなくて、実際の実績ということでご報告させていただきます。

本市の消費者支援事業といたしましては、市民の消費生活に関する相談及び苦情を適正かつ敏速に処理するため、平成20年に消費生活センターを開設し、消費生活相談員2名を配置しております。相談件数は、平成24年が293件、平成25年が278件、平成26年度が245件でございます。

また、啓発事業といたしましては、市の消費者友の会と連携し、あゆみ祭り、かすみがうら祭、生涯学習フェスティバル等のイベント時に、悪質商法等の注意喚起を促すチラシを配布したり、また、高齢者が巻き込まれる消費者トラブルが深刻している実態を踏まえ、相談員が市内の高齢者福祉施設に出向き、出張講座を開き、被害防止に努めております。これら消費者支援事業につきましては、消費者行政の充実などを支援する地方消費者行政推進交付金を活用しております。消費者生活相談員のレベルアップ事業として、相談員の研修負担金及び交通費、消費者生活相談体制の拡充として、相談員の報酬等の一部負担または消費者被害防止の啓発活動とし、啓発パンフレット、啓発グッズ等購入、消費者の安心・安全を確保するために取り組んでいるということでございます。

この交付金につきましては、今回のご質問の中でいろいろ調べますと、いろいろな課にわたって目的によって、それぞれ使えるような交付金というように認識をしておりますので、前向きに今後この交付金を使えたらと考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

この交付金は、やはり目的に沿って使えるんですね。だから、こういう事業をもしもやるという事で申請すれば実現できる内容なんですね。その辺はもうちょっと研究して、勉強して、対応できるように、やはり万全の体制をとっていただきたいと思いますので、また調査をよろしくお願いいたします。これは要望として申し上げます。

次に、5番、最後になりますけれども、マイナンバー制度について非常に私のほうにも問い合わせが来ております。私も非常に勉強不足で、なかなかこの市民の方に納得できるだけの説明ができない部分もありまして、勉強中なところもございまして、本当に今、大変な状況にはなっているわけですが、やはり今回のこの市のほうでこれ配られた、インターネットにも国のほうの出ておりますけれども、そういう中で私が一番市民から問い合わせがあった内容はたくさんあるんですね。

そういう中で、まず、特に多かったのが個人番号を用いた情報の追跡とか名寄せが行われ、集積、集約された個人情報外部に漏れいするのではないかと、そういう問い合わせが、まず多かったですね。それから、個人番号の不正利用とか他人の個人番号を用いたなりすまし等により、財産その他の被害を負うのではないかと、そういうふうな懸念の問い合わせですね。それから、国家により個人のさまざまな個人情報が、個人番号を機に、名寄せ、突合されて一元管理するのではないかと、そういう懸念ですね。

そういうことが特に多かったわけですが、非常にこの、ただ、今回一元化ということじゃなくて、この分散管理型になるわけですね。こういうふうに誤解している人がおりました。番号制度が導入されることで、各行政機関が保有している個人情報を特定の機関に集約して、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる一元管理の方法をとるものではないのかと、一元管理をするんじゃないかという、そういう問い合わせも結構多かったですね。一元管理したんでは非常に困ると。

しかしながら、これは過ちでありまして、番号制度が導入されても従来どおり個人情報は各行政機関等が保有して、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別第2で定めたものに限って情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会、提供を行うことができる分散管理の方法をとるものであると、いわゆる一元管理するんじゃないかという非常に不安もございましたけれども、これは分散管理をしていくという、そういうふうな問い合わせが非常に多かったわけでありまして、ことしの2月に、かすみがうら広報で周知徹底、また、インターネットでも徹底はされておりますけれども、非常に皆さん理解しておりませんし、また内容も読んでいないという、そういうのが実態かと思えます。

そこで、私が提案したいのは、まずこの疑問に思う大事な大きな大枠の部分で、Q&A方式のそういうかすみがうら広報に掲載するのではなくして、きちっとした市民の不安を払拭でき得るような、そういう一つの1枚のチラシを各戸別配布にできるような、もっとわかりやすい、文字も大きい文字で作成していただいて、やはり誤解をしている人が非常に多いです。大変だと、大変な状況になってしまうという、ただ、大変だ、大変だ、何が大変なのかということも理解できない。そういう中で進んでいる。国の制度でありますから、これは市としてもこれは移行していかなくちやならない政策でありますけれども、そういうものをやはりきちっと丁寧に、わかりや

すく周知徹底をしていくために、やはりもっと努力していかなくちゃならないのかと思いますので、その辺の考えどうでしょうか、Q&Aの作成、そして、かすみがうら広報、2月にやったのは非常にわかりにくい内容、私も読ませてもらったですけれども、もうちょっと大きい文字で作成したほうが私はいいんじゃないかなというふうに感じましたので、その辺、考えもしもありませんでしたら答弁願います。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、情報管理のセキュリティーの強化というような関連の質問かと思います。

今、住基カードはもう既に10数年たっていて、その部分に関しての情報セキュリティーというのは大変厳しく確保はされているというふうな状況でございます。

内容的には、マイナンバーカードにつきましても、そういう形でセキュリティーを強化をしていくということでもありますが、今、議員がおっしゃったように、幾つかのデータを1つにまとめて、それで情報を引っ張ってくるというようなことでもございますので、それぞれのその複数の課において携わる職員等については、やはり1つはセキュリティーの遵守事項というか、そういう部分は強化しなくちゃならないとは思っています。また、市民向け等に関しましても、やはり実施までの期間の中でいかに周知をしていくかということもありますので、その辺についてはよく担当とも協議をさせていただければなというふうに思っております。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、できればQ&A方式のわかりやすい、そういうものをつくっていただきたい。

それから、相談窓口は市民部でよろしいんですね。このいろいろと問い合わせ、マイナンバー制度についての問い合わせも含めて、どこへ相談したらいいんだという問い合わせも私のほうにあるんですが、市民部のほうへ直接でよろしいんですか。これはどういうふうな形の窓口になりますか。市民から私、相談を受けたときには、具体的にはどこで相談ですよというふうに振りたいと思うし、また、広報等でも要するに不明確な点、また理解できない点、疑問に思う点は、どこどこに連絡にとってくださいとか、そういう周知徹底も含めてやはりやっていきませんか、私のほうばかり振られても私も困るんですけれども、でも、やはりそういう問い合わせが事実多いということは確かで、これからはおさらもっと頻繁に多くなると思います、これから後半、12月に向けて。そういう窓口をきちっとつくってあげないと、市民の方はどこへ連絡にとって相談したらいいのかという、私はまだまだ勉強不足なんで、きちっとした説明できていない状況でもありますので、また、時間が非常にかかります、全部説明しますと、そういう面で窓口はきちっと決めてもらいたいと思うんですが、再度確認したいと思います。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

まず、庁内の連携というようなことも必要かと思いますが、セキュリティーの部分からすると

情報広報のほうで、市民課窓口は実施のほうになってくると思います。お互いにその連携はどちらでもとれるような体制はとらなくちゃならないもんですけれども、その辺についてはQ&A等含めまして、早急な対応をさせていただければなというふうに思います。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、しっかりした体制をつくり上げて、市民が本当に理解できる安心・安全のそういう今回のマイナンバー制度をつくり上げていただきたい、その努力していただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○副議長（加固豊治君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

再 開 午後 2時16分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

ご苦労さまです。

日本共産党の佐藤文雄です。

安倍政権は5月15日、国民多数の反対の声を無視して、海外で戦争する国へと日本をつくり変える戦争法案を国会に提出しました。この法案は、憲法9条を踏みにじり、アメリカが世界で起こすあらゆる戦争に自衛隊が参戦・軍事支援するものであり、絶対に許すことはできません。日本共産党は、徹底した審議で法案の危険な本質を伝え、世論と運動で安倍政権を包囲して廃案に追い込むために全力を尽くします。

安倍・自公政権が進めようとしている政策、消費税10%、アベノミクス、労働法制の改悪、原発再稼働、沖縄辺野古への新基地建設など、どれをとっても国民多数の意思に背くものばかりであります。私は、国や県言いなりの市政では市民の命と暮らしは守れないと考えております。国の悪政に立ち向かい、税金の無駄遣いを厳しくチェックし、誰もが安心・安全に暮らせるかすみ がうら市を目指して全力を尽くします。今回もその立場から一般質問を行います。

1、広域ごみ処理場建設問題について。

問い1、かすみ がうら広報4月号に掲載された「ごみ処理の広域化」について伺います。

私は、ごみの減量化と資源化を進めていけば、現有施設である新治地方広域事務組合環境クリーンセンターの改修で十分に対応可能であり、新たな広域ごみ処理場施設建設は必要ないとして、

霞台厚生施設組合加入に反対をいたしました。しかし、問題なのは住民不在で一方的にごみ処理の広域化を進めていることでもあります。私の指摘を受けて、市長は「広報にて周知していく」と答弁いたしました。それが今回のかすみがうら広報4月号に掲載されたわけでもあります。

そこでお聞きします。

まず第1に、施設の老朽化についてです。

市長も答弁で新治広域のクリーンセンターは「老朽化している」と述べ、広報にも「老朽化する管内3焼却施設」と書かれていますが、老朽化の判断基準はあるのですか。また、「一般的な焼却施設の耐用年数は25年程度」とありますが、その根拠となる公的文書などはあるのでしょうか。

第2に、ごみ処理広域化のメリットについてであります。

広報では、1つ、ごみの減量化と資源化を推進、2つ、地球温暖化に貢献、3つ、ダイオキシン類の発生を抑制、この3点を挙げていますが、どれをとっても現有施設と対比して広域化のメリットだなどとは言えないものばかりであります。唯一違いと言えるのは、発電などが効率的に行えるという点であります。新たな建設する施設は、発電機能を備える計画なのですか。また、4、ごみ処理経費の縮減については、「個別に整備すると多額の費用が必要となるため、施設を集約化し、広域的にごみ処理をすることにより、建設費や維持管理費を削減することができる」とありますが、その根拠となる数値が一切示されておりません。現有施設との対比表を数値で示すべきではありませんか、以上、答弁を求めます。

問い2、土浦市長及び石岡市長との協議について伺います。

ごみ処理施設にかかわる新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の行政の二重構造についての私の質問で、「土浦市長と石岡市長との協議をなぜやらないのか」とただしたところ、市長は「しかるべきときに、しっかりとしていきたい」と答えましたが、その時期とはいつでしょうか。市長の答弁を求めます。

問い3、住民への周知・意見の集約についてであります。

新たなごみ処理施設整備には総額で132億円がかかると試算しております。私は、あらゆる角度で議論を尽くし、その結果を公表し、その上で住民投票で決めることも視野に入れるべきだと考えます。つくば市では市民が「総合運動公園計画は住民投票で決めよう」と直接請求運動に取り組み、法定数の約3倍となる有権者1万7000人の署名を提出いたしました。その結果、8月2日には住民投票が実施されることになりました。市長は、建設の是非を住民投票で問う考えはないか伺います。

2、総合的な子育て支援について。

問い1、学校給食への地元産野菜の活用と給食無料化について伺います。

秋田県八郎潟町は、人口約6,300人、世帯数2,400戸弱という小さな町であります。約3分の1が高齢者ですが、市町村合併せずに頑張っている自治体です。この町では、地場産業野菜の学校給食への使用料率が秋田県内第1位、2012年度からは町内の小中学校の学校給食費の全額助成も実施されています。

八郎潟町の例を参考に、当市でも学校給食への地元産野菜の活用と給食無料化に取り組みないでしょうか、市長の答弁を求めます。

問い2、中学卒業までの医療費完全無料化に向けた段階的な所得制限撤廃について伺います。
群馬県では2009年から中学卒業まで外来・入院とも医療費の完全無料化を実施しております。所得制限も一部負担金もありません。市長は「外来自己負担を補助することによって、多受診など、安易に医療機関を受診することも考えられる」と答弁しましたが、厚労省も、これまで国が無料化できない理由の1つとしてきた波及増、いわゆる医療費増大は「なかった」と答えております。私は、子育て施策として医療費完全無料化は欠かせないと考えますが、当市は所得制限が低く設定しているため、多くの保護者が無料化の恩恵を受けておりません。所得制限を引き上げて、できるだけ多くの保護者を対象にすることができないでしょうか、市長の答弁を求めます。

問い3、就学援助制度の徹底した広報と拡充について伺います。

私は、「経済的に苦しい家庭でも、子どもが安心して学べるように、必要な保護者に情報が届き、十分な援助が受けられる制度への改善が不可欠だ」と強調し、保護者への就学援助制度の徹底した広報と拡充を求めましたが、改善されたのでしょうか。現況の報告を求めます。

就学援助制度には、新入学児童生徒学用品費という入学準備金がありますが、就学援助の申請は入学後であり、実際に支給されるのは1学期の終わりごろになります。私は、新たな拡充策として、新入学児童生徒への準備金の入学前の支給を提案をいたします。いかがでしょうか、答弁を求めます。

3、介護保険制度について。

問い1、介護保険料の減免制度について伺います。

当市は、第6期の介護保険料を大幅に引き上げました。県のまとめによれば当市の保険料は44市町村で9番目に高くなっています。年金が引き下げられる中、高齢者にとっては大変な負担となっています。愛知県一宮市では、2002年4月から低所得者の一部の保険料を2割減免する制度をつくっております。県内でも16市町村で独自に保険料の減免を実施しております。当市においても減免制度をつくることのできないか、市長の答弁を求めます。

問い2、介護認定の問題について伺います。

「私の妻は16年間要介護5であったものが突然、理由もなく4に引き下げられた。年を重ねて状態が悪くなっているにもかかわらず、どこが改善されたというのか。納得できない」という市民からの深刻な訴えを3月の定例議会で紹介し、徹底的な見直しを求めました。その後、この方は要介護状況区分変更手続を行い、再度の審査を受けた結果、要介護5に変更する通知が届いたということであります。認定審査に問題はないのでしょうか。認定審査によって介護度が引き下げられた件数はどれだけありますか、答弁を求めます。

4、国民健康保険について。

問い1、国保税の減免取扱要綱について伺います。

国保制度には、失業や倒産、病気など、加入者の個別の事情に基づく所得減少などを理由とする保険料負担の軽減制度があります。当市でも減免取扱要綱をつくり、基準生活費、いわゆる生活保護費と同等のものでありますが、これに基づく減免策をとっておりますが、国分寺市では減免の対象を5項目にわたって具体的に記載しております。その中の1つに、「市長が納税義務者が特に生活が困窮していると認められる場合」という記載があります。

そこで伺います。

1、これまでこの制度を活用した方はどれだけいますか。2、国分市の例に倣い、減免の対象を拡充することができないでしょうか、答弁を求めます。

問い2、国保税の引き下げについて伺います。

茨城県が発行している平成25年度国民健康保険事業状況報告書によれば、当市の国保税は1人当たり9万5998円となっております。私は、前議会の一般質問で「国の2015年度からの保険者支援金約1700億円を活用して、国保税の引き下げができないか」とたどしましたが、市民部長は「国の支援金の影響額は当市では4500万円の増額となる」と答えました。国保税が「高過ぎで払えない」という被保険者の声は圧倒的です。私は、この財政支援を自治体の一般財源から繰り入れ削減に使うのではなく、保険税の引き下げに結実させることが必要だと考えます。

京都市は、国からの支援金も活用して、2015年度から加入世帯9割が対象となる1人当たり年間平均2,532円の国保料引き下げを発表いたしました。当市でも財政支援金全額を活用すれば、単純に計算して1人当たり年間平均3,576円の国保税を引き下げることができます。さきの3月定例議会の時点では、部長は時期尚早との見解でしたが、引き下げは可能だと考えていますか、答弁を求めます。

5、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、八ッ場ダム建設や霞ヶ浦導水事業の無駄な水源開発にあります。これらの水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

問い1、八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水事業における水源開発問題点について、当市の水道事業計画にかかわって伺います。

茨城県が2007年に改定した長期水需給計画、いわゆる水のマスタープランは、2020年は1人1日最大給水量を450リットルとしました。実態は、10年前から400リットルを下回っております。1日最大給水量も実際の1.4倍の計画です。給水人口は297万人と予測、ところが、2011年改定の県総合計画では、285万人と12万人下方修正をしました。2035年には245万から255万人に減少との予測をしております。したがって、県のマスタープランは過大な人口予測と給水量であることは明らかです。しかし、橋本知事は「マスタープランは見直さない」としております。

当時の水道事務所長は、前回の答弁で「当市の現状の水需要は県全体の水需要予測値との乖離は解消されていない」と述べ、「県に対して水道料金の値下げと契約水量などの変更を求める要望書をすべく努力してまいりたい」と前向きな回答をいたしました。

当市が県から受水するとしている実施協定、これは県との実施協定ですが、この実施協定は、県西広域用水から日量4,600立方メートル、いわゆる4,600トンで、県中央広域用水から受水する協定は6,700トンで、合計1万1300トンであります。現在は霞ヶ浦導水事業が進んでいないことから、不足分を地下水で賄っております。当市の水道事業計画ではどのようになっているのか伺います。

所長はまた、「水道事業を継続させていくためには水利権の確保が必要であり、そのためにも、県中央用水供給事業が霞ヶ浦導水事業により那珂川からの水利権を安定的に確保する必要があるとの立場」と同じ答弁を繰り返してしております。しかし、現存の地下水を活用していけば那珂川からの水、いわゆる表流水は不要ではないでしょうか、答弁を求めます。

問い2、水道料金の引き下げについて伺います。

当時の水道事務所長は、前回「平成26年度以降の新しい会計基準に照らし、今後10年間程度の経営見通しを持った上で検討を進めてまいりたい」と答弁しましたが、検討結果は出たのでしょうか。現段階について市長の答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○副議長（加固豊治君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、ごみ処理の広域化の問題点につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の同じく2番、土浦市長及び石岡市長の協議について、しかるべきときとはいつかのご質問にお答えいたします。

5月27日に新治広域事務組合正副管理者会議を開催をいたしまして、組合の今後の運営についてを議題といたしまして、現在の構成市におけます、ごみ処理の状況と中長期的な方向性につきまして情報交換を行ってまいりました。

新治地方広域事務組合に関する基本事項については、構成市であります、かすみがうら市、石岡市、土浦市3市で協定を締結しております。

今後の運営につきましては、平成31年度まで施設状況を踏まえながら、現組合を継続すること再度確認をし、ただし、各市の情勢、地域計画等の変化によりまして協定期間満了前に脱退等の必要が生じた場合は、構成市間で協議することとしてあることから、本市においては、今年度、霞台厚生施設組合に加入したことを報告をし、あわせて協定書にあります地域計画等の変化、霞台厚生施設組合におけます地域全体のごみ処理計画を策定予定であることをお話ししたものでございます。

続きまして、同3番、住民への周知・意見の集約について住民投票で建設の是非を問う考えはないかのご質問にお答えをいたします。

本年4月1日から霞台厚生施設組合内に建設計画課が設置をされまして、本市からも1名の職員を派遣をし、総勢6名の体制で、ごみ処理施設の建設に向けまして、現在、組合において事務が進められているところでございます。

住民投票につきましては、現時点では考えてございません。市民への情報提供につきましては、適宜対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目1番、学校給食への地元産野菜の活用と給食無料化につきましてとのご質問にお答えをいたします。

学校給食におきます野菜等の地場産物の活用につきましては、地域の食文化や生産過程の仕組み、地場産物に関する知識を習得する機会として、有効な施策であるというふうに認識をいたしております。

本市の学校給食の中には、地場産物の活用として、米については全てかすみ市産のコシヒカ

りを使用しております。そのほかの食材につきましては、各調理場でそれぞれ調達をしていることから、市全体で市内産物を統一して導入している状況ではありませんが、可能な限り県内産を含めまして、地場産物の活用を進めているところでございます。

今後とも、季節に応じた地場産物を活用したメニューの組み立てなど、地場産物の活用に努めてまいりたいと考えております。

また、学校給食費の無料化とのご提案に関しましては、以前にもご質問をいただいておりますが、学校給食の運営にかかわる費用は、学校給食法第11条によりまして、設置者と保護者の負担とするものが明記をされておまして、設置者は施設、設備、運営にかかわる費用等を負担をし、これ以外を保護者が負担するとされております。

本市におきましては、学校給食の無料化が子育て支援の手段の1つであると認識をいたしておりますが、財源の確保の観点などから、現在、学校給食無料化は困難であるというふうを考えております。

次に、同2番の総合的な子育て支援について、中学卒までの医療費完全無料化に向け、段階的な所得制限撤廃について問うについてお答えをいたします。

中学校卒業までの医療費の完全無料化につきましては、平成27年度第1回の定例会におきまして約3500万円の給付費の増加が予測できると答えをしております。約3500万の給付費増加ではありますが、本市においては経常収支比率を高め、財政構造の硬直化を招くため、財政健全化を進めている中で完全無料化は難しいというふうと考えております。

また、医療費完全無料化に向けまして段階的な所得制限の引き上げにつきましても、段階的に所得基準を見直すためには、システムの改修や市の単独によります給付費が増加するため、難しいと考えております。そのため、今年度、県政へ対する要望の中で、高校生世代までの医療費補助と所得制限を撤廃した県の医療福祉費制度に改正するよう要望をいたしております。

今後とも県補助実現に向けまして、継続して要望を続けてまいりたいと考えております。

次の同3番、就学援助制度については教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目1番、介護保険料の減免制度についてのご質問にお答えをいたします。

現在のところ、本市におきまして、独自に行っております介護保険料の減免制度はございません。

保険者が独自に行っている保険料の減免の実施状況につきましては、県内では水戸市のほか15市町村が実施している状況であります。

本市におきましても、近隣市町村の状況を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

介護保険法の一部改正に伴いまして、低所得者（介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者）の第1号保険料を、今年度4月から基準額に乗じる割合を0.5から0.45に軽減を図る措置といたしまして、今定例会に所得段階が第1段階に該当する方の保険料を年額3万2400円から2万9160円に軽減するとして、市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを提案をさせていただいているところでございます。

次に、同2番、介護認定の問題につきましては保健福祉部長からの答弁として、次に、4点目、国民健康保険につきましては市民部長から、次に、5点目1番、八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水

事業の中止に係る本市の事業計画につきましては上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

次の同2番、水道料金の引き下げについて、検討結果は出たのか、現段階を問うについてお答えをいたします。

水道料金の値下げにつきましては、人口の減少や節水意識の高まり等によりまして、将来の水需要の伸びが期待できない状況ではありますが、市民の皆様の生活応援の1つとして実施を図っていきたいというふうに思っているところであります。

水道料金の値下げの時期につきましては、今後の経営健全化を踏まえた上で原案を作成し、関係機関と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目、広域ごみ処理場建設問題についての質問にお答えいたします。

かすみがうら市広報に掲載された「ごみ処理の広域化」について、その問題点とのことですが、ご案内のとおり、ごみ処理の広域化につきましては、これまで私ども所管の常任委員会、議会全員協議会にご報告させていただきながら進めてきたところでございます。

さきの3月に開催されました第1回定例会において、地方自治法287条の組合規約に含めるべき事項について、2月23日に構成市間において仮協定書を交わし議案を提出させていただき、ご承認を賜ったものでございます。

3月25日には茨城県知事の許可を得て、ことし4月から霞台厚生施設組合に加入し、ごみ処理施設の建設に向けて事務を進めているところでございます。さらに、新たな施設の建設場所予定地につきましては、霞台厚生施設組合敷地内を基本とした協定書を5月18日に締結したところでございます。

議員のご質問の広報紙掲載につきましては、これまで議会等におきまして、市民に対し十分に公開していくことが求められておりますことから、市民の皆様にご理解いただくため、お知らせ版を作成し、第1回定例会終了後の4月上旬に各戸配布するとともに、4月下旬には市広報紙において霞台厚生施設組合への加入について、これまでの状況、現在、広域化に関する記事を掲載し、市民にお知らせしたところでございます。

さらに、霞台厚生施設組合において作成された「ごみ処理広域化の取り組みについて」のお知らせ版を、組合管内の各市町区長会総会において、本市においては、去る5月27日に開催されました区長会総会において配布させていただいたところでございます。

第1番目の老朽化の判断基準についてでございますが、平成22年3月に策定された環境省による「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」によると、老朽化ということでは、まず廃棄物処理施設の現状において平成19年度末、全国でごみ焼却施設が1,285施設あり、16年以上経過した施設は全施設の5割、さらに21年以上経過した施設は約3割に及んでいる。これらの施設のほとんどが老朽化が進み、施設の更新ないし延命化措置が必要な段階を迎えていると推定されると記載されており、さらに、手引の性能水準の変化においても定期点検補修等において局部的な補

修、交換を行うことにより、稼働後、12、13年程度は経過が軽微である。しかし、経過年数がそれ以上進むに従って腐食、摩耗等の全体的進行、製造中止により部品の入手が困難になるなどして施設全体の性能水準が急速に低下し、15年度以上経過すると老朽化が顕著になり、操業条件の変化と相まって建てかえが課題として浮上するような事例が少なくないと記載されているところでございます。

次に、一般的な焼却施設の耐用年数25年程度の根拠についてでございますが、これもこの手引の廃棄物処理施設の供用年数において環境省が実施した一般廃棄物処理実態調査による、ごみ焼却施設では、供用年数がおおむね20年から25年程度で廃止を迎えている施設が多いことから、一般的な焼却施設の耐用年数は25年度としたものでございます。これらの国の手引に基づいて、管内施設を見た場合、平成32年に全ての施設がこれらの条件を満たすことになることから、そのタイミングに合わせて、ごみ処理の広域化を推進するため、霞台厚生施設組合に加入したものでございます。

第2番目の新たな建設する施設の発電機能についてでございますが、今年度、霞台厚生施設組合において施設の基本構想や新しいごみ処理広域化に係る地域計画を策定、国に交付金を申請していくこととなります。循環型社会形成推進交付金において、ごみ発電施設は補助メニューの1つであることから、今後、廃棄物の3R、リデュース・リユース・リサイクルと環境負荷の低減、施設の適正規模、建設費用等のバランスを含めて検討されていくものと考えております。

次に、ごみ処理経費の縮減について、現有施設との対比表を数値で示すべきではとのご質問でございますが、今回の広報掲載につきましては、これまで議会等におきまして、市民に対し十分に公開していくことが求められておりますことから、霞台厚生施設組合への加入について、これまでの状況、現在、広域化に関する記事を掲載し、市民にお知らせさせていただいたものでございます。

施設の建設費用、規模等につきましては、今後、霞台厚生施設組合にて新しい施設の基本構想や設計等を検討していく中で精査されていく予定でございます。また、物価の変動等により変更される場合もございます。市の事業推進に当たり、方向性をお知らせしたものでありますことから、数値としては掲載しておりません。

今後、組合において策定されます施設の基本構想や地域全体のごみ処理計画の中で費用対効果を検証していくこととなりますので、詳細が決まりましたらお知らせしてまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、今年度から、霞台厚生施設組合が中心となって新しいごみ処理施設の建設を進めてまいります。組合においては、新しい施設の概要をまとめていく上で、施設概要に対する周辺住民への説明が必要であると考えております。霞台厚生施設組合、市がともに情報を共有し、構成市町議会との協議はもちろん、広報紙等も活用しながらお知らせしてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは佐藤議員、2点目3番、就学援助制度の徹底した広報と拡充についてのご質問にお答えいたします。

就学援助制度については、経済的な理由によって、小学校、中学校に就学することが困難であると認められる児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施することを目的としております。この就学援助制度の周知につきましては、毎年5月ごろ、学校を通じまして案内チラシを保護者へ配布しており、その際は、市のホームページに掲載している認定基準となります収入の目安、いわゆる収入モデルでございますが、こちらを添付をし、制度を理解していただくよう努めているところです。

しかし、この周知文につきましては、現在は学校から児童を通し、保護者へ配布しているだけの状況でありますので、今後は保護者の皆さんへ直接説明を行うことで制度をより理解していただけますように、特に新入学の児童の保護者の皆さんへは、入学説明会などを活用し、事前の制度の周知に努めていくように改善をしていきたいというふうに考えております。

また、この就学援助制度につきましては、ご指摘のように新入学児童生徒の学用品費として、ですから、新たに入学する方が通常必要とする学用品等の購入に要する経費を支給するという事になっておりますが、支給については佐藤議員ご指摘のとおり、入学後、通常の就学援助費と同時期に行われている状況でございます。全国的には新入学児童への入学準備貸付制度等に取り組む自治体もあるようでございますので、今後は他自治体の状況を精査し、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員の3点目2番、介護認定の問題についてを問うのご質問にお答えをいたします。

介護認定につきましては、県が行う認定調査員研修の受講認定者による基礎調査と主治医意見書を踏まえ、保険・医療・福祉の各分野の専門家により構成する介護認定審査会において、公平かつ厳正に介護の必要性や介護度を審査、判定し、その結果をもとに保険者である市が決定をしているものであります。

また、介護度の変化につきましては、平成26年9月から平成27年2月までの6カ月間のデータではございますが、更新または区分の変更を行ったもので、審査件数が697件でございます。その内訳としまして、軽度化した方が116件、全体の16.6%、また重度化した方が247件で35.4%、また、変化のなかった方につきましては334件で47.9%というような状況でございました。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

○副議長（加固豊治君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

佐藤議員のご質問4点目1番、国民健康保険について、国保税の減免取扱要綱について、基準生活費に基づく減免策を問うについてお答えいたします。

平成25年8月1日より施行しております、国民健康保険税減免取扱要綱において、失業や休業、また疾病等によって所得が著しく減少した場合等には、保険税の減免規定を定めております。

ご質問のこの要綱により減免申請をされた方はまだおりません。また、当市と国分寺市では要綱と規則の違いはありますが、震災や風水害、失業などにより収入が著しく減少した方、ほかに特別な理由があると市長が認めた場合という規定などもほぼ同じような内容となっております。

しかし、制度の周知については、まだ十分に尽くされているとは言えない部分もありますので、今後とも市ホームページや広報紙などにおいて広く周知してまいりたいと思っております。

4点目2番、国民健康保険について、国保税の引き下げについて問うについてお答えいたします。

国の保険者支援金を活用した保険税の引き下げについては、4月の被保険者をもとにシミュレーションをしますと、平成26年度は約3000万円であった支援金が、平成27年度は約7500万円で、4500万円の増額となります。ここから市の持ち出し金約1900万円を差し引いて被保険者数1万2807名で割り出しますと、1人当たり約2,000円の影響額、こちらは減額できる額となります。しかし、平成27年度当初予算における保険給付費の伸びは1人当たり3,800円となりますので、一般会計から赤字分を繰り入れている状況には変わりありませんので、保険税を現段階で下げる方向での見直しは難しいと考えております。

平成30年度から予定されている国保の広域化の中で、国保税賦課方式や標準保険料率が早期に決定するようであれば、その時点で保険税についての検討をしてみたいと考えております。どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

5点目1番、八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水事業の中止について、本市の水道事業計画にかかわって問うについてお答えいたします。

初めに、本市の水道事業計画にかかわってのご質問に関しましてお答えいたします。

昨年度、本市水道事業の水道ビジョンと水道事業計画を作成するに当たり、平成40年度をめどとする人口と水需要予測値を推計いたしました。

その予測の中で、人口につきましては、現在の人口4万3000人から4万人に減少すると推計しております。人口推計に当たりましては、水道事業独自の推計値となっております。

水需要につきましては、平成25年度における1人1日最大給水量318リットルが平成40年度には355リットルになると推計しておりますが、合併しました平成17年度は365リットルでありましたので、水需要の伸びは期待できないものとなっております。今年度、これらをもとに水道ビジョンを作成し、公表するとともに、来年度中に今後15年程度の水道事業計画を作成することとしております。

次に、八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水事業の中止についてお答えいたします。

八ッ場ダム建設につきましては、本年10月にダムの本体工事に着手する見通しであるとされており、八ッ場ダム建設により県西用水供給事業において水利権の確保が図られることから、水需要要望調査が行われましたが、本市といたしましては、将来の水需要の増加が見込めないことから、慎重に対処していきたいと考えております。

霞ヶ浦導水事業につきましては、今年度完成とされておりましたが、国土交通省において事業再開が検討されている状況でありまして、工事再開から完成までに7年かかるとされているところでございます。完成までは現状の地下水の取水許可が継続されますので、水需要の動向を注視しながら地下水の有効利用に努めてまいりたいと考えております。

いずれの事業におきましても、完成後は管理費と減価償却費が用水供給事業からの水道料金に転嫁されることとなりますので、動向を注視していきたいと考えております。

事業認可におきましては、地下水と県水により1万7600立方の1日最大配水量を賄うとされており、地下水採取が規制されていることから、県とは1万1300立方の協定を行っております。地下水活用を優先し、県には将来の水需要の減少傾向に見合った水量を要望していきたいと考えております。

安全で安心な水を安定的に供給するため、県中央用水供給事業につきましては、霞ヶ浦導水事業により那珂川からの水利権を安定的に確保する必要があるとの立場でございます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、今のまず、広域ごみの問題なんです、霞台厚生施設組合に加入という広報が出ていたと、老朽化する管内3焼却施設となっていて、新治広域が20年近い、霞台が21年になろうとしている。茨城美野里は30年ぐらいになろうとしているわけでしょう。ばらばらなんですよね。だから、老朽化、老朽化と言っても、今、新治広域、私たちのほうは新治広域事務組合の環境クリーンセンターで使っているわけですよ。それがあたかも老朽化して、もうパンク状態みたいな表現が問題だということなんですよ。

今おっしゃいましたように、これは環境省の2010年の3月の廃棄物処理施設の長寿命化計画、この手引を引用してお話ししたと思うんですね。ここに、ごみの焼却炉の耐用年数は一般的に20年とされてきたがと、建物は50年程度の耐用年数を備えており、また、各種の設備機器については20年程度を経過しても、なお受変電施設、発電施設を初めとして高い健全度を保っている設備、器具等、部分的な補修で完全度を回復することが可能なものが多い。廃棄物処理施設内の設備、機器の維持管理を適切に行った上で、対周年数の比較的短い重要施設を適切な時期に更新するなどの対策を行うことによって、廃棄物処理施設全体の耐用年数の延長を図ることは、逼迫する地方自治体の財政に対して効果的であると同時に、資源エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも強く望まれると、こういうふうに長寿命化計画について述べているんですね。

今お話ししたように、あくまでもこれまでの施設、新しいものも古いものも含めて、これまでは廃止時の供用年数、いわゆる供用年数ですから、ここを見ますと、平成11年から19年の実績、これから作成したようでございますが、これから見ると、24年から25年がかなり交換をしている、

取りかえている時期が多いですけれども、これ30年から、もう36年というところもあるわけですね。ですから、いかに維持管理をやるか、これが現場の人たちのノウハウ、これだと思いうんですね。だから、老朽化、老朽化というふうにも余りにも強調し過ぎだということなんです。

あと、それから、今、何で老朽化を言ったのかといたら、平成32年に施設を取りかえるから、それから言うと、もう全て老朽化だというふうな言い方で言っていますが、もう既に茨城美野里の焼却炉、ごみ施設はもう30年近くたっているわけでしょう。それからいくと35年になるわけですよ。そういう意味では3つ一緒に無理やりくくってやるというのは、いかがなものかということですが、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

老朽化の議論といいますか、それもあろうと思いますけれども、長寿命化については、この手引の中においてはやはり長寿命化については、まずは10年から15年たちましたらば長寿命化ということで、ある程度の投資をして、でき上がったものは約15年もつということで、全体の施設の総寿命は30年ということになるろうかと思えます。これは、あくまでも全てではないと思えますけれども、この手引の中では10年から15年で長寿命化をやって15年延びるということで、一つの長寿命化の規定がございます。また、新設におきましては、やはり先ほど申し上げましたように、いろいろな施設を統計的に見ますと、20年から25年で建てかえがあるということで、25の寿命ということになっています。比べますと、長寿命化して30年または新設して25年というようなことになるろうかと思えます。

そういう中で、この手引の中を見ますと、やはり施設のこともありますが、財政負担、そういうものの緊迫した状況の中でというような表現もございます。そういう中で、当市におきましては新治広域が単独でなるという予想がありますので、そういう中で新治広域を単独で長寿命化するか、または新たに新設するか、または広域で対応するかというような選択があったわけで、その中で財政的に一番有利である広域のほうを選択したということでございます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、今、質問には答えてないんだよ。また、しゃべられると長々なっちゃうんで結構ですが、実際に長寿命化を検討するということもしていないんですよ。単独というやり方だって、新治広域事務組合では全く提起していないんですよ。これはもう第1回の定例会の議案審査特別委員会、ここで徹底的に明らかにしたでしょう。もう2回の定例会があったんですよ、新治広域事務組合で、ここで坪井管理者にただしているんですよ。全くまともに答えてないんですよ。単独の話なんかは協議もしていないわけでしょう。ましてや新たな事務組合という問題についても、正確には話していないんですよ。ですから、今、取ってつけたように言うこと自体が問題だということなんです。

それから、ごみの長寿命化のことについてなんです、非常に土浦がいい取り組みをやっている

るんですね。今、実際には土浦のほうで土浦の長寿命化計画について、ちょっと聞きに行ったんですよ。今ホームページを見ますと、ごみの分別を生ごみを別にして、それから、プラスチックも別にする。容器包装プラスチック、そして紙ごみと、燃えるごみという形で分別するようになったんですね。動画まで配信してありまして、その動画をクリックすると、どういうふうになるかというのわかるようになっていっているんですよ。その結果、非常にごみの量が減ったという報告がありました。

実際には、あの土浦市の家庭から出るごみの内訳であります、かなり可燃ごみが75%以上占めていたんですが、そのうちの可燃ごみの割合、生ごみは4分の1だそうであります。それを生ごみのほうを分別収集することによって、特に生ごみの分別の収集の概要としては、いわゆる家庭の食べ物のかすですね、厨芥類、これをリサイクルをするということで、この計画を平成22年3月に土浦市バイオマスタウン構想というものを策定して、23年6月から試行する、試しにやっというので、平成24年から26年にかけて、この生ごみの分別、プラスチック分別、資源化の取り組みをやっております。そして、モデル地区を区長さんから手を挙げてもらって、そのモデル地区をどんどんふやして行って、最終的に平成26年4月にはモデル地区が24町内となったそうです。これで1割半ぐらいの地域が、この実践をしていただきまして、ことしの27年4月から実施したということなんですよ。

そうしましたら、この燃やせるごみが明らかに減ったと。これまで2014年4月、去年の4月ですね、これがことしの4月には生ごみがもちろん4分の1でしたから、4分の1が減ると同時に、逆に容器包装プラスチックも別にしましたんで、それも減ったと。そして、結果的にこれが何と自然にごみが減ったそうです。つまり細かく分ける、そういう習慣をつけていくと、ごみの資源化、分別化、これによって住民の意識が変わってくる。これが協働だと私は思うんですね。

何しろ今、大きくすればメリットある、メリットあると言ったけれども、全然大きくしなくたって、具体的にこういう分別、そして生ごみを資源化する、堆肥化する、バイオマスタウンみたいな形でやっていけば、かなり改善されてごみが資源化されて、減量化される。これこそがごみの問題の本質だと私は思うんですね。

土浦市につきまして、いろいろ説明を受けまして、こういう生ごみの回収袋まで参考にいただきました。それと今、私が説明したのは、パワーポイントで住民に知らせるための資料です。その市の職員は出前講座で各地域に出て行って説明をして、丁寧に実践をしながら地域の人たちと、このごみの減量化に取り組んでいるということなんですよ。だから、焼却ありきじゃないんですよ。いかに減量するかということで、すばらしいパンフレットも出しております。

それから、じゃ、どこでバイオプラントやっているのかというふうに聞きましたら、神立の日立セメント株式会社、この神立資源リサイクルセンターというところでやっていることがわかりました。実際に、この食品の廃棄物を肥料にする。そしてまた、その中からメタンガスを取り出して、またその分を燃料化するという取り組みを平成22年に着工して、24年3月にこれを実現したと。これは土浦市が音頭を取って、この民間の日立セメントと協力して国のこの助成金をもらって、このエコプラント、いわゆるバイオプラントをつくったということなんですよ。ですから、まだまだ余裕があるそうでございます。

このように生ごみをいかに肥料にするか、資源化を図るか、堆肥化するか、こういうことがや

はり大事だというふうに思うんですね。この点については、市長どうですか、ご存じでしたか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

詳細には私も存じでおりませんが、そういった取り組みをしていることにつきましては聞き及んでおりました。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩します。約10分間の休憩といたします。

休 憩 午後 3時21分

再 開 午後 3時31分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いろいろ言いたいことがあるんですけども、時間のほうの関係がありますので、少々省きますが、市長が石岡市長と土浦市長と話し合ったというふうに述べておりますが、5月27日と言ったわけ、そのときにどういう話をしたのかというのが、ちょっと書き取れなかったんですが、いずれにしても私は第1回の定例会の議案審査委員会で、市長が「新治広域を構成しておる各市において、土浦市が新治地区と含めて人口が約15万規模になることから、単独での長寿命化を実施する方向で決定をしております」と言ったんだね。それから、「石岡も新たに霞台組合に一本化する方向であることを確認させていただきました」というふうに言ったんです。3月12日と13日に、個別に協議したということですが、こういう話もされたんですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的には31年の協定書に基づく情報交換ということでやらせていただきました。そういう中で、私どもも霞台の話もさせていただきました。基本的にはそういったことでございます。

それから、霞台が稼働する年も32年ということじゃなくて、早くても34年というようなことでございますので、そういった前後のことにつきましては再度協議をしてというようなことで、そういう話をさせていただきました。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えてないんだよね。新治は独自にやるよと、長寿命化をやっていますよというふうに、そういうことを確認したんですかということなんですよ。では、霞台で石岡は一本化するということを確認したんですかという質問ですよ。だから、そういうところで、その分は会議録ありますか。個別で協議したみたいですが、会議録なんかはありますか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

以前、個別にやったときはございません。今回の管理者会議につきましては会議録はございません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、今度はその会議録については資料請求したいと思います。

いずれにしても、そういう話があったかどうかは問題なんです、いずれにしても、この問題については十分な協議がされていないで、次のステップに移るのが問題だ。だから、行政のダブルスタンダード、二重構造、ダブルスタンダードだというふうに私は指摘したわけですよ。一定の方向性、31年協定以後のことについてははっきりとした方向性を出した。その上であればいいというんですよ。方向性を全く出さないまま突っ走っているというところに問題があるんです。

それから、ということは、新治地方広域事務組合は解散するとか、現有施設であるクリーンセンターは閉鎖するとか、そういう話もしてないということですね。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的にはそういった話も出ております。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということは、それも会議録にあるということですね。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

会議録には基本的に、先ほどお話ししましたように、31年までは協定書に基づいて継続して、その後については再度管理者会議を開いて協議をすると、そのようなことに基本的になっていると思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

だから、方向性が出てないと言うんですよ。会議録に載らないで、方向性を出したと言えないでしょう。だから、問題なんですよ。

あと、住民投票の問題なんです、現時点では考えておりませんということですから、事情によっては考えるということですね。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的にはそういった方法については考えてございません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

何か質問にちゃんと答えないから困るんだけど、現時点においては考えておりませんというから、状況によっては考えるということなんじゃないかなというふうに質問したんですよ。

つくば市では、総額305億円の総合運動公園ね、このときも十分な情報を提供していないと、もう住民投票条例の請求があって、1万何千人の署名が集まって、それで議会のほうも大きく動いたという時点になって、アンケートを今からやりますとか、そんなことを言っていたんですよ。それで、それはおかしいじゃないかと、もっと住民に知らせていかなきゃいけないというふうに住民団体が批判したわけですよ。ですから、住民による住民投票条例制定の請求があれば、これは市長はその場合は考えるというふうに受け取ってよろしいですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その件につきましては、現段階では私は考えてございません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

住民投票条例制定のその請求あっても、それは全く意に介さないと、その声は無視するというふうに言っているんですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

法に基づいて進めてまいりたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、なかなか話がかみ合わなくなりますが、いずれにしても、今、霞台の厚生施設組合では、ごみ処理広域化のスケジュール概要を組合議会に提出しているんですね。これ全市民への広報については6月に、そして、アンケート実施や講演会などは7月に予定していると、こういうことについても住民、議会、知らせる予定ですか。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時41分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

要請があれば公開をしてみたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

徹底した情報を提供しなきゃだめなんですよ。こういう今回もう私も驚いたのは、もう10年ぐらい前から、こういう広域のごみ処理について協議していたわけでしょう。途中で、その問題について宮嶋前市長が単独も視野に入れろと、土浦との協議もしなさいというふうにしたけれども、どういうわけか職員は動かなかった。それも議会のほうには何も連絡しなかった。だから、突然ぽつと出てきたんですよね。これは岡崎議員が6月に質問して初めてわかったんですね。だから、そういう水面下で行政を進めて、事務を進めて、突然出すということは住民無視だというふうに言わざるを得ないんですよ。徹底した情報公開と住民にこれを知らせていく、こういうことによって住民の判断を仰ぐということが求められているんですよ。だって、この地域計画だって10月には交付金の申請ってなっているんですよ。交付金の申請というのは何ですか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

交付金の申請というのは、循環型社会形成推進交付金ということで建設のための申請ということでございます。ただ、組合の事業でございますので、推測で答弁もできませんので、一応そういうことだと思いますけれども、答弁は控えさせていただきます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

答弁控えなくたっていいんですよ。もう議案審査特別委員会で、田崎課長はこれを地域計画で循環型社会形成交付金の話をしているんだから、答弁控えなくたっていいんですよ、もう言っているんだから。それと同時に、交付金の問題のほかに、有利な財源というのを言っていますね。その有利な財源というのは合併特例債のことを意味しているんですか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

財源的にはその交付金ともう一つ、有利な起債ということがございます。起債については、財政担当のほうからご説明いただければと思います。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長、木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

建設事業費が定まる、幾らぐらいの事業費というものが確定できませんので、先ほど議員がおっしゃったような有利な財源の確保という点には、考えは変わりはありません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

もう石岡の市議会では、この合併特例債の話が出ているの。ですから、私は本当に石岡斎場の新築、あれと同じ構造だなと思ったです。石岡を軸にしてね、何でこんなときに合併特例債使うのかなと思うような中身でしょう。そういうふうにして合併特例債を使う。

それから、この循環型社会形成交付金というのは、この条件というのは発電機能を有するということが1つ前提になっているんじゃないですか、どうですか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

交付金のメインとしては、エネルギー回収型というものだとございます。その中でエネルギー回収の率によって交付率は違うと思えますけれども、基本的には発電が軸になっていると思います。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

発電をするという、こういうことも議案審査特別委員会に出ているんですね。「余熱理由の蒸気タービン発電により電気料等におけるランニングコストの削減が図られることによるものでございます」というふうに、これ田崎課長が述べているんですよ。そして、この発電施設、これは施設を設けて、その20%以上の場合はこの2分の1の補助金があるんだというようなことも言っていますが、このCO₂の削減と発電機能、この分でこの循環型社会形成交付金を申請しようと今、考えているというふうに理解してよろしいんですね。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ごみ処理場の建設に対しましての交付金といいますのは、その循環型社会形成交付金ということでございますので、この交付金についてはこの交付金を使用すると思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あのね、私が言ったのは交付金というのはわかったんですよ。発電機能でやると2分の1の交付金という、そういう条件があるように言っているわけですよ。ですから、その分を確認したん

です。答弁は、恐らくわからないから答弁できないんじゃないかと思いますが、それで、ひたちなか・東海クリーンセンターは行ったことございますか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

私は視察したときはございません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、やはり研究が足りないというか、実際にこのひたちなか・東海を例に出して建設費を逆算して、1トン当たり6000万円というふうに積算したんですよ。根拠にしたんですよ。ここは、蒸気タービン発電なんです。発電能力、最大で4,600キロワット、およそ1万1000世帯分の消費量に相当というふうに書いているんです。これで何か、ごみをどんどん燃やしていこうということにつながっちゃうんですね。

これまで生ごみを処理をする、分別する、プラスチックも別にする、紙についても本来であればいろいろなコピー用紙なんかも再利用できるわけですね。ごみはどんどん少なくなるんです。人口も少なくなるんです。ところが、今度はこれでごみが足りなくなる。このひたちなかの方が、やはり生ごみを何とかしたいなと思って、このクリーンセンターに視察に行ったそうです。そうしましたら、ここの職員が、何と「ごみをもっとあればいいんですけどもね」って、本音をぼろっとしゃべっちゃった。そのことが当局あたりに伝わって、そんなこと言っちゃあだめだよと、こういうふうに箝口令がしかれた。実に、この発電装置そのものが、どんどん燃やせばダイオキシン出るんですよ。あなた、特別審査委員会でダイオキシンがどうのこうのと言ったでしょう。燃やさないことがダイオキシンを抑えることになるんですよ。ですから、こういうものそのものが、実際には高効率ごみ発電の推進は、逆に資源化、減量化に反するというふうになるんですよ。

何でこんなことが行われたのかと言いますと、廃棄物のメーカーの要望があったんです。これは建設焼却炉の問題で、2008年3月に廃棄物処理施設のメーカーが廃棄物発電システムの導入促進に関する提言というのを出したんです。新エネルギー財団新エネルギー産業会議廃棄物発電委員会というんですね。ここで、ごみの収集広域化推進による高効率廃棄物発電施設の転換を求めたそうです。ここでこの交付金を2分の1にする、こういうふうになったんです。

皆さんこれは、財界は後は野となれ山となれ、地球温暖化はどうでもいいと、こんなことになっちゃうと困るんじゃないですか。実際に、安倍さんだって京都議定書からぐっと後退したんですよ。あの地球温暖化の問題では、目標を高くしたというけれども、京都議定書から比べたら後退しているんですよ。ですから、いろいろな批判が出ているんですね。こういう問題も含めて、やはりこの高効率ごみ発電の施設、これは3Rに矛盾していると、いわゆるリユース、リデュース、リサイクルという3Rに矛盾していると思いますが、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

リサイクルの定義につきましては、燃やしてエネルギーを回収するというのも1つリサイクルというようなメニューの1つのごようございます。また……

[発言する者あり]

○環境経済部長（根本一良君）

そういうことになっています。あと、その中で今回のこの交付金を使うということで、いろいろな今、ご指摘がございましたけれども、国における循環型社会形成推進基本法においては、3条において読んでみますと、最終的にはこのごみの減量と発電というのは相反するような感覚でありますけれども、この基本法においては相乗効果を持って減量も進むし、発電もできるし、また通常の火力発電ではなく、ごみを燃した発電ということでCO₂の削減にもつながるといような形で3条の文面はそうように解釈されると思います。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

市長はどう考えますか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

分別をして資源化できる方向のどういふか知らないけれども、ただ、焼却する中で、やはり焼却するわけでありますから、それをエネルギーとして変換することは決して矛盾もしないし、悪いことではないと思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

[「すみません。暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 3時57分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうふうに燃やしても熱回収していけばエネルギー化するからいいんだなんていう、こんなとんちんかんな話をしたらだめですよ。燃やさないようにするというのが資源化だし、原料化なんですよ。ですから、いろいろな例があるんですよ、3Rが基本ですから。

ここの今、言った廃棄物処理施設整備計画、これでも何と言っているか。この整備計画は一方で、廃棄物処理施設の広域化、大規模化エネルギー回収推進も掲げているんですが、国の環境省

の方針は、実際には高効率ごみ発電を、これは逆に、できる限りごみの発電の対象は分別、資源化の後の限定的なもの、カロリーの低い廃棄物、こういうふうに言っているんです。

ですから、石油製品を燃やすということは非常に環境によろしくないんです。だから、矛盾しているんですよ。だから、実態からも無理のある一般廃棄物の発電だと、これを推進することは、まさに地球温暖化をますます大きくするということになると思います。こういうものはやめていただきたいというふうに思います。

今、住民や事業者の協力を得ながらごみを減らすこと、これを第一に考えてシンプルなごみ焼却施設、これを長寿命化とかいう、こういう形で長持ちをさせる、こういうことが必要だと私は思うんですね。

補助率をかき上げする。今、発電すれば交付金がもらえる。また、合併特例債で利用できる有利な地方債だというふうに言っていたら、もう国の借金だって大変なときに、またまたこの財政を圧迫するような方向になってくるということは明らかじゃないですか。こんな税金の無駄遣いは許せないというのが私の立場です。

今やはり問われているのは、ごみの処理の基本というのは、いかに分別して有害なものを取り除いて焼却施設に無駄な負荷をかけないようにするかということなんですね。やはりこういうことも考えていかなければまずいんじゃないかなというふうに私は思います。

今、改めて住民の命と暮らしを守る、こういう点ではその借金を自治体が背負い込んでいるようなやり方、これはやめて住民と自治体が力を合わせてごみ問題を解決していく。その基本は3R、ごみを出さない。ごみにならないように再利用する。資源化によって資源を有効に活用する。こういうものに立ち返って行動することです。そして、企業のその責任を明確にした拡大生産者責任、この法制化を実現させていく、これが大事だと。今、一人一人の住民がごみ問題の関心を高めて、どのようなまちをつくっていくのかという、こういう機会に私はしたいと。そして、その住民が今、土浦がスタートしているように、住民それぞれが分別をして、ごみに対する意識を、ごみじゃなくて資源だというふうに市民の意識も変えていく。このことで、ごみの問題の解決の方向性が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

いろいろ言いたいことがあるんで、あと30分しかありませんので、ごみ問題はこれで終わりますが、いずれにしても、そのストーカー式の蒸気タービンの発電などというものとか、灰溶融炉ですか、こういうものも考えているというふうに思いますが、このスケジュールについても十分に住民に知らせていくことが必要だと思います。ここには、問題があるのは、やはり組合議会は定例会が2回しかないんですよ、10月と2月。だから、十分に審議ができないんです。私も新治広域事務組合で定例会2回でしょう。1回質問して2回目で終わりですよ。坪井市長も私が1回質問して、2回目質問すると、同じような質問したら、同じような答えをして、そうすると終わりなんです。十分な協議ができない。こういう組合であったら、やはり住民にどんどん情報が行き届かなくなる。こういうものをやはり皆さんに提示をしていく、このことが求められていると思います。

それでは、次にいきます。

もう一つだけ、ごめんなさい。もう一つ言うのを忘れていた。入札の結果を言うのを忘れたんですが、前に新治広域事務組合の入札結果についてお話ししましたね。予定価格が68億に対して

67億4650万だったと。落札率が99.2%だったと。日立造船だと、受注者がね。霞台、これも受注者は、請負業者は日立造船だというふうに言いましたね。そのときに、どのぐらいの落札率かなというふうに私、調べたら、予定価格が46億7800万円に対して、落札価格が45億4700万、97.2%。談合している常習犯が、ここには必ずいるんですね。こういうふうに結果的に新治広域も官製談合だったわけでしょう。これは明らかですよ。当時の町長が、あの鈴木元町長でございましたから、これはもう私は供述調書も見てますから、はっきりしているわけです。官製談合だったんですよ。ですから、こういう問題がやはり入札でもあるということですから、注意をしていかなきゃいけないというふうに、まとめたいと思います。

じゃ、次にいきます。

学校給食の問題なんですが、何でこういうふうに同じようなことを言うのかなというふうに思うんですよ。学校給食の問題で、保護者が負担されておりますというふうに言ったでしょう。でも、文部省は、当時の文科省ですね、昭和29年9月28日に、そうじゃないよと、そういうふうな通知を出しているというふうに私、言っているでしょう。自治体などが学校給食へ助成を行うことは可能とする通知を出しているんです。この通知は、学校給食法並びに同法施行令等の施行についてという、昭和29年9月28日にちゃんと出しているんですよ。このことは前にも話しているんですよ。ですから、学校給食を無料化しているところだって、どんどん出ているんですよ。負担が当たり前だみたいな、その第11条を後生大事に言って、後退するような発言はやめてほしい。いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまの学校給食のいわゆる公費で負担をされてはどうかと、いわゆる助成をしてはどうかというようなお尋ねかと思えます。

[佐藤議員「違うよ」と呼ぶ]

○教育部長（飯田泰寛君）

現行法上、助成は可能ではあると思いますが、そのための市のいわゆる一般財源、そういったものの確保等々ございますので、現行上は保護者の皆様のご負担をいただいて運営をしているという、そういう状況でございます。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

だから、可能なんだから、このことだけで打ち切ってしゃべっちゃだめなんだよ。財源的な問題でできませんと言えいいんだよ。これを11条に、もうこれがあるから負担が当然だというふうに言うから、私は批判しているんです。財源がない、財源がない、そして一方で無駄遣い。今、言ったでしょう、ごみ問題で。税金の無駄遣いだよ。地方債だって、これは単独地方債ですよ。先食いですよ。だから、財源がないんじゃないくてやる気がないんです。財源じゃない、福祉の心がないというふうに思います。

それから、就学援助の問題ですが、私ね、驚きましたよ。前回にもこの問題について質問をしたでしょう。何回も質問しているんですよ。ところが、改善していない。どういう改善していないかわかりますよね。つまり入学式のとくに、保護者に説明もしてない。文書も渡してない。5月になって初めて、児童生徒に文書を渡して、わかりますか。そして、その対象となる所得の基準も示してないんですよ、ホームページ見ろというんですか。これでは受給率が、適用率が低いのは当たり前ですが、今、当市のこの就学援助の適用率は何%ですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

適用率のお尋ねでございます。

小学校、中学校と合計しまして、これは26年度の数字でございますが、4.3%という数値でございます。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

全国的にどのくらいあると思いますか、全国的に。近隣はどうですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

たしか前回の一般質問でもご指摘がございました。15.3%です。佐藤議員さんは16%、たしか15.数%というふうにおっしゃっていたかと思います。これは全国の22年版でございます。ちなみに、茨城県はその段階で6.9%という内容でございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、茨城県平均は低い、これはやはり周知徹底していないんですよ。全国平均は16%、今、子どもの貧困化が顕著だというふうに言われていて、6人に1人が子どもの貧困だというふうに言われているじゃないですか。だから、5%にもなっていない。私の2012年の調査では5%だったんですよ、かすみがうらは5.3%だったんですよ。これが下がっているじゃないですか。やる気がないというのは、またここで示されたと思うんです。ですから、もっと真剣になって取り組むように。特に先生に理解が少ないんじゃないかと思います。

教育長、こういうものについてはきちっと学校の先生に周知徹底していくようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの佐藤議員の提案につきまして、校長会を通しまして一応説明はして、伝達しておき

たいと思います。

以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、国保の問題については、国保の広域化を期待するとか、あとは中学生の医療費については県にお任せ、独自には3500万も出し惜しみ、所得制限はそのまま、実際には17%ぐらいの人が所得制限からひっかかって医療費無料化に恩恵されていないんでしょう。そういう人たちを放っておいても平気なんですかね。市長どうですか。中学校までの医療費の無料化です。16%近い人が対象外になっているんです。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

サービスは高ければいいという考え方はあるわけでありませけれども、この辺につきましては、やはり財政との関係、それから、国・県の支援との関係、そういった中で検討しながら進めたいというふうに私は思っています。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あとは県におすがりするだけ。県もどんどん借金で火の車で、スカイマークだっけ、あそこに物すごいお金を投入しましたよね。そういうのにはお金投入するんです。ところが、県民の暮らしのほうにはお金を投入しない。

介護保険の問題に移ります。

質問に私は簡単に答えてほしいなと思ったんですよ。だってね、私が言った質問は、もうお渡ししたように、16年間も要介護5だったんだよと。ところが、突然4にされたと。区分変更手続きをやったら、今度5に戻っちゃった。それも理由もない。何だこれほど。これに対してどう答えるのかと、こういうふうに言ったんですよ。一言も答えてないじゃないですか、どうなんですか。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お尋ねの件に関しましては、議員さんおっしゃるとおりの内容でございますが、この認定におきましては、先ほど申しあげました最終的には認定審査会、そこを経ましたものを尊重しまして認定をしているところでございますが、その中でも一部、前の状態と状況が変わっている方もおられるというようなことがありますので、そういうような方を対象としまして、定期的な判定を行っているところでございます。

今回は、その中での判定で前の判定基準よりも下がった基準に判定されたというようなことでございますが、先ほど1回目のほうでお答えさせていただきましたが、認定の調査につきましては、概況の調査、基本調査……

[佐藤議員「資格」と呼ぶ]

○保健福祉部長（金田克彦君）

3つで構成されています調査をもとに行っているものでございます。

[佐藤議員「わかりました」と呼ぶ]

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

長々説明されると、もったいないんです、時間が。これは事実を確認しなきゃいけないんですよ、どういう状態だったのか、認定が実際に。私、事実を確認したんですよ。1回目は当事者ね、その介護の、介護を受ける人のね。そして、その家族1人、息子さん。そして、認定調査員の3人だったんですよ。認定調査員は、ただチェックリストをチェックしただけだよ。それだけだったの。それで4になっちゃったんだ。今度は、それが頭にきたからね、これは不服だというふうに言ったら、社協のほうで「じゃ、区分変更にしますから、まあまあ」というふうになったんですよ。それで区分変更になったときに、じゃ、区分変更のときの審査はどういう状況だったと思いますか。当事者と、今、言ったね、家族、息子さんと、それから、調査員、この調査員は前の調査員じゃないんですよ、今度は。違う調査員、それにほかに社協のケアマネの方、それから、このプルミエールに入っている方だったんで、その施設の担当者、合計5人ですよ。5人がかかわったんです。それで、介護度5になったんです。

泣き寝入りしている人がいるんですよ。要介護1だった人が要支援になる。要支援になったら、今度は介護制度から外されるんですよ。同じような方も私、報告したでしょう。宍倉にお住まいの方で、同じように奥様が介護度5だったのが4になった。その話をしたときに、「私、時間がないから、行けないから、よく聞いてみてください」というふうに言いましたが、行きましたか、行きませんでしたか、イエスかノーかだけでいいです。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

行ってございません。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、こちらでいろいろアドバイスしてお願いしても動かない。結果的に、公平で、かつ厳正な判定だと言えますかということなんですよ。今のお話で公正で厳正な判定をしたと思いますか。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

先ほどから話してありますが、認定の通知を最終的にさしあげるまでの流れにつきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますので、その結果を尊重しているところでございます。

また、一般的にこの介護度というものは病気の重度化とは必ずしも一致をしないというようなことで、介護に要する時間、これでその介護度のほうを認定してございますので、よろしく願いしたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、今、実態を話したでしょう。その実態を話した結果として、どういうふうな、厳正ではなかったんじゃないですかというふうに私、言ったんですよ。

それから、水道の問題がちょっと時間がないんですが、ちょっと待ってくださいね、ちょっと休憩。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時20分

再 開 午後 4時20分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず、市長、いつまで待たされるんですか。9月の定例議会には一定の方向性は出ますか。水道料金の値下げです。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお答えしましたとおり、決算の状況を見て実施はするつもりでございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

決算の状況を見るということは、決算の結果ですから、9月の議会では、そのときに出るから、そうすると、12月の議会には提案ができるというふうに理解してよろしいんですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

時期までは明言できませんけれども、状況を見て、判断をさせていただきます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、水道の問題で今、当市の水道のビジョンというか、市の水道事業にかかわってお話

ししていただきましたが、その茨城県の人口について、これ見るように、2010年が約296万人なんです。これが297万人という形で水のマスタープランをつくっているんですよ。ところが、当市は今、人口が4万3000人から4万人に減少するというふうに言いましたよね。私ね、何回もこのことは質問しているんですが、当市が事業認可したときの人口予測、実施協定結んだときと言ってもいいと思うんですね。旧出島村が6,700立方メートル、1日最大量、当時の千代田町が、千代田町だか千代田村だかわかんないんですが4,600、合計で1万1300トンですね。こういう状況だったと思うんですが、このときの人口はどのくらいの人口でしたか。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

旧出島村は、平成5年に水道事業の変更認可を行っております。人口予測は2万7000人でございます。それと、旧千代田町は、平成元年にやはり変更認可を行っておりまして、人口予測は2万6100人、合計で5万3100人でございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

去年、おとし、2年前のときの状況でいうと、人口がちょっと違うんですが、いずれにしても、人口予測が5万3100人ですか、ちょっと確認します。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

はい、人口で合計で5万3100になります。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、当時は、このごめんなさいね、平成何年ですか、平成何年のときですか、ちょっとごめんなさい、ちょっと書き取れないもんですから。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

今、申し上げましたのは、変更の認可のあったときの数字でございます。認可につきましては、10年後を想定しております。こちらが平成、旧出島村は2万7000人……

[佐藤議員「それいつ」と呼ぶ]

○上下水道部長（田崎 清君）

平成5年です。

[佐藤議員「5年ですね」と呼ぶ]

○上下水道部長（田崎 清君）

はい。旧千代田町は平成元年の人口予測が2万6100人で事業認可を得ております。
以上です。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そのときの1人1日最大給水量はどうだったんですか、旧出島村と旧千代田町では。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

旧出島村につきましては444リットル、旧千代田町は426リットルでございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これをまた見ていただくといいんですが、県は2020年に400……、1人当たりですよ、450リットルにしているんですね。今、旧出島が当時444リットル、旧千代田が426リットル、400ですね。でも、現実的にはこれ県のほうでは375リットル、今、かすみがうらは25年度決算で318リットル、水道の計画では40年度には335リットルというふうに言っていますね。明らかに、こちらと水道、県の水道マスタープランと同じような状況ですよ。平成5年と平成元年につくったのがね。これ人口も、それから、1人当たりの給水量も過大だと、当時、というふうに思いませんか。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員のお示しされている図でございますが、これは先ほど申し上げました、旧千代田町、旧千代田村の事業認可を採用されているものと考えております。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今4万3000人じゃないですか、大体ね。そして、当時のやつが、当時の合わせた、出島と千代田合わせて5万3000人でしょう。そうすると、1.23倍なんですよ。ですから、私が思うのは、人口も過大だし、1人当たりのその使用量ですね、最大給水量も過大だったままにしていると、県は見直さないとやっているんですよ、県知事は。市町村が見直してくださいと言わないと、見直さないんですよ。そこが問題なんですよ。だから今、事業認可についても認可水量が1万7600でしょう。それが実際には、どのぐらいの予測になっていますか、今の認可が1万7600に対して。

○副議長（加固豊治君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

こちら、平成26年度、今現在つくっております決算の数字でございますが、平成26年度の決算値で1万4868でございます。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

だからね、1万7600の認可水量でしょう。それに実際には1万4868ですよ。そうすると、やはり認可水量が多いんですよ。だから、県は見直そうとしないんですよ。だって、市町村からこれだけ欲しいんだと、認可がいうふうに言っているからですよ。市長どうですか。わかりますか、意味が。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

詳細はわかりませんが、基本的には水でありますから良質な水を安定的に供給する、そういう中での考え方の中で進んできているというふうに理解をいたしております。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

当時の水の認可の人口と1日1人当たりの給水量が大幅に今と違っているよ。だから、今の現実とこの水のマスタープランのそごは、そごというのは違いがあるよ。これは各市町村がそのことを見直さない限り、水のマスタープランは見直さないことになるんですよというふうなことを言ったんですよ。

やはり一番問題なのは、霞ヶ浦導水事業を進めるというふうな決議をしたんですね。実際には霞ヶ浦導水事業で施設見合いの水を受けているのは、施設見合いというのは、でき上がった施設見合いのできているのは霞ヶ浦だけなんです。

○副議長（加固豊治君）

佐藤議員、残り1分です。

○11番（佐藤文雄君）

はい。そういうことなんで、この霞ヶ浦導水事業を進めれば進めるほど、今度は自分たちのほうにはね返ってきてしまうということです。この図は難しいようですが、この7年、今、7年と言ったでしょう。7年間で逆に霞ヶ浦導水事業の費用が上乗せされてしまって、結果的に水道料金の値上げになってしまう。収入はふえない。水の需要はふえないのに、霞ヶ浦導水事業を進めば進むほど、これが原価がアップするということになります。

ですから、霞ヶ浦導水事業はやめるべきだと、このCODという点でも解決の道がないということを書いて、終わりたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○副議長（加固豊治君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月5日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時32分

平成27年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

平成27年6月5日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	8番	古橋智樹君
2番	宮嶋謙君	9番	小松崎誠君
3番	設楽健夫君	10番	加固豊治君
4番	来栖丈治君	11番	佐藤文雄君
5番	川村成二君	12番	中根光男君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君

欠席議員

13番	鈴木良道君	14番	小座野定信君
-----	-------	-----	--------

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 設楽健夫 議員
- (3) 来栖丈治 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 設楽健夫 議員
- (3) 来栖丈治 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 貧困による家庭教育不足ケアと急務18歳選挙権への備え
		2. 市長権限となる総合教育会議と子どものスキルに資する近隣市予算格差
		3. 国保平成30年度県移管と資産割など近隣市負担割格差への対応
		4. 指定金融機関制度の見直しで地域活性化を
		5. 公平性を証明できない現状の競争入札等参加の当市事務取扱
(2)	設楽健夫	1. 直近10年間の市長、議員、職員の逮捕・不祥事の再発防止策と政治倫理条例の制定について
		2. 焼却施設建設（3市1町広域ごみ処理計画）霞台厚生施設組合加入について
		3. 協同病院へのアクセス道路の整備及び神立－西成井線バイパス工事の見通しについて
(3)	来栖丈治	1. 桜の保護活用について
		2. 介護保険制度の主な改正について
		3. 生活保護の現状と課題について
		4. 防犯灯の県道への設置について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は、14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたゞす場であります。よって、市政以外に対する質問は認められないので注意をし、また、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、5月14日の議会運営委員会において決定したとおり、一部事務組合に関する質問はできないことになっていることから、市の一般事務の範囲を超えないように注意をして質問することを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をされるようお願い

いをいたします。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

おはようございます。

平成27年第2回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず第1点、貧困による家庭教育不足ケアと急務18歳選挙権への備えをお尋ねいたします。

市内現状への対応と実績、反省をどのように捉え、10年、20年後と生産する成人期に市として成果、市内投票率や有権者意識を目指すか。親と子、それぞれ個別のポリシー、国・県施策、他部門地区、他市、他行政等との連携は、をお伺いいたします。

2点目、市長権限となる総合教育会議と子どものスキルに資する近隣市予算格差についてお尋ねいたします。

教育制度改革による地方自治体ごとの教育大綱等にどのように臨むのか。学校施設設備への教員姿勢から、子どもに直接資する効率ある事業計画化への取り組みも可能である。市内現状への対応と実績から10年、20年後に成果を目指すか、お伺いいたします。

3点目、国保平成30年度県移管と資産割など、近隣市負担割格差への対応をお尋ねいたします。

急展開する方針となり、残り3年でどのように取り組むのか。市町村別の賦課方式が一斉に切りかわることは考えがたく、段階的な措置等あらゆる想定ができるが、資産割等、当市の賦課方式割合で先行して見直すべきことはあるか、お伺いいたします。

続いて第4点目、指定金融機関制度の見直しで地域活性化を。なれ合いの中では見失い、気づけないことが常である。先進事例のように、輪番制等でなければ各金融機関のよさがわからない。公金が停滞することでは活性が生まれにくい。現状の体制、事業への効果、金融機関の預金貸し出し額、業況等を踏まえ、制度見直し等を検証することが必要ではないか、伺います。

最後に5点目、公平性を証明できない現状の競争入札等参加の当市事務取り扱いについてお尋ねいたします。

競争入札等の担当課処理において、見積もり合わせで見積書の封印、提出日時、受取人、開封者、開封立会人等、調書も説明も公務員として、公平・公正に処理したことを証明できない事例があった。これまでの競争入札等の処理決定が非常に疑わしい。どのように処分等、反省を実行

するのか伺いまして、私からの第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、貧困による家庭教育不足ケアと急務18歳選挙権への備えのご質問にお答えいたします。

現在、教育に大きな期待が寄せられる一方で、子どもたちの学ぶ意欲や体力の低下、基本的な生活習慣が身につかないなど、子どもにかかわる課題が指摘をされているところであります。

そのような中、近年、未成年者による事件・事故などを見ますと心の痛む事例が年々とふえている状況にあります。幼児期からの教育の必要性を強く感じているところであります。

教育は、家庭や学校などのもとより、社会全体でかかわり育むことが必要であり、次代を担う子どもたちに人格形成や人間性を育む上で大変重要なことであります。幼児期の教育は、特に人間形成の基礎期として最も重要なときであります。また、学校教育では、学習指導要領の理念であります生きる力、確かな学力、豊かな心、たくましい体を育む教育が必要と捉えているところでございます。

このようなことから、幼児期から学校教育までの年齢層に沿った教育を提供できるよう、幼児期においては、発達の特性に配慮した個性や才能を伸ばし、学校教育の場では、市総合計画に掲げる人間性が豊かでよりよい生き方を求める子どもの育成を図る事業を推進し、子どもたちが将来の夢や希望を持ち、次代の社会人として社会に貢献できる教育を目指しているところでございます。

また、18歳で選挙権が与えられる場合には、よりよい判断のもと投票し、将来のまちづくり、国づくりに結びつくことと思います。

ご指摘の貧困による教育不足ケアにつきましては、保健福祉部長から。次2点目、教育大綱への取り組み姿勢と目指すべき成果につきましては、教育長から。3点目、国民健康保険に関する近隣市との格差については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

次、4点目、指定金融機関の見直しについてお答えをいたします。

指定金融機関につきましては、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき金融機関名を指名しております。現在の指定金融機関につきましては、かすみがうら市発足時から、また合併前の状況では、昭和53年、旧千代田町で当時の関東銀行、現在の筑波銀行を指定し現在に至っております。

指定金融機関は、責務として指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納、また支払いの事務を総括することとされております。継続的に指定金融機関として業務に携わっていることにより、本市の業務への理解の深まりやノウハウの蓄積によって、確実な業務遂行がなされていると考えております。また公共施設3カ所の窓口設置やことし4月には地域振興協定の締結など、地域ニーズに柔軟に対応していただいているところでございます。しかしながら、ご指摘の

とおり指定金融機関を定期的にかえることで、お互いの業務内容を取り入れ効率化できることも考えられます。

茨城県内には、輪番制を取り入れている自治体は8団体あると把握をいたしております。現在の状況が完全であると考えているわけございませんので、今後、他市町村の状況、また費用対効果さらには効率的な行政運営、事業効果などを含め公共施設全体のあり方を俯瞰した中で課題の一つとして検討してまいりたいというふうに考えております。

次の5点目、競争入札等への参加事務につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目1番のご質問にお答えいたします。

平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、全ての地方公共団体に首長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置が義務づけられ、教育行政の大綱の策定などを協議・調整をすることになりました。また、教育大綱については、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を市長が定めるもので、大綱を定め、または変更しようとするときは総合教育会議において協議することとされております。

本市の教育大綱の策定につきましては、教育行政の基本方針である教育振興基本計画を教育委員会が平成27、28年の2カ年間で策定を予定しており、関連性があることから並行しての策定を予定しております。平成27年度に基礎調査を実施し、平成28年度に基本理念や基本施策の検討等を行い、策定するように予定しております。策定に当たっては、これまでの教育課題を整理するとともに、地域の実情を考慮しながら長期的視野に立った真に子どもたちの成長に資するような施策体系となるよう総合教育会議において十分協議を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

では、私のほうから3点目1番、国保平成30年度の県移管と資産割など近隣市負担割格差への対応についてお答えいたします。

平成30年度から国保の財政運営を都道府県に移行し、市町村との共同運営体制とすることを柱とした国保等の改正案は平成26年度の成立を目指しておりましたが、審議日程がずれ込み、26年度中の成立はできませんでした。その後、4月になり衆議院を通過しまして先月の27日に参議院本会議で賛成多数により可決いたしました。

県移管につきましては、3月の第1回定例会において佐藤議員のご質問にお答えしましたよう

に、都道府県では、県内の統一的な国保運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定及び標準保険料率の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化、広域化等促進を実施し、市町村は、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、きめ細かい事業を引き続き担うということになっております。しかし、分賦金決定の計算方法など細かな部分につきましては、引き続き協議されることとなっております。

今後は、法案の成立がおくれたことなどを考えますと、必ずしも平成30年度から広域化されるとは断言できませんが、そこに向けての会議が急ピッチで進められることと思いますので、県を中心としまして広域化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、当市の賦課方式割合を先行して見直すことにつきましては、一般会計からの赤字分を繰り入れている状況にありますので、医療給付額も伸びているため、保険税を下げる方向での見直しは難しいと考えておりますが、広域化による具体的な保険税賦課方式や標準保険料率が早期に決定するようであれば、決定した時点で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

5点目、入札関係の事務に関する質問にお答えをいたします。

古橋議員から、見積もり合わせによる随意契約において見積書の受領方法についてご質問をいただきました。

これまで、検査管財課で見積もりの徴取と契約の依頼をいただいた案件につきましては、見積もり合わせの際には、立会人と補助者を置き公正な事務に心がけてまいりました。しかしながら、今までは見積書の取り扱いの定めがなかったこともございまして、封印をしていないものもございました。また見積書の受け取り日時、受取人等についても特に記録に残しておりませんでした。これらの扱いは公正な事務の執行を証明するには不足があったと反省をしております。

議員からのご指摘を受けまして、平成27年4月21日以降の見積もり徴取においては、見積もり依頼書の文面に封印することを明記いたしまして、さらに見積書を受領する際、いつ、何時に、誰が受け取ったのかを記録に残すよう改善をいたしました。今後は見積書の事務取扱について共通理解をするためにも、要綱等の制定についても検討をしていきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

それでは、追加答弁をさせます。

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

古橋議員の1点目の貧困による家庭教育不足のケアについてのご質問にお答えをいたします。初めに、貧困率についてご説明をしますと、貧困率を示す指標としまして相対的貧困率がござ

います。これは世帯収入から子どもを含む国民一人一人の所得を計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額の半分に満たない人の割合とされております。平成25年度の厚生労働省の調査によりますと、国民の16.1%の人が貧困であるとの調査結果が出ております。

市の貧困の状況につきましては、初めに生活保護の状況及び生活困窮者の事業について、お答えをいたします。

平成27年4月1日現在、生活保護世帯は212世帯で252名、保護率は0.6パーセントで、県平均の保護率0.9パーセントより少ない状況でございます。保護世帯としては、高齢者世帯が多い状況となっております。障害者のいる世帯や疾病者のいる世帯もあり、就労が困難なため生活が困窮している世帯があるという状況です。また、未就学児及び児童・生徒のいる世帯は10世帯、14名の児童が小・中学校のいる世帯になってございます。教育扶助の支給として、毎月、学習支援のための費用や学校給食費等を支給しております。

生活が困窮している家庭につきましては、平成27年度から開始となりました生活困窮者自立支援制度において、任意事業として学習支援事業がございます。学習支援事業は、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行う事業であります。県内において実施をしている自治体はありませんので、県外の事例で申し上げますと、学習する場所を提供し、大学生やボランティアによる学習指導や相談を学校や関係団体との連携を図り、実施している事業でございます。

本市においては、今年度、必須事業である生活困窮者自立相談支援事業及び住宅確保給付金の支給による事業を実施しており、自立相談等によりニーズを把握した上、次年度以降の実施に向け検討をしております。

次に、家庭教育不足のケアについてお答えをいたします。

乳幼児期における子どもの教育につきましては、非常に重要な時期であるとの認識をしております。本来、保護者などにより、子どもとのかかわりを深めながら、一定期間、家庭において教育・保育ができることが望ましいことであると考えているところでございます。

しかしながら、核家族の進行や女性の社会進出、就労形態の多様化などにより、家庭において教育や保育が難しい状況の中、保護者にかわり保育所等でお預かりをするなど、保育需要が高まり、保育所の役割と機能の充実が求められているところでございます。

保育園については、教育環境が整っているものと思っておりますが、市保育所につきましては、保育指針に基づき、養護と教育を一体的に行うなど集団生活の中で、手で触れ、目で見て、耳で音を聞き感じるなど、いわゆる五感を使った遊び・体験を通して学び、挨拶や片づけ、衣服の着脱、食事のマナー、歯磨きなど、生活習慣を身につけるなど、ルールづくりを心がけ、家庭との連携や保護者に対する支援を行っている状況でございます。

また、昨年4月に子ども家庭課内に子ども未来室を設置し、総合的な相談窓口として、子どもや親支援を行っております。さらには保育所や学校で定期訪問相談事業の実施や保健センターで行っている乳幼児健診時に出向くなど、母子等の状況を把握し、成長過程における障害などの早期発見、早期対応に努め、子育て世帯への支援に力を入れているところでございます。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まず、第1点の貧困による家庭教育不足ケアと18歳選挙権への備えということでお尋ねする前に、まず改めて私のほうで質問に際してデータもあわせて持参いたしましたので、加えながら伺いたいと存じます。

先ほど来、貧困率等の数字がありますが、厚労省が25年、一昨年の中で国民生活基礎調査というものを実施したものから引用したグラフでございます。25年ですので、最新値が24年ということで日本全国の全世帯です。お父さん、お母さん、さらにはおじいちゃん、おばあちゃん、お勤めになっているお子様も含めての平均でございます。

先ほど、保健福祉部長のほうから貧困率という定義について説明ありましたが、こちらの私の申し上げているのは、単なる平均所得ということで全世帯ですと537万という状況でございます。こちらは恐らく所得ということでございますので、控除等も含めた内容で平均的に250万ちょっとの収入の方が2人いるような数値でございます。子どものいる世帯ということで、こちらの表の折れ線グラフの一番上になるんですが、先ほどの537万円に対しまして、児童のいる世帯が673万となっております。これは意外にいい数字だなという私の実感もあります。いろいろ子どもがいるということで、児童に対する特別な措置も含めての中で、こういった日本の取り組みで子どもたちの家庭環境を保護しているという実績のあらわれかと思えます。参考に高齢者世帯ということで、こちらは309万円となっております。

先ほどの保健福祉部長が申し上げた貧困率の算出に際しての中央値というのが同じく厚労省の同調査によりますと、中央値というのは一番真ん中の所得ということで432万円で平均が537万ということなんですが、こちら私の手元だけの一部の書類ですので、私が口頭である程度どういう図なのかご説明する必要があると思うんですが、こちらの100万から400万、こちらの間の世帯という割合が非常に大きいです。100万から400万ということで合わせますと40%、約4割、そのような世帯の収入で今切り盛りしている状況です。先ほどのグラフの中では、平成7年あたりの所得が一番よくなり、今下降ラインを下って東日本大震災のあった2011年3月の影響でややへこみがありますけれども、その後、国のいろいろな措置により下がらないような形で何とか維持をして、今現政府が取り組んでおりますアベノミクス等で量的緩和の後に公共事業を第2の矢として取り組んで、その形もあって、現在株価が2万円を超えているような状況でございますけれども、この地方には、まだまだその景気のよさというものが伝わっていない実態かと思えます。

続いてのグラフなんですが、こちらが先ほどの保健福祉部長が言った子どもの貧困率、相対的貧困率、子どもの貧困率には触れておりませんでしたね。相対的貧困率16.1という数字がございます。こちらにつきましては、著しい下がった数字ではないんですが、昨今の報道によりますと、やはり非常に生活が厳しいという実感が出ているという報道もなされているわけでございます。その一つ理由に、非常に先ほどの答弁もありましたけれども、核家族化の中で国の政策によって住宅ローンという有利なものが出て、これまでおじいちゃん、おばあちゃんと住んでいた形も核家族化傾向になり、その住宅ローンを背負いつつ、車も国家減税などという国の取り組みもあって車を買って直す。それに加えて、皆さんもお持ちの携帯電話も大分高度化が進んで、料金もそれに見合った形で上がって、非常に家計の常日ごろの経費が上がっているという形の中で、先ほど

は生活保護の割合については、当市は県平均よりは下回っているという状況ですが、その上の所得の方々、私のみならず皆様方もそういう中で、景気はまだまだ厳しいというふうに、皆さんお考えになって捉えられているかと思えます。

まず、ここで市長さんに簡単にお尋ねいたします。

当市の景気観というもの、これは市長の何か調査に基づくものでなくて結構でございます。当市の景気観をお尋ねしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当市の経済的な景気ですよ。今お話がありましたように、国全体としましては、この株高、それから円安等によりますその効果が出てきまして、輸出関連、大手企業等によって大分経済の回復はしていることはマスコミ、新聞等でも毎日報道されているところでありまして、そういった意味では、私も大変心強く感じております。ただ、古橋議員のご指摘にもありますように、私ども生活する中で、この地域内の中小の方々、商工業の方々、あるいはまた自営業の方々なんかを見ていますと、必ずしもその経済景気がそういった方のところまで行き届いているかという、そういった実感はやや少ないと思っています。ただ、全体としてそういった傾向の中で、雇用も改善しているようでありますから、その流れは決して間違いでもないし、いい傾向だと思いますけれども、実感としてはちょっと少ないというふうに感じているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

これは市長の答弁改めて再確認の上でいただいたもので、皆さんもご想像のとおり景気観、状況だというふうにいただきました。

続いて、こちらは先ほど来の同調査の中で、その実感ですね。実感がどのように推移しているかということの平成13年から25年にかけて5回の調査の中でございます。大変苦しい、やや苦しい、普通、ゆとりがあるというようなコメントをいただいた割合でございます。平成13年、いろいろ景気の情勢が下降気味になって失われた年間のどのという定義になる時期かと思えますけれども、そういう状況でも、いまだバブルの余韻が若干地方にも残っていて、全国的な中では平成13年で半分が51%苦しいという、大変苦しいとやや苦しいを合わせて51%、しかし、25年になりますと、それがさらにふえまして、この調査の中では最新値でございます。59.9ということでやや60ですね。10%も苦しいという生活感が出てございます。

そういった中で、いろいろな家族スタイルが出ているわけですが、私が質問の中で伺っております貧困による家庭教育不足ケアということで、まず、皆さんも思い当たると思えますけれども、母子家庭ということで父子家庭、一人の親で子どもを育てながらやるというのは非常に想像すれば大変忙しい、大変苦しいというような実感の答えが大多数だと思います。お金が幾らあっても、一人で子どもを育てながら勤めるというのは、生活を維持するというのはかなりのお金があっても苦しいという答えになるだろうと察します。そういう中で、やはり物理的な時間がどうしても先ほど10%もふえているということで、時間にしたら相当10%ふえているというこ

とは、そのゆとりの時間が少なくなっている。相当数、1割どころじゃない。そういう逆算も考えられると思います。そういった中で、子どもが非常に親の仕事の忙しさの中で、愛情であったり教育的な内容であったり、子どもとゆっくり過ごすという時間も厳しい中で、子どもの心というものは昔も今も一緒です。やはり愛情が基本となっていて、そのほかのゆとりはやはり給料がある程度もらえて、休みももらえるということが願いであります。皆様もご承知のとおり、薄利多売、多働ということで薄い利益の中でたくさん働かなくてはならない昨今であります。一日も早く株価のような数値の上がり方が皆さんの所得、それから皆さんのゆとりに反映されることを願うところですが、現実として非常に子どもたちは昔の専業主婦やじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいたような家族環境と違い、先人からいろいろな世の中のノウハウを教わる機会が失われている状況かと思えます。

そういったことで、ますます私はそこに予算、事業計画というものを各地方自治体、市町村も注視して措置するということが私は10年後、20年後の子どもたちに利する。さらには冒頭の選挙権の18歳ということで、より18歳からお勤めになる方がさらに社会の正式な一員として選挙をするというふうな中では、2歳下がるということは大変な私は世の中の課題だと考えております。

そういう中では、義務教育はそう簡単に枠が広がるということはないと思いますが、それを補うのがやはり家庭教育、私はイコール同等と考えているんですが、幼児教育、これが後々の私たちの社会の少子化の中で効率的な子どもたちが能力をさらに高めて上の世代を支える。そういう中では、やはり予算を小さい子ども、特に就学前ですね、これを投じることが日本全国のみならず、各地方のそれぞれの状況に合った対応、必須なことであろうと私は考えております。

こちらの表をご説明いたしますと、こちらは国の厚労省の数字ではなくて、当市の税務課で書類をいただいた内容からつくったものでございます。課税標準といまして、皆さんの申告、いろいろな医療保険等を省いたものに対して課税する金額ごとに割合をおおむね100万円段階で円グラフにしたものでございます。その中で100万円以下、実質はこの中の数字から逆算しますと、控除を含めて平均所得が142万という平均の方々、これが当市の中で39.4、ほぼ4割、そして課税標準が100万超から200万以下、これが控除を含めた形で逆算しますと、平均が259万、これは先ほど国の調査、世帯でしたが、これは1人です。1人当たりですが、これが259万の所得と平均で見込まれる方、こちらが30.1%、3割、合わせて300万にも満たない方、いかがですか。この70%もいらっちゃって、私はこれを思うと本当に生活大変だろうなと。残りの皆さんの生活様式に合わせてお付き合いするの大変だろうなというふうに想像した次第です。7割の方が300万にも満たない方が1人当たりです、いらっしゃるといいます。これは26年ですので、現在住民税の形で賦課する内容でございます。最新値です。7割ですからこそ、私はこの7割の皆さんに限らないことなんですが、それぞれによりましては、経費もさまざまあります。

そういった中で、この表をごらんいただきますと、人口ピラミッドということで、大変これは22年ですので、5年前です。非常に首が細い人口ピラミッドです。最近では、所得倍増計画だの、番組の中で人口ピラミッドの形がその日本の情勢に非常に合っていたということで、高度経済成長を遂げられたということですが、この当市の人口ピラミッドの形は、その高度成長のものとは形は全く相対しているような状況でございますから。

そういった中で、国ももちろん第3の矢の設備投資をやるためには、やはり人口増加がどうし

ても国力を上げるためには必要だということで取り組んでいるのが現状でございます。そして、きょうになってさまざまなニュースの中で、地方創生会議ということで、もう皆さんもお聞きになったと思いますが、もうこんなにも政府が地方へ人を移す計画を具体的に示すという。これは非常に少子高齢化の中を急ピッチで是正していきたいという国の取り組みです。

私もことし第1回の定例会の中で、地方創生についてはお尋ねさせていただきました。このように国が急にピッチを上げてくる中では、やはり当市も1年ゆっくり内容を充実させることも必要であります。スピード感というものも必要であろうと考える次第でございます。しかし、私が今回1つ目の質問として伺っております貧困による家庭教育不足ということは、先ほどごらんいただきました所得の推計からご推察いただければ、その地方創生の成果を出すということを待っていたのでは、非常に大変苦しいというそういう割合がどんどんふえていくだけでございますので、地方創生の取り組みとともに、私はスポット的に優先して家庭教育支援、幼児教育、そして18歳の投票ということではほぼ決まりかけているわけですから。そういったことに別途地方創生の中で事業計画するのではなく、スポット的に予算措置、事業化する。現在その1年、2年を地方創生ということで待ったら、その子どもの予算措置されない空洞期間が出てしまうわけでございます。毎年子どもは生まれて育っていくわけでございます。そういった子どもにも将来を担っていただくのは、確実なことです。我々はその子どもたちに予算するのは当然であろうと思う次第でございます。

当市、この人口ピラミッドを全国的なものシルエットを重ねて見ますと、私の重ねる根拠でございますので、若干の食い違いはあろうかと思いますが、やはり全国的なものと比較すると働き世代が足りないというふうに私は重ね合わせて感じたところでございます。

そういった中で、投票権が2歳下がるということは、私は義務教育以前の3歳から4歳、5歳、ここに私は予算事業化をスポット的に優先してやっていただきたいというのが願いであります。18歳から投票、もう来年から始まるわけでございます。そう想定されております。来年有権者年齢が下がって投票する方は、これは実際には市としてできる限りの範囲はあるかもしれませんが、小さい子どもたちには、やはりそういった世の中の一員として市として予算措置してあげる。医学的にもやはりその3歳、4歳、5歳というのはこちらの表をごらんいただくとスキヤモンの発育曲線というのがございます。これは皆さんにはなかなか見えないと思いますが、脳の働き、神経系が体の成長、そして性の発達よりも格段に3歳、4歳、5歳あたりで先に100%へ向かって早く成長するという。これは理論でございます。

そういった点から、私は国の指南を待つのではなく、当市の実情に合った予算の捻出の形の中でも十分できることかと思えます。そういった取り組みを私は地方創生というスパンで待つのではなく、ぜひスポット的に追加をして事業化をやっていただきたいと考える次第でございますが、市長さんのこれについてのご見解をお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいま古橋議員からさまざまな角度から所得を含めましてご指摘をいただき、大変感銘を受けるご指摘だと思っています。

そういう中で、特に幼児期、3歳から5歳の教育が大事だということをお答えいただいたわけですが、大変その時期というのは人間形成にとっては一番大事な時期でもありますし、なおさら今お話がありましたように、きのうの国会で18歳の投票権が承認される決議もされております。そういう中で、私も教育はまさに国家の一番の社会の財産でもありますし、それから、本当に国家百年の計と言われるものでありますから、しっかりとこれからの時代を支えられるような人材を育てるために特に今ご提案いただいた低年齢児につきましても、さまざまな角度から教育関係者のご相談をしながら、力を入れていきたいというふうに考えておりますので、ご指導をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ありがとうございます。

その3歳、5歳からの事業化というのは、私は市の皆さんにとりましても、非常に負担軽減の効率化ということでも生まれてくるということで考えております。私がこの家庭教育と唱えておりますのは、3歳、5歳の幼児教育です。こちらの事業を予算化すれば私は次のようなメリットを考えております。義務教育の学習がスムーズになる。生徒指導の負担軽減につながる。思春期における親の負担軽減につながる。18歳までの大人意識の成長を効率化する。そして少子化時代に、より生産性の能力が必要となり高まるということをお考えしております。このことにつきましては、私の2つ目の質問、市長権限となる総合教育会議と重複していることもございます。

そういった中で、先ほどご答弁がありました。新教育改革ということで総合教育会議に具体的にお話を伺っておりますと、現存の教育委員会に市長が加わるということだけです。果たして、確かに有識者の皆さんがそろえばそれなりの形はできるであろうと思いますが、やはり人数的には文殊の知恵として、もうちょっと組織体制を補うような形が必要であろうと思うところであります。

このことについて、市長部局でも教育委員会でも結構なんです。現状、実情としてはいろいろ滋賀県の問題が発端となって、いじめ対策の先般の条例も含めてそれに見合わせた体系となっておりますが、私はせつかくの改革でありますから、それだけに終わることなく、先ほど申し上げているような家庭教育、幼児教育にもその意見が効率的に反映されるように、組織固めがまずは必要かと思うんですが、何度か部長等を初めお尋ねしましたが、市長が教育委員会に加わるだけなんだという、その体系で先ほどご答弁がありました。2カ年かけて教育の計画並びに大綱を整えるということでもあります。

非常に地方創生の取り組みとギャップがあるんですが、この点について何か教育委員会と市長だけで十分だよというのであれば、それでご答弁いただいても結構なんです。やはりたくさんのご意見を、よりいい公約数として大綱計画に盛り込むためには、こういう体系も整えたいというお考えがありましたら、ご答弁いただきたいと思ひまして、再質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

それでは、私のほうから教育委員会事務局という立場で、ご答弁させていただきます。

先ほど来、家庭教育というさらに3歳、4歳、5歳といういわゆる幼児期における家庭教育というお話が再三出てまいりました。貧困というようなお話も出てまいりましたが、事務的なお話でちょっとご説明させていただきます。

教育委員会におきましては、小学校入学前の家庭教育事業ということで、生涯学習課が進める子育て広場事業というものがございます。こちらは3歳以上の未就学児、いわゆる小学校入学前という、教育委員会総合会議の拡張性というお話でしたが、教育委員会の総合教育会議につきましては、先ほども教育長からもございましたように、教育委員会と市長でメンバーを構成して協議をするものでございまして、これは変わりあるものではございません。ただ古橋議員のおっしゃるように、教育をどういうふうにしていくかというようなお尋ねでございまして、そういったものは、先ほど教育長からもありましたような教育振興計画の中でどう位置づけていくかということが重要になってこようかと思えます。

具体的には事務的なことを申し上げますと、その未就学児のお子様たちを持つ親御さんが、なかなかどういうふうに育てていっていいかわからない。いわゆる子育て初心者の方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方々を支援する事業を教育委員会事務局と生涯学習課で行っていると、そういうこともございます。まだまだ古橋議員さんのおっしゃるような、思い描いているようなスケールの大きなものには至っていませんが、今後はそういったこともどういう具体的なことを実施していくかというようなことも教育振興計画の中で協議をし、さらには議員の皆様のご意見等をいただきながら、計画を策定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時11分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、引き続き再質問を進めさせていただきます。

先ほど、部長から答弁がありましたが、教育委員会と福祉部門に悪い言葉遣いの例なんですが、縦割り行政ということで、非常に予算の効率も実際的には重なり合って無駄な部分もあるのが実態かなと私は見ております。ぜひ予算書の中に新たな目、節を設けて通常の保育関連の管理とは別に新たな目、節を設けて取り組まれるような財政面の予算措置、それから人員として事業の組み直し等もぜひご検討いただければというふうに思う次第でございます。

先ほど、教育部長から、一例がありました子育て広場わくわくという事業ですが、私の自宅にもたまたま届きまして、内容的には非常にいい内容なのかもしれないけれども、実はこれを多

くの方に効果的に予算が届くというのが私は行政のテクニック、これからの少子化の中では必要だと思えます。やっている内容はちゃんとしっかりそろっておりますけれども、それを多くの対象者に99%行き届かせるというそういった行政の技術、それをぜひこの機会に僭越ながらではございますけれども、ご一考いただければというふうに思う次第でございます。

連携という中の参考例で、小生にも小さい子どもがいるもんですから、連携、既に確立しているものもちょっとご紹介させていただきますが、これは保育所でやっている幼年消防クラブ総会という内容なんです、私非常に感動したんですが、防火の誓いというのがあって、第1条、第2条とあって、子どもたちにわかるレベルで日常は絶対火遊びをしません。その後、私たちは礼儀正しく素直な子どもになりますと。私のこんなことかもしれませんけれども、こういう連携が非常にこれからの行政には必要であろうと思う次第であります。

そういった中で、家庭教育、幼児教育に各家庭によって義務教育前の子育て教育の観念はさまざまです。無理強いされるというふうに受け取られる兼ね合いの中には発生するのかなという想定もありますが、やはり先ほどのような心があれば非常に行政としても伝わるだろうと思う次第です。難しいことは要らないんです。無駄に金をかける必要もないです。そして中にはなかなか仕事が忙しくて、子どもに愛情が届かないという家庭もあるかもしれませんが、本音はそうではないということをご理解いただいて、そして私も保育所をのぞく機会があると、やはりこれだけ景気の悪い時期がしばらく続きました。全般的には子どもにはぜひ将来有能になってもらいたいという思いは景気のいいころに比べて、今だからこそ、子どもにける思いというのは非常に強いというふうに感じ取っているわけでございます。

そういう状況ですので、保育所でも児童館でも、ぜひ将来なりたい夢に職業に、それを宇宙飛行士だ何だと消防士だと聞くだけではなくて、その職業のためにはレスポンスですね。どういう学習、勉強をするとそれに進めるんだよという、それがやはり幼児教育の一つとして動機づけということで、後の人生に非常に大人になったときに心の支えとなるのではないかなというふうに考える次第でございます。

今現在の従前の事業、特に保健福祉部の関係は健やかな環境で子どもを安全に預かるというようなスタンスだと思います。これにプラスアルファ付加するだけで、私はもう十分だと思うんです。宇宙パイロットを目指すには、算数を学んだねというその一言を子どもの成長に合わせて助言するような、そういったもので私は非常に先ほど来申し上げているような効率化、負担軽減が生まれるものと信じている次第でございます。

時間の限りもありますので、2点目の教育総合会議、そして教育振興費に関する再質問に移らせていただきます。

きのう、中根議員の質問におきまして、私、途中中座させて失礼させていただいたんですが、大山教育長がいつも簡単に算数だよというような方針を打ち出して、その後半ちょっと聞きたかったんですけども、ちょっと諸事情がありまして、席を外させていただいたんですが、私、第1回の質問で数学的な考え方どうだということで、議事録にも手前みそですけども、1回目の質問の前段として言わせていただきました。理科観察実験指導や英語のCLT情報のICTなど、文科省のフォーマットをごく一般的に与えるのではなく、物心が養われる小学校の年代こそ、例えるならば、算数で数学的な考え方を育てるような取り組みをと前置きさせていただいて、再質

問の際には、大山教育長、読書だ、国語だとお答えいただいて、なおかつ学校教育課の皆さんに話を聞いたら坪井市長も選挙公約で国語と掲げられていた。きのう中根議員にした2回目の答弁の内容も聞きました。

私もその理屈で先ほど申し上げた数学的な考え方というのは捉えております。大山教育長の、大変プロの前で僭越なんです、その特に算数、数学を優先科目としてすべき理由ということで、積極的な理由でいわゆる根拠ということで申し上げさせていただきますと、各科目の中にそれぞれ指導要領で定めておると思うんですが、指導要領の第2章第3節の算数で平成20年3月に、これは改訂した内容だと思うんですが、算数的活動を通して数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身につけ、ここまではごく当たり前のことを言っています。その後です。日常の事象について見通しを持ち、筋道を考え表現する能力を育てる。日常の事象について見通しを持って、筋道を考え表現する能力を育てる。この続きがあります。とともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づき、これはどの科目でも同じようなこと、その後、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。これがまさしくきのう大山教育長が答弁なさっていた日本の産業の礎となる算数であろうということなんです、教育長にお尋ねしますけれども、あれだけ私再質問で国語だったんですが、教育長としての見解を新たに再考いただいたと思うんですが、その具体的算数像を捉えたきっかけを中根議員にお答えした内容と重複しないような形で工夫してご答弁いただければと、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの古橋議員さんの質問にお答えいたします。

3月議会するとき、確かに国語、読書というようなことでお答えしたと思うんですが、そのときに前段にたしか今おっしゃったようなご提言がありました。それを受けて現在特色ある特徴的な取り組みは何かあるかというようなご質問だったかなと記憶しているんですが、その質問でしたので、私は実際取り組んできた中でとても印象深く残っているその読書指導、国語の授業とともにそういうことで一応読書、国語ということで取り上げたかと記憶してございます。ですから、今学校の課題は何かということで、昨日、中根議員さんからの質問がありまして、これは県と同じように、本市においても学力向上が第1の課題であると。その中でも、特に算数・数学の学力向上については、力を入れていかなければならないということで、お答えいたしました。

その背景になるものについてですが、このPISAというOECDに加盟する41カ国が取り組んだものなんです、これ英語で言うと、「プログラム・フォー・インターナショナル・スチューデント・アセスメント」というんだそうなんですが、一般的にはピサと言っているわけですが、PISAですね。国際的な学習到達度に関する調査ということで、15歳、日本で言うならば高1の生徒を対象にした調査なんですけれども、4つあるわけなんですけれども、読解力、それから数学的リテラシー、それから問題解決能力、科学的リテラシー、これは活用能力なんですけれども、この4つについての調査を41カ国の国が参加して行ったところ、大変日本も当初はかなりいい成績をおさめておったんですが、年を重ねるごとにその順位が低下してきまして、この例えば一つの例を挙げますと、数学的リテラシーの分野ですと、2000年度の調査では、41カ国中1位だった

んです。ところが、2003年度は6位、これは2008年ですか、10位に落ち込んでしまうと。そういうことで、これは何が原因であるのかということで、当時大きな問題になったわけですが、やっぱりその背景にはゆとり教育というものが根底にあるのではないかと。つまり今まで詰め込み教育で進めていたことの弊害が出て、きのうも説明させていただいたんですが、そのあたりからこれの見直しが必要だろうということで、学力向上というものが強くうたわれるようになってきました。

それで、県ではその学びの広場サポートプランということで、小学4年生、5年生を対象にして算数の基礎学力を向上させたいということで、夏休みに5日間時間をとって重点的に指導に当たると。それが今度は中学1、2年生に対しても行いましょうということで、今年度1年間を通して15時間、その時間を確保しましょうということで、その時間は朝の会とか、放課後なんかにその時間を使って取り組むわけですが、そういうような流れがありまして、決して私も算数・数学を軽視しているわけではなく、きのうも言いましたように、国のやはり製造業の根幹をなす算数・数学のやっぱり学力というのは極めて大事であるというようなことで、そのような説明をさせていただいたということで、算数・数学は極めて重視していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ありがとうございます。

それから、私は算数・数学に関してこれは大山教育長の視点とはまた別な意味でご紹介させていただきたいんですが、消極的な理由なんです。算数・数学は政治・宗教・思想に影響されにくい科目であるという、これは別にどこかから引用したわけではなくて、私の持論を書いただけです。逆説的には、国語はその影響を受けやすい半面もあるというふうに私は考えるところですが、こういった論議を新総合教育会議という中で、能率的な意見からプロセスへ至れるような仕組みが私は欲しいと。さらには、先ほど1番目の質問から伺っているような幼児教育、まさに市長が教育委員会に加わるというところは、その保健福祉部の幼児教育のこれまでの取り組みも踏まえてのミックスを答えとして出せるのではないかというチャンスと私は捉えている次第でございます。

教育振興費が足りないとは私に常々申し上げているんですが、そのいろいろ統廃合も大事な課題であります。こういった中では、ハード面の設備、まだいろいろかかるというのは承知でございますけれども、そういった社会情勢に見合った予算措置をご一考いただくこともお願いしたいところなんです。

私にとりましても、例えば下稲吉中学校があれだけの生徒数でいながら、体育館のキャパが足らずに東小学校と下稲吉小学校の体育館で部活の練習をしているという状況になっている。私はそれこそ市長の責務の内容であろうというふうに考えておりますので、下稲吉中学校の周辺を見れば、そういった子どもたちのまだまだ足りないニーズに応えられる概況はある。さらには、川村議員関係の地の利も残っている。

いろいろ選択肢はあると思いますので、そういうことを市長が加わって教育委員会で指導をとる中では、やはり陣形といいますか、体制を副市長がサポートしながら有識者の意見、そして市民の意見をうまく効率的にスピード感を持って組み立てていただければというふうに願ひまして、2番目の質問は閉じさせていただきます、続いて国民健康保険について再質問をさせていただきます。

先ほどの市民部長のご答弁におきまして、県の分賦金等の指針が出れば早々に取り組みたいということですが、時間もありませんので、1点だけご紹介させていただきます。

私が市会議員の前の期から唱えさせていただいております資産割が固定資産税と二重課税になっているから廃止すべきではないかということで、もうこれもかれこれ副市長となって戻られた横瀬さんが市民部長のときからお尋ねさせていただいております、そのとき、見直しの時期が来れば検討したいというような非常に心温まる答弁をいただいた記憶があるんですけども、近隣の取り組みといいますか、先進事例をこの場をおかりしてご紹介させていただきますと、土浦市も昨年度からもう資産割を廃止されております。そのときに、土浦市は一気に率をカットしたのではなく、1回その資産割の率を半分に減らして段階的に取り組んだ形があります。平成23年に一度11.14%という資産割率、これは医療分も介護分も合わせてだと思っております、それを前年度に資産割なしにされました。もちろん、かすみがうら市と土浦市の人口、それから国民健康保険に加入される皆さんの状況が違いますので、これを同じにやれということではなくて、質問でお尋ねしております。

茨城県に保険者が移管するということですので、その弊害を私なりに想定したものをご紹介させていただきますと、土地の所有がかすみがうら市に限らず、このパネルのほうです。かすみがうら市に限らず、ほかの市町村にも土地を持っていた場合、茨城県という全体の中で見たときに、これが非常に旧市町村の税率をそのまま引っ張るかということ、それはなかなか難しいだろうということをご紹介させていただきますと、当市は資産割20%、現状ですね。横瀬副市長のときには44.8ですか、だったと思いますけれども、それが宮嶋市長のときに宮嶋市長の大幅値下げというのと相まって私の意図を酌んだからというわけではないとは思いますが、それは44.8から20%に下がったわけです。私はもう何回か坪井市長に言いましたけれども、先ほどご紹介したような答弁の中で、坪井市長の選択は被用者保険の皆さんに負担をふやしたくないという思いで、苦渋の決断をなさった。その後、また宮嶋市長さんが改定された。

さて、ここに来て県の移管が決まった中で、坪井市長がその国民健康保険のいろいろな意見の中で、残りの中で何を取り組めるのかなと考えた場合に、私は、そのひとつとして資産割の激変緩和を段階的に残りの年数の中で取り組まれるというのも一つのツールだろうというふうに考える次第でございます。

話はパネルに戻りますが、当市は資産割20%で都市計画税の課税がありません。片やB市というところでは、これは例えばなんです。資産割所有者の方がB市にも土地を持っていて、資産割10%だけれども、都市計画税が加わっている。そして、その方はA市にも土地を自分の個人名義で持っていた。しかしそこは資産割はもう既がない。こういう資産割の悪く言えば煩雑な条件といいますか、そういう混在が茨城県が保険者となって、いや、それをばらばらにそのままやろうということは私は可能性としてはなかなか難しい。とったところで当市が合併したときのように

暫定税率という方法かなと思うんですが、その前に坪井市長としても税率を考えるチャンスがあると1回あるのかなと私は提案をさせていただいて、再質問は伺いませんので、要望という形でご検討いただければと思います。

続きまして、指定金融機関制度の見直しで地域活性をとということで、お尋ねさせていただきます。

ご答弁にありましたとおり、私も収納事務に関しては、何ら評判が何かマイナスなところは聞いたこともないし、よくやってくださっているなという実態は私も存じています。そういう関連で、まずお尋ねしたいんですが、私は銀行さんならば、やはり銀行さんのお持ちのマーケットの情報というのが市のためにぜひとも聞かせていただきたいという、これは内容によってはもちろんそれは対価を払ったっていいことであれば払う必要がありますし、サービスの範囲でいろいろ情勢を教えていただければいいことではありますけれども、市長がご存じかどうか私わからないんですが、このパネルに非常に平成24年度に驚くべき出来事があったんですよ。こういう情報こそ、その分析というのは我々行政の立場よりも銀行の金融業の皆さんのほうがよく把握なさっていると思いたいところなんですが、この平成24年度、実はかすみがうら市、これは茨城県の市町村経済計算書、いわゆる白書の部類だと思うんですが、その中で24年度茨城県内市町村の中で、かすみがうら市が実質のGDPですね、総生産が57.8%という驚くべき伸び率があったんですよ。これはグラフを小さくて残念ながらお見せできないんですが、その次の五霞町でさえ30%GDPが伸びている。これだってすごいことなのに、かすみがうら市57.8ですよ。これこそ防災無線で流したっていいぐらいのニュースだとは思いますが、これは若干職員の方とこのネタを意見交換しているんですが、じゃ、これこんなに57.8も実質ですよ、物価の上昇数を省いた生産性がどこなんだと。大手の日立建機さんなのか、まずは考えるところですが、私も県のほうにお尋ねしましたところ、何か建機さんではないというようなお話なんです。その震災後の中で非常に需要が伸びたであろうという業種なんですが、これが実は製造業が非常に伸びていた。この初め余り浮かれ過ぎてもいけないと思って、前年がよっぽど悪かったんじゃないかと思ったんですが、そういうこともないですよ。軒並みでそこがとつと24年度実質経済成長率がかすみがうら市が57.8、このグラフで見たら断トツですよ。市長さん、恐らく今顔を伺っていると御存じなかったと思うんですが、私はやはりマーケットが広い金融機関さんであれば、確率的にはこういう大事なことを政策に反映させていけたらと思うところなんですが、課税状況に反映、どかんと出ているのかなと思えば、そうではないんですね。だから、やはりそこは指定金融機関さんみたいな立場が収納事務とは別に、いや市長、あそこのあの企業はこういう設備投資をやって当たったんですよ。そういうことが非常に私は行政にとっては欲しい。これは何とか当市の財政税収に結びつくようなそういうアシストを私は願いたいところで、もう一つの理由として、この質問をさせていただいているところなんです。

私も大分施政方針については、辛口な質問をやらせていただきましたので、少しは市長が目指している農業がもう間違いではないというところもご紹介させていただきますけれども、これは同じ市町村経済計算書の中で、小さくて拙い説明で恐縮なんですが、農林水産業の県の平均に比べれば大きく突出している。先ほどの製造業が実質成長率の中で、この産業別の特化係数グラフの中では出ている。さらに、当市は運輸業も県平均よりも出ている。こういった分析を政策に

反映させるタイムリーな取り組みが地方創生ということだと思うんですけども、それをぜひ私は金融機関さんに教えていただくと非常に執行部のほうも税収に結びつけやすいのかなと思うわけです。しかしながら、これは前回の第1回の定例会でご紹介させていただきましたが、市民部からいただいたデータですね。市民申告者の農業所得者は1.5%だという、こういう分析をやはり金融機関ひいては指定金融機関さんの極上の情報を、市長こうなんだよと教えていただけるような私は体制、関係になるには、やはり特に問題なかったから、同じでいいだろうというような制度ではなくて、前提としては一般競争入札などと同じように比較検討するのが原則という、これがないからなかなかそういう情報まで手が回らないのかなというふうにも思ったりするわけでございます。

この次のパネルは、私もそのGDPがそんなに突出して50%超えの中身がどう反映されているのかということをも市民部の税務課に特にご負担をかけて、けさまでいろいろおつき合いいただいたんですが、その中で例えば金融機関さんが、やっぱりこういうのはよく把握されているべきだと。もちろんしていると思うんですけども、それを市長、執行部に伝える。できれば我々にも聞かせていただきたいというのが願いであります。これ私がよく言う法人市民税を納めているのだから、それに見合った事業もやってほしいということで、担当の部長さんは件数が法人市民税が何件あって、どのぐらい業況がなっているのかというのが環境経済部のほうではわかっているというふうに信じておりますので、伺いませんけれども、私の調べた中では、これを法人市民税ご承知の方はいるかと思いますが、均等割と黒字になった分は法人割というのを最後に収めるわけですね。赤字だったら均等割だけなんです。じゃ、これどれだけ市内の法人の業況が黒なのか、赤なのかというのはこれわかるんですよ。差し引けば法人割を納めていない件数がどれぐらいあるかご存じですか。実は法人割を納めている黒字ということで決算されている企業、かすみがうら市の法人ですよ。25年度、26年度、36%、37%しかないんです。残りは何ですか。黒じゃないんですよ。私もその一人なのかしれませんけれども、これだけやっぱりまだまだ数字的にも厳しい状況だということで、会計上ぎりぎりのところはいろいろ会計の技術的にやっている工夫されているところもあると思うんですが、やはりこの業況を我々よりも指定金融機関さんがその金融機関さんのシェアの中でお伝えいただく。それは取引先が多い銀行のほうはその情報の精度は高いという、そういう意味も含めて私はこれまでよくやってくれているかもしれませんけれども、かすみがうら市を何とか発展させたい。そういうことで、輪番制ということで、また震災後にもう一回、お尋ねさせていただきました。

やはり、預貯金率によりましては、市民にサービスできる限界もあろうかとは思いますが、その限界があってもやはり心が伝わってくるようなことを私は指定金融機関には期待をしたところなんです。これは会計課にこれも面倒な数字をつくっていただいて表にしたものです。オレンジ色は前市長が采配を振るっていた期間で、青は坪井市長さんです。21年度から26年度、これ何だっという、いわゆる通称決済預金、一般会計と特別会計ペイオフにならないという預金の形をどう月末金額残っているかという表です。震災の時期は22年度の3月ですよ。赤く塗ったんですが、その後、復興関連の財源もあってやや余裕があったのかなという中で、26年度公金の運用という部分で、定期の積み立て26年度どうやらやっていないというのがあったんですが、これは何か特段の理由があったんですかね。把握できなければほかの年度はまとまった10億とか

15億とか5とかそういった形で3カ月とか積んでいたと思うんですけども、それによって、職員1人の給料ぐらい利息を金利がゼロ金利という中でかなり下がっている中でも非常に1人分につき中堅クラス、若いものの給料1カ月分できるんだったらいいんですけども、26年度やっていないんですけども、単純にこれ見ると、資金繰り、金繰りが26年度小さいので、そういうことでできなかったのかなというとは私はまず1つに察したんですが、実態としてはどうなんですか。お尋ねしてよろしいですか。もしわからなければ調査しなければわからないという答弁でも結構でございます。

○議長（藤井裕一君）

会計管理者 君山 悟君。

○会計管理者（君山 悟君）

ただいまの古橋議員さんのご質問でございますけれども、平成26年度いわゆる歳計現金の運用ということかと思うんですけども、私も大変申しわけなかったんですが、どうしてこの年度だけ積み立てが行われなかったということはまだ把握していなかったものですから、ちょっとお時間いただきたいと考えております。何かしら理由があったのかとは察しますけれども、ちょっと私も勉強不足なもので大変申しわけなかったんですが、よく再度調べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それで、当市の収納事務ということで、これはかすみがうら市に限らないんですが、どこの全国市町村も非常にもうサービスではないんでしょうけれども、銀行からすれば、ただ、その仕事に対しては応分の負担というのはない。10円とか振り込みはゼロ、もちろん市民の皆さんに税金振り込み手数料をそっちで持ってくれとやったら、誰も反発があると思いますけれども、そうじゃなくて、金融機関さんがある程度の資金を蓄えられるという一時的な形も含めて、ゼロ円でやるような手数料内容もあると思うんですが、私はじゃ、これを全国県内に先駆けて、いやうちの市は筑波銀行よくやってくれているから振り込みの手数料も10円払うよと。私は応分の負担そのぐらい気持ちですけども、筑波銀行を大事におつき合いしたいということがあるのであれば、私はやってしかるべきだなと思うところなんですけれども、じゃ、これどうですかといかがですかと言っても、答弁に困ると思いますので、伺いませんけれども、ましてやその収納事務員を銀行さんのほうで配置してくれているのも常陽さんあたり聞くと、それなりに手数料を役所からお支払いしているというふうに聞いているんですけども、うちはそのタイミングによってそれはただというサービスということもいいんですが、でもやっぱりただというのは私はよくないと思うんで、そのあたりはよくやってくれているんだったらそれに見合った気持ちを私は払ってあげることも役所の都合ばかりじゃなくて相手を思う気持だと私は思うところなんです。それでいて、当市は輪番制ということであれば、先ほど来私が願うような情報をもっと効率的に執行部の皆さん、そして我々も知る機会をもっとふえるだろうというふうに思うところなんです。

また厳しく言ってしまうんですけども、設計もサービスでやらせたみたいなことでお尋ねし

ましたけれども、やっぱりもう昔ながらのお役所的な裁量というのは、この景気どん底で来て何とか立ち直っている中で見直してもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、ぜひこれはうちの市だけで取り組むというのにはかなりの勇気がありますので、市長がもし市長会の中で発言できるのであれば、そういう場でも私としてはぜひ期待したいネタでもあるんですよ。東海村の村長は常陽銀行の大穂の支店長さん出身だったから、じゃ手数料払っているのかなと思って東海村の会計管理者にお尋ねしたんですけれども、ほかの市町村と同じで振り込み手数料ゼロですと言っていたんです。それもそれぞれの事情がありますから、外様のところにはどうのとは言えませんが、うちの市はうちの市で唯一長くおつき合っているんだとしたら、逆にそういうサービスでご負担かけるということは、その経費は何で補っているのかと考えたことございますか。それ結局サービスでやっていること、市民にツケが回っているんじゃないかなと。私はそう考えるんですよ。どこかでとるしかその方の給料なり、手数料の振り込みの仕事をさせている形は給料なり払ったりしているわけですから。その地方自治法で市長の一存で指名だって、市長が市民協働と唱えるならば、ほかの銀行さんがいややっぱりそこは筑波さんに譲るよというのであれば、別に輪番制だってそのまま続けたって私は別に結構だと思うんですけども、やはりいい情報がさっきのGDPが爆発的に伸びているようなそういうのがわからないのでは何か金融機関さん、収納事務だけ期待するというのもったいないですよ。

そういうことで、私はその金融機関さんそれぞれの取り組み方はさまざまだと思いますので、余計なおせっかいかもしれませんが、私は市を思っている話ですので、例えばこれは余り銀行さんにとってはそれぞれ出されたくないところですが、近くの地銀もひとつ加えて、預金、貸出金、そしてキャッシュフローがどのくらいあるかということ、こういう差があったりするわけなんですよ。それは必然的にそういうマーケットのネットワークの量にも比例してくるわけですから。やはりここで地方創生、そのGDP50%をうまく利用して当市が成長したいというのであれば、私は泣く泣く考えてまた機会があればおつき合いですということも輪番制なのかなというふうに思う次第であります。

あとは私は業況は精査されているのかということでも質問させていただいたんですが、答弁にはなかったんですけども、この預金とか貸出金、キャッシュフローは誰だってインターネットで見ればわかることです。評判的にもこれは2兆円とか、7兆円とか10兆円とかと、これは差はもちろんそれぞれ地元の産業によって差があるのはこれは当然です。そこにはやはり私は淡々と収納事務だけではないプラスアルファを求めるのには原則一般競争と同じ仕組みを考えることも子どもたちの将来担うためのことであろうというふうに考える次第であります。

ちょっと厳しい話になってしまいますけれども、業況については、ご答弁ありませんでしたけれども、今の指定金融機関さんの筆頭株主がどういう方かというのは、市長初め関係部署のほうではご承知なのでしょうかとお尋ねしたいところですが、先ほど前市長も含めた出納の動きを見まして、ちょっと色違うところつけたんですが、そこは非常に資金繰りをご苦労されて合併後体制をとっているというような印もつけさせていただいたんですが、私は言葉は悪いんですが、目先の我々の事務だけのために選ぶのか。それとも、将来のことを考えてもっと広く見直し・検討もやるべきなのかというのは、それは義理人情誰しもありますけれども、これだけ将来まだまだ不透明、株価2万円がどう金利の長期金利もゼロ金利どうなるんだか全然わからないような不安

な中で、給料安くても何とか頑張っていらっしゃる方が先ほどのようにいっぱいいらっしゃる中では、私はその言葉が痛いかもしれませんが、なれ合いというのをいい意味でもご検討するということが私たちの仕事であろうというふうに思う次第でございますので、僭越ながら長々と一方的に説明させていただきましたが、私の今回の一般質問をこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認めます。

再会は午後1時40分から再開いたします。

休 憩 午後 0時06分

再 開 午後 1時40分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

それでは、3番、設楽ですが、質問をさせていただきます。

最初に、横瀬副市長が一昨日就任されましておめでとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

さきのかすみがうら市議会議員選挙におきましては、当選をさせていただきまして、また一般質問をさせていただく機会を与えてくださいました市民の皆さん、先輩議員の皆様がこの場をかりて御礼を申し上げます。

初めに、私の父親は満洲からの引揚者です。戦争の悲惨さを教えられ、母には般若心経を教えられ、正義は慈悲心に立脚した平等な観点だよと。差別をしてはいけないよというふうに教えられて今日まで来ました。

質問に入ります。

1番ですが、直近10年間の市長、議員、職員の逮捕、不祥事の再発防止策と政治倫理条例の制定につきまして質問をしていきます。

かすみがうら市が長く栄え、みんなが幸せに生きる未来をつくるためには、愛され信頼される市政を築き上げていく必要があります。

公務員法第30条には、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとあります。また、33条には、

職員はその職の信用を傷つけ、また職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないと記されています。第4条には、この法律の規定は一般職に属する全ての公務員に適用すると。2として、この法律規定は特別職に属する地方公務員には適用しないというふうに述べられています。特別職は第3条3項で就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職というふうに書かれています。

したがって、全ての職員は、公務員法を厳格に守り、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。特別職の方は、我々も含めましてこの模範とならなければならない位置にあります。市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持って、もって公正で開かれた市政の発展に寄与するために、市民に愛され、信頼される市政、市民と行政がともに手を取り合ってよりよき市政、自治体をつくり上げていくために、不祥事はゼロ、あるいは信頼される市民にわかる市政を目指して、そして質問をしていきます。

2006年、市長が収賄容疑で逮捕されたのに続き、2013年、架空金銭契約で議員が逮捕される新聞報道がありました。職員の不祥事もこの直近10年間で11件発生しております。こうしたことは二度と繰り返してはなりません。

こうした中で、2013年、行政は大変重要な作業を開始しております。3月にかすみがうら市公金等取扱適正化計画が策定され、そして執行されています。そしてまた、その同年6月に定例議会に政治倫理条例が提案されました。継続審査となり成立に至っておりませんが、設置された特別委員会の開催は10回を数えています。

質問します。

①直近10年間の逮捕、不祥事についての報告をお願いします。

②過去10年間の市職員不祥事11件の再発防止策について項目別にお伺いをします。これは酒気帯び運転が一つの分類です。もう一つの分類は、会計管理、通帳、印鑑管理に関連する不祥事再発の項目であります。3点目に、再発防止策についての監査の項目について、あるいは執行条項についてお伺いします。これが1です。

そして、政治倫理条例の制定について。

政治倫理条例につきましては、土浦市、つくば市、石岡市、行方市、潮来市、阿見町、本市の周辺市においては、ほとんどが制定されております。

また、公務員法第4条、繰り返しますが、この法律の規定は一般職に属する全ての公務員に適用するとあり、この法律規定は特別職に属する地方公務員には適用しないと記されています。したがって、特別職の方々は、政治倫理条例によってみずからを律し、公務員の一般職の方々が公務員法の法令遵守が求められている以上に倫理を持って特別職の職務を全うしていかなければならないことを述べていると思います。

当市の喫緊の課題であります政治倫理条例の制定について、以下質問させていただきます。

3番目になります。

茨城県市町村44市町村の政治倫理条例の制定及び政治倫理審査会の設置状況について報告をお願いします。

④土浦市、石岡市の政治倫理条例の市長等職員の政治倫理基準7項目について、市長の見解を

お願いいたします。共通点についてもあるかと思えます。同じく政治倫理審査会の設置及び市民の調査請求権について、市長の見解をお伺いいたします。

6、平成25年当市第2回定例議会議題、市長等政治倫理条例の制定についての審議結果とその後の経過、結果について報告、お伺いいたします。

7番として、平成25年当市第2回定例会議題職員政治倫理条例の制定についての審議結果とその後の結果についてお伺いします。

そして8番目として、市長及び議員の政治倫理条例と職員の政治倫理条例を再度提出され、そして制定をされるお考えはないか、お伺いをいたします。

以上が1番目の項目についての質問になります。1から8番までよろしくお願います。

続きまして、2番目としまして、焼却施設建設3市1町広域ごみ処理計画霞台厚生施設組合加入について質問をさせていただきます。これは市民にわかる明快なる説明をお願いいたします。

①3月9日環境経済部が示したかすみがうら市のごみ処理についてコスト想定計算書の算出経過についてお伺いいたします。

これについては、1年当たりの経費で見るとという記載がありますが、新治広域長寿命化の価格3市1町広域組合本部負担の当市負担の価格、2としてランニングコストについて、3として新治広域事務組合を長寿命化するとの算出根拠、そしてまた算出条件に変化はないか、お伺いをします。

②として、かすみがうら市のごみ処理についてコスト計算書は議案賛否判断の重要資料としてコストが提案されています。市長の公約に匹敵するものと判断していますが、市長の見解をお伺いいたします。

③一般廃棄物の減量化、資源化率の市民の目標についてお伺いをいたします。これは今後の霞台あるいは新治のごみ処理施設においてのコストにも大きく影響してくるものと思われま。

④平成26年県市町村早わかり表を見ると、本市の実質公債費比率は11.9%であり、44市町村中13位に位置します。市町村税は上から17位にあります。市民の税負担への軽減への最善の施策が求められていると思えます。

土浦市の長寿命化は、工事は五十数億円です。コンクリートの耐用年数はプラントの倍以上の可能性が有ります。土浦市の工法の分析研究を行い、あるいは霞台の現況の稼働分析、コンクリート施設の耐用年数の分析、焼却プラントの入れかえ工事、焼却プラント経費等、ごみ減量化による試算が求められてくると思えますが、市民の多大なる税負担となる132億円のかすみがうら市の負担総額が大きく減額される可能性を追求していかなければなりません。市民の税負担軽減につながるコストダウンの最善策が必要になってきます。市長のご見解をお願いいたします。

続きまして、⑤としまして、新治地方広域事務組合環境クリーンセンター議会、または管理者会議及び霞台厚生施設組合議会管理者会議の内容が不透明でありますので、構成自治体の市民や議員に対し、前向きに情報を提供すべきと思えます。市長のご見解をお願いいたします。

この点につきましては、市民の税負担にかかわる項目については、質問していくことが可能である。そういう説明も受けておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、大きな3番目の質問に入らせていただきます。

協同病院へのアクセス道路の整備及び神立西成井線バイパス工事の見通しについて質問をさせ

ていただきます。

協同病院建設支援事業補助金4億円は、市民1人5月末4万3338人で換算しますと9,230円の支援となってまいります。市内全域から救命道路としてのアクセスが求められます。市民の命を守っていくための最善の策を施していく必要があります。

質問します。

①土浦田村沖宿線延伸道路市道1級42号線と言われていますが、協同病院へのアクセス道路への接続道路整備計画の概要についてご説明をお願いします。特に千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続等について説明をお願いいたします。

②田村沖宿線延伸道路、協同病院アクセス道路への接続道路市道0109号線、土浦下稲吉南団地から池田石油前までの改良工事の強度整合性についてお伺いします。理由は神立駅東口は、協同病院へのアクセス道路への玄関口となり、道路整備やあるいは循環バスの運行が激しく予想されてまいります。土浦市とかすみがうら市の共同事業で進められるでありましょう東口の整備は、駅東口の住民や住宅の安心・安全と不可分のものでなければなりません。沿線下稲吉南団地住民が安心して睡眠・休養できる振動対策はとられているのか。工事設計上、土浦市と接続しておりますので、土浦市の接続道路との整合性、そして強度等について整合性がとれているか。路盤、路床を含め違いはないか。ご説明をお願いいたします。そして、その際、踏切手前の道路の振動対策工事が行われていると聞いておりますが、これまで実施された道路改良工事の概要、それがどのようなものであったのか。その後の住民の方々の評価等を踏まえて付近住民が振動等によって睡眠ができないというような事態が発生していないか等もあわせて報告をお願いします。

続きまして、西成井線バイパス工事の見通しについて質問をさせていただきます。

この道路は国道354線の朝夕の混雑回避の協同病院へのアクセス道路にもなっていく可能性があります。

③西成井線バイパス工事道路、市道2583号線用地取得の見通しについて。対象地権者は何人か。面積は直近の面談日、内容をお伺いいたします。

④市道2583号線未取得用地前後の道路整備が完了後何年経過しているか。今後の見通しについてお伺いします。税金が投入されておりますので、無駄遣いにならないようにしていく必要があると思いますので、よろしくお祈りいたします。

続きまして、⑤神立西成井線及び西成井歩崎線の接続、神立歩崎線の整備計画を提案いたします。歩崎から雪入までの東西の幹線道路整備は、協同病院への救命道路として地域としても、また地域活性化の道路としても水郷筑波国定公園の東西を結ぶ大幹線道路として地域の未来を創造する道路と推察いたします。市長のご見解をお願いいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。よろしくお祈りをいたします。

○議長（藤井裕一君）

設楽議員にちょっとお伺いします。先ほど質問1の4で市長と職員というような発言がございましたけれども、それでよろしいですか。

〔設楽議員「議員」と呼ぶ〕

○議長（藤井裕一君）

じゃ、議員ということで訂正ということで。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目、1番、直近10年間の不祥事について及び同2番、交通法規違反、会計管理についての再発防止策については、総務部長から。再発防止策についての監査項目につきましては、監査委員事務局から。同3番、政治倫理条例の制定状況等につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次の同4番、土浦市、石岡市の政治倫理条例の市長等議員の政治倫理基準7項目について及び同5番、同じく政治倫理審査会の設置及び市民の調査請求権につきましてあわせてお答えをいたします。

政治倫理条例につきましては、政治倫理は、政治に携わる者には高い倫理観が要求されるとの認識のもと、その確立の手段として、県内では32の市町村において条例の制定がなされているところであります。

ご質問の土浦市、石岡市の政治倫理条例は、土浦市は平成10年に議員を対象とした条例が制定をされ、石岡市は平成18年に、市長、副市長、教育長、議員を対象とした条例が制定をされ、施行されております。

政治倫理条例の運用対象者を初め、遵守しなければならない政治倫理基準項目、政治倫理審査会の設置内容、市民の調査請求権の内容については、土浦市、石岡市が、それぞれ慎重に審議をされ、それぞれ実情に応じて判断をして、条例化されたものと認識をいたしております。

次の同6番、市長等政治倫理条例についての審議状況について及び同7番、政治倫理条例についての審議状況については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次の同8番、政治倫理条例議案の提出について、市長及び議員の政治倫理条例と職員の政治倫理条例として再度提出する考えはないかのご質問についてお答えをいたします。

市政に対します市民の信頼に依っていくため、倫理の確立を図ることにつきましては、必要な点かと考えております。

平成25年、市議会第2回定例会において提案をいたしましたとおり、市長、副市長、教育長を対象とした政治倫理条例については、再度議案を提出するかどうか検討してまいりたいと考えております。

また、議員の政治倫理を条例化することにつきましては、議員各位にご判断をいただくべきものというふうに考えております。

さらに、職員につきましては、地方公務員法によりまして服務規律が規定をされておりますが、不祥事の再発防止に向けました取り組みは必要と考えておりますので、適切な手法について検討をしていきたいというふうに考えております。ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目1番、コストの算出経過について、及び同2番、コスト資料の見解、及び同3番、減量化・資源化率の目標については環境経済部長から。同4番、税負担の軽減策につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の同5番、新治地方広域事務組合、霞台厚生施設組合の議会及び管理者会議の内容の情報提供について、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、一部事務組合などの諸団体が、組合管内の住民に対しまして、きちんと情報を発信し、説明責任を果たしていくことは大切な責務であるというふうに考えております。ごみ処理の広域化につきましては、これまで3市1町によります協議会におきまして協議されている内容や決定された内容等につきましては、所管の常任委員会、さらには全員協議会におきまして説明させていただいてきたものでございます。決定事項等につきましては、基本的には組合からの情報発信となりますが、市といたしましても積極的に広報に努めてまいります。

次の3点目1番、協同病院アクセス道路につきましては市長公室長から。同2番、市道0109号線に関しまして及び同3番、西成井バイパスについて及び同4番、市道2583号線については土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の同5番、神立西成井線及び西成井歩崎線の整備計画のご提案についてお答えをいたします。

ご提案の路線につきましては、質問通告をいただいております市道2583号線西成井バイパスを挟んでいますが、神立駅から歩崎まで、ほぼ直線的に整備されるものと思われま。また、一部狭隘、屈曲箇所はありますけれども、その多くがまたその延長におきましても幅員も確保されていると思われま。特に、歩崎地域は郷土資料館や水族館などの観光施設、かすみがうらマラソン、あゆみ祭りのあるいはエンデューロ等のイベント開催がされます。本市観光スポットでもありまして、大変重要なアクセス道路であるとも認識をいたしております。

これらを踏まえまして、狭隘箇所の改修、歩道整備等必要に応じた改修について財政事情を意識しながら関係機関と連携を図りながら、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

1点目1番、直近10年間の逮捕不祥事についての報告及び再発不祥事の報告についてお答えをいたします。

市長、市議会議員の不祥事につきましては、議員ご指摘のとおり承知をしております。職員の不祥事について申し上げますと、市では、市政に対する信頼の回復を図るとともに、他の職員の服務規律の確立を促し、同種事案の再発を防止することを目的として、市政に対する市民の信頼に影響を及ぼすような非違行為を行った職員に対し、厳正に懲戒処分を行ったことを公表することとしております。

この基準に基づきまして、平成17年から公表した不祥事については11件ございます。

内容といたしましては、平成17年5月、酒気帯び運転、平成18年8月、現金の一時使用、平成18年8月、遅刻及び欠勤、平成20年3月、修繕費や委託料等の支払い遅延や未了、平成20年9月、自動車破損事故、平成20年10月、酒気帯び運転、平成23年3月、酒気帯び運転、平成24年8月、公印の無断使用、平成24年6月、積載物を固定することを怠り相手車を損傷、平成24年10月、ス

ポーツ少年団、体育施設使用料を着服し私的に流用、平成26年7月、土地区画整理組合出納用通帳から私的な流用、以上の11件でございます。

1点目2番の1、過去10年間の市職員不祥事11件の再発防止策、酒気帯び及び運転等交通法規違反3件の再発防止策についてお答えをいたします。

酒気帯び及び運転等交通法規違反につきましては、本人及び監督責任者には、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分及び矯正措置を行っております。その他、職員に向けては、処分の公表を通じての注意喚起、全体朝礼での訓示、通知による注意喚起を行っております。

また、酒気帯び運転に関する懲戒処分の基準につきましては、原則として停職処分、再び同様の非違行為を行った場合は、免職処分としていたところですが、再発防止に向けまして処分の厳格化を図るため、平成21年4月1日からは、原則として免職処分、情状を酌量すべき特段の事情がある場合には停職処分とするよう規定の改正を行い厳罰化しております。

なお、公用車使用簿には、交通ルール遵守と運転マナー向上のステッカーを添付し注意を喚起しており、各庁舎、出張所等において安全運転管理者を選任することや、土浦地区安全運転管理者協議会が開催をする講習等の各種行事に参加することにより、交通安全意識の高揚を図っているところでございます。

1点目2番の2、会計管理、通帳・印鑑管理に関連する不祥事再発防止策についてお答えをいたします。

平成24年8月、農業関係補助金事務に関する不適切な事務処理、同年9月、生涯学習課職員による体育施設使用料等の私的な着服横領が発生をしております。本人、関係職員及び管理監督者には、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分及び矯正措置を行っております。その他の職員に向けては、処分の公表のほか市長から訓示をしております。その上で、平成24年9月には公印規則を改正し、平成25年3月に公金等取り扱い適正化計画を策定しております。

まず、公印規則の改正内容につきましては、決裁済みの原議書を添え公印保管者に提示し審査を受けなければならないこと。公印使用簿の様式を定めるとともに、公印使用者が当該使用簿に押印する文書名等を記載しなければならないこと等を定めたものでありますが、改正に先だって平成24年8月に「公印の使用方法について」として文書で周知を図り、試行的な運用も実施をしたところでございます。

次に、公金等取扱い適正化計画では、4つの改善を行っております。

1つ目は、職員ができる限り現金を扱わない仕組みへと改善することのほか、取り扱う場合の正確な調定、納入、保管の方法を定めました。

2つ目は、複数の職員のかかわりや職責に応じた事務処理を行うようチェック体制を強化いたしました。

3つ目としまして、団体事務について、団体の自助と自立により主体的な活動が自主的に行われるよう、団体事務局の移管を協議するとともに、団体事務を行う際のルールづくりを行いました。任意団体事務等届け出の承認を受けた団体は、平成27年度44団体となっております。

4つ目といたしまして、職場環境の改善のため、個々の職員については、公務員倫理や危機管理の研修を行い能力開発と資質の向上に努め、管理職員については、職場内で朝礼などを通して報告、連絡、相談の徹底、複数の所属職員が常に連携を図り関与できる仕組みの強化に努めてお

ります。

1点目3番、茨城県市町村の政治倫理条例の制定及び政治倫理審査会の設置状況についてお答えをいたします。

茨城県市町村課が公表している平成27年1月1日現在の政治倫理条例の設置状況一覧で見ますと、32団体で議会議員32団体、首長等21団体について条例が制定をされております。また、政治倫理審査会につきましては、同様に32団体で設置をされております。

周辺市の状況について申し上げますと、土浦市におきましては、市議会議員を対象とする土浦市議会議員の政治倫理に関する条例を平成10年9月に制定をしております。

石岡市におきましては、市議会議員、市長、副市長、教育長を対象とする石岡市政治倫理条例を平成18年12月に制定をしております。

つくば市におきましては、市議会議員を対象とするつくば市議会議員政治倫理条例を平成12年11月に制定いたしまして、市長、副市長、教育長を対象とするつくば市長等政治倫理条例を平成13年3月に制定しております。

行方市におきましては、市議会議員を対象とする行方市議会議員の政治倫理に関する条例を平成19年9月に制定しております。

なお、政治倫理審査会につきましては、いずれの団体におきましても設置をされているところでございます。

続きまして、1点目の4番、5番に関連をしましてご説明を申し上げます。

土浦市議会議員の政治倫理に関する条例及び石岡市政治倫理条例、それぞれの相違点等についてお答えをいたします。

まず、当該条例の対象者でございますが、土浦市におきましては、市議会議員が、石岡市においては市議会議員、市長、副市長、教育長が対象となっております。

ご質問の政治倫理基準でございますが、土浦市においては、職員の昇格や異動等に関して推薦を行わないこと。市税等の納付を誠実にを行うことを定めております。

石岡市におきましては、政治活動に関する寄附行為、こちらは後援団体も含む取り扱いとなっておりますが、政治的、道義的批判を受けることはしてはならないと定めていること。また市が行う許認可等について特定の企業等に有利な取り計らいをしてはならないという点を定めているところが相違点、特色として挙げられるかと思えます。

また、政治倫理審査会でございますが、土浦市においては、市長の推薦を得て議長が委嘱することとされておりますが、石岡市においては、市長が公正を期し委嘱するとしております。

なお、審査会の会議については、土浦市は非公開としておりますが、石岡市においては原則として公開するよう定めております。

また、市民の調査請求権でございますが、いずれも政治倫理等に違反することを証する資料の提出を求めている点は同じですが、土浦市においては市民100人以上の連署により請求することができますが、石岡市においては、選挙権を有する者200人以上の連署が必要である点が相違点として挙げられるかと思えます。

1点目6番、平成25年本市第2回定例会議題「市長等政治倫理条例の制定について」の審議結果とその後の経過と結果についてお答えをいたします。

かすみがうら市長等政治倫理条例につきましては、平成25年6月4日に開会された平成25年市議会第2回定例会におきまして、議案第42号として提案をいたしました。

この条例案につきましては、議長を除く全議員で構成する政治倫理条例特別委員会に付託をされ、閉会中も継続して審査いただいていたところですが、平成27年1月に議員の任期が満了となったことから、特別委員会についても消滅することとなったため、審議未了により廃案となったところでございます。

1点目7番、平成25年当市第2回定例会議題「職員政治倫理条例の制定について」の審議結果とその後の経過と結果についてお答えをいたします。

かすみがうら市職員倫理条例につきましても、先ほどのかすみがうら市長等政治倫理条例と同じく平成25年6月4日に開会された平成25年市議会第2回定例会におきまして、議案第43号として提案をいたしました。

この条例案につきましても、政治倫理条例特別委員会に付託され、閉会中も継続して審査いただいていたところですが、平成27年1月に議員の任期が満了となったことから、特別委員会についても消滅することとなったため、市長等政治倫理条例と同じく審議未了により廃案となったところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 植田浩幸君。

[監査委員事務局長 植田浩幸君登壇]

○監査委員事務局長（植田浩幸君）

設楽議員ご質問の1点目2番3項目め、再発防止についての監査項目についてお伺いするとのご質問につきまして、監査委員事務局からお答えさせていただきます。

監査委員の基本的な職務権限といたしましては、地方自治法第199条第1項に監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する、と規定されてございます。

一般的に監査は、普通地方公共団体の経理の違法性または不正な行為を見つけることと思われがちでございますが、監査委員制度運営の精神といたしましては、いかにすれば公正で合理的かつ効率的な行政運営ができるかというところに最大の関心があるものとされ、監査を実施することは行政の適法性、妥当性の保障にあるとされているところでございます。この監査委員制度運営の精神を受けまして、監査委員は公正不偏の態度で監査に臨まれておられるところでございます。

監査の過程におきまして、不正な事象が見つかることがございます。これはあくまで副次的なことでございます。監査を実施することにより、不正を働こうと思った不心得な職員が不正を働けば必ず発覚するというので思いとどまるというように、不正を未然に防止する抑止力としての効果が働くものと認識しているところでございます。

このことから、議員ご質問の再発防止についての監査項目につきましては、監査を実施すること自体が結果として不祥事の未然防止及び不祥事の再発防止につながっていくものと認識しているところでございます。

以上のことから、本市におきます代表的な監査につきましては、地方自治法第233条の規定に基づく決算審査及び同法第199条に基づく定期監査を実施しているところでございます。また、同法第235条の2の規定に基づく例月出納検査を毎月実施しているところでございます。この監査、例月出納検査におきましては、釣り銭等現金の保管状況の調査、一般旅券発給事務における印紙、証紙等購買基金保管状況の調査、市の所有します基金の保有状況、預金状況の調査及び試査方式でありますけれども、伝票等の検査を毎月実施しているところでございます。

これらの監査を実施することにより、不正の予防・防止という積極的な効果が得られ、ひいては不祥事の未然防止、さらには設楽議員ご質問の不祥事の再発防止の効果が得られるものと認識しているところでございます。

監査委員事務局からは以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは2点目、3市1町の広域化による焼却施設建設のための霞台厚生施設組合加入についてのご質問にお答えいたします。

まず1の1番目、現在の新治広域事務組合環境クリーンセンターを、かすみがうら市が単独で長寿命化した場合の費用と、新しく3市1町による広域で建設した場合の費用の比較についてお答えいたします。

ごみ処理につきましては、処理方式や規模の確定、設計実績や見積もり等をもとに試算しているわけではなく、また物価の変動等により今後変わる可能性がございます。施設建設や長寿命化を図る際、国に交付金申請をすることになりますが、申請の際、計算される事業費は計画に基づいた見積額、設計による積算額、同様の施設整備の直近の落札事例などから求めた単価を基本とした見積額となります。このことから、3市1町による建設費の総額132億円については、先進事例であるひたちなか市の事例を参考に1トン当たり6000万円で試算をしております。

また、長寿命化につきましては、県内における先進事例がないため、日本工業経済新聞、平成24年5月12日号に掲載されました土浦清掃センター長寿命化計画、基幹的施設更新工事50億円の1トン当たりの単価費用2380万円を参考に試算したものでございます。

最初に、新治広域の環境クリーンセンターを長寿命化の改修工事をした場合でございますけれども、土浦市を参考に試算しております。総額で約28億5000万円の改修費用となります。1年当たりの経費で見ますと、耐用年数を15年として計算いたしますと、1年当たり1億9000万円となります。本市単独での施設更新となりますことから、国の交付要件、人口5万人以上、または面積400平方キロメートルには該当いたしません。

次に、3市1町による広域で建設した場合でございますけれども、本市の建設負担金は約30億円でございます。国の交付金3分の1の補助を受けられますので、約20億円となり1年当たりの経費は8000万円となってきます。ごみ焼却施設の長寿命化改修工事費と新築による建設費を比較いたしますと、広域化による建設のほうが国の交付金支援を受けられ、年間1億1000万円ほど安くなる見込みでございます。

次に、1の2番、ランニングコストについてお答えいたします。

新治広域事務組合における平成25年度決算を見ますと、全体の運営費が6億3545万9002円で本市の分担金は2億5917万8000円、負担割合にいたしますと40.79%、市民1人当たりで換算いたしますと6,000円でございます。

一方、3市1町によります新施設の場合、ひたちなか、東海の事例を参考に同じく平成25年度決算を見ますと、全体の運営費が5億2121万6180円で、本市の負担割合を建設負担割合の22.38%で換算しますと、分担金は1億1664万8181円となり、市民1人当たりで換算いたしますと約2,700円でございます。

現在の新治広域と新たな広域施設での霞台厚生施設組合のランニングコストを比較いたしますと、スケールメリットによる維持管理の縮減効果、交付金等の優遇措置を生かした霞台厚生施設のほうが、市民1人当たり3,300円負担が安くなる試算となっております。

次に、1の3番、新治広域事務組合を長寿命化した場合の算出根拠、また算出条件に変化はないのかのご質問にお答えいたします。

施設建設や長寿命化を図る際、国に交付金を申請することになりますが、申請の際、計算される事業費は、計画に基づいた見積額、設計による積算額、同様の施設の直近の落札事例などから求めた単価を基本とした見積額となります。このことから、建設において先進事例であるひたちなか市の事例を参考に、長寿命化につきましては、県内における先進事例がないため、日本工業経済新聞、平成24年5月12日に掲載された土浦清掃センター長寿命化計画、基幹的施設更新工事費50億円、1トン当たり単価費用2380万円を参考とし、試算をしたものでございます。

なお、土浦市においては、今年度、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設の基幹的施設更新工事の実施設委託料5715万円を予算化している状況でございます。

以上、算出根拠を申し上げましたが、今年度から霞台厚生施設組合において、施設の基本構想や地域のごみ処理計画を策定していくこととなります。今後作業を進めていく上で、施設の処理方法、適正規模や価格等を試算していくこととなりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に2番目、かすみがうら市のごみ処理について、答弁申し上げます。

本市におきましては、今年度から新たに霞台厚生施設組合に加入し、組合において施設建設に向けて進めているところでございます。これまでご説明申し上げましたコストの想定計算書は、処理方法や規模の確定、設計実績や見積もり等をもとに試算しているわけではなく、また物価の変動等により今後変わる可能性もございます。今後作業を進めていく中で、施設の処理方法、適正規模や価格等を試算していくこととなりますが、議会にお示しいたしました資料、かすみがうら市のごみ処理については、重要なガイドラインとして考えております。

市民が生活する上で、また企業等が事業活動をする上で、ごみは日常的に必ず発生します。電気・ガス・水道といったいわゆるライフラインと同じく、ごみを処理することは、市民生活に欠かせない重要な役割を担っています。ごみ処理に関しましては、市民、企業等にも減量化や再利用等、ご協力をいただく必要もございますが、施設の更新等を行い焼却炉を安定して稼働できる、常に皆様のごみを受け入れられる環境を整えるのが、私たち地方公共団体の責務と感じております。新たに広域によるスケールメリットを生かしながら、この建設事業を進めてまいりますので、

ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

次に3番目、一般廃棄物減量化、資源化率の市民の目標について、ご答弁申し上げます。

本年3月に策定いたしました、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、お示ししたいと考えております。

基本的には、ごみの減量化目標が1人1日当たりのごみ排出量を平成25年度1,039グラムであります。31年度までに5%減で990グラムに、さらに41年度までには10%減で940グラムを削減したいという目標を持っております。また、資源化率は平成25年度で20.4%、31年度までに0.9%増の21.3%に、さらに41年度までに2.6%増の23%を目指していくこととしております。

参考に茨城県の目標値をご説明させていただきます。

ごみの減量化目標は、国の基本方針に準拠して平成19年度比で、27年度目標を約5%削減し、資源化率も、同じく平成19年度比で、27年度目標を約5%増の23%としております。

当市におきましても、ごみの減量化と資源化をさらに進めてまいりたいと思ひます。

以上、ご答弁させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

財政部分についてのご質問にお答をいたします。

本市の実質公債費比率につきましては、平成20年度で12.6ポイントをピークに毎年度減少しており、平成25年度におきましては、11.4ポイントとなっております。既にご報告をさせていただいているとおり、起債の許可団体となる18ポイント及び起債の制限団体となる25ポイントなどの国の基準とは乖離し大きく下回っておりますが、県内各市町村とも全体的に健全化を進め実質公債費比率を減少させております。平成25年度の県市町村平均が9.6ポイント、かすみがうら市の順位は11番目となっております。今後も引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

これからの市の将来につきましても、全国的な課題となっている人口減少などの影響から財政力基盤の低下は避けられないという予測をしております。一方では、景気動向指数の基調判断を改善を示しているという内閣府の報道があったものの、決して楽観視はできないというふうに思っているところでもございます。将来を見据え、国・県制度の流れに逆らわず補助金や地方交付税措置など有利な財源を活用しながら最小限の財源で市民に負担のないよう事業の実施を進めてまいりたいと考えております。

3点目1番の協同病院アクセス道路への接続道路整備計画の概要について、ご答弁をさせていただきます。

現在、茨城県と土浦市、石岡市、小美玉市、本市の1県4市による「“山・水・湖・空”豊かな自然環境・観光資源をつなぐ地域再生計画」を策定してございます。平成25年度から平成29年度までの5カ年で道整備交付金を活用しながら主要幹線道路の整備を進めている状況でもございます。

具体的には、市内新治地区の市道6号線、東京製綱脇の市道0110号線、池田石油から土浦方面

に向かいます市道0109号線を拡幅する計画でもございます。現在用地取得の後に今年度からは工事の着工に入る予定で進めております。

また、千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続につきましても、現在のところ、現道の拡幅で接続をする計画を持ってございます。ご質問の跨線橋の建設計画につきましても、この地域再生計画の中には盛り込んでおらず、今後の検討課題の一つとさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

3点目2番、田村沖宿線延伸道路への接続道路市道0109号線改良工事の強度、整合性についてお答えをいたします。

改良工事の強度でございますけれども、土浦市、当市、ともに舗装計画交通量大型車1日、片側250以上1,000台未満で、茨城県土木部道路建設課発行の道路計画・設計マニュアルに基づき、計画をしてございます。

両市の舗装構成図の相違といたしましては、唯一路床用碎石の入れかえ厚が南団地交差点部において当市が70センチメートル、土浦市が85センチメートル、15センチメートルの差がございます。これは、路床土の支持力をCBR試験により求めた結果を反映したものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、踏切手前の道路の振動対策、改良工事の概要、その後の住民の方々の評価でございますが、県のマニュアルに基づき路盤材として碎石35センチメートルの入れかえをし、表層工につきましても、5センチメートルで舗装補修工事を実施いたしました。現在まで振動等のご意見等はいただいております。

次に、3点目3番、市道2583号線用地取得の見通しについてお答えをいたします。

現在の未取得用地は1筆、地積は68.15平方メートルとなりまして、相続権利者は3名おり、うち1名の同意が得られていない状況であります。直近の用地交渉につきましては、電話による交渉でございますけれども、5月12日となります。交渉内容といたしましては、道路計画用地の協力をお願いしたものであります。加えて、これまでも交渉期日や場所の設定をいたしましたけれども、再三、変更された経緯がありますので、確実にお会いできる期日の設定をお願いしたところでございます。

続きまして、3点目4番、未取得用地前後の道路整備は完了後何年経過しているか。今後の見通しについてお答えをいたします。

市道2583号線における線形変更後の道路整備は、平成15年度から道路改良工事に着手をし、現在ご協力をいただけない未取得用地までの工事は平成24年度に完了しておりますので、おおむね2年が経過してございます。

今後の見通しにつきましては、現在、児童・生徒が通学路として利用している県道牛渡馬場山土浦線は歩道が附帯されていないことから、歩行者へ安全で安心の道路を提供することが

重要であると認識をしておりますので、対象地権者の同意が早々に得られるよう、粘り強く交渉を続けることが肝要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時52分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

市長初め、答弁ありがとうございました。

それで、これまでの逮捕や不祥事に対して大きく先ほども述べましたけれども、平成25年に大きな施策を定めて改善に臨んでいるということについては、敬意を表したいというふうに思います。それで、特に平成25年の3月に公金等取り扱い適正化計画というものが総務のほうから出されているというふうに思います。その具体的な中身の実施状況とその実施状況に対する監査状況について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、この公金等取り扱い適正化計画の以下4点について、概略で結構ですので、説明をお願いします。これは未実施については、未実施と、その項目の中の未実施項目については、特に報告をお願いします。1ページの調査等により判明した問題点と改善策。2、9ページになりますが、公金等取り扱い基準、その次が公金等取り扱い事務のチェック方法、13ページに再発防止に向けた行動計画、この4点について説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

公金等取り扱い適正化計画の概要についてお答えをいたします。

1点目といたしまして、調査等により判明した問題点と改善策でございますが、平成24年9月に発覚した体育施設使用料の着服行為につきましては、管理人から回収した使用料を抜き取るなどにより行っていたものでございまして、施設の使用実態と使用料金を整合させる手続が不十分であり、正確な収入調定表が作成されなかったことや公金の受領、保管、納入に至る事務を担当者1人で行う状況があったことが問題点として明らかになったところでございます。公金管理の適正化につきましては、職員ができる限り現金を取り扱わない仕組みへと改善することが必要でございますが、やむを得ず現金を取り扱う場合は収入されるべき使用料を正確な収入金として調定いたしまして、速やかに指定金融機関を通して市の会計に納入するため、11項目の改善策について公金等取扱い適正化計画に盛り込んでおります。

内容といたしましては、職場に現金を保管することは盗難や紛失等の原因となることから、収

受した現金は原則として当日に指定金融機関に納入するものとしたこと。また、やむなく公金等を現金で保管する場合には、常に堅固な容器におさめ施錠し、鍵は所属所の管理責任者となる課長等が管理することについて徹底をすることとございます。また収納事務は、出納員及び会計職員が命を受けて行うものでございまして、責任の所在を明確にするため、必ず任命された者が事務処理を行うものとし、さらに現金を取り扱う場合には複数の職員が携わり、管理体制のチェック機能を向上させること等とございます。

2点目といたしまして、公金等の取り扱い基準につきまして、適正化計画においては、納税者等を訪問し収納するための徴収金、また窓口で手数料等を収納する場合の収納金、さらに事務を施設管理受託者に委託して収納する体育施設使用料に関する収納金、また公金に準ずるものとして各種団体会費等の4区分に大別して取り扱いをするものとして基準を示し、事務処理マニュアル作成に当たっての基本とすることとしております。

3点目として、公金取り扱い等事務のチェック方法とございますけれども、市で取り扱っております公金等につきましては、市の会計上の現金である公金、団体事務の会計上の現金等である準公金、その他に市の業務を行う上での一時預かり金等とございまして、公金等取り扱い適正化計画等に基づきチェックを行っているところでございます。

公金等に関する収納等の検査につきましては、四半期ごとに実施をすることといたしまして、手数料など、定期的な収入があるものについては、毎月1回検査を実施することとしております。検査に当たりましては、取り扱う公金等の種別ごと、検査時点ごとに公金等取り扱い事務のチェック表に基づき、收受した現金は速やかに納入されているか。金庫等によって現金、通帳、印鑑等が厳重に保管されているか等の各種チェックを所属課長が行った上で部長等に報告することとしております。

また、課長等から報告があった際には、部長等は公金等管理台帳に報告日を記入することとしております。なお、各種団体の事務を市の職員が行うことによって準公金に関する不祥事が起こることを防ぐため、かすみがうら市任意団体の事務及び会計取り扱い規程を平成25年8月に定めまして、市長が必要と認める場合に限り団体事務を受任できることといたしまして、事務を受任しようとする場合は、毎年度総務課へ任意団体事務等届出書を提出してもらうことにより、受任状況の把握等に努めているところでございます。

さらにこの規定においては、団体の事務等を行う場合の職員の心得ですとか、会計事務の手法等についても規定しているところでございます。

4点目といたしまして、再発防止に向けた行動計画でありますけれども、公金の収納及び保管、チェック体制の強化、団体事務のルールづくり、職場環境の改善の4区分に大別をいたしまして、それぞれの取り組みにつきまして計画に盛り込んだところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

特に15ページの再発防止に向けた行動計画の中で、各今報告がありました公金の収納及び保管にチェック体制の強化、団体事務のルールづくり、職場環境の改善という項目が記されています。

その中ですぐに例えば（１）公金の収納及び保管について、３段目に公金事務の適正化を実行していくため、必要に応じた財務規則の改正等を行います、という記載がございます。平成25年度にこれを実施するという事。あるいはチェック体制の強化の中でも使用料の収納事務は収入金額と受領金額を照合する資料を作成し確認します。平成25年度から。あるいは課長等は公金等管理台帳を作成し、部長への報告を定期的に行います。25年度から、というふうに年度ですぐに取り組むというふうに記載されている以外の項目について、それが台帳が整備され作成されているか。あるいは実施されているか。という順で報告をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

16ページでございます。失礼をいたしました。公金管理台帳の作成、これが25年度からということでございます。また、公金の収納及び保管に関して財務規則の改正、ご指摘のありました収入金額と受領金額を符合する資料の作成と確認、そして収納事務や金庫等の定期的な検査、これはすぐに取り組むでした。失礼いたしました。公金管理台帳の作成と部長への報告、また団体事務のルールづくりとしまして、市が団体事務を行う場合のルールづくり、続いて経理の事務、また引き継ぎの確認、このようなものが25年度からというふうになってございます。また職場環境の改善の中では、職員の職務に係る倫理を保持し、市民から信頼される職員であるための指針として職員倫理条例の制定を行いますということでございます。この倫理条例の制定は、先ほどご説明申し上げましたように、審議未了という結果になりましたことから、達成はされていない状況でございます。これを除きまして、もう一つ下でございます事務処理マニュアルの作成、こういった25年度からのものについては、全て達成をされてございます。

先ほど、公金取り扱い事務のチェック方法にお答えした部分と重複はいたしますけれども、公金等取り扱い事務のチェック表に基づき、收受した現金は速やかに納入されているか。また金庫等によって現金、通帳、印鑑等が厳重に保管されているか等の各種チェックを実施しているところでございまして、こちらは平成26年度の状況について関係部長等に確認をしたところ、一部四半期ごとの条件を満たさないケースがございましたけれども、全てチェック表の作成はなされております。また公金管理台帳の作成状況と実施状況につきましても、先ほどのチェック表と対をなすものでございますので、やはり一部四半期ごとの要件を満たさないというケースがございましたけれども、全て公金等管理台帳の作成がなされております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

わかりました。それで、この再発防止に向けた行動計画の中で公金等管理台帳を作成し、部長への報告を定期的に行いますという項目があります。また団体事務のところですね、重要なところだと思いますけれども、市が団体事務を行う場合のルールづくりを進めますと。これについては、ちょっと一つ一ついきたいと思いますが、何らかの規定あるいは内規がつけられているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

団体事務のルールづくりにつきましては、ちょっとわかりづらい表現になってしまったかと思うんですが、先ほど申しあげましたかすみがうら市任意団体の事務及び会計取り扱い規程、これがこのルールに当たるものでございまして、25年8月に定めて市長の認める場合に団体事務を受任できるということとして毎年届けを行っているものでございます。また公金管理台帳につきましては、この管理計画に基づき実施をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

今、再発防止に向けた行動計画ということで、大変これをつくられることについては、ご苦労されたことというふうに思いますけれども、付随文書として公金等取り扱い事務のチェック表がサンプルとして出されて、そしてその後、各部局において作成されていくという作業ができています。このチェック表については、各部間において作成され、保管されそしてチェック作業が行われているのかどうか、質問いたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員ご指摘のように基本的にはございません、失礼しました。各課で作成をいたしまして、部長等が確認をするという形で作成をされております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

それで、次に入っていきますけれども、年度ごとにチェックされている公金等管理台帳というものがあると思います。その中には係名、区分、事務の名称、種別、検査の頻度、通帳、現金等の保管者の氏名、通帳印の保管者の氏名、金庫等、保管容器の鍵の保管者の氏名、そのあとにそれがいつ実施されたのかというチェック表があります。このチェック表については、各部において実施されているかというふうには思いますけれども、その実施されているかどうかというチェックはどのように行われているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

チェック表の作成が課長等とございまして、管理台帳もやはり課長が作成をいたしますが、部長が確認をした段階で記入することで、部長は報告日を記入することで確認したあかしを残すことになっております。これは一連の流れはここで完結をしておりますので、その後につきましては

は、総務の实地検査の権限はございますけれども、今のところそこまでを実施したことはございませんで、各部で完結をしているような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

監査事務局に質問をします。この公金等管理台帳についてそれが実施されているかどうかという監査については、行われているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 槌田浩幸君。

○監査委員事務局長（槌田浩幸君）

監査委員事務局からお答えいたします。

以前に一度、監査委員への報告ということで、公金等管理台帳を監査委員の方々へご報告させたことが一度ございます。その後につきましては、定期的な実施はいたしていないところでございます。実施しました日付につきましては、公金等取扱い適正化計画が出された25年3月に出されているんですけれども、その年度、26年の2月に報告した経緯がございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この公金等取扱い適正化計画というのは、大変私自身は素晴らしいものだというふうに思っています。つくられたときについても、大変ご苦労されてもう市民から信頼される市政をつくり上げていこうということで、皆さんでこれがつくられたというふうに思います。そういう意味では、この公金等適正化計画について再度見直しをして実施していないところについては、実施をしていく。あるいは修正が必要であるところについては、修正をしていくということで、2年ですか、たっているのは、そういう時期に来ていると思いますので、再チェックをぜひともよろしくお願いをしたいと。そのときに、管理をしていく上での台帳関係についての整備をぜひともせっかくなこういうふうにつくられているわけですから。進めていくことをお願いをしたいと、そのことについて答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

この適正化計画につきましては、職員の提案等も踏まえまして練り上げていった経過があるように記憶してございます。評価をいただいて大変光栄でございますけれども、議員ご指摘のように、2年を経過してさらに適正化、透明性を高める。その公正度を増すという意味で見直すところもやはり必要かと思えます。先ほど申し上げました实地検査の実施も含め、検討をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

よろしくお願いをします。それと、監査事務局に質問をします。

先ほど、26年2月にこのチェックを行い、例月検査ですか、そちらのほうに報告をしたという報告がありましたけれども、監査事務局におかれましても、これは年に何回このチェック表による各部局の監査を行うのかということを決めて、チェックに入っていっていただきたいなというふうに思います。その際に、ここに記載されている台帳がございませうけれども、その台帳の整備がされているかどうかということについても、やはりせっかくこういうふうにつくられているわけですから、お互いを信頼していくために、ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。加えて、その報告については、例月の検査、監査委員の検査報告会ですか、これに報告をするような方法もぜひ検討をして監査委員とも相談をしていただいで進めていくように、お願いをしたいというふうに思います。加えてもう一つ、監査については、大変重要な部署でございませうから、さまざまな自治法等あるいは定められている法的なものがあるかというふうに思いますけれども、かすみがうら市における監査事務局の内規、あるいは実施要綱について、これを定めてそして人事異動があった場合においても、それを適正に継承して、そして信頼される市政をもつくり上げていくという体制をぜひともつくり上げていただきたいというふうに思います。この点について監査事務局への答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 植田浩幸君。

○監査委員事務局長（植田浩幸君）

ただいまご指摘いただきました公金等管理台帳の確認の方法につきましては、監査委員の方々と協議し検討してまいりたいと考えてございます。

また、監査内規についてのご質問でございます。

監査内規につきましては、現在作成していない状況でございます。近隣の市をちょっと確認しましたけれども、やはり定めていない状況でございます。こちらにつきましては、当市も加盟しております全国都市監査委員会というのがございまして、そちらに都市監査基準の準則というのが定められているところでございます。こちらの都市監査の指針となる準則でございます。こちらの準則を引用し、各市ではそれぞれ実施する監査項目の実施要綱を定めているというふうに認識しているところでございます。

当市におきましても、この準則を監査内規としては持っていないんでございますけれども、都市監査準則を基準といたしまして、各監査の実施要綱を定め実施しているところでございます。今後、監査の内規として必要性につきましては、監査委員の方々と協議・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

かすみがうら市の独自の全体の一般的な項目と個別の項目もあるかと思っておりますので、ぜひ余り

気張らずにこの公金等取り扱い適正化計画というすばらしいものがあるわけですから、これを具体的にどういうふうを実施されているのか。全体が信頼ある、そして愛される市政をつくり上げようとしているのかというような教育にもなっていくというふうに思いますし、それをともに作り上げていくということで、ぜひそういう内規あるいは案内ガイドラインについては、ぜひとも作成をしていただきたいなというふうに思います。これはお願い事項というふうにとどめます。戻ります。

先ほど、酒気帯び運転及び交通法規違反3件というふうにありましたけれども、この交通法規については、市民の範となっていく行動になると思います。それは我々も一緒であります。ともすれば、ちょっとアクセルを踏んでしまうと。あるいは黄色で突っ込んでしまうと。茨城県は特に行儀が悪いというふうに言われていますけれども、この交通ルールを守っていくということについては、市が率先して全国の交通安全運動、あるいは年末だとか、さまざまな要所、要所があるかというふうに思いますけれども、その取り組みについて総務が旗を振ってお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

酒気帯び運転、また交通法規違反、こういったものへの対応といたしましては、現在のところ年末年始に職員の綱紀粛正と服務規律の確保について通知をいたしましたり、また職員の服務規程の中で交通事故が発生した場合や飲酒運転、運転免許取り消し等の交通違反等については、所属長に報告し、報告を受けた所属長が速やかにその旨を所属部長及び人事担当課を経て市長に報告すると、こういった手続を再確認するように周知をしております。また職員の全体朝礼の中でも交通法規違反等について年末年始に集中しているほか、交通事故防止県民運動や必要に応じて注意を喚起している状況でございます。

ご指摘のような内容を踏まえまして、さらに周知に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この項目の最後になっていきますが、月次の訓話という話が出ております。この点については、かすみがうら市が一体となって進んでいく方向性を市長の訓話という形で出されてくると思います。企業等におきまして、この中で必ずその一番最後には倫理とコンプライアンス、法令遵守ということについては、繰り返し述べていくということが通例になっています。同時にこの訓話については、これは通常は秘書課あるいは公室がつくっていくことになると思いますけれども、ぜひ文書化をして各部門徹底していくということについて検討を加えて実施していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘のように月例で基本的に月例として全体朝礼を行っております。ご案内のように市長からの訓話につきましても、現在のところは所属長を通じて各課員に周知を図っているところでございますが、今ご提案をいただきましたような内容を秘書担当課のほうと協議をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

続いて、焼却炉の建設問題について質問に移らせていただきます。

先ほどからこの霞台の組合に加入するに当たっての資料の作成計画、根拠等についてお話がありました。これは話の中でまだ具体的な形で見積もりを出していくという段階には入っていないというふうに答弁からは判断をせざるを得ないというふうに思います。そういう意味では、近隣で土浦市では、どういうふうに行われているのか。あるいは霞台ではどういうふうに行われているのか。あるいは例として算出しました東海村の施設については、どういうものが基準になっているのかということについて具体的に視察も行い、検証も行い、そしてその担当者との意見交換も行い、具体的な資料として再度この建設を進めていく上で、何が一番いいのかという判断をしていく材料をつくり上げていくという作業を開始していく必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

広域の建設につきましては、霞台厚生施設という中で建設に向けての部署が設置されまして、そこで詳細にわたって設計等を全て行くということになっておりますので、組合の中での協議または精査ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

最初に、一部事務組合の質疑についてはしてはならない。そういうような議長からのお達しがありました。全員協議会の中でこの拠出金にかかわる点については、その限りではないといえますか、その質問については、独自にしていっても構わないというような今までの事例を参照しながらそういう案内がありました。今一部事務組合について検討していくというふうになりましたが、一部事務組合に対してかすみがうら市がどのような提案をしていくのかということについては、重要な案件になると思います。それはどういうことかということ、税金をどれだけ拠出していくのかと。132億円が50億円にならないのかどうかということについては、市民にとっては税負担にとって、先ほどから何回も何回も厳しい財政状況、人口減、そういう話が繰り返されています。そういう意味では、経済部におきましても、あるいは担当部局においてその検証を加えていくということは必要不可欠だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

税負担、整備等にかかります負担金というような捉え方の中でお答えをさせていただきます。環境経済部のほうからはよく循環型推進交付金というような項目でのご説明が再三わたっているかと思えます。私たちの考えとすれば、その交付金をまずは活用しながら、その即答については、何らかのその有利的な財源をもって対応するというような考え的なものは変わってはおりません。ただ、まだ事業費が出ていないような中でいかにその財政部門の当局の関係者会議とか、そういったものを踏まえながらやはり検討をしていくべきだというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

それで一つ提案というふうになるかもしれませんが、この焼却施設をつくり上げていく上での現地調査、現地訪問、そういうことについても検討をぜひともこの土浦市とか、石岡市、あるいは東海村、具体的に関連しているところについての視察あるいは研究活動をしていく必要があるかと思えます。初めに、交付金が必要であるとは思いますが、その交付金を申請していく内容については、つくり上げていく段階にある。そのときに、さまざまな意見を入れて、そしてその中で最善策を求めていくということが必要かと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

財政的な考え方で申しますと、議員のご指摘のとおりかというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

私の質問は、地方議会事務提要で全員協議会で配付されました一部事務組合に対する質問の可否、当該組合の構成団体としての立場、すなわち負担金を支出しているので、それにかかわる質問内容については、当該市町村の執行機関にすることは差し支えないという規定で配付されております。それはなぜかと言えば、やはり市民にとって132億円と言われていますが、それがどれだけ縮減されていくのか。厳しい財況の中で税負担にどれだけが軽減されているのかという死活の問題ともなっていることからして、大変重要な起債であるというふうには思っています。さまざまところで税金の活用が必要になっていきますので、ぜひとも先ほど市長が答弁された内容については、具体的に今後進めていかれることをお願いしたいというふうに思います。

続いて、最後の道路の質問について。

先ほど、答弁をしていただきましたけれども、私たちのかすみがうら市は間近に控えている協同病院の開設があります。それに今、田村沖宿線の工事が始まっていますが、開設と道路の工事の完了が間に合わないような事態になる可能性が非常に大きくなってきています。そういう意味

では、開設したときに、市民がこの協同病院をどのように使っていくのかということとは切実な問題になると思います。そういう意味で、あるいは神立駅から乗り合いバスを新たに準備しなければならないという話も聞こえてきますけれども、ぜひともこの先ほどから答弁をいただいておりますアクセス道路の整備については、市民に対しても協同病院へのアクセス経路はどういう経路になっていくのかということも含めまして案内をしていただいて、そして、この協同病院活用のアクセス道路の整備については、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。

最後になりますが、再度この協同病院がかすみがうら市の近辺にでき上がってくるということについては、一つのかすみがうら市が大きく変わっていく要素になる可能性が十二分に出ているというふうに思います。それと、先日も千代田の日本一の果実をどのように生かしていくのかという話が出てまいりました。そして、今、霞ヶ浦ではワカサギが戻ってきています。汚染度が3ポイント下がったという話も出ています。そういう中では、どのような話が出ているかという、霞ヶ浦を取り戻していくためにそれではウナギとシジミ、過去に日本の有数の生産量を誇ったそういうものをどのように取り戻していくのかと、そういう話があちこちから出てきて県議員の方々を含めて大きな動きが少しずつ出てきています。

それで、もう一つは先日も質問がありましたけれども、サイクリング道路の整備の話が出ておりました。そういう意味では、歩崎から霞ヶ浦の雪入までの大動脈の道路を整備していく。東西の道路を整備していくということについては、ぜひともこれからのふるさと創生事業や市の活性化にとってはなくてはならないものというふうに思いますが、そこに跨線橋については、なかなか難しい点があるという報告がございましたけれども、この東西の大動脈をつくり上げていく上で、その前段階としての道路の整備、そして最終的には跨線橋を県あるいは国の補助事業としても何とでもつくり上げていく。そういうようなことを要望したいというふうに思いますけれども、市長のご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

設楽議員にはさまざまな角度からご提案をいただきまして、大変心強く感じております。

まず、道路整備でありますけれども、ご承知のように、この町は大変ある意味で利便性が高いと思います。それは、いわゆる南北線といいますか、東京へ向かう常磐道、6号線、354号線、そして真ん中を常磐線が走っています。そういった意味で、ある意味では高いんですが、その横軸となります東西線といいますか、そこがちょっと若干課題だと思っています。そういう中で、ちょうどこの前を通る大橋から抜ける跨線橋を含めたそういった計画もいろいろ議論されているところでありますし、この場合に石岡も中に入るわけでありまして、大きな課題であります。かつて合併する当初霞ヶ浦町の合併特例債1号事業として跨線橋が入っておりまして、その期待の大きさもよく承知をしています。そういう中で、財源との関係もございまして、さまざまな角度から検証しながら、道路整備が地域の活性化の基本でありますから、そういったものを含めて大変大きな課題でありますけれども、前向きな形でさまざまな角度から検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご協力、ご支援お願い申し上げたいと思います。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

約10分の休憩とします。

休 憩 午後 3時34分

再 開 午後 3時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

皆さん、こんにちは。

第2回の定例会、9人目で最後の一般質問となります。

この春、小・中学校の卒業式や入学式に参列をさせていただく機会に恵まれまして、小学校6年間の子どもたちの目覚ましい成長する姿を拝見しまして、教育のすばらしさを実感させていただきました。また思春期に入った中学生の教育の難しさというか、そういう場面に出くわしまして、父として、母としての責任の重要性、夫婦の信頼関係の大切さや保護者同士のつながり、地域との連携・連帯、助け合い、言いかえれば地域の教育力などの大切さを再認識させていただく機会となりました。

人は一人では生きてゆけない。人は財産、宝だな、そんな思いを改めて痛感をするとともに、学校教育、社会教育、生涯を通じた生きるステージに応じた教育の必要性を感じ、一生勉強だなと改めて思った次第であります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ことしの春は、市内の桜を見に行く時間がとれまして、桜の美しさを堪能し日本人に生まれてよかったなと実感をするひとときを過ごすことができました。

我々が一番よく目にするのはソメイヨシノで、江戸時代の末期に品種改良をされたものだと聞いております。600種類はあると言われる桜の中でも、2,000年くらい前から存在している品種もあるというふうに聞いております。桜は、古くは万葉集にもうたわれ、最近では、春になると毎年のように桜に関する歌がヒットチャートにぎわっているようです。そんなことからわかるように、桜は日本に育ち、親しまれ、愛されてきた昔から変わらないよいものの一つであると思えます。

合併後の保育所統廃合により平成21年3月廃所となった旧下大津保育所の庭や下大津地区公民館周辺に、昔から変わらないよいものとして、地域住民に長い間ずっと愛されてきた桜の木があります。この桜は、私の調査によれば明治36年、1903年ですが、戸崎と加茂の小学校が統合され、

下大津尋常小学校と改称、翌年当地に旧の加茂松本の小学校から6本ほど移植されたもので、それから100年以上という長い間、雨の日も風の日も地域住民の暮らしを見守ってまいりました。

平成15年に下大津小学校創立100周年記念事業を開催したころから徐々に機運が高まり、この桜を有名にしたい、下大津のさくらまつりのような形でできないか。思いはさまざまですが、この桜の魅力を伝えるべく、下大津地区公民館役員やOB、青年会のOB等を中心に下大津地区の有志の方で、ここ数年桜のライトアップと鑑賞会を実施しております。私もそのメンバーの一人として協力させていただいております。このエリアは平成21年3月の下大津保育所の廃止に始まり、来年4月には下大津小学校が廃校、そして下大津地区公民館も廃館される可能性が高くとても寂しい。せめて地区のシンボルとして、この桜の木を守りたいというのが、桜鑑賞に集まる地域住民の方の共通の切実な願いであります。

そこで、1点目の質問です。

この桜の木は1904年に移植、樹齢111年以上で、幹回り4メートルの木もあります。県指定天然記念物として皆様ご承知の真鍋小学校の桜の木の1907年移植、樹齢108年以上よりも歴史的に古く、同等かそれ以上の価値があると考えます。

市として、下大津地区のシンボリック的存在である桜の木を天然記念物に指定することなどして、保護活用する考えがあるかないかお伺いをいたしたいと存じます。

続いて、2点目の質問です。

ことは市内の桜を見て回る機会に恵まれましたが、その中でも美並小学校周辺やあじさい館の桜は見事だと思いました。茨城県内でも、桜の時期にあわせて桜祭りのイベントを開催している市町村が多いと思いますが、当市においても、このエリアの桜を桜の名所に育て上げ、市のPRや地域づくりに生かすという考えはあるかないか、お伺いをいたします。

また、それに関連で見事な枝ぶりの桜並木が続く美並小学校の東側から旧多目的会館跡地にかけては、現在、統合小学校開校にかかわる工事をしているようですが、小学校整備やプール工事の際、桜の木が切られてしまうのではないかと心配する声が聞かれますが、工事方針、計画についてお伺いをいたします。

次に、介護保険制度についてですが、全国的に平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となることが推計されています。今後高齢化が進むと、認知症を患う人の増加により、医療や介護を必要とする方の割合の増加の見込みが示され、現在のままでは医療や介護サービスが十分に提供できないことが懸念されています。

平成26年度介護保険制度改正は、平成37年を見据えた趣旨と理解していますが、今回の改正点と当市介護保険行政に対する具体的影響についてお伺いをいたします。

2点目として、特に地域包括ケアシステムの構築に向け、市民や事業所の協力体制づくりが求められ、市の保険者としての考えが重要になってくると思います。そこで、市地域包括支援センターの役割が増大すると思いますが、現状と今後の課題について伺います。

次に、生活保護についてですが、平成26年に生活保護法の一部改正があり、就労による自立の促進や健康生活面に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化と医療扶助の適正化などが図られる内容と伺っています。

そこで、当市の生活保護行政の現状と課題についてお伺いをいたします。

2点目として、本年度から生活困窮者自立支援制度が始まりましたが、市の対応や影響、今後の方向についてお伺いをいたします。

4点目になります。

3月末に、高校生の子を持つお母さんから、神立駅北側の踏切から三井マンションまでの間が非常に暗く防犯上怖いんだと。防犯灯をつけてもらえないか、という話がありました。駅隣接地で暗いというのは腑に落ちない話であったので、防犯灯は区長さんからの申請で、稲吉一区、あるいはマンションの管理者、千代田南団地の区長さんと相談してみればと友人でもあったので、そのような話をしました。

また、4月に入り別の友人から、飯岡から神立駅に向かう県道沿いが暗くて、昔から石岡市の知人が町に行くようじゃないんだよなとぼやいていたと。友人も実は前から感じていたことなので、この道沿いどうにかならないか、という話が相談としてありました。

昨年9月の一般質問をする際に、下大津地区内通学路や地区内の防犯灯を夜間調査した折、時折明るいところがあり、地元の商店や事業者さんの看板と水銀灯の明かりのありがたさを感じていました。その後、総務部長から商工会加入者が街路灯を設置する事業費補助が以前はあり設置したもので、電気代は毎月定額で事業者さんが負担していると聞きました。大変ありがたい話だと思い、地元の事業者さん、商工会の方々は大事なと感じ、折に触れそのような話を地域の皆さんに宣伝をしてきました。

今回、町なかに近い県道沿いで、商店が多い地域で暗いという相談が続いたので、夜間何度か神立駅缶詰工場跡踏切から県道牛渡馬場山土浦線を馬場山付近まで車で走り確認をいたしました。踏切も神立駅周辺南側2つに比べ暗く感じたのを初め、マンション前から池田石油、東宝ランド、希望ヶ丘、天神、宍倉小学校、飯岡と進むにつれ、私の住む戸崎よりは暗いなと感じた場所もあり、防犯上の問題も心配になったわけです。踏切については、JRに連絡をとり調べていただきました。一つのライトが切れていたなので、すぐ仮設対応し、その後交換をいたします、との報告を受けました。そのほかは街路灯はあるものの商店経営をやめた方もあり、また市の街路灯の数も少なく、切れているものもありました。県道ということで県がつけるのか、市の範囲か行政区なのか、資金もかかることから、要望行為も少なかったものと推察するところです。

そこで、1点目、防犯灯は行政区要望で進めていますが、設置基準について改めてお伺いをいたします。

2点目として、駅隣接の住宅地、石岡市からの玄関口となる県道牛渡馬場山土浦線の街灯の改善が必要と考えますが、明るいまちづくりに向け、具体的な進め方についてお伺いをいたします。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えいたします。

初めに1点目、桜の保護活用につきましては教育部長から。2点目、介護保険制度の主な改正

について及び3点目、生活保護の現状と課題につきましては保健福祉部長から。4点目の防犯灯の県道への設置につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

来栖議員のご質問の1点目、桜の保護活用についての1番、旧下大津保育所跡の桜は地域のシンボリック的存在です。土浦市真鍋小学校の桜は桜祭りの主役になっていますが、それ以上の古木を保護活用する考えについて伺います。まず、こちらについてお答えをいたします。

旧下大津保育所の桜は、来栖議員ご指摘のとおり、江戸末期に品質改良により誕生したとされるソメイヨシノでございますが、この品種は樹齢数百年、1,000年超えが数多くある山桜、江戸彼岸、しだれ桜などの日本在来品種と比較しますと、寿命が短いとされておりまして、その年数としては60年とも70年とも言われております。中には日本最古の弘前公園のソメイヨシノが樹齢133年、茨城県指定天然記念物の真鍋小学校のソメイヨシノは樹齢108年など、樹齢100年を超えるものもございますが、両者とも地域に保存会的な組織があり、かつ高い技術を持った専門家が土壌改良、薬剤散布、枝の伐採などを定期的、継続的に適正な管理を行っているなど、手をかけ、予算をかけているからこそその成果であって、この努力なくして古木のソメイヨシノの寿命を延ばしていくことは、なかなか容易なことではないというふうに思われます。

来栖議員もご承知のとおり、有形であれ、無形であれ文化財を天然記念物など、指定文化財とする目的は、貴重な歴史的遺産であるその文化財を保護し、後世に伝承、継承していくということでございます。言いかえれば、指定を受けるということは、その所有者や管理者は、その文化財を後世に伝承、継承していく責務を負うということでございます。

そのようなことから教育委員会としましては、まずは旧下大津保育所の桜に指定の価値があるのかどうか。次に、市が責任を持って後世に命をつないでいけるのかどうかについて、専門的見識を持った方々にご意見をいただきながら、調査研究をすることから始めていきたいというふうに考えております。

続きまして2番、美並小学校、あじさい館周辺の桜は見事です。市のPRや地域づくりに生かす考えについて伺います。あわせて小学校の整備やプール工事の際に、桜の木が切られてしまう心配をする声がありますので方針を伺います。こちらにつきましてお答えをいたします。

土浦市や日立市を初め、県内各地において、桜の開花に合わせ、桜祭りと称してさまざまな催しを開催し、多くの人を集めていることは承知をしております。これらの催しは、市のPRはもとより、市民の皆さんもふるさとのよさを再認識してもらうよい機会になっており、我々教育委員会が日ごろから取り組んでおりますふるさと教育の趣旨にも合致しているものであると思ます。

本市においても、毎年、雪入ふれあいの里及びその周辺を会場に、山桜を楽しみながら散策する「雪入山桜ウォーク」が開催をされ、市内外から多くの参加者を集めていると聞いております。このイベントは、事前の清掃から当日の運営まで雪入探検隊を初めとする市民ボランティアの協

力のもと開催されており、大変すばらしい催しであるというふうに感じております。

あじさい館及び美並小学校周辺を桜の名所にという来栖議員のご提案でございますが、このエリアの桜が一斉に咲き誇る景観につきましては、規模的には若干小さいながらも私は大変すばらしいものと実感しております。市民や地域住民の方に対して、そのすばらしさをPRしていくということはもちろんであり、広報紙、ホームページ、パンフレット等を使って、周知をしていきたいというふうに考えております。

なお、美並小学校施設整備事業の件でございますが、現在、平成28年4月1日開校を目指すかすみがうら南小学校のための整備を実施しているところでありまして、特に外構工事の予定範囲におきまして、一部桜の木が支障となるものがございます。外構工事につきましては、統合小学校として必要な整備でありますスクールバス乗降場や駐車場エリア等の確保を優先に計画しておりますが、この整備に支障のない範囲で残せる桜は極力残す。そういう方向で工事を進めたいというふうに考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

来栖議員の2点目、介護保険制度の主な改正についてのご質問にお答えをいたします。

1番の介護保険制度の改正により市の介護保険行政に対する具体的な影響についてですが、一般の介護保険制度改正の主な内容は、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化となっております。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護・医療・生活支援・介護予防の充実として、1つ目として、在宅医療、介護連携の推進、2つ目としまして認知症施策の推進、3つ目としまして地域ケア会議の推進、4つ目としまして生活支援サービスの充実・強化が掲げられております。

一方、在宅生活が困難である中重度の要介護者を支える施設として機能の重点化を図るため、介護老人福祉施設の新規入所者が原則要介護3以上となります。費用負担の公平化につきましては、低所得者の保険料軽減を拡充するとともに、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直すとされているところでございます。

要支援の方が対象となる改正内容としましては、現在、介護予防給付として行われている訪問介護、通所介護が、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになり、市町村が地域の実情に応じた取り組みができるものとなりますが、実際のサービス提供に当たり、現在のサービス提供者である高齢者施設に加え、多様な主体によるサービス提供体制の整備が求められていることから、制度の重要な要素であるとともに難しい一面も持ち合わせていると考えているところでございます。また、団塊の世代等、利用者の増加を想定した場合、その財政負担も大きくなるところであります。

なお、このサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略して迅速にサービスを受けることが可能となるものであり、本市においては、平成29年度からの実施に向け制度構築の作業を進めているところでございます。

次に、まず地域包括ケアシステムは、保険者である市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくとされており、本市においては、第6期介護保険事業計画の理念に「安らぎとやさしさ・支え合いのまちづくり」を掲げ、地域包括ケアシステムの構築を目指すとしているところでございます。

そこで、2番の地域包括支援センターの現状と課題でございますが、現在、地域包括支援センターでは、介護予防事業、介護ケアマネジメント事業、権利擁護事業など高齢者に関する事業を多面的に実施しております。

介護予防事業では、要介護状態になることを予防するための健康教室を開催しており、また、要支援に認定されている方を対象として、その方に合ったサービスが受けられようケアプランの作成を行っているところでございます。平成26年度は本市の要支援者約280人のうち、事業者への委託等により約180人のケアプランを作成しているところでございます。なお、その30%に当たる約80人は地域包括支援センターが担当をしております。

また、権利擁護事業等も、成年後見や虐待など困難なケースも複数あり、その解決に多くの時間を費やすことが現状となっております。このような困難ケースの増加を想定した場合、権利擁護事業の重要性がますます高まってくると考えます。

これらの現状に加え、地域包括支援センター事業のよりどころとなっている介護保険法改正により示された新たな制度へのスムーズな移行を目指し、現在、制度の構築作業を行っているところでございます。よろしくご理解のほどお願いします。

次いで、3点目1番でございます。

本市の生活保護行政の現状と課題についてとのご質問にお答えをいたします。

本市の生活保護人員は、平成25年4月時点で265名で220世帯、平成26年4月では257人で215世帯、27年4月では252名で212世帯と、やや減少傾向にあり、平成27年4月の本市の保護率は0.6%で、県の平均保護率0.9%と比較し、若干低い状況でございます。

また、人口規模や産業構造で分別された県内の類似団体の5市でございますが、下妻市が0.48%、北茨城市が0.71%、稲敷市が0.78%、行方市が0.46%、桜川市が0.66%であり、平均保護率は0.63%で本市とほぼ同様となっております。

また、平成27年4月時点の生活保護受給者を世帯類型で見ますと、高齢者世帯が133世帯で全体の62.7%を占めており、疾病者世帯が30世帯で14.2%、障害者世帯が19世帯で9%で、合計85.9%となっております。定期的に生活状況の調査のため家庭訪問等を実施しております。

生活保護費である扶助費につきましては、医療扶助が扶助費全体の5割を超えている現状で、これは全国的にも同じ状況となっております。医療扶助の削減は全国的な課題となっております。このような中、厚生労働省からは後発医薬品の使用促進について指導があり、本市も取り組んでいるところでございます。

次に3点目2番の本年度から生活困窮者自立支援制度が始まりましたが、市の対応や影響、今後の方向などについてとのご質問にお答えをいたします。

平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法による新たな制度として、生活困窮者を支援する事業を市社会福祉協議会へ委託し実施をしているところでございます。当該事業は、本市に居住し、生活が経済的に困窮している方を生活保護に至る前の段階で、自立に向け生活指導や就労

活動等の支援を行う事業で、生活に不安を抱えている方の相談を受け、自立に向けた支援を行います。また離職により住居を失った方、または失うおそれのある方に対しては、求職活動を条件に、一定期間、家賃相当額を支給することにより支援を行うものでございます。

市民の皆様への周知といたしましては、4月は回覧により、5月は広報紙お知らせ版に掲載をいたしました。また事業の受託者である市社会福祉協議会の広報紙でも周知をしたところでもございます。

現状としましては、5月20日現在ではございますが、相談受付件数は15件、うち2件は住居確保給付金の対象者であり給付を決定しております。その他の相談につきましては、対象者との面談等を踏まえ政策を検討していくものでございます。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

質問の1点目、防犯灯の具体的な設置基準について、お答えをいたします。

現在、市では、交通安全対策と防犯対策の充実にを図るため、地域の意向などを踏まえながら、道路照明、防犯灯などの整備を進めているところでございます。

市内の防犯灯及び街路灯の設置につきましては、かすみがうら市防犯灯・街路灯設置要綱の規定に基づき、設置箇所及び設置手続、維持管理方法などを定めております。

設置要綱第2条第1項では、設置基準といたしまして、道路法に基づき市道と認定した道路や通学路や防犯上必要と認める箇所等に設置するものとし、同条第2項では、設置間隔はおおむね25メートル以上とすると定めております。

また、行政区等が設置する場合は、かすみがうら市事業費助成補助金等交付要綱の規定に基づきまして、設置要望のある行政区等に対して補助金を交付し、設置を推進しているところでございます。

今後とも行政区等と連携しながら、交通安全・防犯対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目、神立駅北側缶詰工場踏切付近から県道牛渡馬場山土浦線沿いの改善に向けた具体的進め方について、お答えをいたします。

ご質問のとおり、県道牛渡馬場山土浦線につきましては、JR神立駅に隣接する市街化区域から石岡市にかけての幹線道路となっておりまして、一部は通学路としても利用されるとともに、神立駅に徒歩で向かう方も多い道路となっております。

議員のご指摘のように、県道に隣接する自治会、第二千代田南団地からも防犯灯設置の要望書が提出をされたところでもございまして、設置について対応してまいりたいと考えているところでもございます。本幹線道路は、以前には商業用街路灯が設置をされておりまして、通りを明るく照らしておりましたが、お話がありましたように、商店の閉店など、社会、経済情勢の変化によりまして、暗く感じる通りとなっている面もあるかと考えております。地元区長ともよく相談をいたしまして、防犯灯の設置を検討していきたいと思っております。

また、現状では球切れや器具の故障への対応に一定の時間を要している現状がございます。本年度、交通安全対策事業の一環として市内に設置してある行政区及び市が管理する既存の防犯灯6,071基をLEDに一斉改修する予定となっております。

今後とも、市防犯灯・街路灯設置要綱に基づき整備を進めるとともに、安全対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

まず、下大津の保育所跡にある桜の関係で質問させていただきます。

調査研究をしていただけるというような方向、その辺から始めていくというような方向を出していただきありがとうございます。

ことしの3月に公民館の職員を通じて公民館の役員さんのところに保育所の土地の照会があったんだというような話が来て、ちょっと慌てて私、呼ばれてお宅に伺ったんですけども、現在保育所がなくなってから、保育所面については、普通財産になっているということで、そうすると、売ってくれという人がいると売却するようなことになるのか、そういったことについて非常に心配をしております。そのときに、公民館の意見を聞きたいということで、桜を守っていきたいということをお話しして、その機会は回避されたように伺いましたけれども、今後もそういった機会がないとも限りませんので、どのように対処すべきなのか。確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

初めに、下大津保育所跡地の管理状況について申し上げますと、霞ヶ浦地区保育所の統合、民間委託によりまして、平成21年3月に閉所をいたしまして、その後、建物を解体し普通財産として管理をいたしております。全般的に行政財産としての一定の役割を終えて、現時点では具体的な利用の見込みはなく、そのような土地や建物については、売却処分や他の用途への転換を基本的な考えとしております。しかしながら、当該土地につきましては、隣接する地区公民館の敷地と一体でもございます。そのような関連から、定期的な除草などの維持管理を行っているというような状況でございます。今般の事例のようなことがございましたが、そのような事情から売却処分や貸与というような転換には踏み切らずに維持管理を行っているという現状に加えまして、今回その下大津保育所の跡地について地域のシンボリックな存在になっている桜の活用というようなお話もいただいたところでございます。

そうした視点も加えまして、地域住民の皆さんのご意見やアイデアなども伺いながら、周辺の実情などを踏まえた今後の方向性を整理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

平成15年の7月だったかと思うんですが、下大津小学校が創立100周年の記念事業を行いました。地域の皆様方1軒1軒あるいは卒業生の方からのご寄附を400万円ほどいただきまして記念事業を行いました。記念誌の編纂、あるいは発行、記念碑の建立、下大津小学校にまつわる公德碑などの看板の設置、しだれ桜の植樹、金管楽器の購入により小学校への寄贈、さまざまなご協力を地域からもいただいて、昔から言われる教育村下大津という言葉を改めて地域の皆さん方とともに実感をした次第であります。

この地はもとは南円寺境内で小学校の跡地、保育所の跡地に分割されたような形で保育所のほうに3本、公民館の敷地に3本、古木があるとはわかっておったわけですが、下大津の桜の植樹などのそのときの調査では、植樹の年限というのははっきりとはわからなかったわけです。今、総務部長さんからあったように、普通財産で保育所としての塀が残っていますので、施錠をされて毎年草を刈っていただいて、管理をしていただいているありがたいなということは皆さんおっしゃっております。ただ施錠した中に幹回り4メートルという立派な桜があるようなことで、また、昨年2月25日の大雪の際に枝2本が折れてしまったわけなんです。てんぐ巢病という避けては通れない病気も少し見られて樹勢の低下が非常に見られるというような実態です。

桜のことが下大津の中では話題になっていて、心配する年寄りから昔、自分が聞いた話を教えるからちょっとという話で、以前あそこにある下大津の稚蚕飼育所というか、そこで当番のときに近所の明治生まれのお年寄りから聞いたんだけど、桜の木は自分たちが小学生のときに松本の新宮にあった小学校が風で飛んでしまって、新しく小学校を建てるときにその敷地から担いで運んだんだというようなことを聞いていたんだということを私に教えていただきました。ただ自分も現在85歳になるので俺がぼけてっかもしんねえからよく調べてみてくれというようなことだったので、卒業生名簿はきちんとしておりましたので、その聞いた方のお名前が明治38年の卒業生にあつて、また友達関係も同級生の名前なんか合致しましたもんですから。そのころだろうという話だけで地域ではいたものを、今回そういう新しい情報が出てきたことによって、また、この前ただいま申し上げました3月に欲しいというようなことの話、照会があったというようなことから、今回地域のいわゆる状況とまた近年の国内で起こっている世界遺産の登録の状況とか、当地が筑波山地域のジオパーク構想の動きなどもありまして、今回このような地元の心配事思いに応えたい気持ちから天然記念物の指定文化財として市で指定していただいて、保存活用を図っていただきたいという思いを申し上げたわけでございます。

先ほど、教育部長から弘前公園の桜が一番古くて2番目に真鍋小学校の桜が古いんだよというようなお話がありました。産経新聞に先週10日ぐらい前かなと思うんですが、真鍋小学校では住友林業さんと協力をして、普通の接ぎ木ではなくて組織培養法というので後継ぎをつくることに世界で初めて成功したよというような話が載っておりました。現在、地方創生が地域のいいところを見直してまちづくりに生かしていこうというような機運もあろうかと思えます。地域の活性化に向けてはしっかりした書き物として残っているわけではないんですが、日本で2番目に古いかもしれないソメイヨシノであるということは、住民の誇りとするところになると私は思いますし、

PR効果も少なくはないんじゃないかなというふうに推察をされる場所なんです。

私ども、これまでも下の除去とか、除草など枯れ枝の整理など、できる範囲でのことは何人かでやってきた経過もあります。ただ、てんぐ巢病なんかの専門的知識がないと、枯らせてしまったりすると、おそれも感じながらの作業で足りない点多々あるかなということは感じておるわけですが、今後指定や保存、体制などについて必要な活動などについては、地域として頑張っておってやっていくことはやっていきたいというふうに考えておりますので、前向きな検討を教育委員会のほうでしていただければと思います。再度お尋ねをさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

来栖議員さんの再質問はいわゆる天然記念物指定ということかと思えます。

来栖議員もおっしゃるように、樹齢の推定が一番ポイントなのかなと。今は口伝えにといいましょうか、口頭伝承されている明治のころの植栽、植えられた話がございました。確かに私もいろいろ見たんですけれども、昭和46年のデジマ広報にてんぐ巢病の枝払いに下大津老人クラブの会長さんら6人が作業されたという記事がありまして、その中で当時の会長さんのお話を引用しているくだりがありまして、そちらを見ると、明治37年に五、六年生のものを植えたというから、70年以上たっているでしょうというような記載がございます。これは43年6月のデジマ広報なんですけれども、そういうふういろいろな皆さんがおっしゃることからだけではなかなか難しいという部分もございます。この辺は専門家の文化財審議委員さんのご見解、ご検討を待たないといけないんですけれども、いずれにしても、今当面できることは、その中でも審査の中でも、やはり重要なのは指定をした以上、伝承・保護していかなければいけない。そのためには、どのくらいの費用がかかるかというような観点の調査も重要でございます。今考えておりますのは、識者の意見を参考としながら検討してみたいということなんですけれども、その具体的には生育状態であり、木の勢いである樹勢ですね。来栖議員さんがおっしゃる樹勢がどうかということ进行调查するというでありまして、その樹勢が先ほどお話がありましたが、衰退しているようなお話もございましたが、もし衰退しているのであれば、回復治療の方法や費用の検討をまずはするということが大事なのかなというふうに考えています。そういったことはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

記録そのものがなかなか見つかるかどうかという問題になってくるかなというのも1つあると思うんですが、なかなか古いお宅とかに相談したり、学校に寄附・寄贈あるいはいろいろな関係が深かったうちなんか相談をして、できるだけそういうものの発掘にも努めていきたいというふうに思っております。

市長と教育長さんにちょっとお尋ねをしたいんですが、もしそこが証明されるかどうかは定かではありませんが、明治37年に植えたものだという事ならば、日本で2番目に古いソメイヨシ

ノの木になるわけですけれども、そういったものの価値というか、そういうものについていろいろお気持ちというか、活用面であるとか、そういったものについての気持ちをそれぞれお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

実務的には先ほど教育部長からお答えしたとおりでございます。

私の思いといいますか、1つは桜でありますけれども、毎年4月になりますと、桜の開花とあわせまして新年度が始まるわけでありまして、ことしもまた1年始まるなというそういう思いで大変気持ちも新たに、そして、また自分が元気でスタートできるのをこの時期になりますと、非常によい季節を迎えたなというふうに思っているところであります。魅力ある地域をつくっていく。あるいはまた市民が誇れる町をつくる。これはやっぱり経済的にも豊かになるということもそうであるかもしれませんが、ある意味では地域の自然とか、歴史とか文化とか、そういったものを地域の皆さんの心の中にしっかりと残して、そういうものを皆さんの活動で守って、そして自分たちの気持ちの中にそういう誇れる地域をつくっていく。これが大きなことになるだろうと思っています。そんな思いで下大津の大変古木の桜、非常に地域の大事な地域資源だと思しますので、何らかの形で守っていければ私もいいなというふうに思っています。そんな思いでございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

来栖議員の質問に答えたいと思います。

私も下大津小に行くたびに道路の反対側ですので、あの桜を見させていただいておりまして、今市長が述べましたように、かなりの古木で存在感のあるすばらしい桜の木だなというような認識をしております。

基本的には部長答弁と同じであります。客観的な観点で勉強をさせていただきまして、今後のあり方を考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

大変ありがとうございます。

桜の木が植わっている一角というのは先ほども申し上げましたが、下大津の古い小学校や役所があった場所で忠魂碑の場所に下大津の学校づくりの歴史というか、門柱であるとか、寄附碑であるとか、いろいろなものがそろっておりまして、遺族会の方々に今はお掃除を毎月していただいております。また、奉安殿という戦時中に天皇陛下を祭ったお社もいまだに残っております。日本でもきつと幾つも残っていないんじゃないかなというようなものであります。言いかえれば、当地区は、当市でも有数の歴史の宝庫的な場所に当たるかなと思います。

どうか市長におかれましては、保育所の統廃合の廃止、小学校の統廃合による廃止決定、地区公民館の統合廃止の方向、全てが地域からなくなっていく。下大津という村の名称や存在さえも消滅するという危機を感じている住民の心に思いをはせていただきまして、どうか保存の方向でリーダーシップをとっていただき、心配をしていただければありがたいなというふうに思う次第でございます。

続きまして、美並小学校周辺、あじさい館の桜についてあわせてですけれども、桜並木が続く東側というか、保健センターの敷地内まで現在は市の土地ですが、桜の木などは寄贈いただいたものというお話をお聞きしております。今ある財産をまちづくりや住民生活に生かすような創意工夫を要望するものです。現在、小学校歴史や整備やプール工事の際に桜の木を切るというような話は実際のものだったということがわかりました。地域にも何も相談しないままに進められたことについて、とても残念に思う次第です。私としましては、美並小学校北側県道沿いにせり出ているような枝などは交通安全上、危ないというふうに感じておりますので、北側についても東側についても枝の除去というのは仕方のないことだというふうに考えております。ただ、もともと伐採するのはできるだけ避けていただきたいというのが地域感情と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

美並小学校周辺エリアの桜の再質問にお答えをいたします。

学校の桜と聞きますと、まず思い浮かべることは入学式でございまして、子どもはもちろんですけれども、保護者にとっては感慨深く、また思い出としても長く記憶にとどめおかれるものというふうに考えております。

今回の工事では、まことに残念ではあるんですが、やむを得ず一部を多くは下枝を払って何とか残したいというふうに考えておりますが、一部はどうしてもスクールバスの進入に支障になるということから、伐採せざるを得ないかなというふうに考えております。

私どもとしましては、新しい統合小の歴史ということもございまして、記念樹ということも行いながら統合小の新しい歴史を学校と一緒にやっていくと、子どもたちと一緒にやっていくということもやっていきたいなというふうに考えておりますので、どうか、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

新しいものが始まる時には痛みも生じるというようなこともあるとは認識しております。できるだけ地域のご理解をいただけるようなご配慮をお願いしたいなというふうに思っております。

今回は下大津地区と美並地区の桜についての要望をさせていただきました。それ以外の地区においても、学校や公民館などが公共施設の多くに桜の木とか記念樹であるとか、そういったものが植えられているケースがあるかと思えます。多くの地区住民の皆様の思い出も詰まっている

ものと感じております。行政改革の観点から、公共施設の統合や廃止については、ある程度仕方ないものと理解できますが、学校の廃止で活力を失っていく地域で、住民の思い出まで一緒になくしていくというのはいかがなものかなという感じもいたします。

現在市では、公共施設を含む社会資本の更新問題、ファシリティーマネジメントを進めています。また一方では、地方創生の国の音頭で地方の活性化を図る施策も行われて政策の重要性も日に日に増していると考えられます。地域に暮らす住民の誇りというか、当市のよさを認め合うことからちょっとまちづくりも始まっていくのかなというふうに思っております。なかなかいい政策を掲げて住民が動いてくれない、乗ってくれなければ、なかなか絵に描いた餅になってしまうおそれもあるわけです。

坪井市長におかれましては、ぜひともそういった心の内というか、学校の統廃合が進んだのは霞ヶ浦地区です。千代田地区はまだ結論が出ていない部分もあります。地域にはいろいろさまざまな考えを言う方がおります。ですから、そういう思いをはせながら、また先人への敬意や感謝の念を持って、この地域の将来のために何が必要かというような振興策というようなテーマを持って、公共施設のマネジメントとは別に住民とあらゆる機会に相談をかけるような視線で臨んでいただければなというふうに思っております。心のこもった行政運営を要望させていただきます。

続いて、介護保険制度についてです。

費用負担の公平化ですけれども、今回提出された条例の変更は低所得者の保険料軽減措置というのですが、これと理解してよろしいか、お伺いをします。また所得や資産のある人の利用者負担を見直されるということですが、中身について教えていただくとともに、いつから実施かお願いをしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今回提出をさせていただいております介護保険条例の一部改正につきましては、議員さんのご理解のとおりでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

また、次の利用者負担の見直しについてでございますが、本年の8月から一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げるものでございます。2割負担とする所得水準につきましては、合計所得金額が160万以上、単身で年金収入のみの場合ですと、年収の280万以上でございますが、月額上限等の措置も講じるものでございます。また、施設利用の食費、居住費を補填する補足給付の要件では一定額を超える預貯金等でございますが、資産のある方を対象外とする見直しがされるものとなっております。よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

先ほど答弁の中で、要支援の対象者が現在介護給付として行われている訪問介護と通所介護が新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行することというのは理解できたんですが、その次の市町村が地域の実情に応じた取り組みができるものとなるというような部分とその次の実際の

サービス提供に当たり、現在のサービス提供者である高齢者施設に加え、多様な主体によるサービス提供体制の整備が求められていることから、制度の重要な要素であるとともに難しい一面を持ち合わせているというようなふうを考えているということだったもので、本当ちょっとわかりにくいで、1と2と教えていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

本日の会議時間は予定しております一般質問3名が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

約10分の休憩とします。

休 憩 午後 4時50分

再 開 午後 5時02分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、ご質問にお答えをいたします。

市町村が地域の実情に応じた取り組みの件についてでございますが、既存の介護事業所による既存のサービスに加えましてNPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供を可能とするもので、介護保険制度内でのサービス提供であり、財源更正も変わらないものとなっております。

また一方で、新たなサービス提供が可能となるNPO、民間企業等の取り組み想定につきましては、現在のところ不透明でございます。積極的な取り組みを促すなどの課題が考えられるところですが、本市におきましては、平成29年度の実施に向けまして制度構築の作業を進めているところでございます。よろしくご理解のほど申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

29年度からの実施に向けということでございます。幾つか私から提言をさせていただきたいんですが、福祉全般に言えることではあるかと思うんですが、介護関係に関しましても、事業者も多岐にわたる。用語やサービス名称などもふだん使わないものが多くあり、介護保険の受給者であっても難しいと感じます。ましてや現在健康な高齢者や健康な高齢者と暮らす世帯では何のことかなかなか理解できないこともあろうかと思えます。そのため2年後からの実施に向けて地域

のケア体制をつくっていくに当たって、今から丁寧にわかりやすく情報を小まめに地域に流しながら地域住民の意識や心構えの醸成を図っていただきたいなというふうに思っている次第であります。やっぱり地域のボランティア意識とか、助け合いの意識とか、そういう地域力を育て、担い手の養成やボランティアの養成も含めていかなければ、なかなか10年後を乗り切れるというようなことにはならないかと思しますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

一例ですけれども、千葉県松戸市では、高齢者の日常生活圏域でのニーズ調査を実施して、ADL得点から介護認定者数の推計に役立てているということで評価を受けているようです。

また、埼玉県和光市では、市の地域包括ケアシステムづくりに取り組み、地域包括支援センター内にコミュニティケア会議というのを立ち上げて、チームケアの支援、特に多職種、他制度との連結調整を重要業務として動いているということでございます。

さらには、北海道の当別市では、社会福祉法人がここ10年ぐらい福祉行政に携わって農作業を通じた高齢者の認知症対策というのが評価をされているというふうに聞いております。

かすみがうら市でも、地域ケアシステム推進事業というのを以前から実施をして一人一人の状況、困難ケースに応じたケア体制とか、そういうものをこれまでもつくってきたかというふうに思ひます。そういったところを広げていく。あるいは数を多くしていくとか、そういったことで高齢者だけ別につくるということではなくて、障害者であったり高齢者であったり地域で困っている人を面的にカバーできるような地域づくりをしていかなければ対処・対応が困難になるのかなというふうに思ひますので、地域ですできるだけ長く元気に安全に暮らしが続けられるような制度・政策、その構築を要望したいと存じます。

続いて、生活保護についてのことですが。

平成25年度の不正受給者が発表されて、全国で4万3000件、約186億円との報道を目にしましたけれども、当市のチェックの仕組み、体制などについて教えていただきたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ご質問にお答えをいたします。

毎年6月に課税が確定した時点で課税状況の調査を実施してございます。また家庭訪問の際にも収入状況の申告を求め、不正受給防止に努めておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

次に、生活困窮者自立支援制度の関係です。

制度の理念として、第2のセーフティネットとして全国的に拡充、包括的支援体制をつくるということから、目標として生活困窮者の自立と尊厳の確保、2番として生活困窮者の支援を通じた地域づくりが求められております。国は切れ目のない、そして待ちの姿勢でない早期の把握なども打ち出しているようですが、必須事業だけにとどまることなく、任意事業に関しましても今

後取り組むということですが、住宅確保支援、就労支援、緊急的な支援、家計再建支援、子ども学習支援、その他の支援体制構築などがあり、一部委任事業者では困難と思われます。

市の考え方、方針姿勢が問われますので、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

本市におきましては、現在地域ケアシステムによりまして、市民の方が住みなれた地域で自立をした日常生活ができるよう医療保険、介護福祉サービスを複合的・包括的に行い、支援をしているところがございます。

生活困窮者の支援につきましても、地域ケアシステムの支援策を参考にして、行政からのサービスのほか、地域での助け合いも必要であると考えておりますので、地元の区長さん初め、民生委員さんやボランティアさんなどのご協力をいただきながら情報の共有を図り、支援のネットワークを構築してまいりたいと考えているところがございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

当市におきましても、優良な中小企業や個人事業主がたくさんいると思いますので、生活困窮者の自立支援のための就労面のご協力を仰ぐような地域力をぜひとも構築していただきたいというふうに思います。

香川県の丸亀市では、NPO法人が職業訓練や地域若者のサポートステーションなどの事業を市から委託を受けて市内企業への紹介などを行っていると聞きます。

また京都府の長岡京市では、市と包括的提携をしている大学が委託事業として大学院生を講師に有償で頼み、そのほか大学生のボランティアなどで毎週木曜日に学習支援をしているということが載っておりました。まさに市を挙げて貧困の連鎖を防いでいこうというような取り組みの一例でございます。

当市におきましても、国の予算も入る状況だと思っておりますので、困っている世帯の自立支援を図る意味で地域を挙げて就労促進、あるいは貧困の連鎖を食い止めようという学習支援など、新たな住民参加の仕組みを構築ぜひともしていただければなということに要望したいと思っております。

最後になりますけれども、防犯灯の件でございますが、設置基準に沿って行政区長さんと相談をして取り組んでいただけるというような方向かと思っております。大変ありがたく感じております。しかし、基準に照らしていくと行政区内の行政区で設置すべきか。あるいは市で設置すべきか、県道なので県に要請すべきかというようなことも選択肢にはなってくるのかなと思うんですけれども、なかなか私自身は行政区に負担をかけたりすることも本意ではありませんので、よく相談をしてお願いしたいなということを感じております。どういう方向性になるか確認だけしたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お尋ねはいわゆる県道への設置の考え方ということだと思います。

先ほど来、申し上げてきましたけれども、防犯灯については、行政区によって管理をしているものと市が管理しているものもございまして、大枠で言いますと、おっしゃるように行政区内の防犯灯については、行政区の対応で、行政区と行政区の間の連絡道路については、市が管理しているような形となっております。

議員ご指摘のような県道等についても、防犯灯につきましては、県による設置はほとんどありませんで、市と行政区のいずれかで設置をしてきた経過がございます。県道でありましても、場所によって行政区の生活圏を横切る道路などで行政区として管理をいただいている防犯灯もがございます。人口密度の関係ですとか、道路延長が長い関係などで都市部とは事情が違う面がありますので、路線全体を明るくするような形で防犯灯を設置することは難しいところがあり、防犯上の必要性の高い箇所や通学路を優先して設置してきた経過もあろうかと思えます。

優先度によりある程度数を絞った形で対応せざるを得ない状況がございますので、これから設置する県道等の防犯灯についても行政区からの要望とあわせ緊急性、危険性を総合的に判断して設置をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

環境センターのアクセス道路の関係で池田石油のところと東京製綱のところの間の県道ということになるかと思うんですけども、実際今、道整備交付金事業として事業を進めている部分があるかと思えます。その間の県道について整備要望などをしていただいて、街路灯なんかも要望に加えていただければ市の財源というか、限りある財源なども有効に活用できるかなというふうに考えるところです。これは要望にとどめておきたいと思えます。

坪井市長におかれましては、諸課題が山積をしておりまして大変だと思います。そんな中で、今議会において幅広い行政経験を持ち、温厚で真面目な人柄の横瀬副市長さんが誕生をいたしました。

横瀬副市長さんには3年間行政を離れていたかと思えます。行政から離れた目で市の行政運営を見ていた部分があると思えます。私は非常に尊敬の念を持っている先輩の一人でありますので、今後はその3年間、市を見ていた目線というか、そういうものを我々にどんどんご指導をいただいて、住民から行政はこうあってほしいというような行政づくりにご指導を仰げればなというふうに感じておるところであります。

市長初め、各部長様の真摯なご答弁に感謝を申し上げまして、平成27年度第2回定例会での私の一般質問を閉じたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議規則第10条第1項の規定により明日6月6日及び6月7日の2日間は休会となります。

次回は、6月8日定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時20分

平成27年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

平成27年6月8日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第5号

日程第 1 議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について
議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)
議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について

日程第 2 議案第 50 号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 45 号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について

議案第 46 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 47 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 48 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について

日程第 2 議案第 50 号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 45 号ないし議案第 48 号

○議長（藤井裕一君）

日程第 1、議案第 45 号ないし議案第 48 号までの 4 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

11 番 佐藤文雄君。

○11 番（佐藤文雄君）

おはようございます。

それでは、議案第 46 号のかすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをいたします。

今回、介護保険法の改正で一部を改正する条例ということになっておりますが、低所得者の保険料軽減措置を今回、第 1 号保険料第 1 段階に限った理由は何でしょうか。これが第 1 点です。

それから、その軽減措置の財源について、これについてどのようになっているのかお伺いいたします。

以上 2 点です。

○議長（藤井裕一君）

一問一答式でお願いいたします。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、お答えをいたします。

低所得者の保険料軽減措置を第 1 号保険料第 1 段階に限った理由につきましては、地域におけ

る医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律によりまして、介護保険法の改正に基づきまして公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行うためのものがございます。よろしく申し上げます。

[「答弁になっていない。なぜ第1号保険料第1段階に限ったのか」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君、もう一度お願いします。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今回は法律に基づきましての第1号保険者に限った者だけの軽減措置を行うものです。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際に法律が改正されたからこれを提案したというのではなくて、当初は第1号第2段階、これが現行を0.5から0.3に、そして特例第3段階を0.75から0.5に、そして第3段階を0.75から0.7に変えようというふうに当初考えていたんですよ。これに約1億3000万円ぐらいの公費を投入するということがあったんですが、消費税増税を10%、これを先送りにしたということで今回の措置になった、第1号になったんですね。これが1号被保険者だとどれだけの軽減になるかと、前回というかも第6期に入りましたから、第5期の場合の保険料は幾らですか。

そして、今回のやつはこの中身ですと2万9160円に軽減されていますが、幾らぐらい軽減されたことになりますか。その辺に対して、今私が話をした消費税増税の問題がこの根底にあると。本来は今言ったような1段階から第3段階まで軽減するというふうな方向であったということは認識していますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、消費税に絡みましての部分なんですけど、29年4月には保険料軽減に対しましての完全実施として、ただいま佐藤議員さんがおっしゃられたようなことで国のほうでも予定しているというふうなことがございます。まだそれが確定してございませんので、今回は確定している部分のみの軽減措置というふうなところでございます。

また、保険料の軽減につきましては、月額で2,430円というふうなことで今までの額との差につきましては270円ほど軽減されるというふうなことでございます。

また、今回の公費につきましては、589万6800円を見込んでいますのでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ちょっと今、現行は0.5でしょう、基準が4,900円だったでしょう。0.5だと幾らなんですか。それと比較して、今現在が0.45になると月額何円で、年額何円軽減されるかというふうなきちっと言ってもらいたいんですよ。お答えできますか。3回までしかできないから、質問が。です

から私はこれできちっとした答えを求めているんですよ。実際に今言ったように、現行が幾らで現行でないのが、今の0.45にした場合は幾らなのか、このことについてきちっと答えてください。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時09分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えします。

まず、第5期の4,900円であった場合がございますが、0.5でございますと2,450円、それが0.05軽減するというようなこととなりますと2,205円というようなところでございます。また、今回の第6期の介護保険料につきましては、0.5でございますと2,700円、それを0.05の軽減措置を行いますと2,430円というようなことでございます。

また、第5期から第6期に上がった分での比較につきましては、軽減措置を行う前の割合0.5でございますが、その場合には5期と6期を比較しますと250円値上がりをしてございます。また、0.05の軽減措置を行った場合につきましては225円が増額というような額となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

数字的にちょっとわからないんですけども、現行が4,900円で……

○議長（藤井裕一君）

3回目です。

○11番（佐藤文雄君）

3回目でもいいんですよ、まともに答えていないんだから。議長の判断でまたやってもらえばいいんですけども、4,900円が0.5だと5,450円でしょう。そして今度は基準額が5,400円になったんじゃないか。5,400円ですよ。そうすると、コンマ45を掛けると2,430円になるんですよ。そうすると、2,450円引くと月額20円、20円マイナスになるんですよ。そしてそれが12カ月、1年ですから20掛ける12だと240円年間引き下がるというふうになるんですけども、この点確認していただきます。今のとちょっと違うんじゃないですか。違うから言っているんです。正しければ別にいいんですよ。どうですか。5,400円掛ける0.45じゃないの。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

4,900円の場合の0.5割ですと2,450円でございます。それを0.05の軽減措置を行いますと2,205円というようなことで、差としましては……

[佐藤議員「現行はそうだけれども、今度の改正でどうなんですかということ。よく聞いているのか」と呼ぶ]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員さんがおっしゃるように月額20円の差で、年額240円でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうことなんですね。それで今度は軽減の措置の財源についてお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

公費の負担でございますが、国が2分の1、県と市が4分の1ずつでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

金額もついでに言ってもらえればいいんですけども、ですから20円でしょう、月額は。20円だと国が10円、県が5円ですか、市が5円、これが12カ月分ということになりますよね。ですから本当に微々たるものなんです、いずれにしてもこの対象となる第1号被保険者数は何人なんですか。そして、そうなると総額は、人数掛ける金額になると思いますが、それは幾らになるのか、これについてお答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

対象者としてましては1,820名を見込んでございます。軽減の負担見込み額につきましては589万6800円でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

1号被保険者数はそうなんだけれども、今回低所得者層の第1号被保険者の第1段階の人の対象が何人になるんですかということなんです。ごめんなさい、1号被保険者全体の1,820人が対象ということなんです、第1段階の。そうですか。ということは1,820掛ける年間240円、そうすると43万6800円になりますが、この点の数字をもう一回確認して次の私の質問に移ります。

今度この介護保険制度の財源構成というのは、公費が50%、保険料が50%、その50%のうち今年度は第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%に変わりましたね。そうすると、今回の措置でその財源構成が若干変わってくると思いますが、どのくらいの影響、変化があるんでしょう

か。

それと、市が4分の1負担というふうに今おっしゃいましたが、そうするとその財源はどこから捻出するのでしょうか。一般財源でしょうか、お答え願います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、お答えします。

1,820名が対象でございまして、年額1人当たり240円でございますので43万6800円が見込まれるというような額でございます。

また、財源につきましては、市のほうにつきましては一般財源からの財源措置でございます。147万4200円になります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、もう一つ質問するように言ったんですけれども、240円の人数なんで……

○議長（藤井裕一君）

3回目が終わりました。次へ移ってください、佐藤議員さん、3回目終わりました。

○11番（佐藤文雄君）

2のやつの3回目だけ。

○議長（藤井裕一君）

はい、そうです。次へ移ってください。

○11番（佐藤文雄君）

後でまた細かく、議案審査特別委員会でやりたいと思います。

じゃ、よろしいですか。これは終わって次、退席してからまたですか。

○議長（藤井裕一君）

続けてやってください。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしてもそういう金額のことについてきちっと精査をしていただきたいなというふうに思うんですね。

今回、一般会計補正予算のことについて、基幹系電算システム管理事業のマイナンバー関連事業に伴う委託料についてお伺いいたします。

朝日新聞にこんな記事が出ていたんですね。「マイナンバー8割、準備まだ。国民一人一人に番号が割り振られるマイナンバー制度が来年1月から始まるのを前に、準備を手がけていない企業や地方自治体などが8割以上あることがわかった。準備が間に合わないところが続出するおそれがありそうだ」ということがまず1つ挙げられているんですが、これと関連しているのでしょうか。間に合わないというか準備が手がけられていない地方自治体に当市は入るのかどうかですね。

それと、今回問題は、年金機構がサイバー攻撃で、かなりの数がサイバー攻撃で情報が流出したという問題があります。国民は全然メリットはないんだけど、行政のほうでこれをやるんですが、セキュリティーの問題が一番問題。情報保護の問題で一番問題になってくると思うんですね。で、今質問したのは、1つは準備がまだなので準備のために今回委託をするということなのか、それとセキュリティーについてはどのようにこの委託の中にあるのか、その点についてお答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、お答えいたします。

まず1点の準備がどうなんだというような状況でございますが、今回の場合にはセキュリティー、情報流出とは別に、着々と事業実施へ向けたスケジュールを、工程を組んでおります。その中で、総務省の事業費の見込みが増加をしたという点につきまして3点ほどシステムの改修がございます。まず1点は、住民基本台帳のシステムの改修、それから税情報のシステムの改修、それから一番肝心な部分になってきますが、宛名管理のシステムの改修がございます。そういった大型改修により、今回の場合には補正予算で対応するというようなことでございます。市町村独自ではなくて、国の通達、国の制度スケジュールの中での、それに合わせた形の補正予算というふうに捉えていただければなというふうに思っております。

また、年金機構等の問題についてご質問があった件に関しましては、非常に制度面、システム面においても情報セキュリティーというものは大変重要な部分でもございます。そういう中で、今回の年金機構の場合によっては1台の端末において、いわゆる住民情報と言われる基幹系システムと内部情報系を1つの端末で扱っていたというようなところが問題かなというふうに私は思っております。

当市につきましては、基幹系システムと内部情報システムをそれぞれに分けて対応しているということでもございます。また、それらに関しましてのアクセス制限等についても、今後のマイナンバーカードを進めていく上で、アクセスができる職員、できない職員ときちっと分けていくのと、それから情報を暗号化するというのも一つ考えておりますので、これは国全体の中での制度の中で対応するという考えでもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、年金情報の流出、約125万件でしたね、これはメールを開いたらそれがウイルスに感染して、それをもたもたしているうちに本体とLANケーブルを抜かないでやったためにこれがどんどん拡大したという、そういう年金機構の情報管理の弱さということも指摘されていると思いますが、いずれにしても、今回の委託についてはこういう問題ではなくて、私が今朝日新聞のことを取り上げて、各自治体で準備がおくれているという意味での委託ではなくて、国が指示をしている委託、具体的な委託が、ですから当市だけではなく全国の市町村が今回こういう委託業務を発注する予定だということでの理解でよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、今回のナンバー制については非常にセキュリティーの問題では一度漏れたら大変な事態になるということ指摘されると思うんですね。今、年金機構が検証中だということで、これは逆にことしの10月から実施するということについては、かなり検討を要するということでも国会で審議されているようであります。

それで、もう一つは、マイナンバー制度導入に伴って個人情報保護条例、この改正条例を土浦市では今度の6月議会を出しているんですね。全県的にはそういうふうに先に6月議会に出しているのかどうか。本市は今回出さなかった最大の理由は何でしょう。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今回の土浦市の個人情報の関係でございますが、このマイナンバーカードに即して個人情報の保護条例を提案したというわけではないと思います。土浦市のほうに確認しましたところ、土浦市の税条例の中での一部変更があったもので、その部分について改正案を出したというふうに伺っております。個人情報の関係になりますと総務部になりますけれども、マイナンバー全体の個人情報で考えれば、これからの作業の工程の中でスケジュールどおりにそういう条例案のほうも提案させていただければというふうに思っております。

[「全県的にどうなんですか」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（木村義雄君）

恐らく全県的にはこの次の第3回あたりが個人情報の条例改正案が出てくるものというふうには考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということは、土浦のやつは一部の保護法の、条例の一部というか、大きな枠でのマイナンバー制度改正に伴うものではないというふうな認識でよろしいですか。そういうお答えで確認してよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

そういう認識をいただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。
以上で通告による質疑は終了いたしました。
ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第45号ないし議案第48号までの4件は、議長を除く全議員で構成する平成27年第2回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成27年第2回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに委員会を全員協議会室にて開き、正副委員長の互選を行ってください。
暫時休憩します。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時44分

○議長（藤井裕一君）

再開いたします。

休憩中に平成27年第2回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたのでご報告いたします。

委員長に川村成二君、副委員長に設楽健夫君、以上のとおり当選されましたのでご報告いたします。

日程第2 議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

本案は、霞ヶ浦北小学校大規模改造工事の仮契約を締結いたしましたので、本契約に切りかえるに当たり議会の議決をお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をいたさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、順次議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

工事名は、霞ヶ浦北小学校大規模改造工事で、工事場所はかすみがうら市下軽部地内でございます。契約の方法は一般競争入札で、請負金額は5億9126万7600円。契約の相手方はコスモ・鈴木特定建設工事共同企業体で、代表者は水戸市・コスモ総合建設株式会社。構成員はかすみがうら市稲吉南、鈴木林業株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第50号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

議案第50号の霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について質疑をします。

内容については議案審査特別委員会で行えばいいかなと思っております。そこで、簡単にお聞きしますが、1つは、今回一般競争入札でありまして、共同企業体方式にいたしました。前にも私は指摘したことがあるんですが、地元業者も組み合わせる方法をなぜとらなかったかという点に対して、今回地元の業者とのJVを組むというような形になったと思いますが、これについてまず1つお伺いいたします。

それから、参加者数、この入札に参加した業者、これは何社なのか。それから、もう一つは、この落札がどうなっているのか、特に予定価格に対して入札、今は予定価格ですね、契約ですから。入札の結果、落札の状況と落札率及び最低制限価格についてご答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

今回、JV方式による入札を実施いたしました。以前、議員さんのご指摘にもございましてお答えをいたしましたけれども、JV方式を採用していない時期がございましたが、こちらにつきましては不調等が続きまして、1本での契約の形態をとって、なおかつJV方式を採用していな

かったというふうに承知をしております。

しかしながら、昨今の情勢等を踏まえ、またご意見等も踏まえまして、共同企業体方式で本年度は工事をを行い、この請負工事についてもその方式を採用したということで、契約が成立いたしておりますので、このような同様の形で契約を行ってまいります。

次に、今回参加いたしました業者ということでございますけれども、共同企業体は4共同企業体でございます、そちらは構成員の数を合わせますと9社ということになってございます。2社での共同企業体が3企業体、また3社での企業体が1企業体ございましたので、業者数で申し上げますと9社ということになろうかと思えます。

次に、予定価格でございますけれども、今回は税抜き6億830万円でございますので、落札が5億4747万円ということで、落札率は90%となっております。

次いで、最低制限価格でございますけれども、こちらは5億4570万5000円となっております。以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

最初の答弁で、前回は不調が続いたので単独の入札ということにしたんだというふうに言っていました、その事実関係はよくわかりませんが、いずれにしても不調が続くかどうかじゃなく、まずこれはトライをしてみたのと、最初はJV方式じゃなくて単独のやり方でやったのかどうか、入札を考えたのかどうか。それはやらないで最初からJVというふうな形で今回は入札にかけたということなのかどうか、これが1つ。

それから、4社と言っておりますが、合計でJVも入れると9社だと。ところで、かすみがうら市で建築のこういう大規模改造工事にかかわって、この資格条件を持っている業者は一体どのくらいいたんでしょうか。これが2つ目です。

それから、90%が落札率、最低制限価格もほぼ近い状況になっているかと思うんですね。最低制限価格が5億4507万5000円、これに対して落札金額が5億4749万。いずれにしても最低制限価格も約90%若干切る、これが90%ということなんです、こういう問題についてどのように捉えているか、この3点お答えいただけます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

今回の契約の発注方式の検討の経過ということでございますが、これは発注担当課のほうで判断いただいておりますけれども、本年度になりましてからはその単一での発注の形態から分離の工事の形態で発注をしたものもございまして、その後JVで発注をしたものもございまして。それぞれの工事の金額等を考慮して、分離なのかJV方式なのか、その辺の判断をされているものというふうに私のほうでは承知をしております。

また、市でこの資格条件のある業者数でございますが、申しわけありませんがちょっと手元に資料を持ち合わせてございませんので、少しお時間をいただくか、後ほど提出をさせていただけ

ればというふうに考えてございます。申しわけありません。

次に、90%の落札率と最低制限価格もそれに近い数字ではないかということでございます。この予定価格のほうはずばり設計価格でございまして、歩切り等も行っております。そこへこの最低制限価格につきましても当日の9時で決定をいたしておりますので、適正な競争がなされた結果であるというふうに私のほうでは認識をしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、議案審査特別委員会、明日ですか、そのときに当市のこれにかかわって参加できる条件のある業者が幾つあるのか後で報告していただきたいと思います。

それと、落札率の問題で、最低制限価格と今回の落札率がほぼ近いと。それにまた近いところがまたあったんですね。その上が98.47%、その次が93.37%ということでございます。問題はこの落札した業者がどれだけの力を持っているか、従業員というか、この働く条件、いわゆる従業員がどれだけいるのかというのが問題だと思うんですが、これについてはしっかりした従業員が確保されているというふうに思いますが、それについては今の経営審査か何かでは、正式な従業員は当市の今回落札した業者は何人なんですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

申しわけありません。人数を記録した資料は持ち合わせてございませんが、議員ご指摘のように経営審査の中で当然そういう負担能力はあるというふうに判断されているものと理解しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3回目が終わりましたけれども。

○11番（佐藤文雄君）

今答えていないから。いいですか。

○議長（藤井裕一君）

質問を求めるんですか。

○11番（佐藤文雄君）

簡単に確認をしますから。

ですから今、議案審査特別委員会のときに経営審査でこの当市の、当該の落札した業者の人数、従業員数を今報告できなかったからきちっと報告してください、議案審査特別委員会で。お願いします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第50号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号の審査は、先ほど設置されました平成27年第2回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

休会について

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次いで、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のための明日6月9日から17日までの9日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

次回は6月18日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前10時59分

平成27年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第6号

平成27年6月18日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第6号

日程第 1 議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について
議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)
議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について

- 議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 請願第 3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願
- 日程第 3 委員会発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について
議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について
議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 請願第 3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願
- 日程第 3 委員会発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）
- 追加日程第1 議案第51号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第45号ないし議案第48号及び議案第50号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定についてないし議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について及び議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結についての5件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成27年第2回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成27年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君。

[平成27年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○平成27年第2回定例会議案審査特別委員会委員長（川村成二君）

平成27年第2回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成27年6月8日に付託されました議案第45号ないし議案第48号及び議案第50号について、6月9日に、市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第45号、第47号、第48号、第50号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第46号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ただいま議題となっている5件の議案の審査は、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により、委員長報告に対する質疑を省略いたします。

次いで、議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定についての討論を行います。

討論は ございませんか。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど委員長からご報告ありましたとおり、私ももちろん賛成でございますが、当市市制10周年という節目を迎えて、総合計画を見直す。その中で、私は1点、市長にぜひ今後そのターニングポイントとして、市長の姿勢をぜひ今後の総合計画の策定に向けて取り組んでいただきたいという念を含めて討論を申し上げます。

坪井市長、坪井市長が1期目のときにご決断された合併特例債事業第1号の跨線橋計画でございますが、こちらにつきましては、当市が財政健全化計画、もちろん全国的な財政を律する時期でもありました。私もこの跨線橋事業については、いろいろ厳しい意見を言わせていただきましたのも事実です。交通量調査が指数的にも1.5に至らないのに切り上げているなど、不可解な事業としての取り組みも見受けましたので、私も財政健全化という流れに沿って事業の凍結という方向にやむを得ず賛成して同意していた一員でございます。

しかしながら、今に至りまして、土浦市のおおつ野に総合病院が近く開院するということもあり、非常に需要の期待がさらに高まっている。もちろん市の執行部の皆さんとしてもそういった取り組みの向きがあるなということで伺うんですが、坪井市長が1期目のときに、その英断、凍結という選択を選ばれ、そして、また再度ここ2期目にして、かすみがうら市の総合計画の見直しの時期に、私はただ単に事業評価の中で簡単に再度総合計画の中に記載する、跨線橋事業計画というフレーズを書く。私はこれでは道理が足りないというふうに考える次第でございます。で

すから、私は本来この総合計画策定に関する条例の中で、その姿勢を示していただきたかったというのが本音でございます。

今後はこの制定を受け、市長が2期目就任後、市民の皆さん初め、跨線橋事業に大変期待を寄せていた当時の皆さんの思いを受け、坪井市長が凍結を決断されたのですから、そこにちゃんと道筋を根拠として積み上げていただきたい。当市は幾ら合併特例債事業とはいえ、まだまだ財源至らぬ市の身の丈であります。ぜひともこれを機会に市民の皆さんの意見を市長は就任後、さまざまところで伺ってきたとご答弁もいただいております。ぜひともこの跨線橋という需要に対して、市長の姿勢を今後この条例制定を機に積み上げていただいて、当市としての身の丈に合ったしっかりとした根拠の一つとして、この条例制定以外にも設けていただき、市民にご納得いただけるような選ばれた市長として示せるような市としての取り組みをご期待申し上げまして、私の本案に対する賛成の討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

介護保険料は、ことし4月から大幅に引き上げられました。その一方、医療介護総合確保推進法に基づき、低所得者対策として、第1段階の保険料を本則0.5から0.45と0.05引き下げるもので、財源は国・県・市町村で負担をいたします。この結果、保険料が大幅に引き上げられたため、低所得者の保険料軽減策をやっても、全体として値上げとなります。当市の介護保険料は10.2%の引き上げで、県内44市町村内では9番目に高くなっていますが、今回の改正条例案は介護保険

料の軽減措置を第1号保険料、第1段階に限ったため、当市では低所得者への保険料軽減策は微々たるものとなりました。

しかし、問題なのは、この軽減措置が消費税増税を財源にしていることであります。私は社会保障の財源は消費税増税に頼らず、大企業、大資産家への増税などに求めるべきだと考えます。公費を投入して介護保険料をもとに戻す。住民税非課税者までの軽減措置こそ実施すべきではないでしょうか。

よって、今回の条例改正には反対をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第46号は可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更についての討

論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第2 請願第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願

○議長（藤井裕一君）

日程第2、請願第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願につきましては、6月8日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第3号については全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第3号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、請願審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第3号の討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、請願第3号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第3 委員会発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

○議長（藤井裕一君）

日程第3、委員会発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）を議題といたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております案件は委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出をされております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思ます

が、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

本案は、委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

次いで、委員会発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、委員会発議第2号は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩します。

そのままお待ちください。

休 憩 午前10時19分

再 開 午前10時19分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

ただいま市長から、議案第51号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命についてが提出されました。

お諮りをいたします。

議案第51号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第51号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

追加日程第1 議案第51号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第1、議案第51号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第51号 かすみがうら市教育長の任命についてご説明を申し上げます。

本案は、大山隆雄氏をかすみがうら市教育委員会教育長として任命することについて、議会の同意をお願いするものです。

大山氏は、長年にわたりまして教職に奉職をされ、その教育経験に裏づけされました豊富な識見に加えまして、教育現場にも精通していることから、教育長として最適任者と判断をし、提案をさせていただくものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第51号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命について、ご説明をいたします。

本案は、現在、本市教育委員並びに教育長として活躍をされております大山隆雄氏が本年6月24日をもって任期満了となることから、同氏をかすみがうら市教育委員会教育長として最適任者と考え、任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期は本年6月25日から平成30年6月24日までの3年となります。

ご同意賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

14番 小座野定信君。

○14番（小座野定信君）

賛成ということ的前提といたしまして、何点か確認の意味をもちまして質問をさせていただきます。任命者である市長にご答弁をいただきたいと思っております。

ただいま市長、そして担当総務部長よりご説明があったわけでございますが、確かに経験、実績、そして人間性と、教育長にとっては申し分のない方を教育長に任命してくださったなということに安心をいたしております。

そういう中、法改正により、教育長の権限というものが非常に大きくなってきている現在でご

ざいますが、その中で、現大山教育長のお考えといたしますか、当然任命者であられる市長は確認をいたしていると思うんですが、国歌、国旗に対することが非常に社会問題となっており、中には国歌が流れても起立をしない先生方、そして、国旗に対しても一礼もできないような教職員も中にはおられるとありますが、教育長はどのようなお考えなのか。

もう一点でございますが、市内において霞ヶ浦地区は小中学校、統廃合がほぼ完了し、子どもたちも足並みをそろえてスクールバスで通学も始まったようでございます。

しかしながら、この千代田地区におきましては、まだまだ各小学校のPTA、そして各地域の方々の理解が得られず、統廃合が進まないような現状ですけれども、大山教育長にはこの統廃合、非常に期待しておりますが、市長が確認したところでは大山教育長はどのようなお考えでおられるのか、市長の口からご答弁いただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、小座野議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の国旗掲揚に対する教育長の考え方でございますが、ご承知のように、国旗の掲揚につきましては、小中におきましては義務化されているものというふうに理解をいたしております。また、日本にとりましてのまさしく象徴でございます、そういった中で教育長も推進をするという、そういう立場の考え方だというふうに私は理解をいたしております。

それから、もう一点、小学校の統廃合の問題でございます。ご案内のとおり、霞ヶ浦は一つの方向ができました。今急速に少子化が進む中で、千代田地区におきましても、この統廃合、最重要課題だというふうに認識をいたしております。これは教育長も私も一緒でございます。そういう中で、市民の合意と、それから、もう一つは、子どもたちの将来の教育のあり方、あるべき姿、そういったものの両方を考えながら、ともに力を合わせて取り組んでまいりたいと、そういうふうに教育長自身も考えておりますし、私も考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

14番 小座野定信君。

○14番（小座野定信君）

ありがとうございました。大山教育長のますますのご活躍をご祈念いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

だいま議題となっております議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託

を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

議案第51号は人事案件でありますので、先例により討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

次いで、議案第51号の採決を行います。

お諮りをいたします。

議案第51号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、これに同意することに決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時29分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤井裕一君）

大山教育長から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

大山教育長。

○教育長（大山隆雄君）

ただいま議員の皆様には重き任へのご同意をいただき、私ごと身の引き締まる思いであります。市民の負託に応えられますよう、議員の皆様や関係者の皆様のご指導をいただきながら、誠心誠意を尽くし、職務遂行に努めていきたいと考えております。何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

甚だ粗辞であります。挨拶といたします。

○議長（藤井裕一君）

ありがとうございました。

日程第 4 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第4、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これもちまして本日の会議を閉じ、平成27年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会といたします。

会期17日間にわたり、慎重なご審議、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会副議長 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄

かすみがうら市議会議員 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 鈴 木 良 道